広島市地域防災計画

（基本・風水害対策編）

目　　次

【地域防災計画～基本・風水害対策編】

第１章　　総則.....1
　第１節　計画の方針 1
　　第１　　計画の目的.....1
　　第２　　計画の体系及び位置付け.....1
　　第３　　計画の構成及び内容.....1
　　第４　　計画の修正.....2
　　第５　　細部計画の策定.....2
　　第６　　計画の習熟.....2
　第２節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則 2
　　第１　　基本理念.....2
　　第２　　基本原則.....2
　第３節　処理すべき事務又は業務の大綱 4
　　第１　　本市.....4
　　第２　　県.....4
　　第３　　県警察.....4
　　第４　　指定地方行政機関.....5
　　第５　　自衛隊.....5
　　第６　　指定公共機関.....5
　　第７　　指定地方公共機関.....5
　　第８　　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等.....5
　第４節　本市の概況 6
　　第１　　自然的条件.....6
　　第２　　都市的条件.....9
　第５節　災害の想定 10
　　第１　　台風や豪雨等による風水害.....10
　　第２　　地震による災害.....10
　　第３　　大規模な事故等による災害.....10
第２章　　災害予防計画.....11
　第１節　方針 11
　　第１　　計画及び事業推進.....11
　　第２　　市民と行政が一体となった取組.....11
　第２節　風水害予防計画 13
　　第１　　洪水予防対策.....13
　　第２　　高潮・津波災害の予防対策.....18
　　第３　　内水氾濫・滞水予防対策.....20
　　第４　　土砂災害・宅地災害等の予防対策.....20
　　第５　　風害予防対策.....24
　　第６　　雪害予防対策.....25
　　第７　　道路における災害の予防対策.....25
　　第８　　地下空間における災害の予防対策.....26
　　第９　　ライフラインにおける災害の予防対策.....26
　　第１０　孤立集落における災害の予防対策.....27
　第３節　火災予防計画 27
　第４節　都市の防災構造化の推進 28
　　第１　　不燃建築物の建築促進.....28
　　第２　　都市計画道路の整備.....28

第３　公園緑地の整備 28
第４　安全・安心な居住環境の確保 28
第５　所有者不明土地の活用等 28
第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備 29
第１　防災拠点施設等の機能確保 29
第２　防災施設の整備 30
第３　防災設備の整備 30
第４　防災資機材等の整備・調達 31
第５　消防力等の整備 31
第６節　避難体制の整備 31
第１　避難場所等の確保 31
第２　避難場所等の定義 31
第３　避難場所等に必要な機能 32
第４　避難場所等の基準 32
第５　浸水（洪水、内水、高潮、津波）からの住民の避難 34
第６　自主避難の際の避難先 35
第７　在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援 35
第８　多様な避難所の確保 35
第９　指定緊急避難場所等の開錠 35
第１０　指定避難所等の防災機能の強化 35
第１１　避難誘導体制の確立 36
第１２　避難情報を住民の避難行動につなげるための取組 36
第１３　住民への周知 36
第１４　避難体制整備の推進 36
第７節　防災教育・訓練及び調査研究 60
第１　防災知識の普及 60
第２　防災訓練の実施・指導 62
第３　防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮 63
第４　災害教訓の伝承 63
第５　防災に関する調査研究 64
第６　罹災証明書交付体制の整備 64
第８節　自主防災体制の整備 64
第１　自主防災組織の実践活動の促進 64
第２　地区防災計画作成の促進 66
第３　少年消防クラブ等の育成指導 66
第４　消防団の充実強化 66
第５　自主防犯組織の育成強化 67
第６　企業防災活動の促進 67
第９節　要配慮者に係る災害の予防対策 68
第１　要配慮者の現況 68
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 69
第３　避難行動要支援者に係る支援体制 70
第１０節　災害ボランティア活動の環境整備 72
第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 72
第２　広島県社会福祉協議会との連携 72
第３　災害ボランティアの受入体制 72
第４　災害ボランティアの安全確保 72
第５　災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等 73
第６　専門ボランティアの登録制度及びＮＰＯ・ボランティア団体の情報把握 73
第７　ボランティア保険制度 73
第１１節　帰宅困難者対策 73

第１２節　安否確認対策 74
第１３節　広域的な受援体制の整備 74
第１４節　業務継続計画の策定 74
第１５節　廃棄物・土砂の処理体制の整備 74
第１　災害廃棄物処理計画の策定 74
第２　ごみ及びし尿の処理体制の整備 74
第３　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備 75
第１６節　市域外からの避難者受入体制の整備 75
第３章　災害応急対策 76
第１節　方針 76
第２節　災害応急組織の編成・運用 76
第１　本市の災害応急組織 76
第２　勤務時間外における初動体制の確保 77
第３　注意体制 77
第４　警戒体制 78
第５　災害警戒本部 79
第６　災害対策本部 84
第７　職員の動員 104
第８　本部及び区本部間の相互応援 107
第９　職員の健康管理等 109
第３節　情報の収集及び伝達 110
第１　情報の収集・伝達体制 110
第２　気象情報等の収集及び伝達 115
第３　災害情報の収集・伝達及び報告 145
第４節　災害広報・広聴の実施 162
第１　広報活動 162
第２　報道機関への情報提供 163
第３　広聴活動 163
第４　広報・広聴状況の報告 163
第５節　避難対策 163
第１　注意喚起 163
第２　高齢者等避難 164
第３　避難指示、緊急安全確保 164
第４　避難誘導 167
第５　避難路の確保 167
第６　指定緊急避難場所等の開設等 168
第７　警戒避難体制に基づく避難対応 168
第８　市域外への避難者の受入要請 169
第９　指定避難所の開設・運営 169
第１０　在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援 171
第６節　食品・生活必需品の給与等 172
第１　救援物資の取得 172
第２　救援物資補給輸送拠点（２次拠点） 175
第３　炊き出しその他による食品の給与 175
第４　被服、寝具その他生活必需品の給与等 177
第７節　給水及び上水道施設応急対策 178
第１　災害発生時の連絡系統 178
第２　組織及び体制 178
第３　給水対策 180
第４　施設の応急対策 181
第５　水質事故対策 182

第８節　停電応急対策 183
第１　停電状況等の情報収集及び伝達 183
第２　公共施設の機能確保 183
第３　応急給水活動 184
第４　交通輸送機能の確保 184
第５　通信機能の確保 184
第６　医療機関の機能確保 184
第７　要配慮者対策 184
第８　衛生対策 185
第９　廃棄物・土砂の処理対策 185
第１０　文教対策 185
第１１　消防・救急救助体制の強化 185
第１２　食料品・生活関連用品の確保 185
第１３　支援協力の実施 185
第１４　広報・広聴活動 185
第９節　消防活動対策 186
第１０節　水防活動対策 186
第１１節　救難対策 186
第１　被災者の救出 186
第２　安否不明者への対応 187
第３　水難救助の措置 187
第１２節　医療・救護対策 187
第１　医療救護対策部の設置 187
第２　医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 187
第３　医療救護班等の編成及び活動 188
第４　災害拠点病院 190
第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援 190
第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援 190
第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援 190
第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援 191
第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援 191
第１０　医療機関等への応援要請 191
第１３節　保健衛生対策 193
第１　保健衛生対策部の設置 193
第２　被災者の健康管理 193
第３　被災地域の生活衛生指導 194
第４　特定動物の監視 196
第５　愛護動物の保護管理 196
第１４節　遺体の捜索・収容及び火葬等対策 196
第１　遺体の捜索 196
第２　遺体安置所の開設・管理運営 196
第３　遺体の検案 197
第４　遺体の搬送 197
第５　遺体の火葬 198
第１５節　廃棄物・土砂の処理対策 198
第１　特別清掃対策部の設置 198
第２　ごみ及びし尿の処理対策 199
第３　災害廃棄物及び土砂の処理対策 201
第４　有害物質の飛散等防止対策 201
第１６節　下水道施設応急対策 202
第１　下水道対策部の設置 202

第２　施設の応急対策……202
第３　下水の樋門の操作……202
第１７節　輸送対策……203
第１　道路交通応急対策……203
第２　海上交通応急対策……219
第３　緊急輸送対策……220
第１８節　警備対策……223
第１　災害警備体制……223
第２　災害警備活動……223
第１９節　住宅等応急対策……224
第１　応急仮設住宅の調達・供給体制の整備……224
第２　応急仮設住宅の建設……225
第３　応急仮設住宅等の供与……225
第４　住宅の応急修理……226
第５　被災建築物に関する指導・相談……226
第６　被災宅地危険度判定……226
第２０節　公共施設等応急対策……227
第１　応急対策の実施……227
第２　情報の収集及び連絡……227
第３　市民への広報等……227
第４　避難所としての対応……227
第２１節　文教対策……228
第１　文教対策部の設置……228
第２　学校教育における応急対策……228
第３　社会教育における応急対策……231
第４　Ｄ-ＥＳＴの派遣要請及び派遣支援……232
第２２節　応急公用負担……233
第１　公用負担命令権限の委任……233
第２　公用負担命令の行使……233
第３　応急措置の実施……233
第２３節　災害時における要配慮者等への避難支援等……235
第１　要配慮者の安否確認と要望の把握……235
第２　緊急援護の実施……238
第２４節　災害救助法の適用等……238
第１　災害救助法による応急救助……238
第２　小規模災害時の応急救助……241
第２５節　応援要請及び協力要請、応援派遣……242
第１　公共的団体等への協力要請……242
第２　広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請……250
第３　指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請……250
第４　他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）……251
第５　自衛隊への災害派遣要請……252
第６　緊急消防援助隊への応援等要請……255
第７　他都市への応援派遣……256
第２６節　災害ボランティアの受入……257
第１　市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置……257
第２　広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携……257
第３　受付窓口の設置……257
第４　災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供……258
第５　海外からの支援の受入……258
第２７節　区の応急対策……258

第１　活動方針……258
第２　活動体制……258
第３　被害情報の収集・連絡……258
第４　災害広報・広聴……258
第５　避難対策……260
第６　応急救助活動……261
第７　応急復旧活動……262
第８　緊急輸送……263
第９　応援要請……263
第１０　区応急対策実施計画の策定……263
第４章　災害復旧・復興計画……264
第１節　目的……264
第２節　復旧・復興の基本方向の決定……264
第３節　復旧・復興計画……264
第１　基本姿勢……264
第２　災害に強い都市構造の形成……264
第４節　生活援護計画……265
第１　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策……265
第２　被災者に対する支援……265
第３　被災者等に対する生活相談……267
第４　災害弔慰金・見舞金等の支給……268
第５　被災者生活再建支援金の支給……270
第６　貸付制度等……271
第７　市税の減免等……272
第８　住宅復旧融資等……274
第５節　企業等援護計画……275
第１　農林漁業関係の融資……275
第２　中小企業関係の融資……278
第６節　義援金の受入・配分計画……279
第１　義援金の受入の決定……279
第２　義援金の受付及び保管……279
第３　義援金の配分……280
第４　他の市町村が被災した場合の措置……280
第７節　公共施設災害復旧計画……280
第１　基本方針……280
第２　復旧計画……281
第８節　罹災証明書の交付……282
第５章　公益事業等防災計画……283
第１節　電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西　部水力センター）……283
第１　事業所の現況……283
第２　災害対策組織……283
第３　情報連絡体制……283
第４　防災業務施設および設備の整備……283
第５　風害予防対策……283
第６　浸水予防対策……284
第７　停電応急対策計画……284
第８　災害広報・広聴計画……284
第９　応急復旧活動……285
第１０　広島市との連絡体制……286
第２節　ガス施設（広島ガス株式会社）……291

第１　ガス施設の現況 291
第２　防災措置 293
第３　地震災害への対応 293
第３節　電信電話施設（西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社ＮＴＴドコモ中国支社） 298
第１　防災組織 298
第２　応急対策 298
第３　広島市災害対策本部との連携 299
第４　情報ネットワークの整備 299
第４節　交通輸送施設 301
第１　西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部 301
第２　日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店 307
第３　広島高速交通株式会社 310
第４　日本通運株式会社 315
第５　広島電鉄株式会社 318
第６　広島バス株式会社 326
第７　広島交通株式会社 327
第８　瀬戸内海汽船株式会社 331
第９　広島ヘリポート管理事務所 334
第５節　放送機関 341
第１　日本放送協会広島放送局 341
第２　株式会社中国放送 343
第３　広島テレビ放送株式会社 343
第４　株式会社広島ホームテレビ 349
第５　株式会社テレビ新広島 352
第６　広島エフエム放送株式会社 355
参考　風水害等対策の時系列一覧表 357
第６章　新たな防災気象情報の運用開始後の対応について 358
第１節　概要 358
第２節　読み替え箇所一覧 358

第１章 総則

第１節　計画の方針

≪危機管理室危機管理課≫

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、広島市防災会議が作成するものであり、広島市の地域に係る防災に関し、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、尊厳及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は次のとおりであり、本編を基本・風水害対策編として位置付ける。

また、本市では、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を「第６次広島市基本計画」に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしている。本計画における施策の実施により、災害に強いまちづくりの推進を図り、ＳＤＧｓの達成に貢献する。

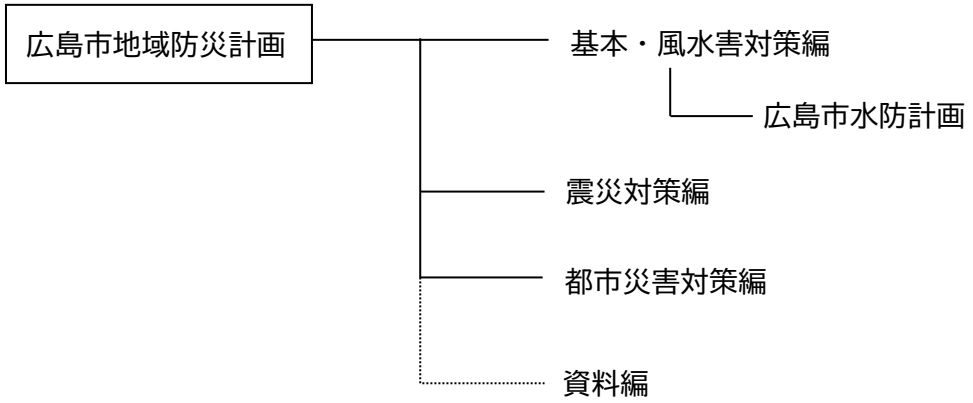

【災害に強いまちづくりの推進により達成を目指すＳＤＧｓ】

第３　計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

１　総則

本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。

２　災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

３　災害応急対策

災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として本市災害対策

本部がとるべき措置等について定める。

4　災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、本市が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

5　公益事業等防災計画

災害対策基本法第６条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災に関する計画で、これら機関が本市と一体となって行うべき災害予防・災害応急対策・復旧対策について定める。

第４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第５　細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくほか、関係機関等と連携して行う防災訓練等を通じて、必要に応じて適宜修正・見直しを行う。

第６　計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこれに関する他の計画の習熟に努める。

第２節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第１　基本理念

本市は、災害対策基本法第 2 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として災害対策を行う。

1　本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

2　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

3　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

4　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

5　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２　基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

1　本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、防災関係機関等の協力の下に、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。

　そのため、本計画において、防災関係機関や公共的団体等が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどにより、当該団体との連携強化を図る。

2　県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

3　指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については、本市等に対する指導・助言、その他適切な措置を行う。

4　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

5　市域内の公共的団体は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり本市が実施する業務について本市の要請に基づき協力する。

⑴　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、公衆衛生推進協議会等
　被害調査その他の災害応急対策

⑵　地方独立行政法人広島市立病院機構、医師会及び医療施設、社会福祉施設等の管理者
　医療救護、被災者の収容等の応急救助

⑶　青年団、女性会、社会福祉協議会等
　炊出し、飲料水の供給、被服・寝具の給（貸）与その他応急救助

⑷　(一財)広島市都市整備公社防災部、防火連絡協議会、危険物安全協会、少年消防クラブ等
　防災思想の普及・啓発への協力

⑸　住民の隣保協同の精神に基づく町内会･自治会、自主防災組織等自治組織
　住民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策への協力

6　防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対して自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

7　本市及び防災関係機関等は、要配慮者に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

8　本市及び防災関係機関等は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。

9　市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、市民相互で避難情報などの連絡がとりあえる体制作りに取り組み、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

10　広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

　また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第３節　処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第１　本市

1　防災に関する組織の整備
2　防災に関する調査・研究
3　都市防災化事業の推進
4　防災に関する施設及び設備の整備・点検
5　防災に関する物資及び資材の備蓄・整備
6　防災知識の普及並びに防災教育及び訓練の実施
7　市域内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導
8　消防・水防活動その他の応急措置
9　避難情報の発令、避難者の誘導並びに避難場所等の開設
10　被害状況の調査
11　災害情報の収集・伝達
12　被災者の救出・救助等の措置
13　災害時における保健衛生・文教対策等
14　災害時における交通・輸送対策等
15　災害時におけるボランティア活動の支援
16　災害に関する広報及び広聴の実施
17　震災時における被災建築物応急危険度判定
18　震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
19　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止措置
20　災害復旧・復興
21　広島市防災会議に関する事務
22　広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第２　県

1　津波警報等の伝達
2　災害情報の収集及び伝達
3　被害調査
4　災害広報
5　被災者の救出、救助等の措置
6　被災施設の応急復旧
7　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
8　被災児童、生徒等に対する応急教育
9　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
10　災害時におけるボランティア活動の支援
11　被災建築物応急危険度判定
12　被災宅地危険度判定
13　広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第３　県警察

1　被害状況の調査その他関係情報の収集及び即報
2　通信の確保
3　被災者の救出・救助等の措置
4　避難路及び緊急交通路の確保並びに県内への車両流入の抑制
5　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
6　死体の検視等及び身元確認
7　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
8　不法事案の予防及び取締り

9　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
10　被災者対策
11　迷い子等の保護並びに行方不明者の届出受理及び手配
12　広報活動
13　関係機関による応急対策に対する協力

第４　指定地方行政機関

中国四国管区警察局、中国四国防衛局、中国四国管区行政評価局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、中国地方測量部、広島地方気象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第５　自衛隊

1　人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
2　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第６　指定公共機関

独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社 NTT ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第７　指定地方公共機関

広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たをの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、（一社）広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社、双葉運輸株式会社、マツダロジスティックス株式会社

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第８　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(一財)広島市都市整備公社防災部・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等の産業経済団体、（地独）広島市立病院機構・医師会・病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設の管理者等、自主防災組織及びその他公共的な活動を営む者等

○　各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本市の行う防災活動に対する協力

第４節　本市の概況

第１　自然的条件

１　位置

本市は、広島県の西部に位置し、広島湾に面している。

市の北端は山県郡北広島町に接する安佐北区安佐町鈴張北部であり、南端は広島湾内の似島南端であり、南北は約 35km である。

また、市の東端は安芸高田市に接する安佐北区白木町井原東部であり、西端は廿日市市吉和に接する佐伯区湯来町であり、東西は約 50km である。

広 島 市 域 図

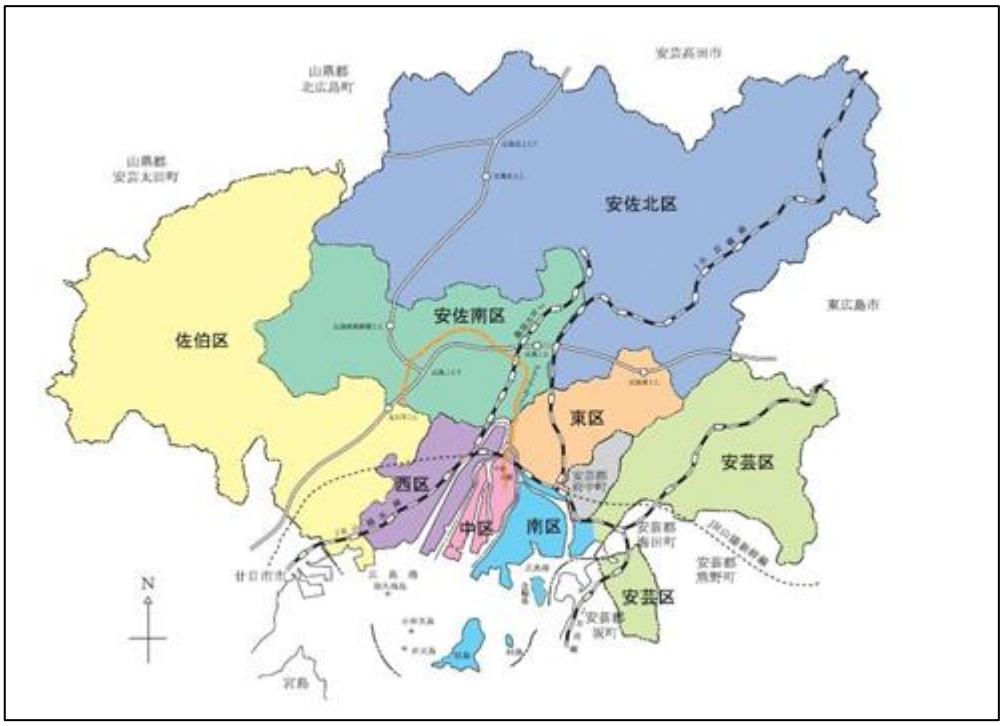

２　地勢

市域内の平地の大部分は、太田川流域に形成された沖積平野からなる。可部から祇園付近までの平地は主に太田川氾濫原により形成されるが、三篠付近からは太田川三角州が開け、平和大通り付近から広島湾の範囲は干拓や埋立てによって人工的に陸化された地形であり、地盤が海水面より低い「ゼロメートル地帯」が存在する。また、これとは独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近、西部の八幡川河口付近にも低地が開けており、現在では埋立て等に伴い連続性を有した平地となっている。

これらの平地を取り囲む形で広範囲に山地・丘陵地が広がり、北部、東部、西部には標高 600m 以上の山岳も多く存在する。

３　地質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ケ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

このように、旧市域の市街地の大半は軟弱な地層であり、構造物の建築に際しては、耐震に一段の考慮を必要とし、また、周辺部では花崗岩の風化層の崩壊によるがけ崩れや土砂流出等の災害のおそれがある。

地　質　図

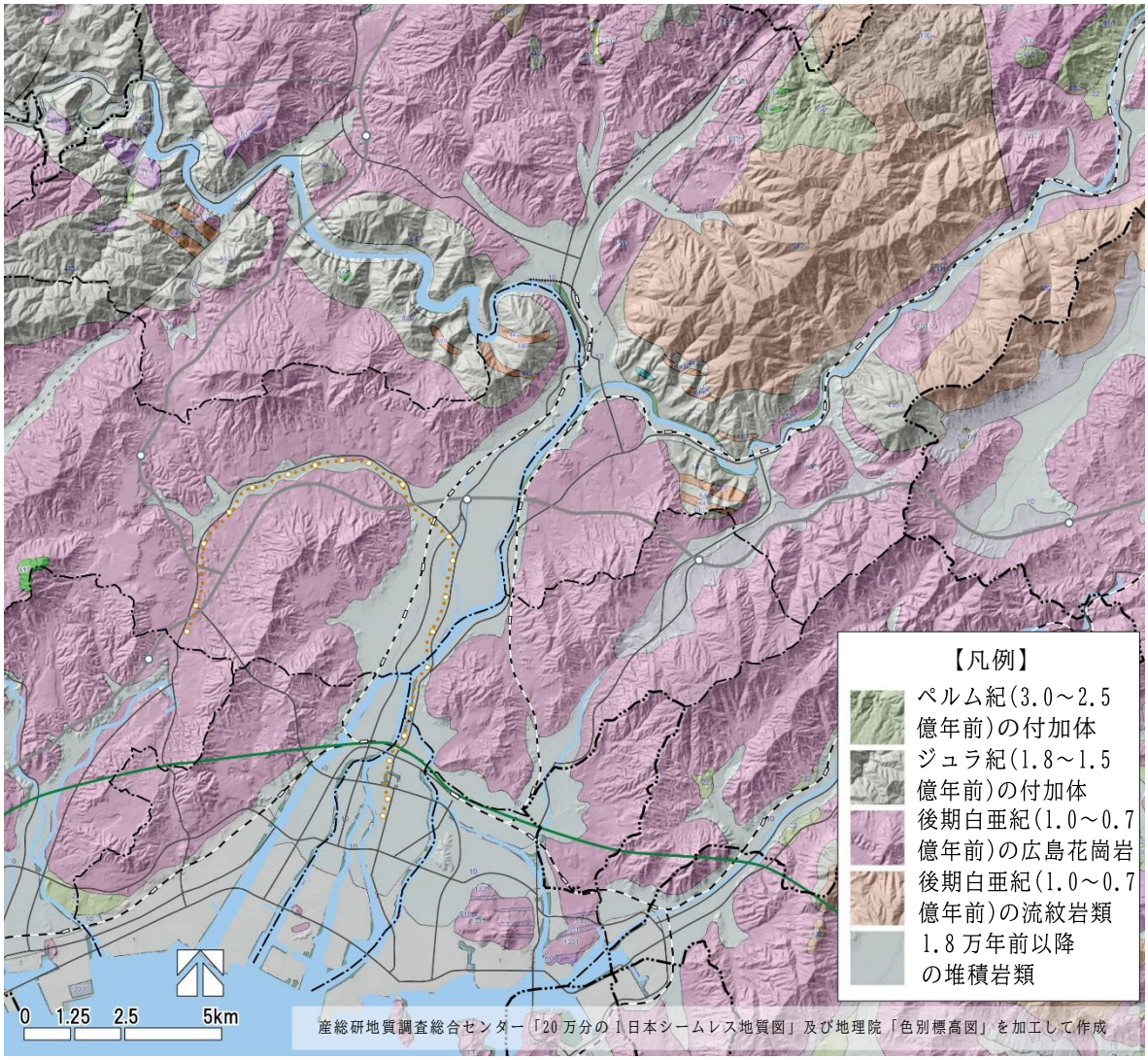

4　気候

本市の気候は、温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。

平年値（統計期間 1991～2020 年）の月平均気温は 1 月 5.4℃、８月 28.5℃、年平均 16.5℃と比較的温暖であり、降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 1,572.2 ㎜と瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び８・９月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。

5　災害環境

⑴　台風常襲地帯

本市は昭和 34 年に、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）に基づく総理府告示により、台風常襲地帯として指定されている。

⑵　洪水浸水想定区域

本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深その他国土交通省令で定める事項も公表されている。

指定河川名	作成主体	指定年月日
太田川水系太田川	国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所	平成29年4月19日 令和2年3月30日区域変更
太田川水系根谷川		
太田川水系三篠川		
太田川水系天満川		平成29年4月19日
太田川水系旧太田川		
太田川水系元安川		
太田川水系古川		
太田川水系安川	広島県西部建設事務所	
太田川水系三篠川		
太田川水系鈴張川		
太田川水系南原川		平成30年5月18日
太田川水系水内川		平成30年5月18日 令和4年1月13日
太田川水系御幸川		令和4年1月13日
太田川水系三滝川		
太田川水系山本川		
太田川水系東山本川		
太田川水系新安川		
太田川水系二又川		
太田川水系中山川		
太田川水系戸坂川		
太田川水系矢口川		
太田川水系落合川		
太田川水系諸木川		
太田川水系奥畑川		
太田川水系前原川		
太田川水系大塚川		令和6年6月10日
太田川水系堂の迫川		令和4年1月13日
太田川水系奥迫川		
太田川水系小河原川		
太田川水系麻下川		
太田川水系湯坂川		
太田川水系河津川		
太田川水系関川		
太田川水系栄堂川		
太田川水系根谷川		令和4年1月13日 令和4年6月9日
太田川水系桐原川		令和4年1月13日
太田川水系山倉川		
太田川水系大毛寺川		
太田川水系行森川		
太田川水系吉山川		
太田川水系小河原川		令和6年6月10日
太田川水系高山川		令和4年1月13日
太田川水系伏谷川		
太田川水系打尾谷川		
太田川水系府中大川		令和4年6月9日
太田川水系京橋川		令和4年9月5日
太田川水系猿猴川		
八幡川水系八幡川		令和3年3月29日
八幡川水系石内川		令和4年1月13日
八幡川水系梶毛川		
八幡川水系木末川		
岡ノ下川水系岡ノ下川		令和3年3月29日
瀬野川水系瀬野川		令和2年5月22日
瀬野川水系畑賀川		令和4年1月13日
瀬野川水系熊野川		
矢野川水系矢野川		
尾崎川水系尾崎川		

⑶　土砂災害警戒区域

本市域においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、広島県知事により平成 15 年 3 月 31 日に全国で初めて土砂災害警戒区域が指定され、以降順次指定されている。

（資料編）　１－４－１　広島市の気温・降水量・風向・風速等
１－４－２　過去の災害状況

第２　都市的条件

１　人口

人口は、国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日実施）によれば、全市では 1,200,754 人であり、行政区別の人口は、安佐南区の 247,020 人が最も多く、次いで西区、南区、中区、佐伯区、安佐北区、東区、安芸区の順となっている。

面積 1 ㎢当たりの人口密度は、全市では約 1,324 人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では約 5,120 人、周辺部では約 763 人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ約 6.7 倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区　　分	人　口　（人）	人口密度（人／㎢）	面　積（㎢）
総　　数	1,200,754	1,324.3	906.69
中　　区	142,699	9,314.6	15.32
東　　区	119,353	3,027.7	39.42
南　　区	145,805	5,510.4	26.46
西　　区	190,232	5,342.1	35.61
安佐南区	247,020	2,110.7	117.03
安佐北区	138,979	393.3	353.33
安 芸 区	77,103	819.5	94.08
佐 伯 区	139,563	619.1	225.43

注）面積は国土交通省国土地理院「令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

２　建築物等

⑴　建築物の推移

市域における建築物の推移を見ると、令和 6 年度末の総数は 44,573 棟で、前年度比 116 棟増加している。

⑵　用途別分布状況

市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが、近年各用途とも分散傾向にある。

⑶　中高層建築物（４階建以上）

市域における中高層建築物（４階建以上）は、令和 6 年度末日現在 15,665 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。

この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。

３　危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設（以下本編において「危険物施設等」という。）

市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 6 年度の総数は、危険物施設 1,739 件、高圧ガス施設 2,057 件、火薬類施設 53 件で、危険物施設は平成 7 年度をピークに減少傾向にある。

（資料編）　１－４－３　建築物の推移と分布状況
１－４－４　中高層建築物の分布状況
１－４－５　危険物施設の推移と分布状況

第５節　災害の想定

この計画において想定する災害は、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

なお、台風や豪雨等による風水害に係る被害の予測を具体的な数値として算出することは現段階では困難であることから、今後の国等の調査研究を踏まえて対応することとする。

また、台風や豪雨等、地震は自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

第１　台風や豪雨等による風水害

１　高潮による浸水
２　洪水による浸水
３　低地帯等の内水氾濫による浸水
４　大雨による土石流・がけ崩れ等
５　強風・竜巻による家屋の倒壊等

第２　地震による災害

（別編「震災対策編」による。）

第３　大規模な事故等による災害

（別編「都市災害対策編」による。）

第２章 災害予防計画

第１節 方針

《危機管理室》

第１ 計画及び事業推進

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものであり、その内容については以下の各節に定めるところによる。

また、日頃から地域の防災力を高めるとともに、災害時には被害を最小限に抑えることができるように体制整備に取り組み、災害に強く安心して生活できるまちづくりを進めていくため、市民に対する防災意識の普及や市民・事業者・行政が連携した防災訓練等に取り組むとともに、災害時に迅速かつ円滑に災害対策を行うことのできる情報収集・連絡体制の整備などに平時から取り組むこととする。

第２ 市民と行政が一体となった取組

災害に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、自らの命は自らが守る（自助）、自分たちのまちは自分たちで守る（共助）、防災の主体は市民自身である、という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

１ 防災まちづくり

地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動を「防災まちづくり」と定義し、すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造をその目標とする。

２ 市民と行政の役割分担

災害予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列ごとに整理すると、次のとおりとなる。

⑴ 災害による被害を出さないために

区　分	市　民	広　島　市
個別建築物等の整備	○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転	○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○民間建築物耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	○防災まちづくり事業への取組	○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

⑵　災害による被害を軽減するために～人命救助・救護

区　　分	市　　民	広　島　市
資機材等の整　　備	○救急セット（包帯･三角巾･消毒薬等）の整備	○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備
訓練等の実　　施	○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施	○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整　　備	○近隣の要配慮者の把握	○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備
そ　の　他		○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

⑶　災害による被害を軽減するために～消火活動

区　　分	市　　民	広　島　市
資機材等の整　　備	○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備	○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実　　施	○消火器･バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施	○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整　　備	○自主防災組織と事業所との応援協定の締結	○他の消防本部等との応援協定の締結

⑷　安全に避難するために

区　　分	市　　民	広　島　市
資機材等の整　　備	○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備	
訓練等の実　　施	○避難誘導訓練の実施 ○避難場所等・避難経路等の確認	○避難誘導訓練に対する助言・指導
協力体制の整　　備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の要配慮者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
そ　の　他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所等・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

⑸　避難所での円滑な生活を過ごすために

区　　分	市　　民	広　島　市
市街地等の整　　備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整　　備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出し品の準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○保健衛生体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実　　施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練の実施	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整　　備	○指定避難所運営マニュアルの検証訓練の実施 ○災害ボランティア活動への参加	○指定避難所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

⑹　正常な市民生活の回復のために

区　　分	市　　民	広　島　市
ライフラインの復旧		○ライフライン復旧体制の整備
応急仮設住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定
生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出し品の準備、保険・共済への加入	○罹災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

第２節　風水害予防計画

第１　洪水予防対策

１　河川の状況《下水道局河川防災課》

区分	河川名	延長	管理	摘要
		km		
一級河川	太田川	73.80	国	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
	天満川	6.40	〃	中区、西区
	旧太田川	8.67	〃	中区、西区、東区
	元安川	5.40	〃	中区、南区
	古川	7.20	〃	安佐南区
	根谷川	5.45	〃	安佐北区
	三篠川	9.45	〃	〃
	戸坂川	0.10	〃	東区
	京橋川	6.20	県	中区、東区、南区
	猿猴川	5.50	〃	南区
	府中大川	5.50	〃	東区、南区
	中山川	2.00	〃	東区
	戸坂川	1.37	〃	東区
	二又川	1.10	〃	東区
	三滝川	0.32	〃	西区
	八幡川	1.35	〃	西区
	八幡川放水路	1.19	〃	西区
	山本川	3.10	〃	西区、安佐南区
	東山本川	0.45	〃	安佐南区
	安川	5.00	〃	〃
	奥畑川	3.80	〃	〃
	大塚川	2.94	〃	〃
	新安川	0.60	〃	〃
	吉山川	21.20	〃	安佐南区、安佐北区
	高山川	1.90	〃	安佐北区
	小河内川	12.50	〃	〃
	鈴張川	5.50	〃	〃
	行森川	4.00	〃	〃
	大毛寺川	5.30	〃	〃
	根谷川	11.45	〃	〃
	南原川	7.70	〃	〃
	桐原川	2.50	〃	〃
	山倉川	0.94	〃	〃
	矢口川	1.15	〃	〃
	諸木川	3.20	〃	〃
	落合川	1.20	〃	〃
	奥迫川	0.75	〃	〃
一級河川	小河原川	4.00	県	東区、安佐北区
	麻下川	2.50	〃	安佐北区
	湯坂川	3.40	〃	〃
	三篠川	32.95	〃	〃
	河津川	4.40	〃	〃
	関川	13.70	〃	〃
	栄堂川	8.90	〃	〃
	御幸川	1.82	〃	西区
	堂の迫川	0.59	〃	安佐南区
	前原川	1.40	〃	〃
	水内川	22.10	〃	佐伯区
	伏谷川	4.60	〃	〃
	打尾谷川	8.43	〃	〃
二級河川	八幡川	21.50	県	西区、佐伯区
	瀬野川	22.50	〃	南区、安芸区
	畑賀川	3.30	〃	安芸区
	熊野川	14.20	〃	〃
	矢野川	3.20	〃	〃
	尾崎川	1.85	〃	〃
	石内川	8.73	〃	佐伯区
	岡ノ下川	2.79	〃	〃
	梶毛川	5.50	〃	〃
	木末川	5.13	〃	〃
準用河川	寺山川	0.90	市	東区
	岩上川	1.53	〃	安佐北区
	榎山川	0.66	〃	安芸区
	中道川	0.68	〃	佐伯区
	堀川	2.52	〃	中区
普通河川	中山川ほか655河川	541.06	市	東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区

（注）延長は、市域外も含む河川の総延長

2　河川の改修

⑴　太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

ア　下流デルタ域

㋐　放水路

放水路工事は、昭和７年度から着工し、己斐・福島地区の掘削、浚渫、護岸等の一部が施工され、戦争による中断後、昭和 21 年から再開されたが、用地買収、漁業補償問題等が難航した。しかし、昭和 26 年から 30 年にかけて、これらも順次解決し、その後は工事も順調に進み、昭和 40 年には、分派口の放水路可動堰（祇園水門）及び本川側分水堰（大芝水門）等の建設工事がそれぞれ完成し、昭和 40 年５月に待望の通水を行い、現在は護岸、床止など一部を残して完成に至っている。

㋑　市内派川（旧太田川、天満川、元安川）

市内派川については、昭和 45 年に旧太田川、同 46 年に天満川、同 47 年に元安川が国管理区間に編入された。これらの派川のほぼ全区間が高潮の影響を受けるため高潮対策事業として改修を促進している。

イ　下流部

昭和 18 年 9 月、同 20 年 9 月の再度にわたる出水により、昭和 21 年度から可部地区の改修に着手したが、重点が放水路に置かれていたため、下流部の改修は遅れ気味であった。放水路通水後の昭和 41 年度からは小田、川内、東原、矢口、温井地区の改修が促進され、派川古川の締切りも昭和 44 年度をもって完了した。

その後、堤防の強化を図るため、高水護岸等の整備を行っている。

ウ　中流部

昭和 47 年 7 月の洪水による大災害を契機に、昭和 50 年 4 月、同 51 年 5 月及び同 52 年 4 月の３回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の集落を守るため築堤護岸を施工することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。また、平成１７年９月洪水による浸水被害を踏まえ、河道掘削、堤防整備等を行っており、平成２８年度には同洪水に対する床上浸水対策が完成している。

エ　支川

三篠川は、昭和 40 年 6 月、同年 7 月の再度にわたる大災害のため、昭和 40 年に緊急 3 箇年計画を策定して、災害復旧との合併施工により、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和 42 年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。また、平成 30 年 7 月豪雨による浸水被害を踏まえ、段階的な堤防整備や河道掘削を行っており、令和 7 年 6 月には 1,200m^3/s 河道が完成し、引き続き 1,600m^3/s 河道の整備を進める予定である。

根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和 43 年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は極めて狭小であるうえ、堤防が低く老朽が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。

古川は、従来太田川の洪水流の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和 44 年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成及びレクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。

オ　太田川計画高水流量

令和 6 年の気候変動を踏まえた太田川水系河川整備基本方針の変更にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において 14,300m^3/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 6,300 m^3/s を調節し、河道への配分量を 8,000 m^3/s とした。計画高水流量は、加計において 3,900 m^3/s とし、下流支川と合わせ、可部において 6,700 m^3/s、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において 8,000 m^3/s とし、玖村地点の下流の支川古川からの流量を合わせ、8,300 m^3/s とした。なお、市内派川分派点において旧太田川に 3,500 m^3/s を分派し、太田川（放水路）は河口まで 4,800 m^3/s とした。

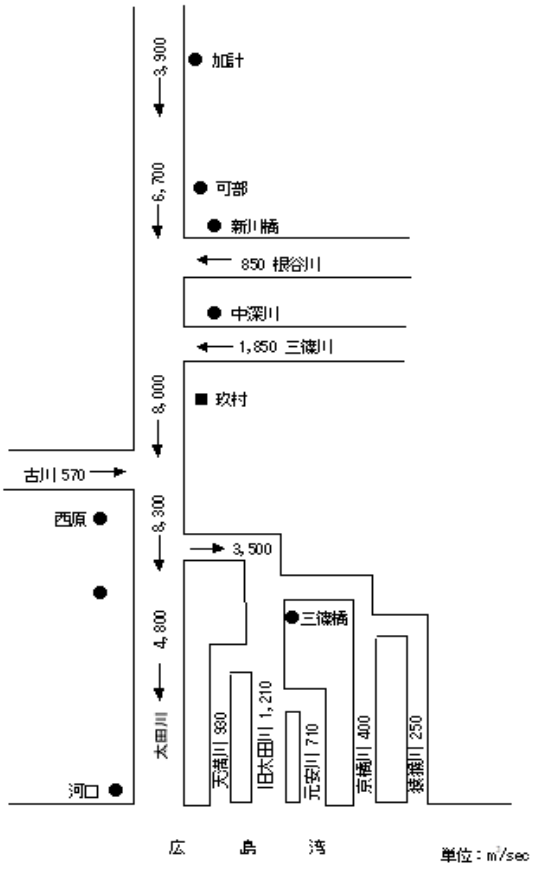

⑵　県管理河川の改修《県河川課》

ア　一級河川　安川

安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、古川合流点から大塚川合流点までの約 7,900m を対象に、安川下流地点における計画高水流量 450 ㎥/s として改修を進めている。

イ　一級河川　三篠川

三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、平成 30 年 7 月豪雨の被害を踏まえ、流下能力の不足する区間の合計約 9,800m（うち平成 30 年 7 月豪雨の改良復旧区間約 7,500m）を対象に，三田橋地点における計画高水流量 1,200 ㎥/s として改修を進めている。

ウ　一級河川　小河原川

小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、平成 9 年度より東区の計画区間約 1,500m を対象に、広島市が計画高水流量 100～140 ㎥/s として改修を進めている。

エ　一級河川　府中大川

府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。

現在、上流の約 750m の区間について、計画高水流量 100 ㎥/s として改修を進めている。

オ　一級河川　鈴張川

鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間の合計約 2,540m を対象に計画高水流量 260～350m3／s として改修を進めている。

⑶　準用河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する準用河川は、５河川（寺山川、岩上川、榎山川、中道川、堀川）で、総延長は 6,290ｍである。

寺山川は、東区福田地区を流下し、一級河川小河原川に流入する流域面積 1.63 ㎢、流路延長 900ｍであり、岩上川は、安佐北区岩上地区を流下し、一級河川落合川に流入する流域面積 1.29 ㎢、流路延長 1,530ｍであり、榎山川は、安芸区瀬野川地区を流下し、砂防指定地内河川榎山川に流入する流域面積 3.16 ㎢、流路延長 660ｍであり、中道川は、佐伯区五日市地区を流下し、砂防指定地内河川野登呂川に流入する流域面積 0.29 ㎢、流路延長 680ｍであり、これらの流域は、近年急速に市街化が進み、流出量の増大が予想されている。

このような現状に対処するため、昭和 62 年度より寺山川、平成元年度より岩上川、平成２年度より榎山川・中道川について準用河川改修事業による整備に着手し、すべての河川において改修を完了した。

⑷　普通河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する普通河川は、655 河川で総延長は約 541 ㎞(令和 7 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 ㎜の降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

⑸　ため池の整備《経済観光局農林整備課》

明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。

⑹　流域治水の取組《下水道局河川防災課》

気候変動により、近年、頻発・激甚化する水災害に対応するため、一級・二級河川を対象として、流域治水プロジェクトが策定されたことに伴い、流域全体のあらゆる関係者が連携の下、河川改修をはじめとする様々な治水対策に取り組んでいる。

３　警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》

⑴　警戒避難体制

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定を受けた洪水予報河川又は水位周知河川における洪水浸水想定区域については、円滑、かつ、迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）、ハザードマップの活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法及び避難場所等

イ　地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（資料編２－２－２）

なお、対象となる地下街等及び要配慮者利用施設は次のとおりとし、これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（要配慮者利用施設については自衛水防組織が設置された場合）に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム等による。

【対象となる地下街等】

1　地下街及び地下で地下街に接続する施設 2　地下で地下道に接続する施設及び当該地下道

【対象となる要配慮者利用施設】

利用者の多くが要配慮者（高齢者、障害者、判断能力が不十分である未成年者等）であり、避難情報発令時において、施設管理者が利用者を避難場所まで誘導する必要がある施設（相談、レクリエーション事業のみの施設は除く。）を対象とする。

対象となる要配慮者利用施設の区分は、次のとおり。

1　社会福祉施設
⑴　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅
⑵　通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、１日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所
⑶　療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所
⑷　救護施設
⑸　原爆養護ホーム
⑹　保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設
⑺　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所
⑻　児童館、放課後児童クラブ
2　学校
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）
3　医療施設
病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）
4　その他
青少年教育施設（宿泊施設に限る。）

⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等

資料編２－２－２に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに公表する。

また、当該地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

【避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第１２条）】

ア　洪水時等の防災体制に関する事項
イ　利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
ウ　洪水時等の浸水防止に関する事項
エ　洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
オ　洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
カ　自衛水防組織の業務に関する事項
⑺　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自

衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
㈠　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
㈡　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

キ　上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第１５条）】

ア　統括管理者の氏名及び連絡先

イ　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

ウ　洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

本市は、避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

⑶　避難確保計画の作成等

資料編２－２－２に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するとともに、自衛水防組織を置くよう努める。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（資料編）　２－２－１　準用河川・普通河川の現況
２－２－２　水防法第１５条第１項第４号に規定する施設

第２　高潮・津波災害の予防対策

広島港における海岸、河川の護岸について国・県・市が連携して整備を推進する。また、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

１　太田川高潮対策事業《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

太田川河口に形成されたデルタ市街地は古くから高潮による被害が多く発生している。昭和初頭から始められた河川改修工事は放水路を主として施工されたため市内派川の堤防は劣弱であり、一たび大規模な高潮が来襲すれば、その被害は想像を絶するものがある。

本事業は、本市に伊勢湾台風級の台風が最悪のコースを通って来襲しても安全に対処し得るように、太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川に高潮堤を建設し、併せて都市河川の環境を整備するものである。

堤防法線は原則として現河岸に沿うが、洪水能力の不足する箇所等については法線の是正を行う。河幅の余裕のある下流部は背後地の状況を勘案して表腹付とする。旧太田川下流部において昭和 55 年度より工事に着手し、引き続き施工中である。

２　広島港海岸保全施設整備事業

⑴　国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》

平成 17 年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の 5 地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図っている。

⑵　県施行事業《県港湾漁港整備課》

広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第１次五ケ年計画（Ｓ45～Ｓ49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（＋4.61）に余裕高を加えた天端高（＋5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。

第２次５カ年計画（Ｓ51～Ｓ55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（＋6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。

現在は、平成 11 年の台風 18 号及び平成 16 年の台風 18 号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。

なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成 12 年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成 15 年度に基準水面を変更したことにより、天端高（＋6.1～8.3）の見直しを行った。

県整備実施地区：廿日市南、江波、元宇品

３　一級河川京橋川・猿猴川・府中大川高潮対策事業《県河川課》

広島の市街地は太田川の形成するデルタ上にあり、海の埋立てによって発展してきた。従って市街地の標高も低く、高潮の起こりやすい地形でもある。

本事業は、堤防方式により高潮被害から市街地と住民の生命、財産を守り、国土の保全を図るものである。京橋川左岸 5,400m、右岸 5,100m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m、御幸橋より下流はＴ．Ｐ＋5.40m）、猿猴川左岸 5,500m、右岸 6,200m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m）、府中大川左右岸各 1,200m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m）、計左岸 12,100m、右岸 12,500mの防潮堤を計画し、昭和 45 年度より改修を進めている。

４　啓発活動の推進

高潮、津波による被害軽減を図るため、過去の高潮浸水区域及び広島県津波浸水想定図による浸水予測区域を住民へ周知するとともに、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用により防災情報を発信する等防災意識の啓発を積極的に推進する。

５　防災マップの作成等《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

６　警戒避難体制の整備《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

⑴　警戒避難体制

津波防災地域づくりに関する法律により、県知事により指定を受けた津波災害警戒区域について次の事項を定める。

ア　人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令並びに伝達に関する事項

イ　指定緊急避難場所等や避難路、避難経路に関する事項

ウ　市が行う津波に係る避難訓練に関する事項

エ　要配慮者利用施設で当該施設の利用者の津波の発生時等における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（資料編２－２－１１）

なお、対象となる地下街等及び要配慮者利用施設は「地域防災計画　基本・風水害編　第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画　第１　洪水予防対策　３　警戒避難体制整備　⑴　警戒避難体制」のとおりとする。

これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（避難促進施設は自衛水防組織が設置された場合）に限る。）への伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム等による。

⑵　避難確保計画の作成等

資料編２－２－１１に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を行い、その結果を市長に報告する。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第３　内水氾濫・滞水予防対策

１　公共下水道整備事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道は、汚水とともに雨水の排除も目的として、整備を行っている。

既設の合流式区域では、雨水排水に対する施設能力が不足しているため、増補施設の整備を進めている。

２　下水道新設・改良事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道が整備されるまでの間、局所的に発生している浸水を緩和するため、暫定的なマンホールポンプ等の整備を行っている。

３　啓発活動の推進《下水道局計画調整課》

浸水による被害軽減を図るため、市街化区域内の公共下水道整備区域において、浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。

４　警戒避難体制の整備《下水道局計画調整課》

⑴　警戒避難体制

水防法に基づき、市長により指定を受けた水位周知下水道における浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、地理情報システム（ＧＩＳ）、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法及び避難場所等

イ　地下街等で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

なお、対象となる地下街等は「地域防災計画　基本・風水害編　第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画　第１　洪水予防対策　３　警戒避難体制整備　⑴　警戒避難体制」のとおりとし、当該施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、下水道局水位情報自動通報システムによる。

⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等

避難確保・浸水防止計画の作成等については、「地域防災計画　基本・風水害編　第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画　第１　洪水予防対策　３　警戒避難体制の整備　⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等」のとおりとする。

５　排水施設等整備の推進《道路交通局道路課》

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

（資料編）　２－２－３　広島市公共下水道整備計画

２－２－４　広島市排水ポンプ場一覧表及び排水ポンプ場危険水位等連絡系統図

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約 5,000 か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

⑴　急傾斜地崩壊対策事業等の推進《下水道局河川防災課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

また、個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。

なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば5,078箇所（令和7年9月25日時点）となっている。

項　　目	内　　容	実　施　担　当
指定と指定に伴う対策事業の推進	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対策事業の推進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課
備　　考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

⑵　治山事業の推進《経済観光局農林整備課》

崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。

なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば3,760地区となっている。（資料編「山地災害危険地区総括表」参照）

⑶　公園法面防災事業の推進《都市整備局公園整備課》

市街地周辺の山地部緑地や市街地内の島状緑地に開設された公園緑地の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

⑷　道路法面防災事業の推進《道路交通局道路課》

道路利用者の安全な通行を確保するため、本市が管理する道路の法面について災害危険箇所を定め、計画的に法面崩壊の復旧や予防措置を推進する。

⑸　墓地法面防災事業の推進《健康福祉局環境衛生課》

本市が管理する墓地法面の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

⑹　啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

2　土石流災害の予防対策

市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば2,799箇所（令和7年9月25日時点）となっている。

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

⑴　砂防事業の促進《下水道局河川防災課》

県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかける。

また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。

⑵　啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

土砂災害警戒区域（土石流）を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、 防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

3　地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》

市域における土砂災害警戒区域（地すべり）は、県の調査結果によれば5箇所となっている。

こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、土砂災害警戒区域（地すべり）を住民に周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、 防災パンフレットの配布及び訓練等を積極的に推進する。

4　宅地造成等による災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　宅地造成等による盛土等への規制と指導

令和３年７月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を踏まえ、令和５年５月に宅地造成等規制法（宅造法）（昭和 36 年法律第 191 号）が宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）へと改正・改称されたため、本市では同法に基づき、令和７年４月に市内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、宅地造成等による盛土等に対して同法に基づく規制へ移行した。

盛土規制法に基づく規制区域内において行われる盛土等に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 28 号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。

なお、令和７年 10 月現在、改正前の宅造法及び盛土規制法に係る工事中の宅地造成地等は 43 か所、196.95ha となっている。（広島市水防計画別表第５「３　未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、盛土等による災害を防止するため、盛土等を行う関係者に対して、次の指導と規制を行う。

項　目	内　　容	実施担当（根拠法令）
指　導	①　盛土等による工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。	・都市整備局宅地開発指導課 ・消防局警防課 ・各消防署 宅地造成及び特定盛土等規制法 第 22 条・第 23 条 第 41 条・第 42 条 災害対策基本法 第 59 条
	②　工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。	
勧　告	盛土等による災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。	
命　令	盛土等による災害発生のおそれが大きい場合に、必要な措置をとることを命令する。	

※　擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。

⑵　既成宅地等に対する指導等

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づき、既存盛土等の分布や災害発生の危険性について調査を実施し、災害が発生するおそれがあるものについては、必要に応じ、宅地造成等による盛土等を行う関係者に対し、次の指導等を行う。

項　目	内　　容	実施担当（根拠法令）
指　導	災害発生のおそれのある盛土等の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課
勧　告 命　令	防災上危険な盛土等については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 宅地造成及び特定盛土等規制法 第 22 条・第 23 条 第 41 条・第 42 条 建築基準法 第 10 条

5　土砂堆積災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　土砂堆積等の規制

建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積規制等条例（平成 16 年広島市条例第 36 号）に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

⑵　土砂堆積に対する措置命令等

土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。

項　　目	内　　容
指　導	①　土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。
	②　工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について記載された計画書を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命　令	広島市土砂堆積規制等条例の規定に違反した場合には、必要な措置をとることを命令する。
公　表	土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。

6　警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》

⑴　警戒避難体制

土砂災害防止法の規定に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　指定緊急避難場所等や避難路、避難経路に関する事項

ウ　市町村が行う土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ　土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料編２－２－10）

※　対象となる要配慮者利用施設の定義は洪水と同様であり、これらの施設（所有者又は管理者に限る。）への土砂災害に関する情報は、広島市防災情報メール配信システム等により伝達する。

オ　救助に関する事項

カ　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（資料編２－２－９）

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難指示の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）、ハザードマップの活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

⑵　住民への周知

土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難情報に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

ア　土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害警戒区域の範囲等

イ　過去の土砂災害に関する情報

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等

ウ　土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報

土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害

に関するメッシュ情報（危険度判定）や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動

エ　土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項

高齢者等避難、避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された避難経路、指定緊急避難場所の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土砂災害の発生するおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

⑶　避難確保計画の作成等

資料編２－２－10 に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告する。

本市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（資料編）　２－２－５　小規模崩壊地復旧事業計画
２－２－６　公園法面防災事業計画
２－２－７　道路法面防災事業計画
２－２－９　土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制
２－２－10　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条第１項第４号に規定する施設
参考５　広島市宅地等防災工事資金融資要綱

第５　風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

１　予防広報《危機管理室災害予防課、消防局予防課》

台風シーズンや強風が予想されるときは、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかける。

⑴　看板、アンテナ等の固定・補強
⑵　瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
⑶　飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
⑷　樹木の剪定・支柱の補強
⑸　気象情報への注意
⑹　外出する場合の注意
⑺　電線の断線等への注意
⑻　火災予防
⑼　車両運行上の注意

２　樹木対策（街路樹・公園樹等）《都市整備局公園整備課》

⑴　植栽後３年未満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。

⑵　巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。

３　屋外広告物及び道路占用物件対策《都市整備局都市計画課、道路交通局道路管理課》

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者、又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。

また、物件の設置申請時に、風に対する安全措置の指導を図る。

4　建築物対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を呼びかける。

5　公共工事・公共施設対策《都市整備局営繕課・設備課、道路交通局街路課》

本市の関係する工事や公共施設については、設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検パトロール等により必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。

6　電柱・電線等対策《道路交通局道路管理課・道路課》

中国電力ネットワーク㈱、西日本電信電話㈱等の電柱・電線の設置者に対して、風害対策の強化を働きかけるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。

7　危険物施設等保安対策《消防局指導課》

危険物施設等の倒壊等による災害を防止するため、査察等を通じて、定期点検等の励行等を指導し、法令基準に従った危険物施設等の適正な維持管理を図る。

8　フェンス・ブロック塀等対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

フェンス・ブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検査察を実施し、必要なものについては、改善指導を行うとともに、技術的な指導・相談等に応じ、改善の促進を図る。

9　農林水産物対策《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

気象情報についての注意を呼びかけるほか、農林水産業用施設等の補強、農作物の倒伏等への対応指導を行う。

10　船舶及び木材流出対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害対策課》

河川等に係留する船舶及び貯木場の管理の徹底を関係機関に要請するとともに、警戒巡視を実施し、流出に伴う災害の未然防止を図る。

11　高潮対策《危機管理室災害対策課、各消防署、各区》

台風及び強風に伴う高潮については、警戒巡視を実施し、防潮扉の管理等必要な措置を関係機関に要請する。また、高潮に伴う浸水について市民に注意を呼びかける。

第６　雪害予防対策

《道路交通局道路課》

道路の積雪及び凍結は、交通渋滞及び交通事故発生の大きな原因となることから、次の予防対策を講じる。

1　除雪対策

積雪量 20 ㎝以上（ただし、積雪寒冷特別地域である佐伯区湯来町及び杉並台については、積雪量 15 ㎝以上とする。）及びその後の気温が０℃以下の場合、交通量等を考慮した特定の路線（国道・県道等）について除雪を行う。

2　凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等特に凍結の起こり易い箇所及び危険な箇所については、各区において事前に凍結防止資材を設置する。

また、路線バスについては、事前に車両に凍結防止資材を積み込む。

第７　道路における災害の予防対策

《道路交通局道路管理課・道路課》

1　道路交通の安全のための情報の充実

本市（道路交通局）は、気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制の整備を図るとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2　道路施設等の整備

本市（道路交通局）は、所管する道路における災害を予防するため、道路施設等の点検を通じた現況の把握及び必要な施設・体制の整備に努める。

また、道路防災対策事業等を通じて、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

3　迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

本市（道路交通局）は、施設・設備の被害情報の把握及び災害応急対策を行うため、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、民間団体との協力体制も含めた体制及び資機材の整備を進める。

また、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存しておくよう努める。

第８　地下空間における災害の予防対策

《危機管理室災害予防課》

ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、①地上の気象の変化がわかりにくい、②排水能力を超えた場合には天井まで冠水する可能性がある、③避難経路が限られている、④停電した場合には暗闇となる、などの災害対策上の特殊性がある。

このため、市民への防災パンフレットの配布等により、地下空間特有の危険性を周知し、防災意識の高揚を図る。特に、地下空間の管理者、建築物の設計に携わる者に対しては、被害防止及び避難のために必要な措置を講じるよう啓発を行う。

また、地下街等の施設管理者や関係機関においては、相互が連携し、防災対策について十分な協議を行い、①危険性の周知・啓発、②情報連絡、③浸水防止対策、④避難対策等に係る体制を整備する。

第９　ライフラインにおける災害の予防対策

1　地下埋設物についての安全管理体制の確立《道路交通局道路管理課》

水道管、下水道管、電話線、高圧電線、ガス管等（以下「地下埋設物」という。）を管理する団体は、地震や、地下埋設物に係る新設、補修、改修等の工事（以下「地下埋設物工事」という。）等に起因する災害の発生を未然に防止するため、自ら地下埋設物に関する安全管理体制を確立し、沿道住民及び道路通行者の安全確保を図る。

2　道路工事等との調整及び周知の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施工者は、道路工事計画及び他の地下埋設物工事計画と調整したうえで地下埋設物工事の計画を策定するとともに、適宜、道路管理者、他の地下埋設物管理者と道路占用連絡調整会議において調整のうえ、消防署、警察署等と緊密な連絡を図る。

3　地下埋設物工事の施工方法についての協議の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施工者は、掘削により露出する他の地下埋設物の防護その他の工事の施工方法について、道路管理者及び他の地下埋設物管理者と事前に協議し、管理責任を明確にし、災害の発生防止に万全を期する。特に、ガス管に係る工事においては、ガス爆発事故防止に関する建設省通達に基づき、ガス爆発事故の防止措置を講じる。

4　地下埋設物の正確な設置状況の把握《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、地下埋設物の正確な設置状況を常に把握しておく。

地下埋設物の管理者は、自己の管理する地下埋設物に関する台帳及び図面を整備し、工事の都度、関係の台帳及び図面を修正するとともに、当該図面を添えて速やかにその旨を道路管理者に届ける。

5　地下埋設物共同溝の設置の促進《道路交通局道路課》

数種の地下埋設物を蔵する場所においては、必要に応じて地下埋設物共同溝の設置の促進を図る。

6　復旧活動支援体制の整備《危機管理室》

⑴　関係機関との調整

広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行う。

⑵　復旧活動支援拠点の候補地の確保

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点としてあらかじめ候補地を指定し、災害発生時においては、施設管理者と協議のうえ使用する。

なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区　　分	候補地
南　　区	広島競輪場（周辺駐車場）
西　　区	草津公園
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調整池公園
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力㈱南原研修所（多目的グラウンド等）、寺山公園
安 芸 区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グランド

（注）　廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野南三丁目市有地を候補地と位置付ける。

第１０　孤立集落における災害の予防対策

災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合に孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

1　孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発
2　防災行政無線等の情報通信手段の確保等
3　救助、救援体制の確立

第３節　火災予防計画

《消防局総務課》

火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめるために必要な組織及び施設の整備等については、広島市消防計画の定めるところによる。（実施担当：消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・警防課・救急課・予防課・指導課）

（資料編）　広島市消防計画

第４節　都市の防災構造化の推進

第１　不燃建築物の建築促進

都市の不燃化を促進するため、次の対策に積極的に取り組む。

項　　目	内　　容	実施担当（根拠法令等）
１　防火地域・準防火地域の適正な指定	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく防火地域・準防火地域の適正な指定に努め、建築物の不燃化を促進する。	都市整備局都市計画課 （都市計画法、建築基準法）
２　市街地再開発事業の促進	低層の木造建築物等が密集し、効率的な土地利用がなされていない市街地において、不燃化された共同建築物の建築などを促進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市整備局都市機能調整部 （都市再開発法）
３　市営住宅建替事業	木造市営住宅の建替により、不燃化を促進する。	都市整備局住宅政策課、 住宅整備課 （公営住宅法）

第２　都市計画道路の整備

《道路交通局街路課》

都市計画道路は都市防災上必要な防火帯・避難空間の役割があり、災害発生の時には、①避難場所等への安全な移動のための避難路、②消火・救護のための通行路、③災害復旧のための活動空間として機能することとなる。この点を十分配慮して都市計画道路の整備を行う。

（資料編）　２－４－１　都市計画道路整備中路線

第３　公園緑地の整備

《都市整備局公園整備課》

公園や緑地は、災害時において市民の避難場所、あるいは応急救助活動及び物資集積等の基地として活用することのできる重要な施設である。この点を十分配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

（資料編）　２－４－２　公園緑地整備計画
２－４－３　公園緑地一覧表

第４　安全・安心な居住環境の確保

《都市整備局都市計画課》

居住区域における土砂災害や洪水等による被害を防止するため、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたって、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を同計画に位置付け、安全・安心な居住環境の確保を目指す。

第５　所有者不明土地の活用等

《危機管理室、都市整備局都市整備調整課》

所有者不明土地を活用した備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備

第１　防災拠点施設等の機能確保

《危機管理室、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備は、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1　防災拠点施設

⑴　「発災直後から災害対応の中枢となる施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
災害対策本部	○ 災害対応の中枢機能	市役所本庁舎、区役所
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

⑵　「被災市民の生活維持に必要な施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所、指定避難所
救援物資備蓄拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島サッカースタジアム防災倉庫、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、広島市北部地区学校給食センター備蓄倉庫
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（２次拠点）	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・ﾒｯｾｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所、指定避難所

⑶　「災害復旧に必要な施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破砕処理施設、埋立地

2　防災拠点施設・設備等の安全性の確保

防災拠点施設・設備等については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ整備に努めるとともに、地震に強い施設整備や耐震診断、耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度１】：最も緊急性の高い「発災直後から災害対応の中枢となる施設」

【優先度２】：緊急性の高い「被災市民の生活維持に必要な施設」

【優先度３】：「災害復旧に必要な施設」

3　災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

なお、市役所本庁舎が使用できない場合の代替災害対策本部は安佐南消防署とする。

今後の地震被害想定等を踏まえて、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。

4　給水の確保対策

防災拠点施設、避難所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

⑴　防災関係機関

ア　自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ　水道管の破損や停電等による長時間の給水停止に備え、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ　指定緊急避難場所等に飲料水兼用型耐震性防火水槽を設置するよう努める。

エ　避難所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入れに万全を期すよう努める。

なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく。

オ　人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

⑵　水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5　停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間（最低３日間程度）の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に、自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

第２　防災施設の整備

《危機管理室災害予防課、消防局予防課》

災害時における地域の応急対策活動の拠点となり、また平常時における住民の自主防災意識の高揚を図るための防災教育・訓練の場となる広島市総合防災センターの充実及び防災資機材等を備蓄する防災倉庫の整備を図る。

第３　防災設備の整備

《危機管理室災害対策課》

1　気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資

料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

2　通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

第４　防災資機材等の整備・調達

《危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、消防局消防団室・施設課・警防課》

1　安全装備品の整備

本市職員及び消防団員の災害現場活動における安全管理対策として、救命胴衣等の安全装備品を整備するものとする。

2　水防資機材の整備・調達等

水防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、「広島市水防計画」の定めるところによる。

3　消防資機材の整備・調達等

消防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

4　防災資機材の備蓄・整備等

本市が備蓄する防災資機材の現況は、資料編「２－５－４　防災資機材備蓄状況」のとおりであるが、今後一層の充実を図る。

5　災害応急救助物資の備蓄・調達等

災害応急救助物資の備蓄、調達、配給、輸送方法については、各局・区において、あらかじめ物資・資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

（資料編）　２－５－１　食料生活必需品の備蓄状況
２－５－４　防災資機材備蓄状況

第５　消防力等の整備

《消防局総務課・施設課》

消防力等の整備については、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

第６節　避難体制の整備

第１　避難場所等の確保

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所等として確保する。

第２　避難場所等の定義

《危機管理室災害予防課》

災害時の避難場所等の定義は、次のとおりとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所としても活用できるものとする。

1　指定緊急避難場所

災害対策基本法 49 条の 4 で規定するもので、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設又は場所である。

なお、指定緊急避難場所のうち車による避難及び車中での滞在を基本とする施設については、車中避難用指定緊急避難場所とする。

2　指定避難所

災害対策基本法第 49 条の 7 で規定するもので、自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の

場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の施設である。

3　浸水時緊急退避施設

津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合において逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避施設である。

4　車中一時避難場所

常時開放又は必要に応じて開放され、車による避難及び車中での滞在が可能な場所又は施設である。

第３　避難場所等に必要な機能

《危機管理室災害予防課》

避難場所等に必要な機能は、次の表のとおりである。

区　　分	指定緊急避難場所	指定避難所
①　避難機能	○	○
②　情報収集・伝達機能	○	○
③　保健・医療・救護機能		○
④　応急対策活動支援機能	○	○
⑤　備蓄機能	○※	○
⑥　物資供給機能		○
⑦　災害ボランティア活動機能		○
⑧　その他の機能（臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ・駐車場）	○	○

※一部の指定緊急避難場所に限る。

第４　避難場所等の基準

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

1　指定緊急避難場所

⑴　指定緊急避難場所の定義等

災害が差し迫った状況や発災時において確実に開放でき、かつ、運営要員の派遣等が本市主導で行えるように、原則として市有の施設又は場所の中から本市が指定する。

また、災害時の指定緊急避難場所として使用の承諾が得られた公共施設又は民間施設等についても指定することができる。

⑵　災害種別ごとの指定基準

ア　洪水

洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。

・　浸水深が３ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階
・　浸水深が３ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、３階以上の階

イ　土砂災害

土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」外の施設であること。ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第８０条の３の基準を満たす施設、「土砂災害警戒区域」内の極力強固な構造などを備えている、又は２階以上に避難スペースを有する鉄筋コンクリート造等の施設は指定することができる。

ウ　高潮

高潮浸水想定区域図※における浸水想定区域外の施設又は浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。

・　浸水深が２ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階
・　浸水深が２ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、３階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設することができる。

※　平成１９年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位はＴＰ４．４ｍとなる。

エ　地震

㈠　新耐震設計基準（昭和５６年６月１日施行）に適合していること、または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、当該建築物又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

㈡　公園などのまとまった空地であること。

オ　津波

広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。

ただし、津波災害警戒区域内の津波防災地域づくりに関する法律第５６条第１項第１号、第２号及び法施行規則第３１条第１号に基づき定められている基準を満たす施設であって、想定される浸水深以上の高さに避難スペースを有する施設は指定することができる。

なお、施設については、新耐震設計基準（昭和５６年６月１日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

※　平成２４年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは３．６ｍ（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。

カ　大規模な火事

火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。

㈠　火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。

㈡　大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね１ｈａ以上確保できる場所とする。

㈢　避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。

㈣　避難空地として概ね２ｈａ以上の平らな土地とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。

・　空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路から専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。

・　フェンス、塀等により区画され、相互に通行ができない場合。

㈤　収容人員の算定については、有効面積１㎡当たり１人とする。

㈥　避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であるため指定しない。

㈦　選定にあっては、避難可能区域の目安を歩行距離 2km 以内とする。

キ　内水

内水浸水想定区域図※における浸水想定区域外の施設又は浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。

㈠　浸水深が０．５ｍ未満の区域の施設は、１階以上の階

㈡　浸水深が０．５ｍ以上３ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階

㈢　浸水深が３ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、３階以上の階

なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、使用に問題がないと判断できる施設は避難場所として開設することができる。

※　広島市浸水（内水）ハザードマップによる

２　指定避難所

自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の施設に避難できることを基本として、本市が指定する。

小学校単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（２ｋｍ以内）かつ隣接する小学校区の指定避難所で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であるため、落橋等により島間の移動ができない場合も避難所を確保できるよう、島単位で必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に指定※する。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加指定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を指定する。

なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、指定緊急避難場所を指定避難所として開設することができる。

※　指定基準
①　被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模のものであること。
②　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる構造又は設備を有すること。
③　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
④　車両その他運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

指定避難所が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な要配慮者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所を設置し、受入れを要請する。

3　浸水時緊急退避施設

津波や洪水、高潮等による浸水想定区域内に所在する建築物で、次の要件に適合する建築物を施設管理者等との協定締結により指定し、「浸水時緊急退避施設」を表す標識の設置等により周知を図る。

⑴　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上４階建以上の建築物であること。
⑵　新耐震設計基準（昭和５６年６月１日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
⑶　地上４階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所(廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね１００㎡以上)を有すること。
⑷　緊急退避時に、容易に退避可能な構造(管理体制等を含む。)を有すること。

4　車中一時避難場所

公園や公共施設駐車場のほか、民間施設駐車場で、次の要件に適合する駐車場等を施設管理者等との協定締結により指定し、平時から当該施設の名称、住所、開設時期などを市ホームページ等により周知を図る。

⑴　概ね３０台以上駐車可能な自走式立体駐車場又は平面駐車場であること。
⑵　避難者が利用可能なトイレを設けていること。
⑶　災害時は、施設の状況に応じて常時開放又は必要に応じて開放されること。

第５　浸水（洪水、内水、高潮、津波）からの住民の避難

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

1　浸水などにより、本市が開設した指定緊急避難場所への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。

なお、洪水・浸水（内水）ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を把握の上、浸水時緊急退避施設や一時的な緊急避難先とする堅固な建築物の所在や避難経路等を確認しておく。

2　浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力を得るため、自主防災組織等を中心に日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。

また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって防災マップの作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備するとともに、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

第６　自主避難の際の避難先

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主避難する場所が確保できない者に対し、本市は、避難可能な最小限の施設の提供に努める。

第７　在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援

《危機管理室、各区地域起こし推進課》

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第８　多様な避難所の確保

必要があれば、あらかじめ指定した施設以外についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、自主防災組織等は、浸水時緊急退避施設に加えて、必要に応じ、一時避難施設の確保に取り組む。

さらに、要配慮者や被災者の収容状況及び避難生活の長期化に配慮し、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難先として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、各施設所管課等は、所管施設内における避難者のための生活スペースの確保に努める。その際、要配慮者等の状況に応じ、教育目的の使用との調整をあらかじめ図った上で、空調設備が整った教室等の活用を考慮する。

第９　指定緊急避難場所等の開錠

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各市有建築物管理担当課》

指定緊急避難場所及び指定避難所の開錠については、施設管理者等（派遣職員を含む）による開錠を原則とする。ただし、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が困難な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるように、複数人に鍵を寄託するなどの体制を整備するほか、自主防災組織及び地域内の他の団体との連携を密にし、開錠体制の充実を図るとともに、定期的な開錠訓練を行うなど、迅速な開錠が行える体制を整える。

第１０　指定避難所等の防災機能の強化

《危機管理室災害予防課・災害対策課》

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するための飲料水兼用型耐震性防火水槽を維持管理する。また、必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。

また、指定避難所においては、災害時に速やかにタブレット端末等を配備し、関係事業者と連携してインターネットを活用した情報収集体制を整備するとともに、電力容量の拡大など防災拠点としての機能整備について検討を進める。

（資料編）　２－５－２　感染症対策物資の備蓄状況

第１１　避難誘導体制の確立

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所に案内標識を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図り、災害種別ごとに避難すべき場所が異なることについての住民の理解を深め、災害時の迅速・的確な避難行動の確保を図ることを目的とし、指定緊急避難場所に災害種別ごとの適合表示をするとともに、津波、高潮の浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場所については、災害種別ごとの適合表示にあわせ、海抜表示を行う。なお、表示に当たっては、日本工業規格に制定された指定緊急避難場所等のピクトグラムを使用した表示内容とする。

また、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。

第１２　避難情報を住民の避難行動につなげるための取組

《危機管理室災害予防課・災害対策課、各区地域起こし推進課、各消防署》

１　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の対象区域の特定・整理

避難情報を住民の避難行動につなげるため、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する対象区域の特定・整理を進める。

なお、災害種別ごとの対象区域は、次の考え方により整理を進める。

⑴　土砂災害の場合は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とする。

⑵　洪水、高潮及び津波については、浸水想定区域を基本として、対象区域の特定・整理を進める。

⑶　対象区域の特定・整理に当たっては、自主防災組織と連携して区長及び消防署長が協議をして行うものとし、適宜、協議の上見直しを行う。

２　避難情報の伝達手段の充実

住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。

第１３　住民への周知

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、下水道局河川防災課、下水道局計画調整課》

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用等により、住民に避難先の周知徹底を図る。

なお、住民に避難先を周知する際には、次の事項を併せて周知するものとする。

１　急激な気象の変化に伴う避難情報の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されてない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。

２　指定緊急避難場所やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、指定緊急避難場所への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要になる場合があること。

第１４　避難体制整備の推進

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

区役所と消防署が連携・協力して、住民の避難行動につながる環境作りに積極的に取り組み、避難体制の整備を推進する。

なお、具体的な取組としては、自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などのほか、避難情報の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制の構築などを行う。

対象区域の特定・整理に当たっては、自主防災組織と連携して区長及び消防署長が協議をして行うものとし、適宜、協議のうえ見直しを行う。

（資料編）　２－６－１　福祉避難所一覧表
２－６－２　浸水時緊急退避施設一覧表

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
1	白島	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・教室	4	○	○	○
2	白島	中央公民館	中区	西白島町24-36	視聴覚室等	4	○	○	○
3	白島	白島児童館	中区	西白島町26-30	遊戯室	2	○	○	○
4	白島	白島集会所	中区	西白島町9-17	集会室	2	○	○	○
5	白島	基町高等学校	中区	西白島町25-1	体育館・教室	4	○	○	○
6	基町	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・教室	4	○	○	○
7	基町	基町児童館	中区	基町19-7	遊戯室	1	○	○	○
8	基町	基町中央集会所	中区	基町19-6	集会室	2	○	○	○
9	基町	基町保育園	中区	基町20-5	保育室	2	○	○	○
10	基町	基町幼稚園	中区	基町20-3	教室	1	○	○	—
11	基町	広島サッカースタジアム（EDION PEACE WING HIROSHIMA）	中区	基町15-2-1	コンコース等	7	○	○	○
12	幟町	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・教室	3	○	②	○
13	幟町	幟町中学校	中区	上幟町6-29	体育館・教室	3	○	②	○
14	幟町	幟町児童館	中区	幟町3-49	遊戯室	2	○	②	○
15	袋町	袋町小学校（袋町児童館含む）	中区	袋町6-36	体育館・教室	4	○	②	○
16	袋町	国泰寺中学校	中区	国泰寺町一丁目1-41	体育館・教室	3	○	②	②
17	袋町	国泰寺集会所（袋町学区会館）	中区	国泰寺町一丁目3-31	集会室	2	○	—	②
18	袋町	広島みらい創生高等学校	中区	大手町四丁目4-4	体育館・教室・武道場	4	○	②	②
19	袋町	大手町第一公園集会所	中区	大手町二丁目5-24	集会室	3	○	○	○
20	竹屋	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・教室	3	○	③	○
21	竹屋	竹屋公民館	中区	宝町3-15	ホール・研修室等	2	○	—	○
22	竹屋	竹屋保育園	中区	鶴見町11-25	保育室	2	○	—	○
23	千田	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・教室	3	○	③	②
24	千田	中区スポーツセンター（コジマホールディングス中区スポーツセンター）	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	5	○	③	②
25	千田	健康づくりセンター	中区	千田町三丁目8-6	5階研修・会議室	6	○	③	②
26	千田	工業技術センター	中区	千田町三丁目8-24	本館3階・本会議室	4	○	③	○
27	千田	千田学区集会所	中区	平野町11-10	集会室	2	○	②	○
28	千田	千田児童館	中区	東千田町二丁目1-23	遊戯室	2	○	—	②
29	千田	鷹野橋職員会館	中区	大手町五丁目6-3	体育ホール	2	○	②	②
30	千田	男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）	中区	大手町五丁目6-9	ロビー、ホールほか	5	○	②	②
31	千田	南千田西集会所	中区	南千田西町2-10	集会室	2	○	—	②
32	中島	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・教室	4	○	②	②
33	中島	アステールプラザ（JMSアステールプラザ）	中区	加古町4-17	4階大広間	10	○	②	○
34	中島	広島国際会議場	中区	中島町1-5	会議室	3	○	②	○
35	中島	中島集会所	中区	羽衣町16-15	ホール・集会室	1	○	—	○
36	中島	文化交流会館（広島文化学園HBGホール）	中区	加古町3-3	ホール	7	○	②	○
37	中島	広島刑務所	中区	吉島町13-114	鍛錬場・職員待機所	2	○	②	○
38	吉島東	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・教室	4	○	③	○
39	吉島東	吉島中学校	中区	吉島東三丁目1-1	体育館・教室	4	○	②	○
40	吉島東	吉島東児童館	中区	吉島東三丁目2-7	遊戯室	2	○	—	○
41	吉島東	吉島東集会所	中区	吉島新町二丁目9-1	集会室	2	○	—	○
42	吉島東	吉島福祉センター	中区	吉島東二丁目17-30	会議室、集会室ほか	2	○	②	○
43	吉島	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・教室	4	○	③	○
44	吉島	吉島体育館	中区	吉島西三丁目2-11	体育室	2	○	②	○
45	吉島	吉島公民館（吉島集会所含む）	中区	吉島西三丁目2-10	大集会室・会議室等	3	○	②	○
46	吉島	吉島児童館	中区	吉島西三丁目4-25	遊戯室	1	○	—	○
47	吉島	吉島保育園	中区	吉島西三丁目3-10	保育室	2	○	②	○
48	吉島	環境局中工場	中区	南吉島一丁目5－1	研修室	7	○	②	○
49	吉島	光南集会所	中区	光南三丁目1-6	集会室	2	○	—	○
50	吉島	南吉島集会所	中区	南吉島二丁目1-50	集会室	2	○	—	○
51	広瀬	広瀬小学校	中区	広瀬町2－8	体育館・教室	3	○	②	○
52	広瀬	広瀬集会所	中区	広瀬北町6-1	集会室	2	○	②	○
53	本川	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・教室	3	○	②	○
54	本川	本川児童館	中区	本川町一丁目5-24（保育園2階部分）	遊戯室	2	○	②	○
55	本川	本川保育園	中区	本川町一丁目5-24	保育室	2	○	②	○
56	本川	本川・広瀬集会所	中区	榎町2-2	集会室	3	○	③	○
57	神崎	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・教室	3	○	②	○
58	神崎	神崎保育園	中区	舟入本町2-31	保育室	2	○	②	○
59	神崎	舟入児童館	中区	舟入幸町14-16	遊戯室	1	○	—	○
60	神崎	神崎南集会所	中区	舟入幸町14-14	集会室	2	○	②	○
61	舟入	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・教室	3	○	③	○
62	舟入	江波中学校	中区	江波西一丁目1-13	体育館・教室	3	○	③	○
63	舟入	舟入高等学校	中区	舟入南一丁目4-4	体育館・教室	3	○	③	○
64	舟入	舟入公民館	中区	舟入川口町2-8	研修室・会議室等	3	○	②	○
65	舟入	舟入保育園	中区	舟入南四丁目18-21	保育室	2	○	—	○
66	舟入	江波東集会所	中区	江波東一丁目6-2	集会室	2	○	—	○
67	舟入	舟入集会所（舟入操会館）	中区	西川口町15-1	集会室	2	○	—	○
68	舟入	舟入南集会所	中区	舟入南四丁目1-55	集会室	2	○	—	○
69	江波	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・教室	3	○	②	○

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
70	江波	江波児童館	中区	江波東二丁目2-2 （江波第二保育園2階部分）	遊戯室	4	〇	②	〇
71	江波	江波保育園	中区	江波南一丁目21-16	保育室	2	〇	②	〇
72	江波	江波第二保育園	中区	江波東二丁目2-2	保育室	4	〇	②	〇
73	江波	江波栄町集会所	中区	江波栄町6-16	集会室	2	〇	②	〇
74	江波	江波集会所	中区	江波南一丁目7-19	集会室	2	〇	②	〇
75	江波	江波南集会所	中区	江波南二丁目8-1	集会室	2	〇	②	〇
76	江波	江波二本松集会所	中区	江波二本松二丁目4-20	集会室	2	〇	②	〇
77	白島	二葉集会所	東区	二葉の里一丁目7-22	集会室	2	〇	②	〇
78	福木	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・教室	4	〇	〇	〇
79	福木	福木中学校	東区	馬木九丁目1-5	体育館・教室	3	—	〇	〇
80	福木	馬木公民館	東区	馬木二丁目565-4	和室	3	〇	〇	〇
81	福木	福田公民館	東区	福田四丁目4152-1	会議室・和室	3	—	〇	〇
82	福木	福木児童館	東区	馬木九丁目1-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
83	福木	福木保育園	東区	馬木九丁目1-1	保育室	2	〇	〇	〇
84	福木	福木幼稚園	東区	馬木九丁目1-3	保育室	1	〇	〇	〇
85	福木	福木集会所	東区	馬木七丁目508-13	集会室	2	〇	〇	〇
86	温品	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・教室	4	〇	〇	〇
87	温品	温品中学校	東区	温品八丁目5-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
88	温品	温品公民館	東区	温品七丁目8-19	会議室・研修室等	3	〇	〇	〇
89	温品	温品児童館	東区	温品八丁目8-25	遊戯室	2	—	〇	〇
90	温品	温品保育園	東区	温品五丁目8-1	保育室	2	—	〇	〇
91	温品	温品幼稚園	東区	温品七丁目8-4	保育室	2	〇	〇	〇
92	温品	温品集会所	東区	温品五丁目1-18	集会室・ホール	2	—	〇	〇
93	温品	下温品集会所	東区	温品二丁目26-26	集会室	1	—	〇	〇
94	上温品	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
95	上温品	温品福祉センター	東区	上温品一丁目24-1	会議室	2	—	〇	〇
96	上温品	上温品児童館	東区	上温品三丁目4-1	遊戯室	2	—	〇	〇
97	上温品	上温品集会所	東区	上温品四丁目20-16	集会室・ホール	2	〇	〇	〇
98	上温品	介護老人保健施設ウェルフェア	東区	上温品一丁目21-6	5階会議室	5	〇	〇	〇
99	戸坂	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
100	戸坂	戸坂公民館	東区	戸坂出江二丁目10-26	会議室・研修室等	3	〇	〇	〇
101	戸坂	戸坂児童館	東区	戸坂出江二丁目1-1	遊戯室	2	〇	〇	②
102	戸坂	戸坂保育園	東区	戸坂千足二丁目10-2	保育室	2	〇	〇	—
103	戸坂	戸坂集会所	東区	戸坂桜東町1-2	集会室・ホール	2	〇	〇	〇
104	戸坂	戸坂千足集会所	東区	戸坂千足一丁目5-5	集会室	2	〇	〇	—
105	戸坂	戸坂惣田集会所	東区	戸坂千足二丁目1-6	集会室・ホール	2	—	〇	—
106	戸坂城山	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・教室	4	〇	〇	〇
107	戸坂城山	戸坂福祉センター	東区	戸坂大上一丁目4-22	集会室・ホール	4	—	〇	〇
108	戸坂城山	戸坂城山児童館	東区	戸坂城山町1-2	遊戯室	2	—	〇	〇
109	戸坂城山	戸坂城山集会所	東区	戸坂数甲二丁目8-28	集会室・ホール	2	—	〇	〇
110	戸坂城山	戸坂南集会所（戸坂南会館）	東区	戸坂南一丁目13-21	集会室	2	—	〇	〇
111	東浄	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
112	東浄	戸坂中学校	東区	戸坂新町三丁目1-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
113	東浄	東浄児童館	東区	戸坂新町三丁目1-4	遊戯室	2	—	〇	〇
114	東浄	東浄保育園	東区	戸坂新町一丁目5-25	保育室	2	—	〇	〇
115	東浄	東浄集会所	東区	戸坂新町二丁目37-5	集会室	2	—	〇	〇
116	東浄	鈴が丘集会所	東区	中山新町一丁目1-30	集会室	1	〇	〇	〇
117	東浄	中山台集会所	東区	中山上二丁目37-4	集会室	1	〇	〇	〇
118	中山	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
119	中山	中山福祉センター	東区	中山南一丁目5-39	和室・ホール	2	—	〇	〇
120	中山	中山児童館	東区	中山東一丁目2-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
121	中山	中山保育園	東区	中山中町4-16	保育室	2	—	〇	〇
122	中山	中山集会所	東区	中山中町11-2	集会室・ホール	2	〇	〇	〇
123	中山	中山大堤集会所	東区	中山南一丁目5-39	集会室	1	—	〇	〇
124	牛田新町	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
125	牛田新町	牛田中学校	東区	牛田新町一丁目14-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
126	牛田新町	牛田公民館	東区	牛田新町一丁目8-3	会議室・研修室等	2	—	〇	②
127	牛田新町	東区スポーツセンター（マエダハウジング東区スポーツセンター）	東区	牛田新町一丁目8-3	大・小体育室	2	—	〇	②
128	牛田新町	牛田新町児童館	東区	牛田新町一丁目15-1	遊戯室	2	—	〇	〇
129	牛田新町	市立広島商業高等学校	東区	牛田新町一丁目1-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
130	牛田新町	牛田新町集会所	東区	牛田新町一丁目3-31	集会室	2	—	〇	②
131	早稲田	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・教室	6	—	〇	〇
132	早稲田	早稲田中学校	東区	牛田早稲田四丁目15-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
133	早稲田	早稲田公民館	東区	牛田東四丁目19－1	多目的ホール等	2	〇	〇	〇
134	早稲田	早稲田集会所	東区	牛田東二丁目12-23	集会室・ホール	2	〇	〇	〇
135	牛田	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・教室	5	〇	〇	②
136	牛田	牛田集会所	東区	牛田旭二丁目6-15	集会所	2	〇	〇	②
137	尾長	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・教室	4	〇	②	②
138	尾長	二葉中学校	東区	光町二丁目15-8	体育館・教室	3	〇	②	〇
139	尾長	東区民文化センター	東区	東蟹屋町10-31	ホール・会議室等	3	〇	③	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
140	尾長	東区図書館	東区	東蟹屋町10-31	図書室	1	〇	—	—
141	尾長	広島市東地域交流センター	東区	尾長東一丁目14-10	2階ホール・2階和室	3	〇	②	②
142	尾長	広島市心身障害者福祉センター	東区	光町二丁目1-5	体育室	4	〇	②	〇
143	尾長	あけぼの保育園	東区	曙二丁目4-1	保育室	2	〇	—	②
144	尾長	わかくさ保育園	東区	光町二丁目15-42	保育室	2	〇	〇	〇
145	尾長	二葉公民館	東区	東蟹屋町9-34（東区総合福祉センター5階）	研修室・和室	6	〇	③	②
146	尾長	尾長児童館	東区	山根町21-10	遊戯室	2	〇	②	②
147	尾長	皇ケ丘集会所	東区	尾長東三丁目9-7-8	集会室・ホール	2	—	〇	〇
148	尾長	山根町東集会所	東区	山根町17-9	集会室・ホール	1	—	〇	〇
149	尾長	若草集会所	東区	若草町10-25	集会室	1	〇	—	—
150	尾長	尾長集会所	東区	愛宕町2-13	集会室	3	〇	—	②
151	尾長	片河集会所	東区	尾長東二丁目10-17	集会室	2	〇	②	〇
152	尾長	丸山集会所	東区	尾長西二丁目4-27	集会室・ホール	2	〇	〇	〇
153	矢賀	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・教室	3	〇	③	②
154	矢賀	矢賀児童館	東区	矢賀二丁目10-31	遊戯室	2	〇	—	②
155	矢賀	矢賀幼稚園	東区	矢賀二丁目10-5	園舎	1	〇	—	—
156	矢賀	矢賀集会所	東区	矢賀二丁目8-34	集会室	2	〇	②	②
157	矢賀	矢賀新町集会所	東区	矢賀新町四丁目6-21	集会室	2	〇	—	②
158	幟町	大須賀集会所（駅前集会所）	南区	大須賀町9-1	集会室	1	〇	—	〇
159	荒神町	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・教室	3	〇	③	②
160	荒神町	荒神集会所（荒神地区集会所）	南区	西蟹屋三丁目15-15	集会室	2	〇	—	②
161	荒神町	荒神保育園	南区	西蟹屋三丁目15-13	保育室	1	〇	—	—
162	大州	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・教室	4	〇	③	②
163	大州	大州中学校	南区	大州五丁目10-4	体育館・教室	3	〇	③	②
164	大州	大州児童館	南区	大州五丁目10-12	遊戯室	2	〇	—	②
165	大州	大州集会所（大州学区集会所）	南区	大州二丁目13-8	集会室	2	〇	—	②
166	大州	大州保育園	南区	大州三丁目9-31	保育室	2	〇	—	②
167	大州	南蟹屋集会所	南区	南蟹屋二丁目6-11	集会室	2	〇	—	②
168	青崎	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・教室	3	〇	③	〇
169	青崎	青崎公民館	南区	青崎一丁目12-7	研修室	2	〇	—	〇
170	青崎	青崎児童館	南区	青崎一丁目12-7	遊戯室	2	〇	—	〇
171	青崎	青崎保育園	南区	向洋本町1-22	保育室	2	〇	②	〇
172	青崎	向洋集会所	南区	向洋中町5-16	集会室・ホール	2	〇	—	〇
173	青崎	青崎集会所	南区	青崎一丁目13-4	集会室・ホール	2	〇	—	〇
174	青崎	東青崎集会所	南区	堀越一丁目10-13	集会室	2	〇	—	〇
175	青崎	堀越集会所（堀越会館）	南区	堀越二丁目12-11	集会室	1	〇	—	〇
176	向洋新町	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・教室	4	〇	〇	〇
177	向洋新町	向洋新町児童館	南区	向洋新町一丁目6-2	遊戯室	2	—	〇	〇
178	向洋新町	向洋新町集会所（向洋新町会館）	南区	向洋新町一丁目6-1	集会室・ホール	2	—	〇	〇
179	段原	段原小学校	南区	的場町二丁目4-19	体育館・教室	3	〇	③	〇
180	段原	まんが図書館	南区	比治山公園1-4	ロビー	2	—	〇	〇
181	段原	段原集会所	南区	松川町4-4	集会室	2	〇	—	〇
182	段原	段原西集会所	南区	段原二丁目11-18	集会室	2	—	②	〇
183	段原	段原東集会所	南区	段原四丁目3-16	集会室	1	〇	—	〇
184	段原	段原南一丁目集会所	南区	段原南一丁目13-27	集会室	1	〇	—	〇
185	段原	段原南二丁目集会所	南区	段原南二丁目5-8	集会室・ホール	2	〇	—	〇
186	比治山	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・教室	3	〇	③	〇
187	比治山	段原中学校	南区	霞一丁目3-30	体育館・教室	4	〇	③	〇
188	比治山	段原公民館	南区	段原山崎二丁目7-4	会議室・和室	2	〇	—	〇
189	比治山	東雲児童館	南区	東雲本町二丁目11-2	遊戯室	2	〇	—	〇
190	比治山	段原山崎集会所	南区	霞一丁目5-7	集会室	1	〇	—	〇
191	比治山	東雲一丁目集会所	南区	東雲一丁目11-25	集会室	2	〇	—	〇
192	比治山	東雲三丁目集会所	南区	東雲三丁目9-29	集会室	2	〇	—	〇
193	比治山	東雲集会所（東雲会館）	南区	東雲二丁目9-26	集会室	2	〇	—	〇
194	比治山	東雲本町一・二丁目集会所（東雲本町会館）	南区	東雲本町二丁目14-25	集会室	1	〇	—	〇
195	比治山	比治山集会所（比治山会館）	南区	段原日出一丁目13-22	集会室	2	〇	—	〇
196	比治山	上東雲集会所	南区	上東雲町8-4	集会室	1	〇	—	〇
197	皆実	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・教室	3	〇	③	〇
198	皆実	南区民文化センター	南区	比治山本町16-27	会議室・大広間	3	〇	③	〇
199	皆実	皆実児童館	南区	皆実町一丁目15-2	遊戯室	3	〇	③	〇
200	皆実	皆実保育園	南区	皆実町一丁目15-2	保育室	2	〇	—	〇
201	皆実	皆実集会所（皆実学区集会所）	南区	皆実町三丁目3-20	集会室	2	〇	—	〇
202	皆実	皆実西部集会所	南区	皆実町六丁目3-17	集会室	3	〇	③	〇
203	皆実	皆実東部集会所	南区	皆実町四丁目6-14	集会室	1	〇	—	〇
204	皆実	皆実南部集会所	南区	皆実町五丁目19-9	集会室	2	〇	—	〇
205	皆実	比治山本町集会所	南区	比治山本町8-1	集会室	1	—	—	〇
206	翠町	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・教室	4	〇	③	〇
207	翠町	翠町中学校	南区	翠四丁目15-1	体育館・教室	4	〇	③	〇
208	翠町	翠町集会所（翠町会館）	南区	翠五丁目18-3	集会室	1	〇	—	〇
209	翠町	旭三丁目集会所（旭三丁目会館）	南区	旭三丁目7-10	集会室	1	〇	—	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
210	大河	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・教室	4	〇	③	〇
211	大河	大河公民館	南区	北大河町15-12	大集会室・研修室等	3	〇	②	〇
212	大河	大河保育園	南区	北大河町15-16	保育室	1	〇	—	〇
213	大河	出汐集会所	南区	出汐一丁目5-12	集会室	1	〇	—	〇
214	大河	西霞町集会所	南区	西霞町13-18	集会室	1	〇	—	〇
215	大河	大河集会所	南区	旭一丁目14-12	集会室	3	〇	③	〇
216	大河	大河児童館	南区	旭一丁目5-25	集会室・児童クラブ室	2	〇	—	〇
217	黄金山	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
218	黄金山	黄金山集会所（黄金山会館）	南区	北大河町31-6	集会室	2	〇	〇	〇
219	仁保	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・教室	4	〇	③	〇
220	仁保	仁保中学校	南区	仁保一丁目56-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
221	仁保	市立広島工業高等学校	南区	東本浦町1-18	体育館・教室	4	〇	—	〇
222	仁保	仁保公民館	南区	仁保新町一丁目8-6	大集会室・研修室等	2	〇	—	〇
223	仁保	仁保児童館	南区	仁保新町二丁目8-12	遊戯室	2	〇	—	〇
224	仁保	仁保新町保育園	南区	仁保新町一丁目6-15	保育室	1	〇	—	〇
225	仁保	仁保保育園	南区	仁保一丁目1-11	保育室	1	〇	—	〇
226	仁保	仁保集会所（渕崎会館）	南区	仁保二丁目6-8	集会室	2	〇	—	〇
227	仁保	仁保新町集会所	南区	仁保新町二丁目5-25	集会室	1	〇	—	〇
228	仁保	仁保大町集会所	南区	仁保一丁目1-12	集会室	2	〇	②	〇
229	仁保	仁保旭が丘集会所（旭が丘会館）	南区	仁保一丁目60-17	集会室	1	—	〇	〇
230	仁保	本浦集会所（本浦会館）	南区	東本浦町20-8	集会室	2	〇	②	〇
231	仁保	杵木集会所（杵木会館）	南区	仁保三丁目2-8	集会室	2	〇	②	〇
232	仁保	東雲本町三丁目集会所（東雲本町三丁目会館）	南区	東雲本町三丁目9-20	集会室	1	〇	—	〇
233	楠那	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・教室	4	〇	②	〇
234	楠那	楠那中学校	南区	楠那町4-1	体育館・教室	3	〇	②	〇
235	楠那	南区スポーツセンター	南区	楠那町7-31	体育室・武道場	3	〇	②	〇
236	楠那	楠那公民館	南区	楠那町7-10	大集会室	3	—	②	〇
237	楠那	楠那保育園	南区	楠那町7-10	保育室	3	—	—	〇
238	楠那	丹那集会所	南区	丹那町18-1	集会室	2	〇	—	〇
239	楠那	日宇那集会所（日宇那会館）	南区	日宇那町11-22	集会室	2	—	—	〇
240	宇品東	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・教室	4	〇	③	〇
241	宇品東	宇品中学校	南区	宇品東五丁目1-51	体育館・教室	4	〇	③	〇
242	宇品東	南区スポーツセンター宇品体育館	南区	宇品海岸三丁目6-54	体育室	3	〇	③	〇
243	宇品東	宇品東保育園	南区	宇品神田三丁目10-15	保育室	2	〇	—	〇
244	宇品東	宇品神田集会所（東宇品神田南会館）	南区	宇品神田五丁目16-14	集会室	2	〇	—	〇
245	宇品東	宇品東児童館	南区	宇品東七丁目11-8	遊戯室	1	〇	—	〇
246	宇品東	宇品東集会所（東宇品会館）	南区	宇品神田三丁目10-15	集会室	3	〇	③	〇
247	宇品東	金輪島集会所	南区	宇品町字金輪島381-9	集会室	1	〇	—	〇
248	宇品	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・教室	4	〇	③	〇
249	宇品	宇品公民館	南区	宇品御幸四丁目1-2	研修室・ホール等	4	〇	③	〇
250	宇品	宇品児童館	南区	宇品御幸四丁目5-32	遊戯室	1	〇	—	〇
251	宇品	宇品集会所	南区	宇品御幸二丁目6-42	集会室	2	〇	②	〇
252	宇品	宇品海岸集会所	南区	宇品海岸二丁目8-2	集会室	2	〇	—	〇
253	宇品	出島福祉センター	南区	出島一丁目32-1	会議室・多目的ホール	2	〇	②	〇
254	宇品	出島保育園	南区	出島一丁目33-57	保育室	2	〇	②	〇
255	宇品	出島集会所	南区	出島二丁目14-73	集会室	2	〇	②	〇
256	元宇品	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・教室	2	—	〇	〇
257	元宇品	元宇品保育園	南区	元宇品町5-8	保育室	2	—	②	〇
258	元宇品	元宇品集会所（元宇品会館）	南区	元宇品町13-18	集会室	2	〇	②	〇
259	似島	似島小学校（似島小中一貫教育校）	南区	似島町字大黄2410	体育館・教室	4	—	②	〇
260	似島	似島中学校（似島小中一貫教育校）	南区	似島町字南風泊2250	体育館・教室	2	—	②	〇
261	似島	似島公民館	南区	似島町字家下752-74	研修室・ホール等	3	〇	②	〇
262	似島	似島集会所	南区	似島町字家下752-74	集会室	2	〇	②	〇
263	似島	似島学園小・中学校	南区	似島町字長谷1487	体育館・教室	2	〇	②	〇
264	似島	広島市似島歓迎交流センター（ユーハイム似島歓迎交流センター）	南区	似島町字東大谷182	プレイホール・研修室等	2	—	〇	〇
265	広瀬	中広・天満会館	西区	中広町一丁目18-9	集会室	2	〇	②	②
266	大芝	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・教室	4	〇	〇	②
267	大芝	大芝児童館	西区	大芝一丁目25-17	遊戯室	2	〇	〇	—
268	大芝	三篠保育園	西区	楠木町三丁目8-10	保育室	2	〇	〇	—
269	大芝	三篠・楠木集会所	西区	楠木町三丁目8-15	集会室	2	〇	〇	—
270	大芝	大宮集会所	西区	大宮一丁目14-1	集会室	2	〇	〇	〇
271	大芝	大芝集会所	西区	大芝一丁目13-21	集会室	2	〇	〇	②
272	大芝	楠木集会所（楠木会館）	西区	大芝公園2-1	集会室	1	〇	〇	〇
273	三篠	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・教室	3	〇	〇	②
274	三篠	中広中学校	西区	中広町三丁目1-41	体育館・教室	4	〇	②	②
275	三篠	三滝少年自然の家	西区	三滝本町一丁目73-20	大集会室・会議室等	3	—	〇	〇
276	三篠	西区民文化センター（コジマホールディングス西区民文化センター）	西区	横川新町6-1	ホール	4	〇	〇	②
277	三篠	三篠公民館	西区	打越町10-23	集会室	4	〇	〇	②
278	三篠	三篠児童館	西区	三滝町18-13	遊戯室	2	〇	〇	②
279	三篠	横川保育園	西区	横川新町8-7	保育室	2	〇	②	②
280	三篠	横川会館	西区	横川町二丁目1-1	集会室	2	〇	〇	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
281	三篠	三滝会館	西区	三滝町14-10	ホール・和室	2	〇	〇	②
282	三篠	三滝本町集会所	西区	三滝本町二丁目16-25	集会室	1	—	〇	〇
283	三篠	山手集会所	西区	山手町26-4	遊戯室	1	—	〇	〇
284	三篠	中広集会所	西区	中広町三丁目28-22	集会室	2	〇	②	②
285	三篠	竜王集会所	西区	竜王町7-4	集会室	2	〇	〇	〇
286	天満	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・教室	3	〇	②	②
287	天満	西地域交流センター	西区	福島町一丁目19-12	講堂・会議室	4	〇	②	②
288	天満	ふくしま保育園	西区	福島町一丁目18-1	保育室	2	〇	②	②
289	天満	小河内保育園	西区	小河内町二丁目6-8	保育室	2	〇	②	②
290	天満	天満児童館	西区	天満町1-27	遊戯室	2	〇	②	〇
291	天満	小河内集会所（小河内会館）	西区	小河内町二丁目10-14	集会室	2	〇	②	②
292	観音	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・教室	3	〇	③	②
293	観音	観音中学校	西区	南観音三丁目4-6	体育館・教室	4	〇	③	②
294	観音	西区地域福祉センター	西区	福島町二丁目24-1	大会議室	4	〇	②	②
295	観音	観音公民館	西区	観音本町二丁目1-77	ホール・研修室等	2	〇	—	②
296	観音	観音児童館	西区	観音本町二丁目1-74	遊戯室	2	〇	—	②
297	観音	観音会館	西区	南観音町18-11	集会室	2	〇	—	②
298	観音	観音本町集会所	西区	観音本町一丁目21-3	集会室	2	〇	—	—
299	南観音	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・教室	4	〇	③	②
300	南観音	南観音公民館	西区	観音新町二丁目16-46	大集会室・研修室等	2	〇	—	②
301	南観音	南観音児童館	西区	南観音六丁目5-15	遊戯室	2	〇	—	—
302	南観音	観音新町会館	西区	観音新町三丁目8-40	大集会室	2	〇	—	—
303	南観音	第二南観音会館	西区	南観音五丁目2-15	集会室	2	〇	—	—
304	南観音	南観音会館（第一会館）	西区	南観音六丁目8-6	集会室	2	〇	—	—
305	南観音	南観音集会所	西区	南観音七丁目1-14	集会室	2	〇	—	—
306	己斐	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
307	己斐	己斐児童館	西区	己斐上二丁目1-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
308	己斐	己斐公民館	西区	己斐中一丁目15-3	大集会室・研修室等	3	〇	〇	②
309	己斐	己斐保育園	西区	己斐中一丁目10-8	保育室	2	〇	〇	〇
310	己斐	己斐集会所（己斐本町会館）	西区	己斐本町二丁目3-4	集会室	2	〇	〇	②
311	己斐	己斐上集会所	西区	己斐上一丁目14-5	ホール・和室	2	—	〇	〇
312	己斐	己斐西町集会所	西区	己斐西町19-41	集会室	1	—	〇	〇
313	己斐	己斐本町一丁目集会所	西区	己斐本町一丁目7-5	集会室	2	〇	〇	②
314	己斐上	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・教室	4	—	〇	〇
315	己斐上	己斐上中学校	西区	己斐上六丁目452-4	体育館・教室	3	〇	〇	〇
316	己斐上	己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
317	己斐上	己斐上公民館	西区	己斐上四丁目2-55	ホール	2	—	〇	〇
318	己斐上	己斐上児童館	西区	己斐上六丁目456	遊戯室	2	〇	〇	〇
319	己斐上	己斐上五丁目集会所	西区	己斐上五丁目26-11	集会室	2	—	〇	〇
320	己斐上	己斐大迫集会所	西区	己斐大迫三丁目24-1	集会室	2	—	〇	〇
321	己斐東	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・教室	4	—	〇	〇
322	己斐東	己斐東児童館	西区	己斐東二丁目30-3	遊戯室	2	〇	〇	〇
323	己斐東	己斐東学区会館	西区	己斐中三丁目46-5	集会室	2	〇	〇	〇
324	山田	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
325	山田	山田児童館	西区	山田新町一丁目17-4	遊戯室	2	〇	〇	〇
326	山田	山田集会所	西区	山田町885-2	集会室	1	—	〇	〇
327	山田	山田地区集会所	西区	山田新町一丁目17-26	集会室	2	〇	〇	〇
328	古田台	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
329	古田台	田方上集会所	西区	田方二丁目6-12	集会室・和室	2	—	〇	〇
330	古田台	古田台集会所	西区	古田台二丁目6-22	集会室・洋室・和室	2	〇	〇	〇
331	古田	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・教室	4	〇	〇	〇
332	古田	古田中学校	西区	古江西町27-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
333	古田	古田公民館	西区	古江西町19-15	ホール・研修室等	2	〇	〇	〇
334	古田	古田児童館	西区	古江西町19-15	遊戯室	2	〇	〇	〇
335	古田	古江集会所	西区	古江西町10-38	集会室	2	〇	〇	〇
336	古田	田方集会所	西区	田方一丁目20-21	集会室・和室	2	—	〇	〇
337	高須	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
338	高須	高須児童館	西区	高須四丁目16-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
339	高須	古田保育園	西区	古江東町1-17	保育室	2	〇	〇	〇
340	高須	高須集会所（高須会館）	西区	高須三丁目4-22	集会室	2	—	〇	〇
341	高須	高須台集会所	西区	高須台三丁目22-18	集会室・和室	2	〇	〇	〇
342	庚午	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
343	庚午	庚午中学校	西区	庚午中四丁目12-48	体育館・教室	4	〇	〇	②
344	庚午	庚午児童館	西区	庚午中一丁目15-2	遊戯室	2	〇	〇	—
345	庚午	庚午保育園	西区	庚午中一丁目11-11	保育室	2	〇	〇	—
346	庚午	庚午集会所（庚午福祉会館）	西区	庚午中四丁目19-27	集会室・和室	2	〇	〇	—
347	庚午	庚午中央会館	西区	庚午北四丁目9-17	集会室	2	〇	〇	②
348	庚午	庚午中三丁目集会所	西区	庚午中三丁目3-15	集会室・和室	2	〇	〇	—
349	庚午	庚午北集会所	西区	庚午北二丁目14-1	集会室・和室	2	〇	〇	—
350	草津	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・教室	4	〇	②	〇
351	草津	西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	中・小体育室	3	〇	〇	〇
352	草津	草津公民館・草津東集会所	西区	草津東二丁目20-7	大集会室・研修室等	3	〇	②	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
353	草津	草津児童館	西区	草津東二丁目20-1	遊戯室	2	〇	②	〇
354	草津	みゆき保育園	西区	草津南一丁目16-8	保育室	2	〇	②	〇
355	草津	草津保育園	西区	草津東二丁目20-23	保育室	2	〇	②	〇
356	草津	庚午南集会所	西区	庚午南二丁目28-11	集会室	1	〇	—	—
357	草津	草津新町一丁目集会所	西区	草津新町一丁目7-11	集会室	1	〇	—	〇
358	草津	草津浜町集会所	西区	草津浜町16-7	集会室	2	〇	②	〇
359	草津	草津本町集会所	西区	草津本町25-3	集会室	2	〇	②	〇
360	鈴が峰	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・教室	4	—	〇	〇
361	鈴が峰	鈴が峰児童館	西区	鈴が峰町36-3	遊戯室	2	〇	〇	〇
362	鈴が峰	鈴が峰公民館	西区	鈴が峰町44-1	ホール	2	—	〇	〇
363	鈴が峰	鈴が峰会館	西区	鈴が峰町37-4	集会室	2	〇	〇	〇
364	井口台	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
365	井口台	井口台中学校	西区	井口台四丁目2-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
366	井口台	井口台児童館	西区	井口台三丁目5-1	遊戯室	2	—	〇	〇
367	井口台	井口台集会所	西区	井口台一丁目22-19	集会室	2	—	〇	〇
368	井口	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
369	井口	井口公民館	西区	井口鈴が台二丁目14-8	ホール	2	—	〇	〇
370	井口	井口児童館	西区	井口二丁目13-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
371	井口	井口四丁目集会所	西区	井口四丁目41-5	集会室	2	〇	〇	〇
372	井口	井口集会所	西区	井口二丁目1-3	集会室	2	〇	②	〇
373	井口	井口保育園	西区	井口鈴が台一丁目4-1	保育室	2	〇	〇	〇
374	井口	鈴が台会館	西区	井口鈴が台二丁目9-26	集会室	1	〇	〇	〇
375	井口明神	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・教室	4	〇	②	〇
376	井口明神	井口中学校	西区	井口明神二丁目12-1	体育館・教室	4	〇	②	〇
377	井口明神	井口明神児童館	西区	井口明神一丁目13-2	遊戯室	2	〇	②	〇
378	井口明神	広島サンプラザ	西区	商工センター三丁目1-1	ホール・サブホール	2	〇	②	〇
379	井口明神	明神三丁目集会所	西区	井口明神三丁目3-11	集会室	1	〇	—	〇
380	井口明神	明神中央集会所	西区	井口明神一丁目6-1	集会室	2	〇	②	〇
381	井口明神	明神二丁目集会所	西区	井口明神二丁目10-1	集会室	1	〇	—	〇
382	井口明神	草津新町二丁目集会所	西区	草津新町二丁目9-8	集会室	2	〇	②	〇
383	梅林	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・教室	4	〇	〇	②
384	梅林	佐東公民館	安佐南区	緑井六丁目29-25	ホール・研修室	2	〇	〇	〇
385	梅林	梅林集会所	安佐南区	八木三丁目2-24	集会室	2	—	〇	②
386	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目24-3	保育室	2	—	〇	〇
387	梅林	広島市豪雨災害伝承館	安佐南区	八木三丁目24-23	研修室等	2	—	〇	〇
388	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目17-1	体育館・教室	4	〇	〇	③
389	八木	城山北中学校	安佐南区	八木五丁目34-1	武道場・教室	4	〇	〇	〇
390	八木	八木児童館	安佐南区	八木九丁目20-19	遊戯室	2	〇	〇	—
391	八木	八木幼稚園	安佐南区	八木九丁目17-2	ホール	1	〇	〇	—
392	八木	鳴渡場集会所	安佐南区	八木町272-1	集会室	1	—	〇	〇
393	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
394	川内	城南中学校	安佐南区	川内六丁目8-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
395	川内	川内児童館	安佐南区	川内五丁目39-32	遊戯室	2	〇	〇	—
396	川内	川内保育園	安佐南区	川内六丁目36-31	保育室	2	〇	〇	—
397	川内	川内幼稚園	安佐南区	川内五丁目40-2	ホール	2	〇	〇	—
398	川内	川内集会所	安佐南区	川内三丁目8-25	集会室	2	〇	〇	—
399	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
400	緑井	緑井集会所	安佐南区	緑井一丁目5-1-204 （緑井スカイステージ2階）	集会室	2	〇	〇	②
401	緑井	（近隣地区からの車中避難用） ラクア緑井	安佐南区	緑井五丁目22-1	4階及び屋上駐車場	4	〇	〇	〇
402	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・教室	3	〇	〇	②
403	東野	東原中学校	安佐南区	東原三丁目8-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
404	東野	東原集会所	安佐南区	東原二丁目6-17	ホール・和室	2	〇	〇	—
405	中筋	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・教室	4	〇	〇	②
406	中筋	安佐南区民文化センター（マエダハウジング安佐南区民文化センター）	安佐南区	中筋一丁目22-17	大広間・会議室等	3	〇	〇	②
407	中筋	中筋児童館	安佐南区	中筋二丁目15-16	遊戯室	2	〇	〇	—
408	中筋	中筋保育園	安佐南区	中筋三丁目20-6	保育室	2	〇	〇	—
409	中筋	中筋幼稚園	安佐南区	中筋三丁目31-21	教室	1	〇	〇	—
410	中筋	東野公民館	安佐南区	東野二丁目22-7	ホール・研修室等	2	〇	〇	—
411	中筋	東野集会所	安佐南区	東野二丁目20-25	集会室	2	〇	〇	—
412	中筋	SunSun保育園	安佐南区	中筋二丁目8-1	集会室	2	〇	〇	②
413	古市	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
414	古市	古市公民館	安佐南区	古市三丁目24-8	ホール・研修室等	2	〇	〇	②
415	古市	古市児童館	安佐南区	中須一丁目38-13	遊戯室	2	〇	〇	②
416	古市	古市保育園	安佐南区	古市二丁目21-3	保育室	2	〇	〇	②
417	古市	古市集会所	安佐南区	古市二丁目28-28	集会室	2	〇	〇	〇
418	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
419	大町	安佐南中学校	安佐南区	大町西二丁目35-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
420	大町	大町児童館	安佐南区	大町西一丁目16－12	遊戯室	2	—	〇	〇
421	大町	大町集会所	安佐南区	大町東三丁目7-25-6	集会室	2	〇	〇	②
422	大町	大町保育園	安佐南区	大町東三丁目8-6	保育室	2	〇	〇	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
423	大町	大町幼稚園	安佐南区	大町西二丁目26-1	ホール	1	—	〇	〇
424	毘沙門台	安佐中学校	安佐南区	大町東四丁目1-6	体育館・教室	4	〇	〇	③
425	毘沙門台	毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
426	毘沙門台	毘沙門台児童館	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
427	毘沙門台	毘沙門台集会所	安佐南区	毘沙門台二丁目48-4	集会室	2	〇	〇	〇
428	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
429	安東	安東公民館	安佐南区	安東二丁目16-42	ホール	2	〇	〇	〇
430	安東	安東児童館	安佐南区	安東三丁目1-1	遊戯室	2	—	〇	〇
431	安東	安東保育園	安佐南区	安東二丁目1-12	保育室	2	〇	〇	〇
432	安東	相田集会所	安佐南区	相田二丁目4-37	集会室	2	〇	〇	〇
433	安東	鯛之迫集会所	安佐南区	安東二丁目20-47	集会室	2	〇	〇	〇
434	安東	安田女子大学	安佐南区	安東六丁目13-1	講堂・教室	7	〇	〇	〇
435	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・教室	4	〇	〇	②
436	安	安公民館	安佐南区	上安二丁目2-46	ホール・大集会室	2	〇	〇	〇
437	安	安幼稚園	安佐南区	上安二丁目26-18	ホール	2	—	〇	〇
438	安	上安保育園	安佐南区	上安二丁目23-24-12	保育室	2	〇	〇	〇
439	安	安集会所	安佐南区	相田四丁目3-32-9	集会室	2	〇	〇	〇
440	上安	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・教室	4	—	〇	〇
441	上安	上安児童館	安佐南区	上安五丁目7-21	遊戯室	2	〇	〇	〇
442	上安	上安集会所	安佐南区	上安四丁目4-1	集会室	2	—	〇	〇
443	安北	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
444	安北	高取北中学校	安佐南区	高取北三丁目19-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
445	安北	安北児童館	安佐南区	高取北二丁目30-1	遊戯室	2	—	〇	〇
446	安北	高長集会所	安佐南区	高取北四丁目4-14	集会室	2	—	〇	〇
447	安西	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
448	安西	安西中学校	安佐南区	高取南三丁目27-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
449	安西	安西児童館	安佐南区	高取南二丁目18-1	遊戯室	2	—	〇	〇
450	安西	交通科学館（ヌマジ交通ミュージアム）	安佐南区	長楽寺二丁目12-2	多目的ホール等	4	—	〇	〇
451	安西	安西幼稚園	安佐南区	高取南二丁目17-1	教室	1	〇	〇	〇
452	安西	安西集会所	安佐南区	高取南二丁目1-18	集会室	2	〇	〇	〇
453	原南	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19－23	体育館・教室	4	〇	〇	②
454	原南	祇園公民館	安佐南区	西原一丁目13－26	ホール・研修室等	3	〇	〇	②
455	原南	祇園福祉センター	安佐南区	西原一丁目13－26	ホール	2	〇	〇	②
456	原南	原南集会所	安佐南区	西原二丁目26-3	ホール・和室	2	〇	〇	②
457	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・教室	3	〇	〇	②
458	原	祇園東中学校	安佐南区	西原七丁目16-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
459	原	原保育園	安佐南区	西原三丁目9-19	保育室	1	〇	〇	—
460	原	原集会所	安佐南区	西原八丁目17-8	ホール・集会室	2	〇	〇	②
461	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・教室	4	〇	〇	②
462	祇園	祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目39-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
463	祇園	祇園児童館	安佐南区	祇園三丁目1-22	遊戯室	2	〇	〇	②
464	祇園	祇園保育園	安佐南区	祇園二丁目17-13	保育室	2	〇	〇	〇
465	祇園	祇園集会所	安佐南区	祇園六丁目22-2	ホール	2	〇	〇	②
466	祇園	広島経済大学	安佐南区	祇園五丁目37-1	体育館	6	—	〇	〇
467	長束	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
468	長束	長束児童館	安佐南区	長束四丁目15-1	遊戯室	2	〇	〇	②
469	長束	長束保育園	安佐南区	長束五丁目29-15	保育室	1	〇	〇	—
470	長束	長束幼稚園	安佐南区	長束二丁目5-37	ホール	2	〇	〇	②
471	長束	長束集会所	安佐南区	長束五丁目18-6	集会室	2	〇	〇	②
472	長束	新庄集会所	安佐南区	長束四丁目19-28	集会室	1	〇	〇	—
473	長束西	長束西小学校	安佐南区	長束西一丁目26-1	教室等	3	〇	〇	〇
474	長束西	長束中学校	安佐南区	長束西一丁目26-2	体育館・教室	3	—	〇	〇
475	長束西	長束西児童館	安佐南区	長束西一丁目26-3	遊戯室	2	—	〇	〇
476	長束西	長束西集会所	安佐南区	長束西三丁目2-3	集会室	2	—	〇	〇
477	長束西	広島文化学園大学・短期大学	安佐南区	長束西三丁目5-1	大講義室・教室	4	—	〇	〇
478	長束西	竜王集会所	安佐南区	長束西四丁目6-28	集会室	2	—	〇	〇
479	山本	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
480	山本	祇園西公民館	安佐南区	長束六丁目10-28	ホール・研修室等	2	〇	〇	〇
481	山本	山本児童館	安佐南区	山本三丁目13-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
482	山本	山本保育園	安佐南区	山本四丁目12-4	保育室	1	〇	〇	〇
483	山本	山本幼稚園	安佐南区	山本四丁目12-4	ホール	1	〇	〇	〇
484	山本	山本集会所	安佐南区	山本四丁目9-3-4	ホール・集会室	2	〇	〇	〇
485	春日野	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
486	春日野	春日野集会所	安佐南区	山本新町三丁目23-34	大集会室・集会室	2	〇	〇	〇
487	伴東	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
488	伴東	伴東集会所	安佐南区	伴東五丁目18-3	集会室	2	〇	〇	〇
489	伴東	市立沼田高等学校	安佐南区	伴東六丁目1-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
490	伴	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・教室	3	—	〇	〇
491	伴	安佐南区スポーツセンター	安佐南区	伴東三丁目13-16	柔剣道場・会議室	3	〇	〇	〇
492	伴	伴中学校	安佐南区	伴中央一丁目7-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
493	伴	伴福祉センター	安佐南区	伴西二丁目1-17	ホール・会議室等	2	〇	〇	〇
494	伴	伴児童館	安佐南区	伴中央一丁目7-2	遊戯室	2	—	〇	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
495	伴	広島工業大学沼田校舎	安佐南区	伴北六丁目4104-2	体育館	4	〇	〇	〇
496	伴	奥畑集会所	安佐南区	伴西五丁目1126	集会室	2	—	〇	〇
497	伴	下伴集会所	安佐南区	伴東三丁目6－1	ホール	1	〇	〇	〇
498	伴	細坂集会所	安佐南区	伴東四丁目32-50	集会室	1	—	〇	〇
499	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目64-8	集会室・和室	4	〇	〇	〇
500	伴	沼田老人いこいの家	安佐南区	伴東七丁目64-8	談話室・大集会室	4	〇	〇	〇
501	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目63-9	保育室	1	〇	〇	〇
502	伴	瀬戸集会所	安佐南区	伴中央三丁目2076-3	集会室	1	〇	〇	〇
503	伴	大下集会所	安佐南区	伴北六丁目9935－2	集会室	1	—	〇	〇
504	伴	椎原集会所	安佐南区	伴北五丁目2922-1	集会室	1	〇	〇	〇
505	伴	伴中央集会所	安佐南区	伴中央二丁目5-80	集会室	2	〇	〇	〇
506	伴	三城田集会所	安佐南区	伴中央二丁目11-12	集会室	1	—	〇	〇
507	伴南	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・教室	2	〇	〇	〇
508	伴南	伴南児童館	安佐南区	伴南一丁目21-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
509	伴南	伴南学区集会所	安佐南区	伴南一丁目6-5	集会室	2	〇	〇	〇
510	大塚	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
511	大塚	大塚中学校	安佐南区	大塚西六丁目3-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
512	大塚	大塚公民館	安佐南区	大塚西六丁目3-2	大会議室・研修室等	3	〇	〇	〇
513	大塚	大塚児童館	安佐南区	大塚西六丁目1-2	遊戯室	2	—	〇	〇
514	大塚	大塚学区集会所	安佐南区	大塚西七丁目26－19	集会室	2	〇	〇	〇
515	大塚	広島市立大学	安佐南区	大塚東三丁目4-1	体育館・教室	7	〇	〇	〇
516	大塚	広島修道大学	安佐南区	大塚東一丁目1-1	体育館	3	—	〇	〇
517	戸山	戸山小学校（戸山小中一貫教育校）	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・教室	3	〇	〇	〇
518	戸山	戸山中学校（戸山小中一貫教育校）	安佐南区	沼田町大字阿戸3725	教室	2	—	〇	〇
519	戸山	戸山公民館	安佐南区	沼田町大字阿戸269-3	ホール・研修室等	2	—	〇	〇
520	戸山	戸山集会所	安佐南区	沼田町大字阿戸343-1	集会室	2	—	〇	〇
521	戸山	阿戸集会所	安佐南区	沼田町大字阿戸1416-1	集会室	1	〇	〇	〇
522	戸山	慈光保育園	安佐南区	沼田町大字阿戸3135-1	保育室	1	〇	〇	〇
523	戸山	上吉山集会所	安佐南区	沼田町大字吉山1393-1	集会室	1	—	〇	〇
524	戸山	下吉山集会所	安佐南区	沼田町大字吉山2877-6	集会室	1	〇	〇	〇
525	井原	井原小学校	安佐北区	白木町大字井原825	体育館・教室	3	〇	〇	②
526	井原	井原会館	安佐北区	白木町大字井原4442-2	集会室	2	—	〇	〇
527	志屋	志屋小学校	安佐北区	白木町大字志路3890-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
528	志屋	志屋集会所	安佐北区	白木町大字志路3925-1	集会室	2	—	〇	〇
529	高南	高南小学校	安佐北区	白木町大字秋山1188	体育館・教室	4	—	〇	〇
530	高南	白木中学校	安佐北区	白木町大字市川1428	体育館・教室	3	〇	〇	〇
531	高南	白木公民館	安佐北区	白木町大字秋山2391-4	ホール・研修室	3	〇	〇	②
532	三田	三田小学校	安佐北区	白木町大字三田2649	体育館・教室	3	〇	〇	②
533	三田	三田保育園	安佐北区	白木町大字三田7173-3	保育室	2	—	〇	②
534	三田	三田集会所	安佐北区	白木町大字三田2218-1	集会室	1	〇	〇	—
535	三田	下三田集会所	安佐北区	白木町大字三田5826	集会室	1	〇	〇	〇
536	三田	上三田集会所	安佐北区	白木町大字三田9063-3	集会室	2	〇	〇	〇
537	狩小川	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・教室	4	〇	〇	②
538	狩小川	狩小川児童館	安佐北区	上深川町1315-4	遊戯室	2	〇	〇	②
539	狩小川	狩小川保育園	安佐北区	小河原町120	保育室	1	〇	〇	〇
540	狩小川	狩留家保育園	安佐北区	狩留家町2858	保育室	2	—	〇	〇
541	狩小川	小河原・上深川集会所	安佐北区	小河原町160-1	集会室	1	〇	〇	〇
542	深川	深川小学校	安佐北区	深川五丁目12-1	体育館・教室	3	〇	〇	③
543	深川	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・教室	3	〇	〇	〇
544	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目13-12	ホール	2	〇	〇	②
545	深川	安佐北区スポーツセンター（大和興産安佐北区スポーツセンター）	安佐北区	深川二丁目50-1	大・小体育室	2	〇	〇	〇
546	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目12-2	遊戯室	2	〇	〇	②
547	深川	深川保育園	安佐北区	深川五丁目4-4	保育室	1	〇	〇	—
548	深川	深川集会所	安佐北区	深川一丁目5-11	集会室	2	〇	〇	—
549	亀崎	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
550	亀崎	亀崎中学校	安佐北区	亀崎四丁目1-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
551	亀崎	亀崎児童館	安佐北区	亀崎四丁目2-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
552	亀崎	亀崎集会所	安佐北区	亀崎三丁目6-18	ホール・研修室等	2	〇	〇	〇
553	真亀	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
554	真亀	落合中学校	安佐北区	真亀二丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
555	真亀	真亀公民館	安佐北区	真亀一丁目3-27	体育館・研修室・会議室	2	〇	〇	〇
556	真亀	真亀児童館	安佐北区	真亀一丁目3-27	遊戯室	2	〇	〇	〇
557	真亀	真亀保育園	安佐北区	真亀三丁目4-2	保育室	2	〇	〇	〇
558	真亀	真亀集会所	安佐北区	真亀三丁目4-1	集会室	2	〇	〇	〇
559	倉掛	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
560	倉掛	倉掛公民館	安佐北区	倉掛一丁目12-1	ホール・研修室等	2	〇	〇	〇
561	倉掛	広島市総合防災センター	安佐北区	倉掛二丁目33-1	ロビー・教室	5	—	〇	〇
562	倉掛	倉掛児童館	安佐北区	倉掛一丁目12-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
563	倉掛	倉掛集会所	安佐北区	倉掛二丁目2-2	集会室	2	〇	〇	〇
564	落合東	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
565	落合東	落合東児童館	安佐北区	落合四丁目13-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
566	落合東	落合保育園	安佐北区	落合三丁目8-21	保育室	2	〇	〇	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
567	落合東	玖村会館	安佐北区	落合二丁目41-26	集会室	2	〇	〇	—
568	落合東	落合東集会所	安佐北区	落合五丁目10-14	集会室	2	〇	〇	〇
569	落合	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
570	落合	落合児童館	安佐北区	落合南二丁目13-3	遊戯室	2	—	〇	〇
571	落合	落合幼稚園	安佐北区	落合南二丁目13-2	教室	1	—	〇	〇
572	落合	落合集会所	安佐北区	落合南二丁目4-5	集会室	2	—	〇	〇
573	口田東	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
574	口田東	口田中学校	安佐北区	口田南九丁目13-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
575	口田東	口田公民館	安佐北区	口田四丁目9-19	ホール・研修室等	2	〇	〇	〇
576	口田東	口田東児童館	安佐北区	口田二丁目1-3	遊戯室	2	〇	〇	〇
577	口田東	口田東集会所	安佐北区	口田四丁目12-23	集会室	1	—	〇	〇
578	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	4	〇	〇	〇
579	口田	口田児童館	安佐北区	口田南二丁目7-3	遊戯室	2	〇	〇	〇
580	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目21-23	集会室	1	〇	〇	〇
581	口田	口田保育園	安佐北区	口田南四丁目33-20	保育室	2	〇	〇	〇
582	大林	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・教室	2	〇	〇	②
583	大林	大林保育園	安佐北区	大林四丁目15-18	保育室	2	—	〇	②
584	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目8-33	集会室	2	〇	〇	〇
585	三入	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・教室	3	〇	〇	②
586	三入	三入公民館	安佐北区	三入五丁目15-9	ホール・研修室等	2	〇	〇	②
587	三入	三入児童館	安佐北区	三入五丁目15-9	遊戯室	2	〇	〇	②
588	三入	三入集会所	安佐北区	三入二丁目28-21	集会室	2	〇	〇	②
589	三入東	三入東小学校	安佐北区	三入東一丁目3-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
590	三入東	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
591	三入東	三入東児童館	安佐北区	三入東一丁目10-5	遊戯室	2	〇	〇	〇
592	三入東	三入東学区集会所	安佐北区	三入東二丁目7-14	集会室	2	〇	〇	〇
593	三入東	市立広島中等教育学校	安佐北区	三入東一丁目14-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
594	可部	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9－1	体育館・教室	4	〇	〇	②
595	可部	可部中学校	安佐北区	可部七丁目2-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
596	可部	可部児童館	安佐北区	可部四丁目9-2	遊戯室	2	〇	〇	②
597	可部	安佐北区民文化センター	安佐北区	可部七丁目28-25	ホール・会議室等	3	—	〇	〇
598	可部	安佐北区総合福祉センター	安佐北区	可部三丁目19－22	公民館ホール老人集会所	8	〇	〇	②
599	可部	安佐北区図書館	安佐北区	可部七丁目28-25	図書室	3	—	〇	〇
600	可部	可部学区集会所	安佐北区	可部三丁目46-33	集会室	2	〇	〇	②
601	可部	城保育園	安佐北区	可部七丁目29-4	保育室	2	—	〇	〇
602	可部	台中央集会所	安佐北区	可部東五丁目24-23	集会室	1	—	〇	〇
603	可部	姫瀬集会所	安佐北区	可部町大字勝木284	集会室	1	—	〇	〇
604	可部	大野集会所	安佐北区	可部町大字勝木1012-3	集会室	1	—	〇	〇
605	可部南	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・教室	3	〇	〇	②
606	可部南	可部南児童館	安佐北区	可部南二丁目11-2	遊戯室	2	〇	〇	—
607	可部南	広島市可部福祉センター	安佐北区	可部南二丁目23-28	ホール・研修室等	2	〇	〇	—
608	可部南	北部こども療育センター	安佐北区	可部南五丁目8-70	遊戯室	4	〇	〇	②
609	可部南	下の浜集会所	安佐北区	可部南五丁目1-2	集会室	1	〇	〇	〇
610	可部南	可部南集会所	安佐北区	可部東二丁目25-3	集会室	2	—	〇	〇
611	可部南	県立可部高等学校	安佐北区	可部東四丁目27-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
612	可部南	上原前集会所	安佐北区	可部東一丁目26-28	集会室	1	—	〇	〇
613	可部南	上原北集会所	安佐北区	可部東四丁目22-5	集会室	1	—	〇	〇
614	可部南	第二東亜ハイツ集会所	安佐北区	可部東三丁目27-1	集会室	1	—	〇	〇
615	可部南	中島会館	安佐北区	可部南一丁目1-39	集会室	1	〇	〇	—
616	可部南	中島南集会所	安佐北区	可部南一丁目23-27-3	集会室	1	〇	〇	—
617	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目10-37	集会室	1	〇	〇	—
618	可部南	広島市安佐北コミュニティセンター	安佐北区	可部南二丁目1-38	ホール	6	〇	〇	②
619	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
620	亀山	亀山児童館	安佐北区	亀山七丁目4-10	遊戯室	2	〇	〇	〇
621	亀山	可部運動公園管理事務所	安佐北区	可部町大字勝木1410	ロビー・トレーニング室	2	〇	〇	〇
622	亀山	亀山集会所	安佐北区	亀山五丁目9-5	集会室	2	—	〇	〇
623	亀山	行森集会所	安佐北区	可部町大字勝木1391-2	集会室	1	—	〇	〇
624	亀山南	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・教室	4	〇	〇	〇
625	亀山南	亀山中学校	安佐北区	亀山南三丁目28-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
626	亀山南	亀山公民館	安佐北区	亀山南三丁目16-16	研修室	2	—	〇	〇
627	亀山南	亀山南児童館	安佐北区	亀山南三丁目28-3	遊戯室	2	〇	〇	〇
628	亀山南	亀山南集会所	安佐北区	亀山南二丁目6-15	集会室	2	—	〇	〇
629	亀山南	亀山南保育園	安佐北区	亀山南五丁目44-31	保育室	2	—	〇	〇
630	亀山南	今井田集会所	安佐北区	可部町大字今井田157	集会室	1	〇	〇	〇
631	亀山南	虹山集会所	安佐北区	亀山南五丁目4-6	集会室	1	〇	〇	〇
632	鈴張	鈴張小学校	安佐北区	安佐町大字鈴張1896	体育館・教室	4	—	〇	〇
633	鈴張	鈴張児童館	安佐北区	安佐町大字鈴張1915	遊戯室	2	—	〇	〇
634	鈴張	鈴張集会所	安佐北区	安佐町大字鈴張2025-1	集会室	2	—	〇	〇
635	鈴張	特別養護老人ホームこころ	安佐北区	安佐町大字鈴張2688	ラウンジ	2	〇	〇	〇
636	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・教室	4	〇	〇	②
637	飯室	飯室児童館	安佐北区	安佐町大字飯室1544-1	遊戯室	2	〇	〇	②
638	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内4579-3	研修室	2	—	〇	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
639	飯室	清和中学校	安佐北区	安佐町大字飯室3737	体育館・教室	3	—	〇	〇
640	飯室	青少年野外活動センター	安佐北区	安佐町大字小河内5135	研修室・体育館	2	〇	〇	〇
641	飯室	旧小河内小学校	安佐北区	安佐町大字小河内4734	体育館・教室	3	〇	〇	〇
642	飯室	安佐公民館	安佐北区	安佐町大字飯室3455-1	大集会室・研修室等	2	—	〇	〇
643	飯室	小峠集会所	安佐北区	安佐町大字小河内1217-2	集会室	1	—	〇	〇
644	飯室	飯室集会所	安佐北区	安佐町大字飯室1569-8	集会室・和室	2	〇	〇	〇
645	飯室	いずみ保育園	安佐北区	安佐町大字飯室1515	保育室	1	—	〇	〇
646	飯室	旧久地小学校	安佐北区	安佐町大字久地4477-2	体育館・教室	3	—	〇	〇
647	飯室	久地保育園	安佐北区	安佐町大字久地4453-1	保育室	1	〇	〇	〇
648	飯室	久地集会所	安佐北区	安佐町大字久地4492	集会室	1	—	〇	〇
649	久地南	久地南小学校	安佐北区	安佐町大字くすの木台55-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
650	久地南	久地南児童館	安佐北区	安佐町大字くすの木台52-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
651	久地南	久地南集会所	安佐北区	安佐町大字くすの木台52-2	集会室	2	〇	〇	〇
652	久地南	境原集会所	安佐北区	安佐町大字久地283-3	集会室	1	—	〇	〇
653	筒瀬	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町大字筒瀬1598	体育館・教室	2	—	〇	〇
654	筒瀬	筒瀬集会所	安佐北区	安佐町大字筒瀬459-3	集会室	1	—	〇	〇
655	筒瀬	筒瀬福祉センター	安佐北区	安佐町大字筒瀬125-1	ホール	1	〇	〇	—
656	筒瀬	北部資源選別センター	安佐北区	安佐町大字筒瀬864	研修室	2	〇	〇	〇
657	日浦	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
658	日浦	毛木集会所	安佐北区	安佐町大字毛木761	集会室	1	—	〇	〇
659	日浦	日浦中学校	安佐北区	あさひが丘七丁目20-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
660	日浦	日浦公民館	安佐北区	あさひが丘三丁目23-13	ホール・児童室等	2	〇	〇	〇
661	日浦	日浦児童館	安佐北区	あさひが丘三丁目21-1	遊戯室	2	—	〇	〇
662	日浦	日浦学区集会所	安佐北区	あさひが丘六丁目3-25	集会室	2	〇	〇	〇
663	日浦	後山集会所	安佐北区	安佐町大字後山1411-5	集会室	1	—	〇	〇
664	瀬野	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・教室	3	—	〇	〇
665	瀬野	瀬野川東中学校	安芸区	中野七丁目29-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
666	瀬野	瀬野福祉センター	安芸区	瀬野一丁目4-19	ホール・和室	4	〇	〇	〇
667	瀬野	瀬野児童館	安芸区	瀬野一丁目36-13	遊戯室	2	—	〇	〇
668	瀬野	瀬野公民館	安芸区	瀬野一丁目29-21	ホール・会議室	2	—	〇	〇
669	瀬野	荒谷集会所	安芸区	上瀬野町399-3	集会室	1	—	〇	〇
670	瀬野	瀬野学区集会所	安芸区	上瀬野二丁目16-12	集会室	2	—	〇	②
671	瀬野	瀬野幼稚園	安芸区	瀬野一丁目35-1	教室	1	—	〇	〇
672	瀬野	正之坪集会所	安芸区	瀬野南一丁目15-7	集会室	1	〇	〇	〇
673	瀬野	中大山集会所	安芸区	上瀬野町758	集会室	1	—	〇	〇
674	瀬野	朝宮集会所	安芸区	上瀬野南一丁目1995	集会室	1	〇	〇	〇
675	瀬野	立石集会所	安芸区	瀬野町2737-9	集会室	1	—	〇	〇
676	瀬野	瀬野川公園	安芸区	上瀬野	体育館	1	〇	〇	〇
677	みどり坂	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
678	みどり坂	みどり坂学区集会所	安芸区	瀬野西四丁目4-10	集会室	2	〇	〇	〇
679	中野	中野小学校	安芸区	中野四丁目21-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
680	中野	瀬野川中学校	安芸区	中野四丁目24-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
681	中野	安芸区スポーツセンター	安芸区	中野東二丁目3-1	大・小体育館	3	〇	〇	〇
682	中野	中野児童館	安芸区	中野四丁目21-2	遊戯室	2	—	〇	〇
683	中野	中野公民館	安芸区	中野三丁目20-9	大集会室・研修室等	3	—	〇	②
684	中野	下前田集会所	安芸区	中野二丁目34-11	集会室	1	—	〇	〇
685	中野	中野西集会所	安芸区	中野二丁目6-21	集会室	2	〇	〇	〇
686	中野東	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
687	中野東	中野東児童館	安芸区	中野五丁目11-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
688	中野東	中野集会所	安芸区	中野五丁目20-2	集会室	2	—	〇	〇
689	中野東	中野保育園	安芸区	中野五丁目19-1	保育室	2	—	〇	〇
690	畑賀	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・教室	4	〇	〇	〇
691	畑賀	畑賀児童館	安芸区	畑賀三丁目23-12	遊戯室	2	〇	〇	〇
692	畑賀	畑賀学区集会所	安芸区	畑賀二丁目15-23	集会所・ホール	2	—	〇	〇
693	畑賀	畑賀福祉センター	安芸区	畑賀三丁目30-14	ホール・講座室	2	〇	〇	〇
694	畑賀	畑賀保育園	安芸区	畑賀三丁目7-8	保育室	2	—	〇	〇
695	畑賀	奥畑集会所	安芸区	畑賀町1004-5	集会室	1	—	〇	〇
696	阿戸	阿戸小学校（阿戸小中一貫教育校）	安芸区	阿戸町2862-1	教室	3	〇	〇	〇
697	阿戸	阿戸中学校（阿戸小中一貫教育校）	安芸区	阿戸町2847	教室	3	—	〇	〇
698	阿戸	阿戸児童館	安芸区	阿戸町6175-2	遊戯室	2	—	〇	〇
699	阿戸	阿戸公民館	安芸区	阿戸町6166	ホール等	2	—	〇	〇
700	阿戸	阿戸学区集会所	安芸区	阿戸町2488-5	集会室・和室	2	〇	〇	〇
701	阿戸	阿戸福祉センター	安芸区	阿戸町6038	ホール・会議室	2	—	〇	〇
702	阿戸	阿戸認定こども園	安芸区	阿戸町2622	教室	1	〇	〇	〇
703	阿戸	阿戸生活改善センター	安芸区	阿戸町4020-1	集会室	1	—	〇	〇
704	船越	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・教室	3	〇	③	②
705	船越	船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
706	船越	船越公民館	安芸区	船越五丁目22-23	大集会室・体育棟等	2	〇	—	②
707	船越	安芸区民文化センター	安芸区	船越南三丁目2-16	ホール・大広間等	4	〇	②	②
708	船越	船越西部保育園	安芸区	船越一丁目41-9	保育室	1	〇	—	〇
709	船越	西古谷集会所	安芸区	船越一丁目9-11	集会室	2	〇	〇	〇
710	船越	船越東部集会所	安芸区	船越五丁目22-1	集会室	2	〇	—	②

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
711	船越	船越南部保育園	安芸区	船越南三丁目21-23	保育室	1	〇	—	—
712	船越	船越幼稚園	安芸区	船越五丁目22-41	教室	2	〇	—	②
713	船越	北鴻治集会所	安芸区	船越南三丁目25-31	集会室	2	〇	—	②
714	矢野西	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
715	矢野西	県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	体育館・教室	1	〇	—	〇
716	矢野西	矢野西児童館	安芸区	矢野西四丁目5-1	遊戯室	3	—	〇	〇
717	矢野西	矢野西保育園	安芸区	矢野西四丁目11-12	保育室	2	〇	〇	〇
718	矢野西	矢野西集会所	安芸区	矢野西一丁目37-11	集会所・ホール	2	〇	—	〇
719	矢野西	大磯・星ヶ丘集会所	安芸区	矢野西三丁目42-2	集会室・和室	2	〇	〇	〇
720	矢野	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
721	矢野	矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
722	矢野	矢野児童館	安芸区	矢野西六丁目11-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
723	矢野	矢野公民館	安芸区	矢野西五丁目24-2	ホール・研修室等	3	〇	〇	〇
724	矢野	矢野福祉センター	安芸区	矢野西六丁目12-1	集会室	2	—	〇	〇
725	矢野	矢野東保育園	安芸区	矢野東六丁目19-14	保育室	2	—	〇	〇
726	矢野	矢野上集会所	安芸区	矢野西七丁目6-26	集会室	2	—	〇	〇
727	矢野	矢野中央保育園	安芸区	矢野東五丁目9-2	保育室	2	〇	〇	〇
728	矢野	矢野東集会所	安芸区	矢野東五丁目2-29	集会室・和室	2	〇	〇	〇
729	矢野	矢野幼稚園	安芸区	矢野西六丁目12-2	教室	2	〇	〇	〇
730	（寺屋敷地区）	寺屋敷集会所	安芸区	矢野町字寺屋敷740-3	集会室	1	〇	〇	〇
731	矢野南	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
732	矢野南	矢野南児童館	安芸区	矢野南四丁目9-22	遊戯室	2	—	〇	〇
733	矢野南	矢野南集会所	安芸区	矢野南二丁目20-37	集会室・和室	2	—	〇	〇
734	湯来東	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・教室	2	〇	〇	②
735	湯来東	湯来中学校	佐伯区	湯来町大字和田118-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
736	湯来東	佐伯区図書館湯来河野閲覧室	佐伯区	湯来町大字和田353-1	図書室	2	〇	〇	〇
737	湯来東	湯来農村環境改善センター	佐伯区	湯来町大字麦谷2501	ホール・和室	1	〇	〇	—
738	湯来東	湯来福祉会館	佐伯区	湯来町大字和田333	ホール・会議室等	1	〇	〇	〇
739	湯来東	湯来保育園	佐伯区	湯来町大字和田94-16	保育室	1	—	〇	〇
740	湯来東	下五原集会所	佐伯区	湯来町大字下1503-2	集会室・和室	1	〇	〇	—
741	湯来東	下和田集会所	佐伯区	湯来町大字和田1021-3	集会室	1	〇	〇	—
742	湯来西	旧湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲2419	体育館・教室	2	—	〇	〇
743	湯来西	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田2712	大ホール	2	—	〇	〇
744	湯来西	広島市湯来交流体験センター	佐伯区	湯来町大字多田	工芸室・会議室・調理室	1	〇	〇	〇
745	湯来西	菅沢集会所	佐伯区	湯来町大字菅沢424-1	大会議室	1	〇	〇	〇
746	湯来南	湯来南小学校	佐伯区	湯来町大字白砂3555-1	体育館・教室	2	—	〇	〇
747	湯来南	砂谷中学校	佐伯区	湯来町大字伏谷5-1	体育館・教室	3	—	〇	〇
748	湯来南	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育室・会議室	2	〇	〇	〇
749	湯来南	湯来南公民館	佐伯区	湯来町大字伏谷甲13-1	大会議室	3	〇	〇	〇
750	湯来南	湯来南保育園	佐伯区	湯来町大字白砂3538	保育室	1	〇	〇	〇
751	湯来南	大森集会所	佐伯区	湯来町大字伏谷1499	集会室・和室	1	—	〇	〇
752	湯来南	葛原集会所	佐伯区	湯来町大字葛原707	会議室・小会議室	1	—	〇	〇
753	湯来南	県立湯来南高等学校	佐伯区	湯来町大字伏谷1198	体育館	3	〇	〇	〇
754	石内	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・教室	3	—	〇	〇
755	石内	石内福祉センター	佐伯区	石内南一丁目5-1	ホール・和室	2	〇	〇	〇
756	石内	石内公民館	佐伯区	五日市町大字石内3289-1	大集会室・和室	2	〇	〇	〇
757	石内	石内保育園	佐伯区	五日市町大字石内4134-2	保育室	2	〇	〇	〇
758	河内	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・教室	4	〇	〇	〇
759	河内	河内公民館	佐伯区	五日市町大字上河内537	大集会室・和室	2	〇	〇	〇
760	河内	河内体育館	佐伯区	五日市町大字上河内537	道場	2	〇	〇	〇
761	河内	河内児童館	佐伯区	五日市町大字上河内1601-2	遊戯室	2	—	〇	〇
762	河内	河内保育園	佐伯区	五日市町大字上河内493	保育室	2	—	〇	〇
763	河内	下小深川集会所	佐伯区	五日市町大字下小深川84-5	集会室	1	—	〇	〇
764	河内	魚切多目的集会所	佐伯区	五日市町大字上河内乙976	集会室	2	—	〇	〇
765	河内	門前集会所	佐伯区	五日市町大字下小深川320-	集会室	1	—	〇	〇
766	河内	野登呂多目的集会所	佐伯区	五日市町大字上小深川753-4	集会室	1	—	〇	〇
767	五月が丘	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
768	五月が丘	五月が丘中学校	佐伯区	五月が丘二丁目23-1	体育館・教室	4	—	〇	〇
769	五月が丘	五月が丘公民館	佐伯区	五月が丘五丁目3-33	研修室・和室	2	〇	〇	〇
770	五月が丘	五月が丘児童館	佐伯区	五月が丘二丁目22-2	遊戯室	2	—	〇	〇
771	五月が丘	五月が丘保育園	佐伯区	五月が丘五丁目21-22	保育室	2	〇	〇	〇
772	五月が丘	老人いこいの家さつき荘	佐伯区	五月が丘四丁目14-10	ホール・集会室	1	〇	〇	〇
773	五月が丘	（近隣地区からの車中避難用） ジ・アウトレット広島南駐車場内立体駐車場	佐伯区	石内東四丁目1-1	立体駐車場	3	〇	〇	〇
774	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
775	石内北	石内北学区集会所	佐伯区	石内北一丁目5-33	集会室・談話室等	1	〇	〇	〇
776	石内北	石内北児童館	佐伯区	石内北三丁目22-14	体育館兼、図書・工作室、2階児童クラブ室、集会室	2	〇	—	〇
777	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

表中の高潮、洪水の〇付数字については、当該施設が浸水想定区域内に所在するため、その数以上の階を避難スペースとして活用できることを示しています。

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
778	藤の木	藤の木児童館	佐伯区	藤の木二丁目2-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
779	藤の木	藤の木公民館	佐伯区	藤の木二丁目27-7	会議室・研修室等	2	〇	〇	〇
780	彩が丘	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
781	彩が丘	彩が丘児童館	佐伯区	河内南二丁目10-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
782	彩が丘	彩が丘公民館	佐伯区	河内南一丁目21-6	会議室・研修室等	2	—	〇	〇
783	美鈴が丘	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
784	美鈴が丘	美鈴が丘中学校	佐伯区	美鈴が丘南一丁目12-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
785	美鈴が丘	美鈴が丘児童館	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
786	美鈴が丘	美鈴が丘公民館	佐伯区	美鈴が丘南三丁目1-9	研修室・和室	2	—	〇	〇
787	美鈴が丘	市立美鈴が丘高等学校	佐伯区	美鈴が丘緑二丁目13-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
788	八幡東	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
789	八幡東	三和中学校	佐伯区	利松三丁目10-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
790	八幡東	八幡東公民館	佐伯区	八幡東二丁目6-19	研修室・和室	2	〇	〇	②
791	八幡東	利松公民館	佐伯区	利松一丁目18-15	研修室・和室	2	〇	〇	〇
792	八幡東	利松児童館	佐伯区	利松一丁目10-7	遊戯室	2	〇	〇	〇
793	八幡東	利松保育園	佐伯区	利松一丁目10-10	保育室	2	〇	〇	〇
794	八幡	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
795	八幡	城山中学校	佐伯区	城山二丁目17-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
796	八幡	八幡児童館	佐伯区	八幡二丁目3-1	遊戯室	2	〇	〇	②
797	八幡	八幡公民館	佐伯区	八幡三丁目23-22	大集会室・研修室等	2	〇	〇	②
798	八幡	八幡保育園	佐伯区	八幡三丁目16-16	保育室	2	〇	〇	〇
799	五日市観音西	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・教室	4	—	〇	〇
800	五日市観音西	五日市観音中学校	佐伯区	坪井三丁目88	体育館・教室	4	—	〇	〇
801	五日市観音西	県立五日市高等学校	佐伯区	観音台三丁目15-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
802	五日市観音西	五日市観音西児童館	佐伯区	坪井三丁目877	遊戯室	2	—	〇	〇
803	五日市観音	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
804	五日市観音	広島工業大学鶴記念体育館・第二体育館	佐伯区	三宅二丁目1-1	体育館	2	〇	〇	〇
805	五日市観音	坪井児童館	佐伯区	坪井一丁目32-9	遊戯室	2	〇	〇	〇
806	五日市観音	坪井公民館	佐伯区	坪井一丁目32-10	大会議室・和室	2	〇	〇	〇
807	五日市観音	千同保育園	佐伯区	千同二丁目10-1	保育室	2	〇	〇	〇
808	五日市観音	三筋保育園	佐伯区	三筋二丁目2-14	保育室	1	〇	〇	—
809	五日市観音	坪井保育園	佐伯区	坪井一丁目32-8	保育室	2	〇	〇	〇
810	五日市観音	三筋集会所	佐伯区	三筋二丁目6-2	集会室	1	〇	〇	—
811	五日市観音	広島工業大学武道館	佐伯区	三宅二丁目1-1	武道館	4	〇	〇	〇
812	五日市中央	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・教室	3	〇	〇	②
813	五日市中央	五日市中学校	佐伯区	五日市中央六丁目4-1	体育館・教室	4	〇	〇	②
814	五日市中央	佐伯区民文化センター	佐伯区	五日市中央六丁目1-10	大広間・会議室等	2	〇	〇	②
815	五日市中央	五日市中央公民館	佐伯区	五日市中央四丁目8-20	会議室・和室等	2	〇	〇	②
816	五日市中央	五日市中央児童館	佐伯区	五日市中央三丁目12-2	遊戯室	2	〇	〇	②
817	五日市	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
818	五日市	五日市公民館	佐伯区	新宮苑11-14	ホール・会議室等	3	〇	〇	〇
819	五日市	五日市児童館	佐伯区	五日市三丁目1-1	遊戯室	2	〇	〇	〇
820	五日市	五日市駅前保育園	佐伯区	五日市駅前一丁目1-3	保育室	2	〇	〇	②
821	五日市	五日市中央北保育園	佐伯区	五日市中央七丁目8-43	保育室	2	〇	〇	②
822	五日市東	皆賀公民館	佐伯区	五日市町大字昭和台34-2	研修室・和室等	2	—	〇	〇
823	五日市東	五日市東児童館	佐伯区	皆賀二丁目3-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
824	五日市東	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・教室	3	〇	〇	〇
825	五日市南	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・教室	4	〇	〇	〇
826	五日市南	五日市南中学校	佐伯区	海老園四丁目2-21	体育館・教室	4	〇	②	〇
827	五日市南	五日市南児童館	佐伯区	海老園三丁目18-2	遊戯室	2	〇	〇	〇
828	五日市南	吉見園公民館	佐伯区	吉見園13-1	会議室・研修室等	2	〇	〇	②
829	五日市南	五日市南保育園	佐伯区	海老園三丁目18-1	保育室	2	〇	〇	〇
830	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目13-10	体育館	2	〇	〇	〇
831	楽々園	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・教室	3	〇	②	〇
832	楽々園	佐伯区スポーツセンター	佐伯区	楽々園六丁目1-27	大・小体育室	2	〇	②	〇
833	楽々園	楽々園児童館	佐伯区	楽々園六丁目8-2	遊戯室	2	〇	②	〇
834	楽々園	楽々園公民館	佐伯区	楽々園五丁目8-32	研修室・ホール	3	〇	〇	〇
835	楽々園	老人いこいの家楽々荘	佐伯区	楽々園五丁目8-32	和室（3室）	1	〇	〇	〇
836	楽々園	美隅公民館	佐伯区	美の里二丁目1-25	研修室・和室	2	〇	〇	②
837	楽々園	隅の浜美の里会館	佐伯区	美の里一丁目1-9	集会室	1	〇	〇	—
838	楽々園	美の里保育園	佐伯区	美の里二丁目1-9	保育室	2	〇	〇	②

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。
津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
1	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・グランド	〇	〇	―
2	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・グランド	〇	〇	―
3	広島サッカースタジアム（EDION PEACE WING HIROSHIMA）	中区	基町15-2-1	コンコース等	〇	〇	―
4	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・グランド	〇	―	―
5	袋町小学校	中区	袋町6-36	体育館・グランド	〇	―	―
6	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・グランド	〇	―	―
7	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・グランド	〇	―	―
8	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・グランド	〇	―	―
9	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・グランド	〇	―	―
10	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・グランド	〇	―	―
11	広瀬小学校	中区	広瀬町2－8	体育館・グランド	〇	―	―
12	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・グランド	〇	―	―
13	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・グランド	〇	―	―
14	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・グランド	〇	―	―
15	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・グランド	〇	〇	―
16	旧広島市民球場跡地イベント広場（HIROSHIMA GATE PARK PLAZA）	中区	基町5	公園	〇	―	〇
17	中央公園広場エリア	中区	基町15	公園	〇	〇	〇
18	吉島公園	中区	羽衣町16	公園	〇	―	〇
19	吉島東公園	中区	吉島東三丁目1	公園	〇	―	―
20	江波皿山公園	中区	江波二本松一丁目1	公園	〇	〇	―
21	東千田公園	中区	東千田町一丁目	公園	〇	―	〇
22	江波山公園	中区	江波二本松二丁目11ほか	公園	〇	〇	―
23	千田公園	中区	千田町三丁目7ほか	公園	〇	―	―
24	平和記念公園	中区	中島町・大手町一丁目	公園	〇	―	〇
25	縮景園	中区	上幟町2	―	〇	―	〇
26	広島城跡	中区	基町21	―	〇	〇	〇
27	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・グランド	〇	／	―
28	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・グランド	〇	／	―
29	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・グランド	〇	／	―
30	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・グランド	〇	／	―
31	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・グランド	〇	／	―
32	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・グランド	〇	／	―
33	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・グランド	〇	〇	―
34	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・グランド	〇	／	―
35	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・グランド	〇	／	―
36	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・グランド	〇	〇	―
37	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・グランド	〇	―	―
38	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・グランド	〇	―	―
39	福木公園	東区	福田一丁目	公園	〇	／	―
40	新牛田公園	東区	牛田新町一丁目8	公園	〇	〇	〇
41	戸坂新町公園	東区	戸坂新町三丁目1	公園	〇	―	―
42	牛田総合公園	東区	牛田新町一丁目ほか	公園	〇	―	―
43	高天原墓園	東区	尾長町官有無番地	墓苑	〇	〇	〇
44	戸坂中学校・戸坂庭球場・戸坂運動広場	東区	戸坂新町三丁目1	グランド等	〇	／	〇
45	広島城北学園	東区	戸坂城山町1	グランド	〇	／	〇
46	広島女学院大学	東区	牛田東4丁目13	グランド	〇	／	〇
47	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・グランド	〇	―	―
48	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・グランド	〇	―	―
49	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・グランド	〇	―	―
50	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・グランド	〇	〇	―
51	段原小学校	南区	的場町二丁目4-19	体育館・グランド	〇	―	―
52	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・グランド	〇	―	―
53	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・グランド	〇	―	―
54	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・グランド	〇	―	―
55	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・グランド	〇	―	―
56	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・グランド	〇	〇	―
57	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・グランド	〇	―	―

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「〇」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。
津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
58	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・グランド	〇	―	―
59	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・グランド	〇	―	―
60	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・グランド	〇	―	―
61	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・グランド	〇	〇	―
62	似島小学校（似島小中一貫教育校）	南区	似島町字大黄2410	体育館・グランド	〇	〇	―
63	渕崎公園	南区	東雲三丁目18	公園	〇	―	〇
64	比治山下公園	南区	比治山本町8	公園	〇	―	―
65	宇品第一公園	南区	宇品東二丁目1	公園	〇	―	〇
66	出島西公園	南区	出島二丁目22	公園	〇	―	〇
67	宇品西公園	南区	宇品御幸二丁目6	公園	〇	―	―
68	比治山公園	南区	比治山公園	公園	〇	〇	〇
69	似島臨海公園	南区	似島町大黄	公園	〇	―	―
70	県立広島皆実高等学校・県立広島工業高等学校	南区	出汐二丁目4	グランド	〇	―	〇
71	広島市民球場（MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島）	南区	南蟹屋町二丁目3-1	球場内・正面ゲート付近	〇	―	〇
72	広島競輪場（アーバンサイクルパークス広島）	南区	南区宇品海岸三丁目ほか	周辺駐車場、走路内	〇	―	〇
73	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・グランド	〇	／	―
74	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・グランド	〇	〇	―
75	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・グランド	〇	―	―
76	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・グランド	〇	―	―
77	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・グランド	〇	―	―
78	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・グランド	〇	〇	―
79	己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・グランド	〇	〇	―
80	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・グランド	〇	／	―
81	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・グランド	〇	〇	―
82	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・グランド	〇	／	―
83	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・グランド	〇	〇	―
84	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・グランド	〇	〇	―
85	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・グランド	〇	〇	―
86	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・グランド	〇	―	―
87	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・グランド	〇	―	―
88	西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	体育館・グランド	〇	―	―
89	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・グランド	〇	〇	―
90	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・グランド	〇	〇	―
91	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・グランド	〇	〇	―
92	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・グランド	〇	〇	―
93	大芝公園・交通ランド	西区	大芝公園1・2	公園	〇	〇	〇
94	草津公園	西区	庚午南二丁目38	公園	〇	―	〇
95	西部埋立第六公園	西区	商工センター一丁目13	公園	〇	―	―
96	西部埋立第八公園	西区	草津南一丁目16	公園	〇	―	―
97	井口台公園	西区	井口台三丁目6	公園	〇	〇	―
98	古田台公園	西区	古田台一丁目7	公園	〇	〇	―
99	高須台中央公園	西区	高須台三丁目21	公園	〇	〇	―
100	鈴が峰公園	西区	鈴が峰町45・46	公園	〇	〇	―
101	西部埋立第五公園	西区	商工センター三丁目2	公園	〇	―	―
102	竜王公園	西区	竜王町	公園	〇	〇	―
103	県立広島井口高等学校・井口中学校・西部埋立第二公園	西区	井口明神二丁目10・11・12	グランド・公園	〇	〇	〇
104	県総合グランド	西区	観音新町二丁目11	グランド	〇	―	〇
105	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・グランド	〇	／	―
106	八木小学校	安佐南区	八木九丁目17-1	体育館・グランド	〇	／	―
107	城山北中学校	安佐南区	八木五丁目34-1	体育館・グランド	〇	／	―
108	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・グランド	〇	／	―
109	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・グランド	〇	／	―
110	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・グランド	〇	／	―
111	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・グランド	〇	／	―
112	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・グランド	〇	／	―
113	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・グランド	〇	／	―
114	毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・グランド	〇	／	―

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。
津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
115	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・グランド	○	／	－
116	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・グランド	○	／	－
117	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・グランド	○	／	－
118	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・グランド	○	／	－
119	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・グランド	○	／	－
120	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19－23	体育館・グランド	○	／	－
121	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・グランド	○	／	－
122	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・グランド	○	／	－
123	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・グランド	○	／	－
124	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・グランド	○	／	－
125	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・グランド	○	／	－
126	長束西小学校	安佐南区	長束西一丁目26-1	体育館・グランド	○	／	－
127	戸山小学校（戸山小中一貫教育校）	安佐南区	沼田町大字阿戸3722	体育館・グランド	○	／	－
128	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・グランド	○	／	－
129	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・グランド	○	／	－
130	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・グランド	○	／	－
131	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・グランド	○	／	－
132	高取公園	安佐南区	高取北四丁目17ほか	公園	○	／	－
133	毘沙門台公園	安佐南区	毘沙門台三丁目2	公園	○	／	－
134	八木梅林公園	安佐南区	八木一丁目22	公園	○	／	－
135	春日野中央公園	安佐南区	山本新町二丁目4	公園	○	／	－
136	大塚学びの丘公園	安佐南区	大塚東三丁目2	公園	○	／	－
137	毘沙門台東公園	安佐南区	毘沙門台東一丁目23	公園	○	／	－
138	Aシティ中央公園	安佐南区	大塚西七丁目41	公園	○	／	－
139	こころ北公園	安佐南区	伴南一丁目38ほか	公園	○	／	－
140	若葉台中央公園	安佐南区	伴北七丁目34	公園	○	／	－
141	伴西公園	安佐南区	伴西一丁目6	公園	○	／	－
142	奥畑防災調節池公園	安佐南区	伴南三丁目2	公園	○	／	－
143	西風新都東公園	安佐南区	大塚東三丁目6	公園	○	／	－
144	安田女子大学	安佐南区	安東六丁目13	グランド	○	／	○
145	広島経済大学	安佐南区	祇園五丁目37	グランド	－	／	○
146	広島修道大学	安佐南区	大塚東一丁目1	グランド	○	／	○
147	広陵高等学校	安佐南区	伴東三丁目14-1	グランド	○	／	○
148	市立沼田高等学校	安佐南区	伴東六丁目1	グランド	○	／	○
149	祇園東中学校・太田川高水敷	安佐南区	西原七丁目16・18	グランド等	○	／	○
150	城南中学校・川内第二公園	安佐南区	川内六丁目8	グランド・公園	○	／	○
151	井原小学校	安佐北区	白木町大字井原825	体育館・グランド	○	／	－
152	志屋小学校	安佐北区	白木町大字志路3890-1	体育館・グランド	○	／	－
153	高南小学校	安佐北区	白木町大字秋山1188	体育館・グランド	○	／	－
154	白木中学校	安佐北区	白木町大字市川1428	体育館・グランド	○	／	－
155	三田小学校	安佐北区	白木町大字三田2649	体育館・グランド	○	／	－
156	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・グランド	○	／	－
157	深川小学校	安佐北区	深川五丁目12-1	体育館・グランド	○	／	－
158	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・グランド	○	／	－
159	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・グランド	○	／	－
160	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・グランド	○	／	－
161	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・グランド	○	／	－
162	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・グランド	○	／	－
163	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・グランド	○	／	－
164	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・グランド	○	／	－
165	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・グランド	○	／	－
166	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・グランド	○	／	－
167	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・グランド	○	／	－
168	三入東小学校	安佐北区	三入東一丁目3-1	体育館・グランド	○	／	－
169	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・グランド	○	／	－
170	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9－1	体育館・グランド	○	／	－
171	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・グランド	○	／	－

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。
津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
172	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・グランド	○	／	―
173	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・グランド	○	／	―
174	鈴張小学校	安佐北区	安佐町大字鈴張1896	体育館・グランド	○	／	―
175	旧小河内小学校	安佐北区	安佐町大字小河内4734	体育館・グランド	○	／	―
176	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室1544	体育館・グランド	○	／	―
177	旧久地小学校	安佐北区	安佐町大字久地4477-2	体育館・グランド	○	／	―
178	久地南小学校	安佐北区	安佐町大字くすの木台55-1	体育館・グランド	○	／	―
179	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町大字筒瀬1598	体育館・グランド	○	／	―
180	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・グランド	○	／	―
181	毛木集会所	安佐北区	安佐町大字毛木761	グランド等	○	／	―
182	中山公園	安佐北区	落合四丁目16	公園	○	／	○
183	西山公園	安佐北区	亀崎二丁目4	公園	○	／	―
184	あさひが丘公園	安佐北区	あさひが丘三丁目21	公園	○	／	―
185	矢口が丘公園	安佐北区	口田南九丁目19	公園	○	／	―
186	勝木台公園	安佐北区	亀山西二丁目32	公園	○	／	―
187	桐陽台公園	安佐北区	三入東二丁目6	公園	○	／	―
188	口田南公園	安佐北区	口田南六丁目	公園	○	／	―
189	倉掛公園	安佐北区	倉掛三丁目37	公園	○	／	―
190	恵下山公園	安佐北区	真亀三丁目23	公園	○	／	―
191	寺迫公園	安佐北区	真亀一丁目9	公園	○	／	○
192	寺山公園	安佐北区	可部東四丁目28	公園	○	／	○
193	亀山中学校・亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28	グランド	○	／	○
194	県消防学校・市総合防災センター	安佐北区	倉掛二丁目33	グランド	○	／	○
195	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・グランド	○	／	―
196	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・グランド	○	／	―
197	中野小学校	安芸区	中野四丁目21-1	体育館・グランド	○	／	―
198	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・グランド	○	／	―
199	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・グランド	○	／	―
200	阿戸小学校（阿戸小中一貫教育校）	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・グランド	○	／	―
201	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・グランド	○	―	―
202	船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・グランド	○	○	―
203	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・グランド	○	○	―
204	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・グランド	○	○	―
205	矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・グランド	○	○	―
206	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・グランド	○	○	―
207	月が丘公園	安芸区	矢野東三丁目16	公園	○	○	―
208	矢野新町公園	安芸区	矢野新町一丁目1	公園	○	―	―
209	安芸矢野ニュータウン中央公園	安芸区	矢野南二丁目20	公園	○	○	―
210	みどり坂第一公園	安芸区	瀬野西二丁目2	公園	○	／	―
211	畑賀公園	安芸区	畑賀町	公園	○	／	―
212	岩滝公園	安芸区	船越四丁目12	公園	○	○	―
213	みどり坂中央公園	安芸区	瀬野西四丁目1	公園	○	／	―
214	絵下山公園	安芸区	矢野町	公園	○	／	―
215	瀬野川中学校	安芸区	中野四丁目24	グランド	○	／	○
216	県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	グランド	○	―	○
217	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・グランド	○	／	―
218	湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲2419	体育館・グランド	○	／	―
219	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育館・グランド	○	／	―
220	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・グランド	○	／	―
221	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・グランド	○	／	―
222	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・グランド	○	／	―
223	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・グランド	○	／	―
224	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・グランド	○	／	―
225	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・グランド	○	／	―
226	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・グランド	○	／	―
227	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・グランド	○	／	―
228	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・グランド	○	／	―

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。
津波の欄の斜線「／」は、災害に対し適合していますが、津波浸水想定区域より一定以上の距離があるため指定していないことを示しています。

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
229	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・グランド	○	／	－
230	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・グランド	○	○	－
231	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・グランド	○	－	－
232	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・グランド	○	○	－
233	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・グランド	○	○	－
234	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・グランド	○	－	－
235	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・グランド	○	－	－
236	広島工業大学	佐伯区	三宅二丁目1	グランド	○	○	○
237	五日市中学校・造幣局広島支局野球場	佐伯区	五日市中央六丁目4	グランド	○	○	○
238	五月が丘小学校・五月が丘中学校	佐伯区	五月が丘二丁目22・23	グランド	○	／	○
239	県立廿日市高等学校	佐伯区	美の里二丁目7	グランド	○	－	○
240	薬師が丘第六公園	佐伯区	五日市町大字薬師ヶ丘、大字保井田	公園	○	／	－
241	五月が丘第五公園	佐伯区	五月が丘五丁目4	公園	○	／	－
242	彩が丘中央公園	佐伯区	河内南一丁目21ほか	公園	○	／	－
243	石内南中央公園	佐伯区	石内南四丁目1	公園	○	／	－
244	坪井公園	佐伯区	坪井町字割巌須山・同字蛇抜	公園	○	／	－
245	杉並台公園	佐伯区	杉並台	公園	○	／	－
246	海老山公園	佐伯区	海老山町6	公園	○	○	－
247	美鈴が丘中央公園	佐伯区	美鈴が丘西一丁目7ほか	公園	○	／	－

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
1	白島	白島小学校	中区	西白島町26-3	体育館・教室	1,438
2		広島県立文化芸術ホール	中区	白島北町19-1	4階リハーサル室	54
3	基町	基町小学校	中区	基町20-2	体育館・教室	967
4	幟町	幟町小学校	中区	幟町3-10	体育館・教室	813
5		幟町中学校	中区	上幟町6-29	体育館・教室	1,298
6	袋町	袋町小学校	中区	袋町6-36	体育館・教室	1,500
7		国泰寺中学校	中区	国泰寺町一丁目1-41	体育館・教室	2,244
8	竹屋	竹屋小学校	中区	鶴見町8-49	体育館・教室	813
9	千田	千田小学校	中区	東千田町二丁目1-34	体育館・教室	1,051
10		中区スポーツセンター（コジマホールディングス中区スポーツセンター）	中区	千田町三丁目8-12	大・小体育室	1,062
11	中島	中島小学校	中区	加古町10-8	体育館・教室	795
12		アステールプラザ（JMSアステールプラザ）	中区	加古町4-17	4階大広間	1,822
13		広島国際会議場	中区	中島町1-5	会議室	1,603
14	吉島東	吉島東小学校	中区	吉島東三丁目2-7	体育館・教室	1,635
15		吉島中学校	中区	吉島東三丁目1-1	体育館・教室	1,719
16	吉島	吉島小学校	中区	吉島西三丁目4-60	体育館・教室	829
17		吉島体育館	中区	吉島西三丁目2-11	体育室	320
18	広瀬	広瀬小学校	中区	広瀬町2-8	体育館・教室	488
19	本川	本川小学校	中区	本川町一丁目5-39	体育館・教室	1,013
20	神崎	神崎小学校	中区	舟入中町1-36	体育館・教室	847
21	舟入	舟入小学校	中区	舟入南二丁目9-48	体育館・教室	1,004
22		江波中学校	中区	江波西一丁目1-13	体育館・教室	1,446
23		舟入高等学校	中区	舟入南一丁目4-4	体育館・教室	2,066
24	江波	江波小学校	中区	江波南二丁目2-53	体育館・教室	1,343
25	福木	福木小学校	東区	馬木九丁目1-2	体育館・教室	1,278
26	温品	温品小学校	東区	温品七丁目8-8	体育館・教室	1,324
27	上温品	上温品小学校	東区	上温品三丁目4-1	体育館・教室	811
28	戸坂	戸坂小学校	東区	戸坂出江二丁目1-1	体育館・教室	1,396
29	戸坂城山	戸坂城山小学校	東区	戸坂城山町1-2	体育館・教室	945
30	東浄	東浄小学校	東区	中山新町二丁目8-1	体育館・教室	1,060
31	中山	中山小学校	東区	中山東一丁目2-1	体育館・教室	925
32	牛田新町	牛田新町小学校	東区	牛田新町一丁目15-1	体育館・教室	905
33		牛田中学校	東区	牛田新町一丁目14-1	体育館・教室	1,030
34	早稲田	早稲田小学校	東区	牛田早稲田四丁目9-1	体育館・教室	992
35		早稲田中学校	東区	牛田早稲田四丁目15-1	体育館・教室	341
36	牛田	牛田小学校	東区	牛田旭一丁目14-45	体育館・教室	1,985
37	尾長	尾長小学校	東区	山根町21-10	体育館・教室	1,428
38	矢賀	矢賀小学校	東区	矢賀二丁目10-67	体育館・教室	792
39	荒神町	荒神町小学校	南区	西蟹屋三丁目7-27	体育館・教室	608
40	大州	大州小学校	南区	大州五丁目10-12	体育館・教室	720
41		大州中学校	南区	大州五丁目10-4	体育館・教室	821
42	青崎	青崎小学校	南区	青崎一丁目15-51	体育館・教室	991
43	向洋新町	向洋新町小学校	南区	向洋新町一丁目6-2	体育館・教室	472
44	段原	段原小学校	南区	的場町二丁目4-19	体育館・教室	814

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
45	比治山	比治山小学校	南区	上東雲町28-28	体育館・教室	1,110
46		段原中学校	南区	霞一丁目3-30	体育館・教室	1,202
47		広島大学附属東雲小・中学校	南区	東雲三丁目1-33	体育館・教室・図書室	361
48	皆実	皆実小学校	南区	皆実町一丁目15-32	体育館・教室	1,120
49		南区民文化センター	南区	比治山本町16-27	会議室・大広間	389
50		広島大学附属小・中・高等学校	南区	翠一丁目1-1	体育館	1,032
51	翠町	翠町小学校	南区	翠四丁目10-1	体育館・教室	1,099
52		翠町中学校	南区	翠四丁目15-1	体育館・教室	1,148
53	大河	大河小学校	南区	旭一丁目8-1	体育館・教室	1,160
54		県立広島皆実高等学校	南区	出汐二丁目4-76	体育館	1,570
55		県立広島工業高等学校	南区	出汐二丁目4-75	体育館	1,357
56	黄金山	黄金山小学校	南区	北大河町35-1	体育館・教室	806
57	仁保	仁保小学校	南区	仁保新町二丁目8-30	体育館・教室	1,264
58		仁保中学校	南区	仁保一丁目56-1	体育館・教室	889
59		市立広島工業高等学校	南区	東本浦町1-18	体育館・教室	1,960
60	楠那	楠那小学校	南区	楠那町5-7	体育館・教室	742
61		楠那中学校	南区	楠那町4-1	体育館・教室	513
62		南区スポーツセンター	南区	楠那町7-31	体育室・武道場	901
63	宇品東	宇品東小学校	南区	宇品東七丁目11-8	体育館・教室	1,280
64		宇品中学校	南区	宇品東五丁目1-51	体育館・教室	1,334
65		南区スポーツセンター宇品体育館	南区	宇品海岸三丁目6-54	体育室	395
66		県立広島大学広島キャンパス	南区	宇品東一丁目1-71	体育館	1,600
67	宇品	宇品小学校	南区	宇品御幸四丁目5-11	体育館・教室	1,442
68	元宇品	元宇品小学校	南区	元宇品町7-10	体育館・教室	453
69	似島	似島小学校（似島小中一貫教育校）	南区	似島町字大黄2410	体育館・教室	422
70	大芝	大芝小学校	西区	大芝一丁目25-18	体育館・教室	1,149
71		崇徳高等学校	西区	楠木町四丁目15-13	体育館・教室	2,374
72	三篠	三篠小学校	西区	三篠町一丁目9-25	体育館・教室	1,169
73		中広中学校	西区	中広町三丁目1-41	体育館・教室	2,584
74		三滝少年自然の家	西区	三滝本町一丁目73-20	大集会室・会議室	400
75	天満	天満小学校	西区	天満町1-27	体育館・教室	1,058
76	観音	観音小学校	西区	観音本町二丁目1-26	体育館・教室	1,349
77		観音中学校	西区	南観音三丁目4-6	体育館・教室	1,648
78		県立広島観音高等学校	西区	南観音町4-10	体育館	984
79	南観音	南観音小学校	西区	南観音六丁目5-45	体育館・教室	1,636
80		南観音公民館	西区	観音新町二丁目16-46	大集会室・研修室	369
81		山陽高等学校	西区	観音新町四丁目12-5	体育館	1,000
82	己斐	己斐小学校	西区	己斐上二丁目1-1	体育館・教室	1,050
83	己斐上	己斐上小学校	西区	己斐上六丁目455	体育館・教室	1,459
84		己斐上中学校	西区	己斐上六丁目452-4	体育館・教室	963
85		己斐中学校	西区	己斐上三丁目35-1	体育館・教室	1,212
86	己斐東	己斐東小学校	西区	己斐中三丁目127	体育館・教室	416
87		ノートルダム清心中・高等学校	西区	己斐東一丁目10-1	体育館	813
88	山田	山田小学校	西区	山田新町二丁目21-1	体育館・教室	568

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
89	古田台	古田台小学校	西区	古田台一丁目5-1	体育館・教室	1,104
90	古田	古田小学校	西区	古江西町18-43	体育館・教室	1,561
91		古田中学校	西区	古江西町27-1	体育館・教室	1,303
92	高須	高須小学校	西区	高須四丁目16-1	体育館・教室	364
93	庚午	庚午小学校	西区	庚午中一丁目15-1	体育館・教室	1,336
94		庚午中学校	西区	庚午中四丁目12-48	体育館・教室	1,218
95	草津	草津小学校	西区	草津東二丁目12-1	体育館・教室	1,219
96		西区スポーツセンター	西区	庚午南二丁目41-1	中・小体育室	560
97		草津公民館・草津東集会所	西区	草津東二丁目20-7	大集会室・研修室	338
98	鈴が峰	鈴が峰小学校	西区	鈴が峰町36-2	体育館・教室	1,248
99	井口台	井口台小学校	西区	井口台三丁目5-1	体育館・教室	1,039
100		井口台中学校	西区	井口台四丁目2-1	体育館・教室	1,307
101	井口	井口小学校	西区	井口二丁目13-1	体育館・教室	1,217
102		井口公民館	西区	井口鈴が台二丁目14-8	ホール	332
103		広島工業大学高等学校	西区	井口五丁目34-1	体育館・教室	1,683
104	井口明神	井口明神小学校	西区	井口明神一丁目13-1	体育館・教室	902
105		井口中学校	西区	井口明神二丁目12-1	体育館・教室	1,352
106	梅林	梅林小学校	安佐南区	八木三丁目3-9	体育館・教室	1,174
107	八木	城山北中学校	安佐南区	八木五丁目34-1	体育館・教室	1,100
108	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目40-1	体育館・教室	1,590
109	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目31-1	体育館・教室	1,009
110	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目7-1	体育館・教室	1,030
111	中筋	中筋小学校	安佐南区	中筋二丁目15-5	体育館・教室	1,249
112	古市	古市小学校	安佐南区	古市二丁目21-1	体育館・教室	939
113	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目24-1	体育館・教室	1,140
114	毘沙門台	安佐中学校	安佐南区	大町東四丁目1-6	体育館・教室	1,417
115		毘沙門台小学校	安佐南区	毘沙門台三丁目1-1	体育館・教室	969
116	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目28-1	体育館・教室	1,254
117		安東公民館	安佐南区	安東二丁目16-42	ホール	430
118	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目7-56	体育館・教室	1,045
119		安公民館	安佐南区	上安二丁目2-46	ホール・大集会室	639
120	上安	上安小学校	安佐南区	上安五丁目21-52	体育館・教室	939
121	安北	安北小学校	安佐南区	高取北二丁目30-1	体育館・教室	1,071
122	安西	安西小学校	安佐南区	高取南二丁目18-1	体育館・教室	1,215
123	原南	原南小学校	安佐南区	西原二丁目19-23	体育館・教室	874
124		祇園公民館	安佐南区	西原一丁目13-26	ホール・研修室	449
125	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目29-6	体育館・教室	1,150
126		祇園東中学校	安佐南区	西原七丁目16-1	体育館・教室	1,320
127	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目1-27	体育館・教室	1,178
128		祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目39-1	体育館・教室	2,112
129	長束	長束小学校	安佐南区	長束四丁目15-1	体育館・教室	1,203
130	長束西	長束西小学校	安佐南区	長束西一丁目26-1	体育館・教室	850
131	山本	山本小学校	安佐南区	山本三丁目13-1	体育館・教室	1,235
132	春日野	春日野小学校	安佐南区	山本新町二丁目18-1	体育館・教室	1,318
133	伴東	伴東小学校	安佐南区	伴東七丁目11-1	体育館・教室	1,089

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
134	伴	伴小学校	安佐南区	伴中央一丁目7-2	体育館・教室	1,008
135		安佐南区スポーツセンター（ブローバグループ安佐南区スポーツセンター）	安佐南区	伴東三丁目13-16	大・小体育室・柔剣道場	1,280
136	伴南	伴南小学校	安佐南区	伴南一丁目29-1	体育館・教室	1,317
137	大塚	大塚小学校	安佐南区	大塚西六丁目1-1	体育館・教室	1,120
138	戸山	戸山小学校（戸山小中一貫教育校）	安佐南区	沼田町阿戸3722	体育館・教室	512
139	井原	井原小学校	安佐北区	白木町井原825	体育館・教室	429
140	志屋	志屋小学校	安佐北区	白木町志路3890-1	体育館・教室	446
141	高南	白木中学校	安佐北区	白木町市川1428	体育館・教室	862
142	三田	三田小学校	安佐北区	白木町三田2649	体育館・教室	671
143	狩小川	狩小川小学校	安佐北区	上深川町1345	体育館・教室	625
144	深川	高陽中学校	安佐北区	深川六丁目22-6	体育館・教室	950
145	亀崎	亀崎小学校	安佐北区	亀崎四丁目2-1	体育館・教室	994
146	真亀	真亀小学校	安佐北区	真亀五丁目28-1	体育館・教室	1,171
147	倉掛	倉掛小学校	安佐北区	倉掛一丁目13-1	体育館・教室	925
148	落合東	落合東小学校	安佐北区	落合四丁目13-1	体育館・教室	1,277
149	落合	落合小学校	安佐北区	落合南二丁目13-1	体育館・教室	763
150	口田東	口田東小学校	安佐北区	口田二丁目1-1	体育館・教室	1,171
151	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目7-2	体育館・教室	1,002
152	大林	大林小学校	安佐北区	大林四丁目14-1	体育館・教室	463
153	三入	三入小学校	安佐北区	三入三丁目12-1	体育館・教室	870
154	三入東	三入中学校	安佐北区	三入東一丁目7-1	体育館・教室	839
155	可部	可部小学校	安佐北区	可部四丁目9-1	体育館・教室	1,234
156	可部南	可部南小学校	安佐北区	可部南二丁目11-1	体育館・教室	1,120
157	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目11-1	体育館・教室	1,122
158	亀山南	亀山南小学校	安佐北区	亀山南三丁目28-2	体育館・教室	1,234
159	鈴張	鈴張小学校	安佐北区	安佐町鈴張1896	体育館・教室	641
160	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町飯室1544	体育館・教室	648
161		安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町小河内4579-3	集会室	60
162		旧久地小学校	安佐北区	安佐町久地4477-2	体育館・教室	572
163	久地南	久地南小学校	安佐北区	安佐町くすの木台55-1	体育館・教室	909
164	筒瀬	筒瀬小学校	安佐北区	安佐町筒瀬1598	体育館・教室	393
165	日浦	日浦小学校	安佐北区	あさひが丘七丁目12-1	体育館・教室	1,290
166		毛木集会所	安佐北区	安佐町毛木761	集会室	87
167	瀬野	瀬野小学校	安芸区	瀬野一丁目35-32	体育館・教室	987
168	みどり坂	みどり坂小学校	安芸区	瀬野西一丁目38-1	体育館・教室	1,462
169	中野	安芸区スポーツセンター	安芸区	中野東二丁目3-1	大体育室	782
170	中野東	中野東小学校	安芸区	中野五丁目11-1	体育館・教室	1,019
171	畑賀	畑賀小学校	安芸区	畑賀三丁目28-16	体育館・教室	714
172	阿戸	阿戸小学校（阿戸小中一貫教育校）	安芸区	阿戸町2862-1	体育館・教室	756
173	船越	船越小学校	安芸区	船越五丁目22-11	体育館・教室	1,273
174		船越中学校	安芸区	船越六丁目44-1	体育館・教室	737
175	矢野西	矢野西小学校	安芸区	矢野西四丁目5-1	体育館・教室	1,006
176		県立安芸南高等学校	安芸区	矢野西二丁目15-1	体育館・教室	1,157
177	矢野	矢野小学校	安芸区	矢野西六丁目11-1	体育館・教室	1,131
178		矢野中学校	安芸区	矢野東二丁目16-1	体育館・教室	1,089

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	区	所在地	避難場所	収容人員
179	矢野南	矢野南小学校	安芸区	矢野南四丁目17-1	体育館・教室	1,246
180	湯来東地区	湯来東小学校	佐伯区	湯来町大字麦谷1803-1	体育館・教室	354
181	湯来西地区	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田6395	ホール	264
182	湯来南	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区	湯来町大字白砂1215	体育館・会議室	793
183	石内	石内小学校	佐伯区	五日市町大字石内3276	体育館・教室	567
184		石内福祉センター	佐伯区	石内南一丁目5-1	ホール・和室	463
185	河内	河内小学校	佐伯区	五日市町大字上河内371	体育館・教室	797
186		河内公民館	佐伯区	五日市町大字上河内537	大集会室・和室	124
187		河内体育館	佐伯区	五日市町大字上河内537	体育館	183
188	五月が丘	五月が丘小学校	佐伯区	五月が丘二丁目22-1	体育館・教室	1,241
189	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目23-1	体育館・教室	1,058
190	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目2-1	体育館・教室	1,101
191	彩が丘	彩が丘小学校	佐伯区	河内南二丁目10-1	体育館・教室	1,000
192	美鈴が丘	美鈴が丘小学校	佐伯区	美鈴が丘西一丁目8-1	体育館・教室	1,574
193		美鈴が丘中学校	佐伯区	美鈴が丘南一丁目12-1	体育館・教室	2,049
194	八幡東	八幡東小学校	佐伯区	八幡東四丁目27-1	体育館・教室	1,615
195		三和中学校	佐伯区	利松三丁目10-1	体育館・教室	1,325
196	八幡	八幡小学校	佐伯区	八幡二丁目2-1	体育館・教室	1,453
197		城山中学校	佐伯区	城山二丁目17-1	体育館・教室	909
198	五日市観音西	五日市観音西小学校	佐伯区	坪井三丁目877	体育館・教室	1,063
199		五日市観音中学校	佐伯区	坪井三丁目88	体育館・教室	1,102
200		県立五日市高等学校	佐伯区	観音台三丁目15-1	体育館・教室	1,655
201	五日市観音	五日市観音小学校	佐伯区	三宅四丁目10-1	体育館・教室	1,157
202		広島工業大学鶴記念体育館・第二体育館	佐伯区	三宅二丁目1-1	体育館	1,533
203	五日市中央	五日市中央小学校	佐伯区	五日市中央三丁目12-1	体育館・教室	1,241
204		五日市中学校	佐伯区	五日市中央六丁目4-1	体育館・教室	1,856
205		佐伯区民文化センター	佐伯区	五日市中央六丁目1-10	大広間・会議室等	643
206	五日市	五日市小学校	佐伯区	五日市三丁目1-1	体育館・教室	1,293
207		五日市公民館	佐伯区	新宮苑11-14	ホール・会議室	565
208	五日市東	五日市東小学校	佐伯区	皆賀二丁目3-1	体育館・教室	1,076
209	五日市南	五日市南小学校	佐伯区	海老園三丁目18-1	体育館・教室	1,611
210		五日市南中学校	佐伯区	海老園四丁目2-21	体育館・教室	1,205
211	楽々園	楽々園小学校	佐伯区	楽々園六丁目8-1	体育館・教室	1,181
212		佐伯区スポーツセンター	佐伯区	楽々園六丁目1-27	大・小体育室	1,102

第７節　防災教育・訓練及び調査研究

市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について説明し、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、市民一人ひとりが自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服し、防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行う。

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、動物愛護センター》

防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、居住する地域の危険度や特性など、災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　災害に関する一般知識

イ　災害に対する平素からの備え

㋐　家庭又は事業所における予防安全対策（避難場所等の確認、安否確認方法の確認、広島市防災情報メール配信システムへの登録、避難誘導アプリのダウンロード、出火防止対策、家具等の転倒防止対策、家庭動物との同行避難等）

㋑　家庭内備蓄の準備（ローリングストック等を活用した３日分以上、可能であれば１週間分程度の食料等の備蓄の確保）

㋒　避難時に最低限必要となる非常持出品の準備

ウ　防災情報（気象情報や避難情報等）の意味

「注意喚起」、「警戒レベル３（高齢者等避難）」、「警戒レベル４（避難指示）」、「警戒レベル５（緊急安全確保）」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等

エ　防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動）

㋐　避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所にある親戚・知人宅等やホテル・旅館への移動も含まれること。

㋑　安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと。

㋒　警戒レベル４（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

㋓　屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることも有効であること。

㋔　急激な気象の変化に伴う避難情報の際には、指定緊急避難場所が開設されてない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。

オ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

カ　その他必要な事項

⑵　広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

ア　本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用

イ　本市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報の活用

ウ　本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニュースメディアの活用

エ　テレビ・ラジオ、新聞等報道機関への依頼

オ　各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布

カ　防災講演会・防災教室等の開催

キ　疑似体験装置等の活用

ク　広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用

2　学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課、消防局消防団室、危機管理室災害予防課》

防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、消防団や自主防災組織等の協力を得ながら、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

3　市職員の防災研修《危機管理室》

市職員は、各種の防災情報と災害発生の関連性や災害対応における安全管理について、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用して知識と技術を習得するよう努める。

災害発生時には計画実行上の主体として行動しなければならないことから、本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等及び自身が行うべきことをあらかじめ十分に理解しておく。

また、傷病者が多数発生した場合には、軽傷者の手当を行うことができるように応急手当を習得しておくことが望ましい。

要配慮者への対応や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応について理解を深めるよう努める。

また、平常時には地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

⑴　災害に係る知識に関すること。

⑵　災害対策に関すること。

⑶　災害発生時に、所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。

⑷　応急手当に関すること。

⑸　「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。

⑹　要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

対 象	内　　容	実 施 担 当
市 職 員	1　国等の実施する防災研修への職員派遣 2　危機管理研修会、新任区長等研修、新任防災担当職員研修、その他必要な研修の開催	危機管理室
	3　新任係長級職員研修等の階層別研修における防災課目の実施	研修センター
	4　部局内防災研修会の開催	各局・区等
市　　民	1　防災教室（巡回）の開催 ⑴　パネル展示、チラシ配布による知識の普及 ⑵　消火実験、起震車利用等による体験訓練の実施 ⑶　映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催 2　地区防災研修会・講習会等の開催 ⑴　区単位、地域単位の代表者を対象としたもの ⑵　災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	各消防署 各区地域起こし推進課
	3　本市の広報による防災知識の普及 ⑴　広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」の利用 ⑵　市ホームページ等の防災情報 ⑶　本市のテレビ及びラジオ広報番組並びにニュースメディアの利用 ⑷　報道機関への依頼	企画総務局広報課 各区区政調整課・地域起こし推進課 危機管理室災害予防課 消防局総務課・予防課
	4　各種防災運動・行事の実施 ⑴　火災予防運動、防災週間中における各種行事の実施 ⑵　防災パレード・キャンペーン等の実施 ⑶　その他	災害予防実施担当局・区・課
児　　童 生　　徒	1　防災副読本等の作成・配布 2　防災訓練・講演会の実施 3　「土砂災害防災教育」の実施	危機管理室災害予防課 教育委員会事務局健康教育課ほか

（資料編）　２－７－１　「広島市職員防災研修事業体系」

第２　防災訓練の実施・指導

《危機管理室災害対策課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における防災訓練では、深夜、急激な気象の変化、指定緊急避難場所が開設されていない場合など、様々な条件を想定して指導するとともに、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらに、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と連携し、過去の災害教訓を踏まえた実践的な共同訓練等の実施により、組織体制の機能や連携、要請手続等の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

1　個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練、海上防災訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

2　広島市総合防災訓練の実施

毎年、原則として防災週間（８月３０日～９月５日）期間中に、防災関係機関等の協力を得て、広島市総合防災訓練を実施し、災害応急対策の検証・確認（関係機関相互の連携強化、応急活動技術の向上）を行う。広島市総合防災訓練は、市災害対策本部運営訓練、捜索・救助・救護訓練、ライフライン応急復旧訓練、その他の訓練で構成する。

多数の防災関係機関等の参画が得られ、また多様な訓練を実施できるよう、風水害又は地震による大規模災害の想定（原則として、風水害想定を３年に２回、地震想定を３年に１回）で実施する。また、実践的訓練とするため、会場を分散して実施する。

3　区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各

種の訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制を確立するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

4　学校での防災訓練の実施

地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

5　防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

〈訓練の種類、回数及び実施主体〉

訓　練　の　種　類	回　　数	実　施　主　体
1　総合防災訓練		
①　全市単位のもの	年１回以上	広島市防災会議
②　区単位のもの	年１回以上	各区・各消防署
2　水防訓練		
①　全市単位のもの	年１回以上	広島市防災会議
②　区単位のもの	年１回以上	各区・各消防署
3　消防訓練		
①　第４指揮体制訓練	随　時	消防局
②　第３、第２指揮体制訓練	年２回	各消防署
③　第１指揮体制訓練	随　時	各消防署
④　航空訓練	随　時	消防局
4　海上防災訓練	年１回以上	広島海上保安部
（海難救助、油流出対策訓練を含む）		消防局
5　災害情報連絡訓練	必要な都度	防災関係部局
6　避難・救助訓練	必要な都度	防災関係部局
7　非常招集（動員）訓練	必要な都度	防災関係部局
8　その他防災に関する訓練	随　時	防災関係部局
摘　　要	上記の訓練は、２以上合同して実施する場合がある。	

（資料編）　２－７－２　広島市防災訓練体系

第３　防災知識の普及・防災訓練における要配慮者等への配慮

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》

防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者の参画を得るとともに、要配慮者や女性等の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、被災時のみならず、平常時から男女双方の視点に十分配慮することや、避難所、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及に努める。

第４　災害教訓の伝承

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について、自然災害伝承碑等も活用しつつ啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

特に、災害の教訓等を年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、本市で大きな被害が発生した６月２９日、７月６日及び８月２０日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。

市民においては、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

第５　防災に関する調査研究

《危機管理室》

防災計画の策定及びこれに基づく各種施策の実施に当たっては、単に経験則によるだけではなく科学的な裏付けが必要である。

このため、次の事項を中心として調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について市民への適切な情報提供を行う。

実　　施　　事　　項	実施担当
１　自主防災組織の育成に関する調査研究 ２　防災（水防）倉庫等防災設備の整備（新設、改良）に関する調査研究 ３　総合防災情報処理システム等防災業務の効率化のためのシステム研究 ４　被害想定、避難場所等・避難路の指定基準の設定及び市民防災意識調査の実施等防災計画の指針となる事項の調査研究 ５　災害の原因・経過等災害事象に関する調査研究 ６　被災地又は防災業務の先進都市への視察調査 ７　その他防災に関する調査研究 ８　上記調査研究成果の公表	防災関係部局

第６　罹災証明書交付体制の整備

《危機管理室災害予防課、財政局税務部固定資産税課、各区、財政局税務部各市税事務所、都市整備局建築指導課》

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たすため、平常時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、罹災証明書を遅滞なく交付するうえで必要な業務の実施体制の確保を図る。

加えて、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動について周知を図る。

第８節　自主防災体制の整備

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局消防団室・予防課・指導課、各消防署、市民局市民安全推進課・男女共同参画課》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、市民による防災・防犯組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要である。

このため、地域における自主防災組織の実践活動と企業の防災活動を促進し、市民等の防災行動力の向上を図る。

第１　自主防災組織の実践活動の促進

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

［協力担当：各消防団、関係部局、(一財)広島市都市整備公社防災部］

１　自主防災組織の主体

自主防災組織は、地域における安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会組織を主体として、ほぼ市内全域に結成されている。

自主防災組織の編成及び役割は、概ね次のとおりである。

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本　　部	組織の総括及び運営指導 防災訓練の実施	防災関係機関との連絡調整 各班の調整・指導
情報連絡班	防災知識の普及高揚	情報の収集伝達
応急活動班	火災予防その他の災害予防	初期消火等災害の初期対応
避難誘導班	避難計画の作成	避難誘導

2　防災知識等の普及・啓発

災害時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ、「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、地域において要配慮者に配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティなど、多様な視点が取り入れられるよう努める。

3　自主防災活動体制の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、救出・救急救護活動に使用する「防災活動資機材」や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災行動力の向上を図るとともに、自主防災組織と社会福祉施設等との協定の締結等により、連携・協力体制を強化する。

4　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

養成後は、継続的に防災知識や技術を維持・向上させるためのフォローアップ研修や自主防災組織の活動に役立つ情報を掲載した「自主防災ひろしま」「たちまち防災」の発行等により、地域防災リーダーが、防災訓練、防災研修会の企画・運営や、災害時の避難所運営等の地域の防災活動に円滑に携われるよう支援することで、次世代のリーダーの養成及び自主防災組織の充実強化を図る。

さらに、自主防災組織の会長や地域防災リーダーに対し、地域で男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を行うための研修等への参加を呼びかけるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用した情報発信により、防災士養成講座への女性の受講を促すことで、女性の地域防災リーダーの養成を促進する。

5　自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、自主防災組織育成基金制度等の充実・発展に努める。

6　自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信及び広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等により住民の防災意識を高めるとともに、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり災害発生時における素早い活

動による被害軽減が期待できる「防災マップ」の作成、「指定避難所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

さらに、避難体制の強化を図るため、実効性があり、かつ住民の参加が期待できる避難訓練の実施に重点を置いて働きかける。

なお、運営マニュアルについては、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等との連携を図る。

第２　地区防災計画作成の促進

≪危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課≫

市民及び事業者等が自発的に行う地区防災計画の作成に対し助言等の支援を行い、同計画作成の促進に努めるものとする。

市民等は、作成した地区防災計画の素案を市防災会議に提案することができ、提案を受けた市防災会議は、必要があると認めるときは、当該計画を地域防災計画に定める。

地区防災計画を作成した市民等は、計画に従い、防災活動を実施するとともに、防災訓練等の日頃の防災活動を踏まえて、計画の見直しに努めるものとする。

本市において作成されている地区防災計画は次のとおりである。

番号	行政区	地区名	計画名	規定年度	資料編
1	東区	早稲田学区	早稲田学区地区防災計画	令和4 年度	２ －8 －2

（資料編）２―８―１　広島市地区防災計画の提案に関する要綱

第３　少年消防クラブ等の育成指導

《消防局予防課、各消防署》

地域の防火を推進するためには、民間防火組織に依存するところが大事であることに鑑み、現在組織されている少年消防クラブ等民間防火組織に対し、より一層の育成指導を推進する。

［協力担当：（一財）広島市都市整備公社防災部］

第４　消防団の充実強化

東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。

1　消防団の強化

消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。

2　消防団への入団促進

自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。特に、将来の地域防災を担う若年層や、地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。

3　事業所等の協力体制の推進

消防団員は被用者の割合が高いことから、事業所等に勤務する消防団員が活動しやすく、また事業所等の従業員が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所等の消防団に対する事業所等の理解と協力を得るための取組を推進する。

4　消防団車庫、車両及び装備

消防団の活動拠点となる消防団車庫の建替及び車両の更新等を計画的に行うとともに、防災活動、安全対策、情報連絡等に関する装備の充実を図る。

5　消防団員の教育訓練

消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実すると

ともに、参加しやすい環境整備を推進する。

第５　自主防犯組織の育成強化

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第６　企業防災活動の促進

《危機管理室災害予防課、消防局予防課、各消防署、経済観光局経済企画課・中小企業支援課》

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防組織の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に関するあらゆる備えを企業自らが行うように取り組む。

［協力担当：（一財）広島市都市整備公社防災部］

１　企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難による混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、企業防災マニュアルの作成等を実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

２　企業の自衛消防活動の促進

災害時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）の流出等の二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、災害時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し被害の軽減を図るべく、事業所における防災対策の強化に努める。

⑴　消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実させるため、災害時における被害の防止又は軽減、二次災害の防止等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

⑵　防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での災害に対しても被害軽減のために自発的な応援活動を行うことが望まれる。

消防局では、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に出向するとともに、企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後とも、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域の防災訓練への企業の積極的な参加を促し、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

⑶　防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の従業員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理者講習、専科講習会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて、企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

⑷　予防査察の実施

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じて、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難設備の適正管理等について指導する。

⑸　危険物施設等の安全確保

危険物等を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業者への保安教育・訓練等による危険物等取扱いに対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、防災対策の一層の充実・強化を指導する。

3　事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、各種災害の想定に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

本市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定・運用に努めるものとする。

本市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第９節　要配慮者に係る災害の予防対策

災害時において自分の身体・生命を守るための判断や行動が特に困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら地域社会の中で共に生活できるように、災害予防対策の推進を図る。

第１　要配慮者の現況

《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、こども未来局こども未来調整課》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種別	人数（人）	資料出所
高齢者（65歳以上）	311,094	住民基本台帳（R7.3.31）
一人暮らし高齢者（65歳以上）	63,569	令和２年度国勢調査
心身障害者・児	※1　48,900	障害福祉課（R7.3.31）
精神障害者	※2　21,321	精神保健福祉センター（R7.3.31）
難病患者	※3　10,756	健康推進課　（R7.3.31）
乳幼児（０～６歳）	58,953	住民基本台帳（R7.3.31）
外国人市民	23,297	住民基本台帳（R7.3.31）

※１　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。
※２　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。
※３　難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。

第２　要配慮者に係る災害の予防対策

１　要配慮者世帯における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》

⑴　防災指導の実施

在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。

⑵　住宅用防災機器等の普及促進

住宅用消火器、住宅用火災警報器、緊急連絡器具及び防炎製品等の普及の促進を図る。

２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局高齢福祉課・介護保険課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》

⑴　防災設備の設置促進等

実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。

⑵　防火管理体制の強化

夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。

⑶　非常用電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

３　外国人市民に対する防災対策の推進《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック（リーフレット版）、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。

４　避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課》

⑴　連絡・通報体制の整備

非常通報装置の設置、ファックスの給付等により、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。

⑵　要配慮者情報伝達体制の整備

要配慮者の実態把握に努め、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。

⑶　避難所の整備

要配慮者に配慮した福祉避難所を整備するとともに、必要に応じて一般の避難所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める。

⑷　避難路の確保

要配慮者が指定緊急避難場所等まで安全に避難できるように、避難路に障害物等がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

５　バリアフリー化の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・公共交通政策部・交通施設整備部、各市有建築物管理担当課》

⑴　都市環境のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に進める。

また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進支援に努める。

⑵　市民意識の啓発

民間建築物のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をつくるため市民の介護支援意識の醸成を図る。

第３　避難行動要支援者に係る支援体制

《危機管理室危機管理課・災害予防課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・地域支えあい課》

１　避難行動要支援者の定義等

「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。その範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所等している者は、原則として含まない。

⑴　高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護３以上の者）

⑵　身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている身体障害者手帳１～２級又は肢体不自由３級の者）

⑶　知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうちⒶ又はＡ判定の者）

⑷　精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で規定されている精神障害者保健福祉手帳１級の者）

⑸　難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付のサービスを受けている者）

※　上記に該当する者に準ずる状況にあって、自力での避難が困難であると市長が認める者は、対象とすることができる。

２　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

⑴　自主防災組織

⑵　町内会・自治会

⑶　地区社会福祉協議会

⑷　民生委員・児童委員

⑸　消防団

⑹　地域包括支援センター

⑺　障害者基幹相談支援センター

⑻　その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

３　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ

⑴　避難行動要支援者名簿の作成・情報共有・管理

ア　福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者を全市で一括してリストアップし、それを基に避難行動要支援者名簿を作成する。

イ　避難行動要支援者名簿は、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができる。

⑵　同意確認

ア　災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意を確認する。

イ　アの同意を得た者について、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

㋐　氏名
㋑　生年月日
㋒　性別
㋓　住所又は居所
㋔　電話番号その他の連絡先
㋕　避難支援等を必要とする事由
㋖　㋓の場所の災害（土砂災害、洪水、高潮、津波）の危険性の有無
㋗　その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

⑶　個別避難計画の作成等

ア　広島市の関係部局は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。

イ　個別避難計画は、要介護度や障害の等級等の避難行動要支援者本人の心身の状況及び世帯の状況並びに地域におけるハザードの状況を考慮し、計画作成の優先度が高いと思われる者について、避難支援等関係者などの協力を得て、作成する。なお、計画作成の優先度を判断する上で必要な場合は、高齢者地域支え合い事業などを活用する。

ウ　個別避難計画の作成に必要な個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要と認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。

エ　個別避難計画は、平時から、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努め、避難支援者や避難支援等関係者などの協力を得て、計画に基づく避難訓練の実施を図るものとする。

オ　広島市の関係部局は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者などに対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

⑷　避難行動要支援者名簿等に係る情報共有・管理に当たっての留意事項

ア　避難行動要支援者名簿、同意者リスト及び個別避難計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

イ　従前より作成している避難支援プラン及び「広島市における常時人工呼吸器使用患者の災害時の避難に係る個別避難計画作成要綱」に基づいて作成する計画は、個別避難計画と位置付ける。

⑸　避難行動要支援者名簿等の追加、更新等

避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年１回、追加・削除等を行う。

⑹　避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの危険区域に居住する避難行動要支援者宅等に迅速かつ確実に避難情報を伝達するため、ＰＵＳＨ型（発信者側の操作により自動伝達するタイプ）の伝達を受信可能な仕組みを整備する。

第１０節　災害ボランティア活動の環境整備

災害時において、個人・団体等のボランティア活動やＮＰＯ・ボランティア団体による活動等が円滑に行われるように、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や広島市社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、危機管理室災害予防課》

１　目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援等の災害ボランティア活動に係る諸問題の検討及び行政と災害ボランティア相互の連携を強化し、円滑な災害ボランティア活動が行えるように環境の整備を図ることを目的とする。

２　審議事項

⑴　ボランティア活動の役割・内容に関する事項
⑵　ボランティアコーディネートに関する事項
⑶　ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項
⑷　ボランティア活動の支援に関する事項
⑸　ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項
⑹　災害発生時における市災害ボランティア本部の設置及び廃止に関する事項

３　会議のメンバー

（社福）広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、（公財）広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、（一社）ガールスカウト広島県連盟、（一社）広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島　西部地域協議会、（特非）ひろしまＮＰＯセンター、ＳｅＲＶ広島、（特非）コミュニティリーダーひゅーるぽん、（特非）ＡＮＴ－Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、カトリック広島教区　カリタス広島、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、（公社）青年海外協力協会中国支部、（特非）もりメイト倶楽部Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、（特非）ひろしま自然学校、（公財）広島市文化財団、広島市防災士ネットワーク、広島市　等

第２　広島県社会福祉協議会との連携

《市民局市民活動推進課》

災害時には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整等が行えるように、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換及び調整に努める。

第３　災害ボランティアの受入体制

《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域共生社会推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時においては、行政と災害ボランティア相互の連携及び災害ボランティア相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、平常時から、本市及び市・区社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ体制の迅速かつ適当な設置のための情報交換及び調整を行う。

第４　災害ボランティアの安全確保

《市民局市民活動推進課》

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全が確保されるよう、活動に必要な情報提供を行う等の環境整備を図るものとする。

第５　災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

《市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部を災害ボランティア間の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの資機材の貸出し又は提供を行うため、平常時から調整を行う。

第６　専門ボランティアの登録制度及びＮＰＯ・ボランティア団体の情報把握

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、平常時から、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネーター等の資格・技能を有する職員を把握し、本人の意思に基づいて専門ボランティアとして登録するとともに、同様の資格・技能を有する市民の専門ボランティアの把握については、登録制度の活用も含め、広島県や関係機関等と連携を図りながら検討するものとする。

また、ＮＰＯ・ボランティア団体の情報についても、広島県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

第７　ボランティア保険制度

《市民局市民活動推進課》

災害ボランティア活動中の事故による負傷等に備えて、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険への加入について普及・啓発を図る。

第１１節　　帰宅困難者対策

《道路交通局公共交通政策部、危機管理室災害予防課、都市整備局都市機能調整部》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震により公共交通機関の運行が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定されることから、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

１　「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。

２　事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。

３　個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。

４　災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。

５　コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。

６　一時滞在施設の確保に努める。（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を行う対象施設は、資料編２－６－３のとおり。）

７　安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。

８　都市再生特別措置法に基づき都市再生安全確保計画が策定された広島都心地域については、同計画に基づいて官民連携により、帰宅困難者対策を推進していく。

第１２節　　安否確認対策

《危機管理室災害予防課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル１７１」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第１３節　　広域的な受援体制の整備

《危機管理室危機管理課》

大規模災害により、本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れを効果的に行うため、情報連絡体制、集結場所及び活動拠点、活動内容等の調整、宿泊施設及び応援職員への対応等を定めた「広島市受援計画」に基づいた受入を行う。同計画は、協定等の見直しなどを受け、適宜必要な修正を行う。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画

第１４節　　業務継続計画の策定

《危機管理室危機管理課》

災害発生時において、限られた人的・物的資源（職員、庁舎、ライフライン、情報システム等）を効率的に活用し、災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務など「非常時優先業務」の早期着手や業務レベルの向上を図り、市民の生命、身体、財産及び生活等の保護を図るため、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなど、必要に応じて計画の改定を行う。

第１５節　　廃棄物・土砂の処理体制の整備

第１　災害廃棄物処理計画の策定

《環境局環境政策課》

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、随時、計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

第２　ごみ及びし尿の処理体制の整備

《環境局環境施設部・業務第一課・業務第二課》

１　被災地の衛生状態の保持のため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）を迅速に処理するため、効果的な組織体制を整備する。

片付けごみ等及びし尿の発生量が本市の処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処理施設を確保するため、関係機関と協議するとともに、ごみの収集運搬については広島市廃棄物処理事業協同組合と、ごみ収集車両の提供については建設機械レンタル会社等と協力協定を締結し、処理体制を整備する。

2　指定避難所等の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結する。
3　本市の廃棄物処理施設について、施設自体が被災する可能性もあることから、復旧体制の整備等必要な災害対策を講じる。

第３　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備

《環境局環境政策課・環境保全課・環境施設部・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の処理体制を整備する。

1　連携体制の確立

関係部局の役割を明確にし、災害発生時における連携体制を確立する。

2　資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

3　仮置場・処分場の確保

災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。また、仮置場として利用可能な他の場所についても、選定を進める。

⑴　処分場の候補地

恵下埋立地（災害廃棄物）

⑵　仮置場の候補地

西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園 安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園

4　処分方法

災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。

（資料編）　２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画
参考業一－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
参考業一－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第１６節　　市域外からの避難者受入体制の整備

《危機管理室災害予防課》

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、本市以外の市町村の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、本市も被災している等の正当な理由がある場合を除き、「広域避難受入計画」に基づき被災住民等を受け入れるものとし、同計画は、広域避難に係る国の支援体制の検討状況等を踏まえて、適宜、必要な修正を行う。

（資料編）　２－１６－１　広域避難受入計画

第３章 災害応急対策

第１節　方針

《危機管理室》

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生の防ぎょ又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第２節　災害応急組織の編成・運用

市域における災害に関する情報の収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の災害応急組織を編成して対処する。

※　新たな防災気象情報の運用開始後は、第６章の記載と併せて確認すること。

第１　本市の災害応急組織

《危機管理室、各局等、各区》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成して対処する。各局等及び区は、災害対策本部の分掌事務が災害発生時に迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害対策本部設置前においても情報収集、連絡体制の確保等に努めるとともに、本部が廃止された後も応急対策業務を継続している場合には、引き続き本部の分掌事務に基づき対処する。

１　注意体制

早期の情報収集体制を確保するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、情報収集等を行う。

２　警戒体制

災害の発生を警戒するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、気象情報、雨量予測等を情報収集するとともに、速やかに災害警戒本部に移行し得るよう準備等を行う。

なお、区役所にあっては、避難情報が発令できる体制を確保する。

３　災害警戒本部

⑴　市災害警戒本部

危機管理担当局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織（区を除く。）を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

⑵　区災害警戒本部

区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

４　災害対策本部

⑴　市災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織（区を除く。）を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、災害予防及び災害応急対策を行う。

⑵　区災害対策本部

区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、災害予防及び災害応急対策を行う。

第２　勤務時間外における初動体制の確保

《危機管理室、各局等、各区》

１　連絡手段

連絡手段は電子メール及び電話により行うものとする。

なお、職員は、広島市防災情報メールに登録するなど、積極的な情報収集に努め、災害発生時においては、広島市の執務時間に関する規則（平成３年10月８日規則第74号）で規定する執務時間以外の時間（以下「勤務時間外」という。）においても動員できるよう各自が備えておくものとする。

２　連絡体制

⑴　危機管理室の連絡体制

危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日２名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、大雨注意報、大雨警報が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

⑵　各局・室等の連絡体制

各局・室長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。指名された職員は、危機管理室から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・室長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

なお、各局・室等の判断により情報収集等を行うために登庁した場合は、危機管理室へ登庁人員等を速やかに報告するものとする。

⑶　区の連絡体制

各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名する。指名された職員は、本市に大雨注意報又は大雨警報が発表された場合、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

第３　注意体制

《危機管理室災害対策課》

１　設置及び廃止

⑴　設置

危機管理室災害対策課長は、次の設置基準に基づき、市及び必要と認める区に注意体制を設置する。

また、危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置した旨を直ちに危機管理室長及び危機管理課長に報告する。

⑵　設置基準

設置基準	ア　気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき（該当区）。 （ｱ）大雨注意報 （ｲ）洪水注意報 （ｳ）大雪警報 （ｴ）暴風雪警報 イ　気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。 ウ　気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。 エ　上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　ウについては、南海トラフ沿いで発生した地震（一部割れケース）から１週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり（ゆっくりすべりケース）の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③　南海トラフ沿いで発生した地震(半割れケース)から１週間を経過した後、さらに１週間（336時間経過した以降の正時までの期間）は、注意体制を基本とする。 ④　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。

⑶　体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

㈠　危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

㈡　上記㈠の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

⑷　廃止

危機管理室災害対策課長は、上記設置基準の気象注意報・警報が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、注意体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

2　任務

気象情報等を入手し、必要に応じ関係職員に伝達する。

第４　警戒体制

《危機管理室災害対策課》

1　設置及び廃止

⑴　設置

危機管理室長は、次に定める設置基準に基づき、市及び必要と認める区に警戒体制を設置する。

また、危機管理室長は、警戒体制を設置した旨を直ちに危機管理担当局長に報告する。

⑵　設置基準

設置基準	ア　気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。 ㈠　大雨警報 ㈡　洪水警報 イ　気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ウ　上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から 1 週間（168 時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。

※　大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の３通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。

⑶　体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

㈠　危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

㈡　上記㈠の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

⑷　廃止

危機管理室長は、上記設置基準の気象警報が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、警戒体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

2　任務

⑴　気象情報等を入手し、必要に応じて危険箇所の巡視等を行う。

⑵　災害警戒本部へ移行するための準備を行う。

⑶　必要な気象情報及び避難情報を発信・発令する。

⑷　気象状況、被害状況等について適時、区長へ報告する。

第５　災害警戒本部

《危機管理室危機管理課》

1　設置及び廃止

⑴　設置

危機管理担当局長は、次の⑵に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部及び必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、危機管理担当局長に事故があるときは、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。

危機管理担当局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局に周知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統

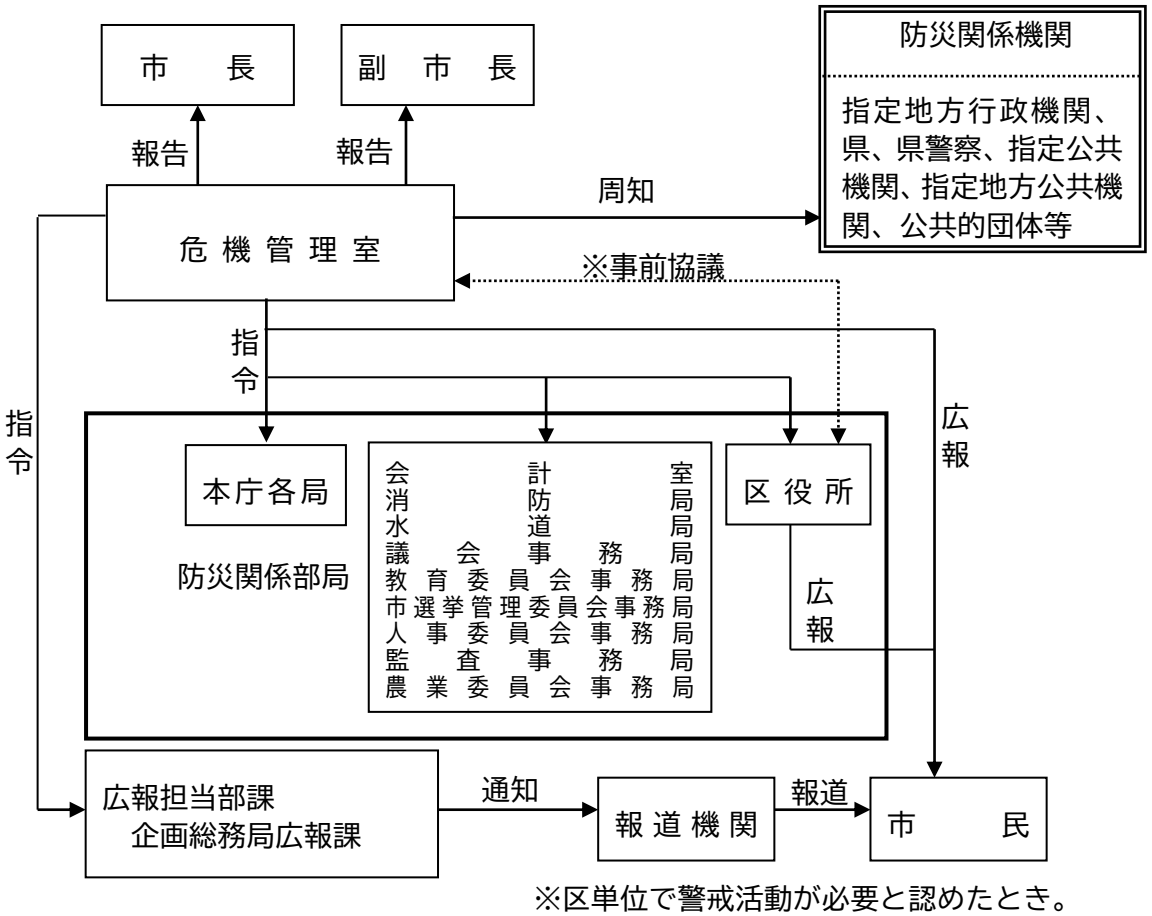

※区単位で警戒活動が必要と認めたとき。

⑵　設置基準

設置基準	ア　洪水警報が発表され、避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。 イ　大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（３時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 ウ　高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。 エ　市域で震度４の地震を観測したとき。 オ　広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。 カ　上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。

※　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、１時間後に基準値超過、２時間後に基準値超過、３時間後に基準値超過を区分して表示）

⑶　体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

⑺　危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

⑴　前記⑺の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害警戒本部及び区災害警戒本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ　連絡手段は、電子メール、電話、携帯電話を用いるほか必要に応じて検討する。

⑷　廃止

危機管理担当局長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。

⑸　市長等への報告

危機管理担当局長は、災害対応の円滑かつ総合的な実施を図るため、災害警戒本部設置後は、気象状況や被害状況等について、適時、市長及び副市長へ報告する。

また、区長は必要に応じ、被害状況や避難状況等について市長及び副市長へ報告する。

２　任務

⑴　情報の収集等

市・区災害警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

各区及び各消防署は危険箇所の巡視を行った場合、巡視結果を区災害警戒本部へ遅滞なく報告する。また、区災害警戒本部は報告された巡視結果を市災害警戒本部へ遅滞なく報告する。

⑵　避難情報の発信

区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発信・発令する。

⑶　指定緊急避難場所等の開設

区災害警戒本部は、避難情報の種別、被害の程度等に応じ、指定緊急避難場所等を開設する。

⑷　区災害警戒本部と消防署の連携

消防署長は区災害警戒本部との連携を図るため、副署長（又は予防課長）を区災害警戒本部に配置し、区と消防署が連携して警戒活動に当たる。

3　組織の構成及び分掌事務

⑴　本部長及び副本部長

ア　市災害警戒本部

㋐　本部長は危機管理担当局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。

㋑　副本部長は危機管理室長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ　区災害警戒本部

㋐　区本部長は区長とし、区災害警戒本部の事務を統括し区災害対策本部の職員を指揮監督するとともに、市災害警戒本部長の命を受けて必要な措置を講じる。

㋑　区副本部長は、副区長又はあらかじめ区長が指名する者とし、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

⑵　本部の庶務

ア　市災害警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課が担当する。

イ　区災害警戒本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

⑶　組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部の組織

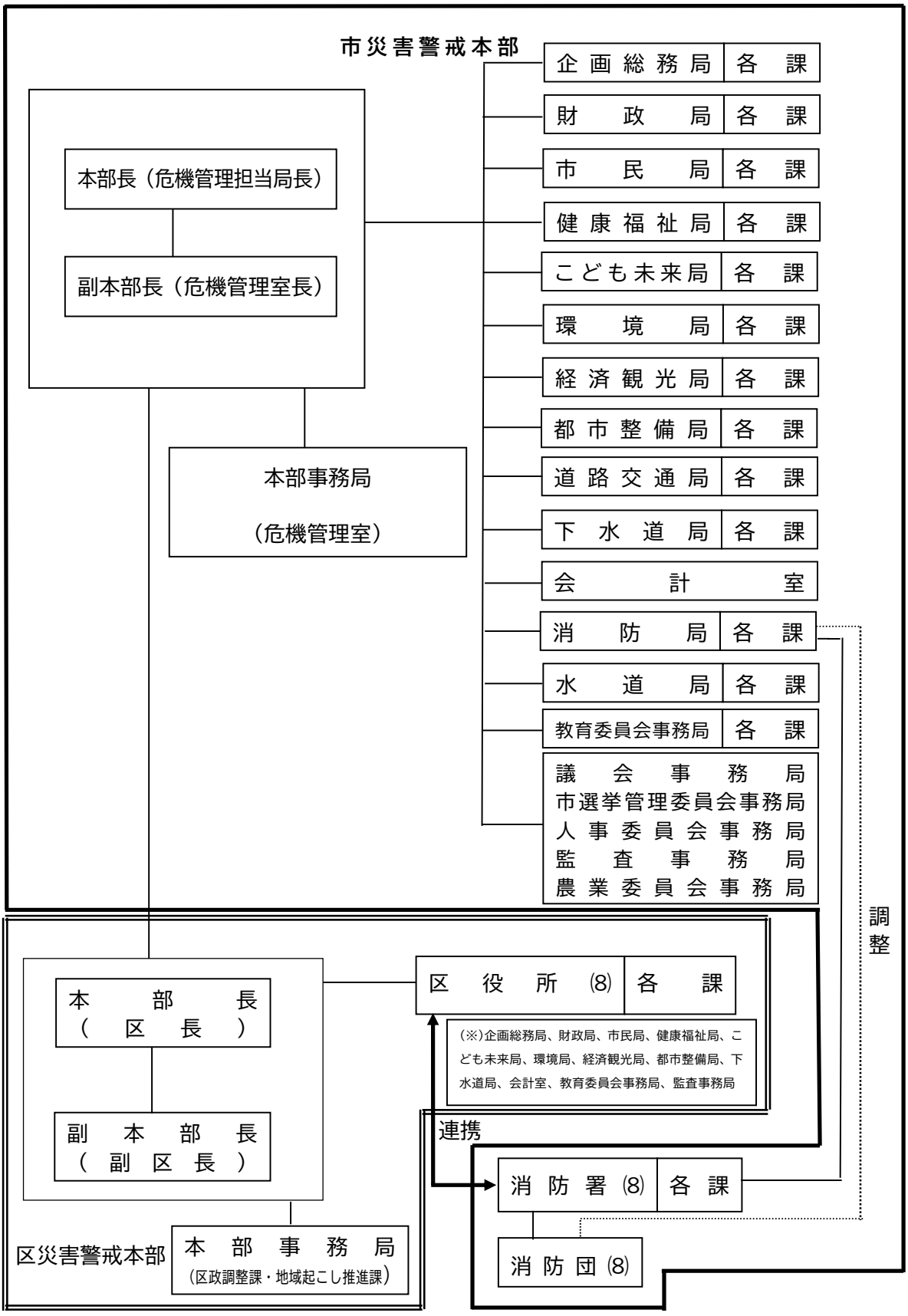

（注） 主として指定緊急避難場所等の開設を行う。

⑷　分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
危機管理室	1　災害警戒本部の統括に関すること。 2　被害情報・気象情報の収集及び伝達に関すること。 3　関係機関への通報及び連絡に関すること。 4　雨量・水位・潮位の観測に関すること。 5　災害対策本部の設置準備に関すること。 6　他の部課等の所管に属さないこと。
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 道路交通局 下水道局 会計室 水道局 教育委員会事務局 議会事務局 市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局	1　所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。 3　災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。 4　災害応急対策活動に関すること。 5　区災害警戒本部の業務（主として指定緊急避難場所の開設等）に関すること（企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、下水道局、会計室、教育委員会事務局、監査事務局の該当する職員に限る。）。
消防局	1　所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。 3　災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。 4　災害応急対策活動に関すること。 5　警戒巡視・広報活動に関すること。 6　消防団の運用調整の準備に関すること。
各区	1　被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。 3　警戒巡視・広報活動に関すること。 4　高齢者等避難等に関すること。 5　指定緊急避難場所の開設等に関すること。 6　区災害対策本部の設置準備に関すること。 7　区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。

第６　災害対策本部

《危機管理室危機管理課》

１　設置及び廃止

⑴　設置

市長は、次の⑵に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局に周知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

本部長は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長が定める。

また、政府現地対策本部（非常災害対策本部等）や県の災害対策本部が設置された場合は、災害の規模等必要に応じて国・県・市合同の災害対策本部員会議を開催するなど、連携して災害応急対策を行う。

災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統

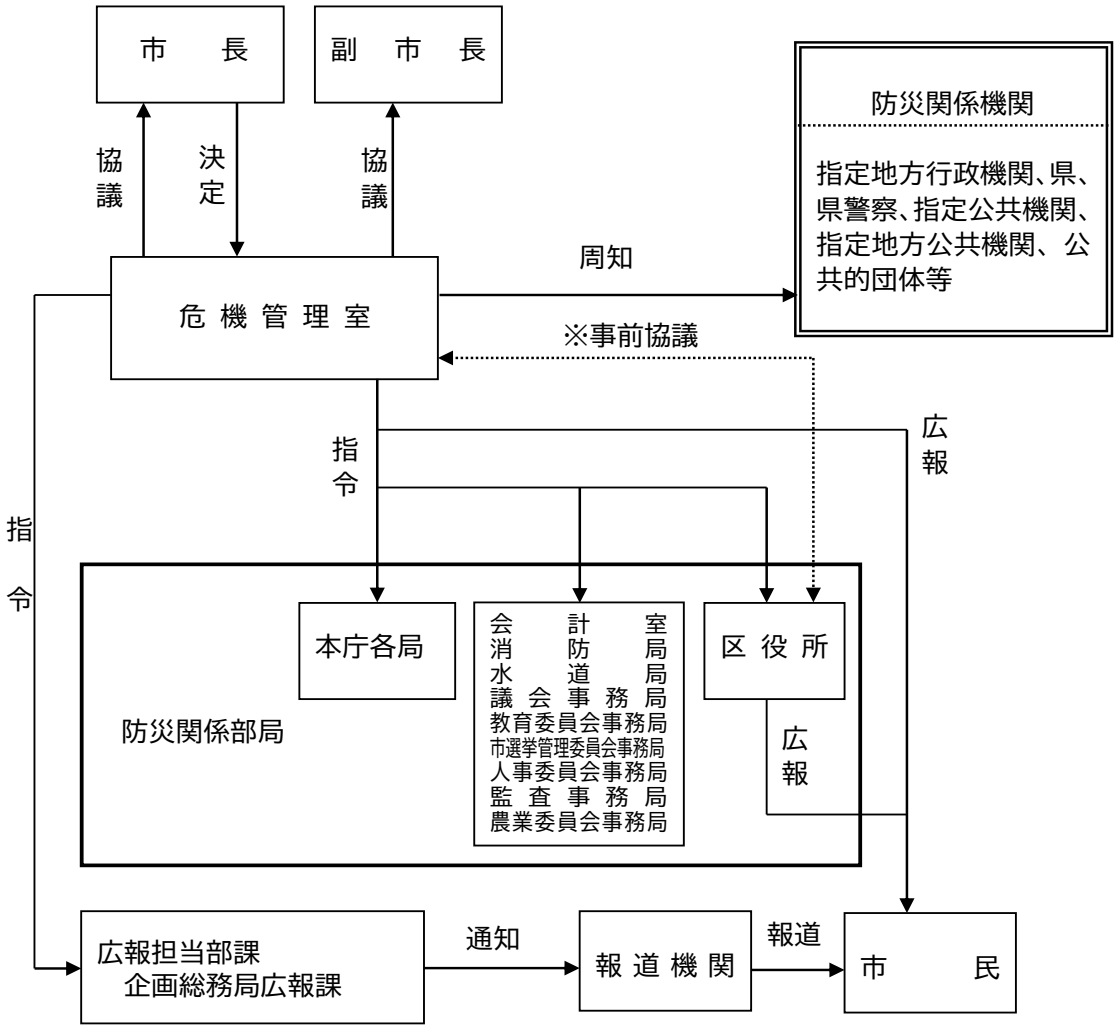

※区単位で警戒活動が必要と認めたとき。

⑵　設置基準

設置基準	ア　「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ　河川管理者から水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されることの情報を得たとき（該当区）。 ウ　大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、１時間後に基準値超過又は２時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ　高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ　市域で震度５弱以上の地震を観測したとき。 カ　市域で長周期地震動階級３の地震を観測したとき。 キ　広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 ク　内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ケ　前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。
全員体制	コ　市域で震度６弱以上の地震を観測したとき。 サ　市域で長周期地震動階級４の地震を観測したとき。 シ　広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ス　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。

※　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、１時間後に基準値超過、２時間後に基準値超過、３時間後に基準値超過を区分して表示）

⑶　設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎（災害対策本部専用室）に設置する。

なお、災害により災害対策本部機能の喪失又は低下が生じた場合にあっては、安佐南消防署に代替の災害対策本部を設置する。ただし、被災の状況によって、その他の施設に設置する。

⑷　体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

㈠　危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

㈡　前記㈠の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ　連絡手段は、電子メール、電話、携帯電話を用いるほか必要に応じて検討する。

⑸　廃止

市長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

２　任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、防災関係機関等と連携し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

3　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和３８年広島市条例第６号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　災害対策本部の組織及び指揮の大要

ア　市災害対策本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

⑵　本部長及び副本部長

ア　本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

イ　本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、市災害対策本部の職員を指揮監督する。

ウ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ　本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

㋐　危機管理室担任副市長をもって充てる副本部長

㋑　その他の副市長をもって充てる副本部長

⑶　本部員

ア　本部員は、本部長の命を受け、市災害対策本部の事務に従事する。

イ　本部員は、危機管理担当局長、広島市事務分掌条例（昭和５０年広島市条例第８１号）第１条に規定する局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長並びに農業委員会事務局長をもって充てる。

ウ　本部長は、前記イに掲げる者のほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

エ　本部員は、自身に事故がある場合において、その職務を代理する者をあらかじめ指定しておくものとする。

⑷　本部員会議

ア　市災害対策本部に本部員会議を置く。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。

なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。

㋐　体制に関すること。

㋑　避難指示又は緊急安全確保の発令及び解除に関すること。

㋒　職員の応援に関すること。

㋓　自衛隊の派遣要請の要求及び派遣部隊の受入れに関すること。

㋔　他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。

㋕　災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること。

㋖　激甚災害の指定の要請に関すること。

㋗　応急対策に要する予算及び資金に関すること。

㋘　応急公用負担に関すること。

㋙　被災者に対する支援策に関すること。

㋚　義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。

㋛　国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。

㋜　職員の厚生に関すること。

㋝　その他、各局等又は区災害対策本部の長から特に申し出のあった事項に関すること。

ウ　本部長は、市災害対策本部設置後に必要に応じて本部員等を招集するとともに、本部員会議を開催する。なお、２回目以降については、本部長が必要に応じて招集する。

エ　本部員会議の庶務は、市災害対策本部総務班が担当する。

⑸　区本部

ア　本部長は、災害の規模、被害の程度等により総合的な応急対策を必要と認める区に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

イ　区本部は、区役所に設置する。

ウ　区本部に、区本部長、区副本部長その他の職員を置く。

エ　区本部長は区長、区副本部長は副区長及び区役所の部長をもって充てる。

オ　区本部長は、区本部を統轄し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。

カ　区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。

㋐　副区長をもって充てる区副本部長

㋑　建設部長又は農林建設部長をもって充てる区副本部長

㋒　厚生部長をもって充てる区副本部長

キ　区本部長は、災害応急対策に当たっては、消防署、警察署その他公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。

ク　区本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

⑹　細部計画

各局等及び区本部の長は、その所管事務の実施について必要な細部計画を定めておくものとする。

⑺　本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員

ア　災害対策本部を円滑に運営するため、表３－２－３のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。

イ　本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。

当該専門職員は、総括班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。

ウ　災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表３－２－４のとおり、本部等に情報連絡員を置く。

エ　情報の連絡系統は、概ね図３－２－１のとおりとする。

⑻　災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、災害対策本部への職員派遣その他の必要な協力を求める。

⑼　本部の表示

本部及び区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に本部標識板又は区本部標識板を掲出する。

４　平常業務の取扱い

⑴　職員全員を動員する場合は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで平常業務を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

⑵　災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

表３－２－１　災害対策本部の組織及び指揮の大要

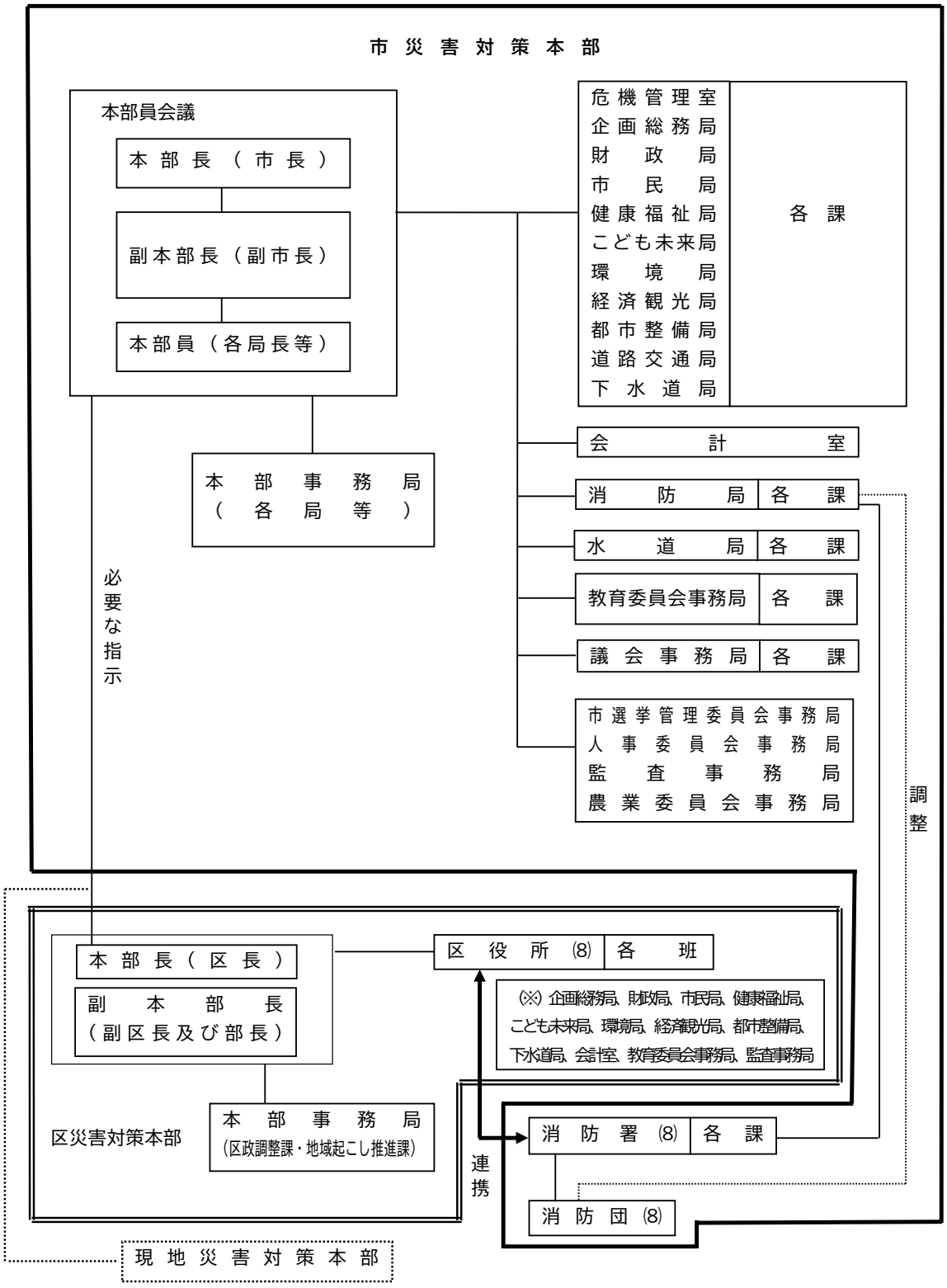

※ 主として、避難収容班を担当する。

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班　名		分　掌　事　務	構　成　職　員
総務班	庶務担当	1　災害対策本部事務局の庶務に関すること。※2 2　災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関すること。 3　本部員会議の開催及び運営に関すること。 4　行政機能に関すること。※3 5　人的受援（対口支援等）の調整に関すること。	危機管理室、企画総務局、経済観光局、財政局の職員
	広報担当	6　災害諸情報の広報に関すること。 7　報道機関による避難広報に関すること。 8　報道機関への放送の要請に関すること。	危機管理室、企画総務局、消防局の職員
総括班	統制・対策担当	〔統制担当〕 1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部長指示及び伝達に関すること。 3　災害対策活動の総合調整に関すること。※4 4　災害対策活動の検討に関すること。 5　受援対策に関すること。※5 6　安否不明者情報の処理に関すること。 7　各局・区等との情報共有及び調整に関すること。 8　避難対策に関すること。※6	危機管理室、財政局、市民局、健康福祉局、会計室、消防局の職員 専門職員（必要に応じて） （災害状況に応じて関係局等を要員に加える。）
	情報担当	1　災害情報の整理・分析・評価に関すること。 2　被害状況の収集及び集計に関すること。 3　各局・区との情報共有及び調整に関すること。	危機管理室、企画総務局、市民局、消防局の職員
	各局担当	1　各局の応急対策等に関すること。 2　各局の被害状況等に関すること。 3　各局との連絡・調整に関すること。 4　市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局職員、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員
	各区担当	1　区災害対策本部との連絡・調整に関すること。 2　市災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員
監　視　班		1　気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 2　避難情報の発令に関すること。 3　情報通信システムの管理に関すること。	危機管理室の職員
受　援　班		応援を受けることを決定した場合に設置する。 1　人的受援の総括に関すること 2　人的受援(一部の技術系・技能系職等の人的応援枠組を除く)に関する総務省及び他自治体等との連絡調整に関すること 3　物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関すること 4　物的受援のための救援物資補給輸送拠点（２次拠点）の設置・運営の指揮・監督に関すること（救援物資補給輸送拠点（２次拠点）を設置する場合に限る）	危機管理室の職員 （物的受援時には経済観光局・健康福祉局・道路交通局職員を加える。）

※１　危機管理担当局長は、災害の種別や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。
※２　事務局の後方支援を含む。
※３　所管施設の被害状況の把握を含む。
※４　将来構想・予算の検討、活動管理（班長ミーティング・活動記録等）、災害救助法関連等を含む。
※５　人的受援（自衛隊等の災害派遣要請、応援職員の要請等）・物的受援関連を含む。
※６　避難情報（避難者・避難所等）の収集・整理、避難場所等に関する検討・調整、備蓄物資に関する検討・調整を含む。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画
参考１　広島市防災会議条例
参考２　広島市防災会議運営規程
参考３　広島市災害対策本部条例
参考４　広島市災害対策本部運営要綱

⑵　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
　　■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局			1　区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関することを除く。）の事務に関すること（区災害対策本部を構成する者に限る。） 2　災害対策本部事務局への局内要員の派遣の事務に関すること（災害対策本部事務局が行う救援物資の供給等に限る。）
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課		1　災害対策本部事務局の総括及び調整に関すること 2　災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関すること 3　避難行動要支援者の安否確認等の総括に関すること 4　その他特命事項に関すること
企画総務局	●総務課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　義援金の受入決定、受付及び保管に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　所管施設の防護に関すること 6　局の庶務に関すること 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 8　市有車両の配車調整に関すること 9　その他特命事項に関すること
	公文書館		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	■区政課		1　被災地域における住民情報に関すること
	法務課		1　他課の応援に関すること
	総合調整課		1　他課の応援に関すること
	●秘書課		1　本部長、副本部長の秘書に関すること 2　災害視察者及び見舞客の接遇に関すること 3　庁用自動車（秘書課に配置のものに限る）の配車に関すること
	東京事務所		1　国・関係機関との連絡調整に関すること
	●広報課		1　災害広報の総括に関すること 2　報道機関への情報提供に関すること 3　被災者支援制度等の広報に関すること
	■市民相談センター		1　市民からの苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関すること 2　市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関すること
	政策企画部	政策企画課	1　義援金の配分計画及び配分に関すること 2　他課の応援に関すること
		広域都市圏推進課	1　他課の応援に関すること
	地域活性化調整部	地域活性推進課	1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
		コミュニティ再生課	1　他課の応援に関すること
	行政経営部	行政経営課	1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
		公共施設マネジメント推進室	1　他課の応援に関すること
		出資法人経営改革推進室	1　他課の応援に関すること
		■情報政策課 ■デジタル行政推進室 ■システム基盤課	1　情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関すること
	人事部	■人事課	1　職員の局・区等間の応援調整に関すること
		■給与課	1　職員の給与に関すること 2　他課の応援に関すること
		■福利課	1　職員食堂に関すること 2　災害対応に従事する職員の健康管理に関すること 3　他課の応援に関すること
		研修センター	1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること

局等	部課等		分掌事務
財政局	●財政課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　災害関係の予算及び資金に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　局の庶務に関すること 6　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 7　他課の応援に関すること
	■管財課		1　市有財産（普通財産）の防護に関すること 2　市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること
	契約部	■物品契約課	1　災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関すること
		■工事契約課	1　災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関すること
	税務部	税制課 市民税課	1　他課の応援に関すること
		■固定資産税課	1　罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査の総括に関すること
		■各市税事務所	1　区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関することに限る。）の事務に関すること（区災害対策本部を構成する者に限る。） 2　他課の応援に関すること
	収納対策部	徴収企画課 徴収第一課 徴収第二課 徴収第三課 徴収第四課 特別滞納整理課	1　他課の応援に関すること
市民局	●市民活動推進課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　局の庶務に関すること 6　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 7　災害ボランティアへの情報提供に関すること 8　市災害ボランティア本部との連絡調整に関すること 9　所管施設の防護に関すること 10　他課の応援に関すること
	■生涯学習課		1　所管施設の防護・応急対策に関すること
	■市民安全推進課		1　他課の応援に関すること
	■消費生活センター		1　生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関すること 2　消費生活に関する苦情・相談処理に関すること
	文化スポーツ部	■文化振興課	1　所管施設の防護に関すること 2　文化財の保護及び災害応急対策に関すること
		■スポーツ振興課	1　所管施設の防護に関すること
	国際平和推進部	平和推進課	1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
		国際化推進課	1　海外からの支援に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　広島市災害多言語支援センターに関すること
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること 2　性的マイノリティの視点を取り入れた避難所の相談・指導に関すること
		地域交流センター	1　所管施設の防護に関すること
		■男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること 2　男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の相談・指導に関すること

局等	部課等		分掌事務
健康福祉局	●健康福祉企画課		1 局内の要員に係る調整に関すること 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4 局に属する職員の招集に関すること 5 他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関すること 6 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7 福祉避難所についての連絡調整に関すること 8 避難所における被災者支援の総括に関すること 9 被災者生活再建支援法に関すること 10 被災者支援の取りまとめに関すること 11 局の庶務に関すること 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	■地域共生社会推進課		1 日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2 所管施設の防護、応急対策に関すること 3 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4 他課の応援に関すること
	監査指導課		1 他課の応援に関すること
	保護自立支援課		1 所管施設の防護、応急対策に関すること 2 他課の応援に関すること
	高齢福祉部	■高齢福祉課 ■地域包括ケア推進課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
		介護保険課	1 他課の応援に関すること
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
		身体障害者更生相談所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
		知的障害者更生相談所	1 他課の応援に関すること
	精神保健福祉センター	■相談課 ■デイ・ケア課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
	保健部	■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 地域支えあい課の業務の連携調整に関すること 2 医療救護に関すること 3 医薬品等の調達に関すること 4 被災地の保健衛生に関すること 5 環境衛生及び食品衛生の指導に関すること 6 遺体の検案・火葬に関すること 7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関すること 8 所管施設の防護に関すること
		保険年金課	1 他課の応援に関すること。
		■食肉衛生検査所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
		■動物愛護センター	1 特定動物の監視に関すること 2 愛護動物の保護管理に関すること 3 所管施設の防護に関すること
	衛生研究所	■生活科学部 ■生物科学部 ■環境科学部	1 衛生試験検査に関すること 2 所管施設の防護に関すること
	看護専門学校	■総務課 ■教務課	1 被災者の医療救護の応援に関すること 2 所管施設の防護に関すること

局等	部課等		分掌事務
こども未来局	●こども未来調整課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 6　局の庶務に関すること
	こども・子育て政策室		1　他課の応援に関すること
	■幼保企画課 保育園 認定こども園 ■幼保給付課		1　所管施設の防護・応急対策に関すること 2　所管施設被災児童の保護に関すること 3　要配慮者対策に関すること
	■放課後対策課		1　所管施設の防護・応急対策に関すること 2　所管施設被災児童の保護に関すること 3　要配慮者対策に関すること
	■こども青少年支援部		1　所管施設の防護・応急対策に関すること 2　所管施設被災児童等の保護に関すること 3　要配慮者対策に関すること 4　被災した青少年の総合相談等に関すること
	児童相談所		1　所管施設の防護・応急対策に関すること 2　所管施設被災児等の保護に関すること 3　要配慮者対策に関すること
環境局	●環境政策課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　災害時の清掃事務の連絡調整に関すること 4　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局の庶務に関すること 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	温暖化対策課		1　他課の応援に関すること
	●環境保全課		1　災害による環境汚染の情報収集・調査に関すること 2　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
	●環境施設部		1　関係施設の連絡調整に関すること 2　施設の防護及び復旧に関すること 3　施設の防護及び復旧に関すること 4　ごみの埋立処分に関すること
		■各工場	1　ごみの焼却処分に関すること 2　ごみの破砕処分に関すること（安佐南工場に限る） 3　施設の防護及び復旧に関すること
		■恵下埋立地管理事務所	1　ごみの埋立処分に関すること 2　施設の防護及び復旧に関すること
	業務部	■業務第一課	1　清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関すること 2　ごみの収集等に関する広報の総括に関すること 3　災害時のごみ処理計画に関すること 4　災害時のごみの処理作業の指導に関すること 5　ごみの収集車両の配車に関すること 6　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
		■業務第二課	1　災害時のし尿処理計画に関すること 2　災害時のし尿処理作業の指導に関すること 3　し尿収集車両の配車に関すること 4　仮設トイレの設置に関すること（マンホールトイレシステムを除く） 5　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
		■産業廃棄物指導課	1　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
		■各環境事業所	1　管内のごみの収集運搬に関すること 2　管内のごみの処理作業の指導に関すること 3　管内のごみの収集等に関する広報に関すること
経済観光局	●経済企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　被服、寝具その他生活必需品及び食料品の調達の総括に関すること 5　救援物資の受入・供給に関すること 6　所管施設の防護に関すること 7　局に属する職員の招集に関すること 8　局の庶務に関すること 9　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	計量検査所		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること

局等	部課等		分掌事務
経済観光局	ひろしまプロモーションセンター		1　国・関係機関との連絡調整に関すること。
	競輪事務局		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	雇用推進課		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	産業振興部	地域産業振興課	1　被服、寝具その他生活必需品の調達に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　他課の応援に関すること
		中小企業支援課	1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
		企業誘致・創業推進課	1　他課の応援に関すること
	観光政策部		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	農林水産部	■農政課	1　主食品（米・パン等）の調達及び取扱機関との連絡に関すること 2　農畜産物、農畜産施設等の被害状況の調査確認に関すること 3　農畜産施設等の災害復旧に関すること 4　所管施設の防護に関すること
		■農林整備課	1　農地及び農業用施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　林業用施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること 4　市有林の防護に関すること 5　所管施設の防護に関すること
		■水産課	1　水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること 2　水産施設等の災害復旧に関すること 3　所管施設の防護に関すること
	中央卸売市場	■中央市場	1　災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　生鮮食料品の調達に関すること
		■東部市場	1　所管施設の防護に関すること 2　生鮮食料品の調達に関すること
		■食肉市場	1　所管施設の防護に関すること 2　食肉の調達に関すること
都市整備局	●都市整備調整課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　所管市有地の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 7　局に属する職員の招集に関すること 8　局の庶務に関すること 9　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	技術管理課		1　他課の応援に関すること
	都市計画課		1　他課の応援に関すること
	●みなと振興課		1　市営さん橋等施設の防護、被害調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　港湾関係機関との連絡調整に関すること
	■都市機能調整部		1　所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 4　所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること 5　他課の応援に関すること
	■青崎地区区画整理事務所		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	■西広島駅北口地区区画整理事務所		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること

局等	部課等		分掌事務
都市整備局	■西風新都整備部		1　所管市有地等の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること 2　工事関係者への協力依頼に関すること
	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る）の応急危険度判定（地震災害時に限る）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること 3　被災した住宅の応急修理に関すること
		■宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること
	営繕部	■営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること 2　被災市有建築物（市営住宅を除く）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　応急仮設住宅の建設に関すること 4　工事関係者への協力依頼に関すること
		■設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること 2　応急仮設住宅の建設に関すること 3　工事関係者への協力依頼に関すること
	住宅部	■住宅政策課 ■住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　工事関係者への協力依頼に関すること
道路交通局	●道路交通企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局の庶務に関すること 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	自転車都市づくり推進課		1　所管施設の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	●道路管理課		1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 7　民間車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること
	■用地部		1　事業用代替地の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課	1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	●公共交通政策部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の被害状況の確認等に係る広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　広島ヘリポートの防護に関すること 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること
	●交通施設整備部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　バスターミナルの防護に関すること 3　工事等関係者への協力依頼に関すること
	●東部地区連続立体交差整備事務所		1　東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること 2　工事等関係者への協力依頼に関すること

局等	部課等		分掌事務
下水道局	●経営企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7　災害関係の予算及び資金に関すること 8　緊急を要する他の課への応援に関すること 9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1　河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1　気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること 2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関するこ 4　所管の樋門の操作に関すること 5　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7　緊急を要する他の課への応援に関すること 8　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
	施設部	●計画調整課	1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4　緊急を要する他の課への応援に関すること 5　他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6　下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること
		●管路課 ●施設課	1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5　緊急を要する他の課への応援に関すること 6　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること
●会計室			1　災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く）に関すること 2　室の職員の招集に関すること 3　災害対策本部事務局への室内の要員の派遣に関すること

局等	部課等		分掌事務
消防局	●総務課		1　局の総合調整に関すること 2　消防局の予算及び資金の処置に関すること 3　局の庶務に関すること 4　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 5　その他特命事項に関すること
	●消防団室		1　消防団事務局の総括に関すること
	●職員課		1　特命事項に関すること
	●施設課		1　消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関すること 2　所管財産の被害状況の取りまとめに関すること 3　所管財産の復旧作業計画の総括に関すること 4　その他特命事項に関すること
	警防部	●警防課	1　警防部の総括・調整に関すること 2　消防部隊（救急隊を除く）の運用調整の統括に関すること 3　現地情報の収集・伝達に関すること 4　有線・無線による情報の収集及び伝達に関すること 5　消防部隊の指令管制に関すること 6　その他特命事項に関すること
		●救急課	1　救急隊の運用調整に関すること 2　現地情報の収集・伝達に関すること 3　その他特命事項に関すること
	予防部	●予防課	1　予防部の総括・調整に関すること 2　その他特命事項に関すること
		●指導課	1　特命事項に関すること
	●各消防署		1　気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関すること 2　区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関すること 3　水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関すること 4　管内の警戒巡視及び広報等に関すること 5　被害状況の調査及び集計に関すること 6　被害状況の広報及び記録に関すること 7　り災証明（火災に限る）の資料収集に関すること 8　応急措置の実施等災害現場活動に関すること 9　所掌に係る応急資機材の管理に関すること 10　応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること 11　避難指示等又は誘導に関すること 12　署の庶務に関すること 13　その他特命事項に関すること
	●消防団事務局		1　消防団の運用調整に関すること 2　団員の招集に関すること 3　団員の出務報酬に関すること 4　その他特命事項に関すること
	●各分団		1　管内の警戒巡視に関すること 2　応急措置の実施等災害現場活動に関すること 3　応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること 4　災害広報及び避難誘導に関すること 5　団員の招集・出動指令等に関すること 6　その他特命事項に関すること

局等	部課等		分掌事務
水道局	●企画総務課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　危機管理情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　施設の被害状況の取りまとめに関すること 4　気象状況等の情報収集及び提供に関すること 5　各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関すること 6　他部局及び他都市への協力要請に関すること 7　市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 8　報道機関への対応に関すること 9　局に属する職員の招集に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 12　広島市水道局退職者災害時支援協力員の参集に関すること
	■財務課		1　資機材及び車両・船舶の調達に関すること 2　事故対応用前渡資金の支出に関すること 3　職員の食糧の調達及び輸送に関すること 4　職員の寝具等の調達に関すること
	■人事課		1　職員の勤務状況の把握に関すること 2　他課の応援をする職員の動員及び配置計画の作成に関すること
	営業部	■営業課	1　部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2　応急給水の連絡調整に関すること 3　部内の連絡調整に関すること 4　電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること
		■業務管理課 ■各営業所	1　住民からの問い合わせに関すること 2　応急給水の実施に関すること 3　区災害対策本部との連絡調整に関すること
	技術部	■調整課	1　部所管施設の被害状況の取りまとめに関すること 2　部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 3　部内の連絡調整に関すること 4　復旧作業計画の調整に関すること
		■計画課	1　施設の被害状況の確認及び報告に関すること 2　施設の応急復旧の実施に関すること 3　復旧作業計画の作成及び実施に関すること
		■技術管理課	1　施設の被害状況の確認及び報告に関すること 2　施設の応急復旧の実施に関すること
		■設備課	1　浄水場所管施設の被害状況の取りまとめに関すること 2　資機材及び車両の配備に関すること 3　浄水場の連絡調整に関すること 4　水運用計画の調整に関すること 5　停電時の中国電力ネットワーク㈱等との連絡調整及び協力依頼に関すること 6　復旧作業計画の作成及び実施に関すること
		■水質管理課	1　水質の監視・検査に関すること 2　水質汚染の拡大防止に関すること
		■維持課	1　管理事務所所管施設の被害状況の取りまとめに関すること 2　資機材及び車両の配備に関すること 3　管理事務所の連絡調整に関すること 4　応急給水の総括に関すること 5　水運用計画の調整に関すること 6　広島市指定上下水道工事業協同組合への協力要請に関すること 7　復旧作業計画の作成及び実施に関すること
		■給水課 ■施設課 ■管路設計課 ■管路工事課	1　施設の被害状況の確認及び報告に関すること 2　施設の応急復旧の実施に関すること
		■各浄水場	1　所管施設の被害状況の確認及び報告に関すること 2　施設の応急復旧計画の作成及び実施に関すること 3　水質汚染の拡大防止に関すること 4　水運用の計画作成及び実施に関すること

局等	部課等		分掌事務
水道局	技術部	■各管理事務所	1　所管施設の被害状況の確認及び報告に関すること 2　施設の応急復旧計画の作成及び実施に関すること 3　区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること 4　応急給水の計画立案に関すること 5　給水装置の応急修理に関すること 6　故障メーターの取替に関すること 7　災害区域内の住民に対する広報に関すること 8　住民からの問い合わせに関すること 9　水運用の計画作成及び実施に関すること 10　広島市水道局退職者災害時支援協力員の活動に関すること
	各課共通		1　他課の応援に関すること
教育委員会事務局	総務部	●総務課	1　事務局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の事務局内の伝達に関すること 3　事務局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　事務局に属する職員の招集に関すること 5　事務局の庶務に関すること 6　災害対策本部事務局への事務局内の要員の派遣に関すること
		■教育企画課	1　情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関すること 2　他課の応援に関すること
		■教育給与課	1　教職員等の給与に関すること 2　他課の応援に関すること
		■学事課	1　被災した児童・生徒の調査に関すること 2　被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること 3　被災した生徒の授業料等の減免に関すること 4　臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること 5　二部授業の届出に関すること 6　学校物品の被災状況の調査に関すること
		■施設課	1　学校施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　学校施設の使用及び収容に関すること
	学校教育部	■教職員課	1　被災後における部内の総合調整に関すること 2　教職員の防災体制計画に関すること
		学校事務センター	1　所管施設の防護に関すること
		■健康教育課	1　児童・生徒の避難指導に関すること 2　学校における保健衛生に関すること 3　給食物資納入業者等の被害状況の把握に関すること 4　給食施設・設備の衛生管理に関すること 5　通学路に係る被害状況の取りまとめに関すること
		■指導第一課	1　被災後における学校教育に係る調整に関すること 2　被災後における学校教育の指導計画に関すること
		■指導第二課 ■特別支援教育課 ■生徒指導課	1　被災後における学校教育の指導計画に関すること
教育機関			1　所管施設の防護に関すること
議会事務局			1　事務局に属する職員の招集に関すること 2　事務局の庶務に関すること 3　災害に係る議会活動に関すること 4　他課の応援に関すること
市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局			1　事務局に属する職員の招集に関すること 2　事務局の庶務に関すること 3　他課の応援に関すること

⑶ 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る）	1　区災害対策本部の総括に関すること 2　命令の伝達に関すること 3　市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4　市本部要員の応援要請に関すること 5　区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6　各課への連絡及び調整に関すること 7　区に係る予算、経理及び出納に関すること 8　区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9　罹災証明に関すること 10　情報の収集及び伝達に関すること 11　避難指示等に関すること 12　災害広報及び広聴に関すること 13　市民相談に関すること 14　通信施設機材の整備及び点検に関すること 15　地区災害協力団体との連絡に関すること 16　区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17　被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18　区の庶務に関すること 19　他課の所管に属さないこと
避難収容班	企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局	1　避難者に係る連絡及び調整に関すること 2　被災者の避難誘導及び収容に関すること
	財政局税務部 ■各市税事務所	1　罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関すること
救援救護班	■市民課 ■保険年金課 ■生活課	1　遺体の収容及び火葬等対策に関すること 2　埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関すること 3　被災者の救援及び救助に関すること 4　救援物資等の保管、調達及び配給に関すること 5　食料の調達及び配給に関すること 6　炊出しに関すること 7　応急給水に関すること
	■地域支えあい課	1　被災者の医療救護に関すること 2　区医師会の医療救護対策本部に関すること 3　医薬品等の調達に関すること 4　被災地の保健衛生に関すること
	■福祉課	1　要配慮者等の安否確認及び援護等に関すること 2　福祉施設の被災状況に関すること 3　地域医療情報の伝達等に関すること
輸送班	■建築課	1　輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関すること 2　応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関すること 3　応急仮設住宅の入居に関すること 4　被災建築物の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る。） 5　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること 6　被災した住宅の応急修理に関すること
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課（設置区に限る） ●地域整備課	1　公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関すること 2　災害状況の記録及び写真撮影等に関すること 3　管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関すること 4　道路交通の規制、道路の啓開及び道路情報に関すること 5　災害現地における技術指導に関すること 6　応急措置及び応急復旧の実施に関すること 7　下水道施設の維持及び防護に関すること 8　下水道施設の浸水防止及び排水に関すること 9　樋門等の操作に関すること
摘要		各班の編成及び分掌事務については、区の実情に応じて区長が組み換えできるものとする

表３－２－３　災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担　当　部　局　等
総務班 (14)	庶務担当	危機管理室(4)、企画総務局(2)、経済観光局(1)、財政室(1)
	広報担当	危機管理室(2)、企画総務局(2)、消防局(2)
総括班 (49)	統制・ 対策担当 (18)	危機管理室(14)、財政局(1)、市民局(1)、健康福祉局(1)、会計室(1)、消防局(2)、専門職員（必要に応じた人数） ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
	情報担当 (10)	危機管理室(5)、企画総務局(1)、市民局(2)、消防局(2)
	各区 (8)	企画総務局(1)、財政局(1)、市民局(1)、健康福祉局(1)、環境局(1)、経済観光局(1)、都市整備局(2)
	各局 (13)	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員（各１）
監視班(9)		危機管理室(9)
受援班		危機管理室(1～3) 事務局の要員を配置換えする。 物的受援のみ１、人的受援のみ２、人的受援物的受援両方３ 健康福祉局(1) （救援物資補給輸送拠点（２次拠点）を設置する場合、救援物資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、経済観光局(1)、道路交通局(1)）

（注）１　（　）内は派遣人数を示す。
　　２　担当任務で人員が不足する場合は、総務班と協議・調整する。

表３－２－４　情報連絡員となるべき者の職等、所掌事務及び配置場所

<table>
<tr><th colspan="2">情報連絡員となるべき者の職等</th><th rowspan="2">所　掌　事　務</th><th rowspan="2">配置場所</th></tr>
<tr><th>局　等</th><th>職</th></tr>
<tr><td>広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第１条に規定する局及び消防局水道局教育委員会事務局</td><td rowspan="2">係長相当職以上の職員</td><td>１　各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。
２　災害対策本部からの連絡事項の伝達及び検討・調整に関すること。</td><td rowspan="2">災害対策本部事務局</td></tr>
<tr><td>企画総務局
財政局
市民局
健康福祉局
環境局
経済観光局
都市整備局</td><td>１　各区からの被害状況及び避難状況の受信に関すること。
２　災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。</td></tr>
<tr><td>各区役所</td><td>係長相当職以上の職員</td><td>消防署との情報連絡に関すること。</td><td>消防署</td></tr>
<tr><td>各消防署</td><td>副署長（又は予防課長）</td><td>区役所との情報連絡に関すること。</td><td>区災害対策本部</td></tr>
</table>

（備考）１　災害対策本部が設置されたときは、情報連絡員は表中の配置場所又は本部が指定する場所に参集する。
２　情報連絡員は、その属する局の各課員と常に連絡を保ち、情報の把握に努める。
３　情報連絡員は、その得た情報を本部長、副本部長又は本部員に報告するとともに、何らかの応急措置を必要とするときは、その旨を合わせて報告し、指示を受けて、実施担当課へ伝達する。

図３－２－１　情報連絡系統図

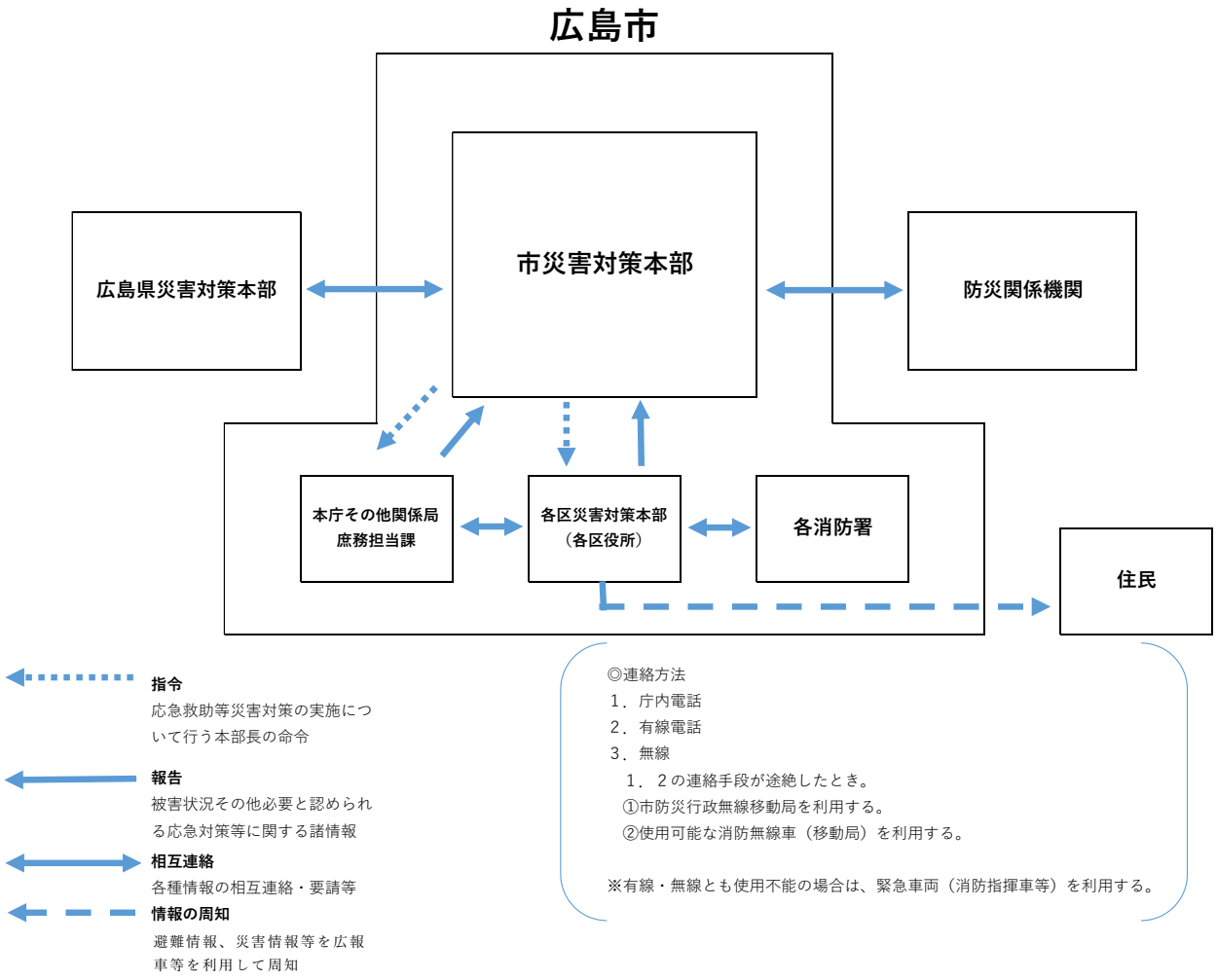

第７　職員の動員

《危機管理室危機管理課、各局等、各区》

１　動員の実施

⑴　動員職員の指定

各局・区等の長は、次の動員基準により、あらかじめ動員する職員を指定するとともに、災害の種類や被害状況等に応じ、適宜必要な職員を追加動員するものとする。

また、状況に応じて、動員した職員を減ずることができる。

なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動　員　基　準

<table>
<tr><th rowspan="2">動員の時期</th><th colspan="3">部　　課　※1</th><th rowspan="2">動員場所</th><th rowspan="2">動員の連絡者</th></tr>
<tr><th>防災上主要な部課（●印の部課）</th><th>防災に関係のある部課（■印の部課）</th><th>その他の部課（無印の部課）</th></tr>
<tr><td>注意体制が設置された時</td><td colspan="3">危機管理室職員（２名以上）
各区職員（１名以上）
その他の局等は必要な職員</td><td rowspan="6">原則として勤務場所

（例外）
①災害現地
②あらかじめ指定された場所</td><td rowspan="6">原則として各部課
（自動参集の場合を除く。）</td></tr>
<tr><td>警戒体制が設置された時</td><td colspan="3">危機管理室は情報収集にあたる職員体制
区は避難情報を発令するために必要な職員体制
その他の局等は必要な職員</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部体制が設置された時</td><td>必要な職員</td><td>必要な職員</td><td></td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制が設置された時</td><td>責任ある職員及び必要な職員</td><td>必要な職員</td><td></td></tr>
<tr><td>※2</td><td>全　員</td><td>全　員</td><td>全　員</td></tr>
</table>

※1　●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

※2　次の場合は、職員全員を動員する。

ア　市域で震度６弱以上の地震を観測したとき。

イ　市域で長周期地震動階級４の地震を観測したとき。

ウ　広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

⑵　動員名簿の作成及び職員への周知

各局・区等の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に様式３－２－１の動員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、以下の点に留意することとする。

ア　職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した動員計画とする。

イ　指揮命令系統が確保できるよう、指定した管理職職員が動員できない場合を想定し、参集時間等を考慮した上で、第二順位及び第三順位の管理職職員等をあらかじめ指定する。

ウ　また、他の局や区等から応援要請のあった場合に迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておく。

⑶　動員名簿の報告

各局・区等の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、危機管理室危機管理課に報告する。

2　動員の方法

動員対象者は、気象庁が発表する防災気象情報等や震度、階級を確認し、各々の動員基準を満たした場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後に参集する。

また、体制の設置基準は満たしていないが、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達又は各局等又は区本部長からの連絡を受けた後、同様に参集する。

動員対象者がやむを得ない理由により災害対応の任務に当たることができない場合は、所属する各局等又は区において調整を行い、代理の職員を任務に当たらせる。

⑴　勤務時間内の場合

平常の勤務から災害対応の任務に切り替えることにより、動員したものとみなす。

⑵　勤務時間外の場合

動員対象者は、原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、災害対応の任務に当たる。

なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区の指示に従う。

3　「他課の応援」を任務とする職員の動員場所及び任務

動員基準の表中「その他の部課（無印の部課）」の職員のうち、その任務が表３－２－２で「他課の応援に関すること」に割り当てられ、なおかつ「区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること」に該当しない職員（医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、指定避難所の運営等の任務に当たる。

4　動員の報告

⑴　各局等及び区本部長は、体制の設置に基づく動員を実施したときは、その状況を市災害対策本部総務班に報告する。

⑵　各局等及び区本部において、市災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を危機管理室危機管理課に報告し、応急対策の連携を確保する。

⑶　動員の報告は、様式３－２－２による。

⑷　動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。

ア　体制が設置されたとき。

イ　体制が廃止されたとき。

ウ　その他本部長が報告を求めたとき。

⑸　動員報告系統

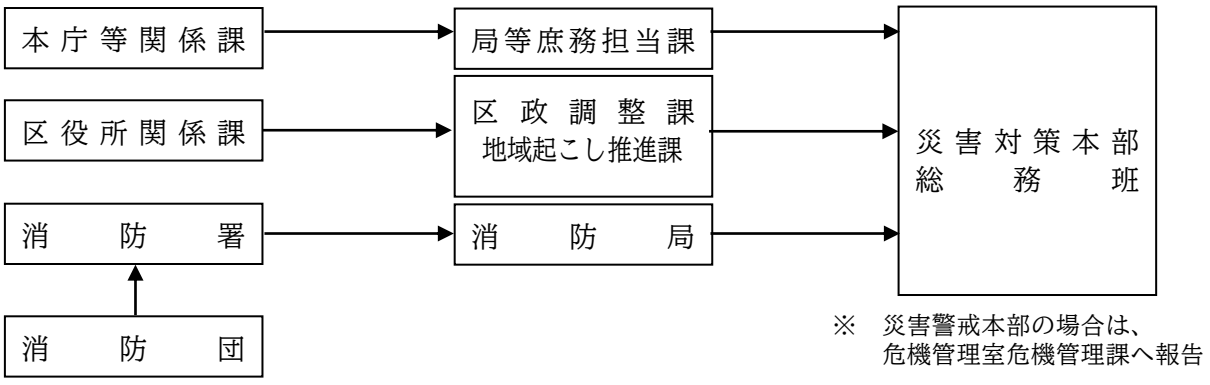

※　災害警戒本部の場合は、危機管理室危機管理課へ報告

様式３－２－１　動員名簿

様式2

地域防災計画動員名簿

○○○○局・区・委員会

所属	職名	氏名	連絡責任者	参集場所	参集時期						連絡方法（電話番号）	職員参集システム登録	勤務時間外の参集方法及び参集時間		
					災害警戒本部	災害対策本部							「通勤届」による通勤方法での時間	公共交通機関が利用できない場合	
						風水害		地震等		全員体制				時間	参集方法
						初動	追加動員（必要に応じて）	初動	追加動員（必要に応じて）						
計															

備考
1　勤務時間外の参集方法及び参集時間は、「通勤届」により届出た通勤方法での時間と公共交通機関が利用できない場合について記載してください。
　なお、公共交通機関が利用できない場合にあっては、参集時間と参集方法も記載してください。
2　公共交通機関が利用できない場合については、次の条件により記載してください。
　①　原則として、自動車及びタクシー以外の参集方法によること
　②　実際に要する時間又は次により算定した時間とすること
　　バイク～25km／h　自転車～15km／h　徒歩～4km／h

様式３－２－２　動員報告書

月　　日　　時　　分現在

体制区分	所属区分（班区分）	動員状況（上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者）				配備時間数（到着→現在）―勤務時間外の場合のみ―				
		計	課長以上	係長等	課員	１時間	２時間	３時間	４時間	時間
		名	名	名	名	名	名	名	名	名

第８　本部及び区本部間の相互応援

《企画総務局人事課、各局庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式３－２－３により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

２　応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の要否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

３　応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式３－２－３　応援要請依頼書

年　　月　　日

本　　部　　長　　様

局等又は区本部の長

応援を要する理由	
期　　間	
従　事　場　所	
従　事　内　容	
必　要　人　員 （職種別・男女別）	
携　行　品	
集合日時・場所	
その他要請に必要な事項	

第９　職員の健康管理等

《企画総務局福利課》

通常業務に加えて、不眠不休で対応する職員の健康管理を行い、職員の二次的障害の発生防止、過労死等の防止に努めるとともに、非日常の体験により心理的負担を受ける職員に起こりうる、バーンアウト等のメンタル不調の早期発見、早期対応を行う。

第３節　情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、防災情報（気象情報や災害情報等）等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

※　新たな防災気象情報の運用開始後は、第６章の記載と併せて確認すること。

第１　情報の収集・伝達体制

《危機管理室災害対策課》

１　情報の種類

区　　分		概　　要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、府県気象情報、地方気象情報等
	キキクル（警報の危険度分布）	気象庁が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による災害発生の危険度の高まりの予想または実況を、地図上で５段階に色分けして示す情報
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する予報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報※）	指定区域において本市下水道管理者が発表する情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を１㎞メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報(重大な土砂災害の想定される区域、時期)
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける雷注意報を補足する情報
	火災気象通報	市長の行う火災警報の発令を支援する目的のために広島地方気象台で発表される通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　　等

※特別警戒水位は水防法第 13 条で規定されるものである。

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

災害対策本部は、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。

また、避難場所等における職員の情報収集・伝達環境（インターネットやパソコン、プリンタ等）を計画的に整備する。

なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、危機管理室災害対策課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

	通　信　施　設	参照資料編番号	担 当 部 署
1	電話及びＦＡＸ	3-3-1･3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	－	〃
3	公用携帯電話	－	〃
4	Ｅメール	－	〃
5	市防災行政無線	３－３－3(1)	危機管理室災害対策課
6	市防災情報共有システム	－	〃
7	広島県震度情報ネットワークシステム	－	〃
8	移動無線機（ＩＰ無線）	－	〃
9	全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）	－	〃
10	防災行政無線映像伝送端末等	－	〃
11	画像伝送システム	－	〃
12	ヘリコプターテレビ電送システム	－	消防局警防課
13	消防無線	３－３－3(2)	〃
14	防災相互通信用無線局	－	〃
15	広島県総合行政通信網	３－３－４	危機管理室災害対策課
16	広島県防災情報システム	－	〃
17	衛星携帯電話	－	〃
18	アマチュア無線	－	〃
19	タクシー会社等民間無線通信施設	－	〃
20	その他	－	〃

⑴　電話及びＦＡＸ

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編３－３－１参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編３－３－２参照）

申　込　先	電　話　番　号
１１６センター	１１６

※　災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱中国支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、非常電報・緊急電報の申し込みは、当該電話から次の番号をダイヤルし、電報の申し込みを行う。

電話番号	応　答　先	申し込みに必要な事項等
１１５	電報センター	・発信機関名（発信者の氏名を含む。） ・発信番号 ・通信内容その他必要事項

⑵　ホームページ

ア　ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

㈠　気象庁　URL:https://www.jma.go.jp/

㈡　国土交通省　川の防災情報　URL:https://www.river.go.jp/

㈢　広島県防災 Web　URL:http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/

㈣　土砂災害ポータルひろしま　URL:https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/

㈤　その他の防災情報入手先

広島市防災ポータル「防災情報の外部リンク」や市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

イ　国、県、防災関係機関への伝達においては、防災拠点施設や危険箇所等の位置特定に地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）第２条第１項に規定する地理空間情報をいう。）を活用する。

⑶　公用携帯電話

公用携帯電話により、情報収集及び伝達を行う。

⑷　Ｅメール

Ｅメールにより、情報の収集及び伝達を行う。

⑸　市防災行政無線

ア　通信系統

資料編３－３－３⑴のとおり

イ　通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしま）が行う。

⑹　市防災情報共有システム

災害現場や区役所、消防局などが入手した被害情報や、国の各機関や広島県などが発信している雨量等の各種防災情報を効率的に集約・管理・共有し、併せて、市民への情報提供も一体的に行うことができる。

⑺　広島県震度情報ネットワークシステム

県内１００箇所に設置した震度計（本市内９箇所）で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、庁内ＬＡＮのパソコンで迅速に確認することができる。

⑻　移動無線機（ＩＰ無線）

公共安全モバイルシステムを通信回線とした移動無線機により、市災害対策本部、区役所、指定避難所等の間で情報伝達を行う。

なお、無線通信（単信）、チャット、動画像送信等の機能が利用できる。

⑼　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。

⑽　防災行政無線映像伝送端末等

区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び水道局に設置された映像伝送端末等を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。

なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にＷＥＢ会議システムにより行う。

⑾　画像伝送システム

消防通信指令管制システムの監視カメラ等で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入する全国の地球局との通信ができる。

⑿　ヘリコプターテレビ電送システム

ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集するとともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。

⒀　消防無線

災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。

ア　通信系統

資料編３－３－３⑵に示すとおり。

イ　通信統制

広島市消防無線局の通信統制は、通信指令室（ひろしましょうぼう）が行う。

⑭　防災相互通信用無線局

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。

⑮　広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）

ア　通信系統

資料編３－３－４に示すとおり。

イ　通信統制

広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。

⑯　広島県防災情報システム

広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Ｌアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。

⑰　衛星携帯電話

災害時における通信設備の使用不能時の広島県災害対策本部や防災関係機関等との情報伝達手段として、広島県から衛星携帯電話の貸与を受け、連絡体制を確保する。

⑱　アマチュア無線（電波法第５２条第４号）

アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

⑲　タクシー会社等民間無線通信施設

タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。

⑳　その他

ア　通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話の利用が困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱、西日本旅客鉄道㈱広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第５７条及び第７９条の規定により優先利用することを申し出ることができる。

この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

㋐　使用の目的

㋑　優先利用できる通信施設・設備

㋒　使用申込み

ａ　使用しようとする通信設備

ｂ　使用する理由

ｃ　通信の内容

ｄ　発信者及び受信者

㋓　通信の取扱順位

㋔　その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ　非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国地方非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

ウ　災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

中国総合通信局が所有する災害対策用移動通信機器

種　　類	貸与条件等
移動無線機 （簡易無線局等）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が所有する移動通信機器

種　　類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
ＭＣＡ	同上

エ　発電機の借用

災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から発電機の貸与を受ける。

中国総合通信局が所有する発電機

種　　類	貸与条件等
発電機（LPG、ｶﾞｿﾘﾝ） （発電容量 2.2～2.8kVA）	機器貸与：無償（民間事業者の場合、有償） 運用経費：使用者が負担

オ　臨時災害放送機器の借用

災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。

中国総合通信局が所有する臨時災害放送機器

種　　類	貸与条件等
臨時災害放送機器 （ＦＭ送信機）	機器貸与：無償 運用経費：要

3　住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、市防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。その際、Ｗｅｂカメラによる映像を、テレビやケーブルテレビを通じて伝達することを検討する。また、聴覚障害者（申請によりＦＡＸ登録した者）に対しては、必要に応じてＦＡＸにより情報提供を行う。

なお、市ホームページ及び市防災情報共有システムにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、ヤフー株式会社によるキャッシュサイト誘導サービスを活用し、本市サーバーへのアクセス集中からの負荷軽減を図る。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	㈱中国放送
広島テレビ放送㈱	㈱広島ホームテレビ
㈱テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
㈱ちゅピＣＯＭ	
㈱中国コミュニケーションネットワーク	

4　放送機関に対する放送の要請等

市長は、緊急を要する場合かつ特別の必要があるときは、協定に基づき、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第 56 条に規定する伝達、通知又は警告の放送の要請を行う。

協定を締結している放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	㈱中国放送
広島テレビ放送㈱	㈱広島ホームテレビ
㈱テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
㈱中国コミュニケーションネットワーク	

また、本市が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、臨時災害放送局放送免許を取得した場合は、㈱中国コミュニケーションネットワークに臨時災害放送局の運営を委託し、生活・支援情報等の提供を行う。

5　通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

（資料編）　３－３－１　災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図
３－３－２　災害時優先電話番号一覧表
３－３－３　広島市関係通信施設
３－３－４　広島県総合行政通信網回線系統図
参考危予－４　広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定
参考危予－７　災害時における放送要請に関する協定
参考危予－12　災害時における放送要請等に関する協定
参考危予－21　災害に係る情報発信等に関する協定

第２　気象情報等の収集及び伝達

広島地方気象台等の関係機関からの気象情報等については、ＦＡＸ、Ｅメール及び市防災情報共有システムにより情報を受信する（Ｅメールについては、受信可能なものに限る。）。

また、気象情報等を受信したときは、情報の重要度や予想される事態について判断し、これらに対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。

1　防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

【関係法令：気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条、第 13 条の 2、第 15 条の 2、水防法第 10 条第 1 項】

⑴　発表機関

広島地方気象台

⑵　防災気象情報の種類

種　　類	概　　要
府県気象情報 地方気象情報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、線状降水帯の発生による大雨の可能性等防災上の注意を解説する情報、台風情報、顕著な大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等
注　意　報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表３－３－１】
警　　報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表３－３－１】
特別警報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表３－３－１】

⑶　気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域

地方気象情報	中国地方（山口県を除く）
県気象情報	広島県
注意報	行政区
警報	行政区
特別警報	行政区

⑷　受信及び伝達

ア　広島地方気象台は、大雨警報が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び特別警報の発表時には、ホットラインを活用した支援を行う。

イ　広島市は、防災気象情報の収集を行う。大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。

ウ　防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。

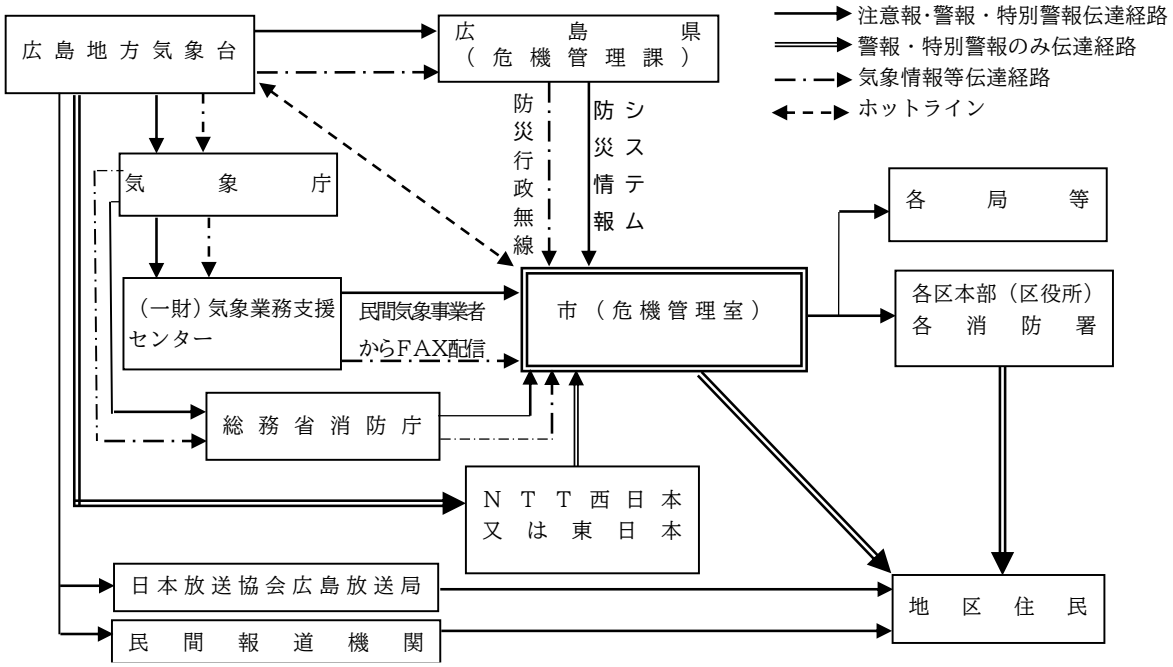

⑸　本市での防災気象情報の活用

広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水注意報 大雪、暴風雪警報	注意体制の設置
大雨、洪水警報	警戒体制の設置

⑹　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に、警報、特別警報等が発表又は解除された場合には、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表３－３－１　特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

種	類	発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表。
	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。
	暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表。
	波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表。
	高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。
	大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。
	洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨が融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがある場合。具体的には次の基準に該当するとき。平均風速が陸上で 20m／ｓ以上、海上で 25m／ｓ以上になると予想したとき。
	暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表。
	波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	土砂崩れ警報（※１）	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報（※１）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m／ｓ以上、海上で 15m／ｓ以上になると予想したとき。
	大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。
	洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表。
	波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表。

一般の利用に適合するもの	なだれ注意報	なだれ注意報は、なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表。
	着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、気温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。
	土砂崩れ注意報（※１）	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報（※１）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
水防活動の利用に資するもの（※2）	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

（注）１　※１印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
※２印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

２　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

３　流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。

４　地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市中区	府県予報区		広島県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		広島・呉		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118	
	洪水		流域雨量指数基準	旧太田川流域=43.4，天満川流域=23.9，元安川流域=23.1， 京橋川流域=16.3	
			複合基準*1	天満川流域=(9，19.7)	
			指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
				海上	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	2.5m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12	
			土壌雨量指数基準	87	
	洪水		流域雨量指数基準	旧太田川流域=34.7，天満川流域=19.1，元安川流域=18.4，京橋川流域=13	
			複合基準*1	天満川流域=(6，17.7)	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	12m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
				海上	15m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪		有義波高	1.5m	
	高潮		潮位	2.1m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下*4		
	着氷				
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市東区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118
	洪水		流域雨量指数基準	府中大川流域=7.8，矢口川流域=3.3，小河原川流域=6.1，戸坂川流域=4.1，二又川流域=3.7
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山地　12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		流域雨量指数基準	府中大川流域=6.2，矢口川流域=2.5，小河原川流域=4.8，戸坂川流域=3.3，二又川流域=3
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3	
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年1月9日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=15，府中大川流域=13.1	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	87	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=12，府中大川流域=10.4	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	晩霜期　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市西区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	17	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（はちまんがわ）流域=6.8，御幸川流域=6.7，三滝川流域=3.4	
		複合基準*1	太田川流域=（11，51.8），八幡川（はちまんがわ）流域=（11，6.1）	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（はちまんがわ）流域=5.4，御幸川流域=5.3，三滝川流域=2.6	
		複合基準*1	太田川流域=（7，46.6），八幡川（はちまんがわ）流域=（7，5.4），御幸川流域=（7，5.1）	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	晩霜期　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安佐南区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	18
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	116
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=5.4，古川流域=20.9，安川流域=18.4，奥畑川流域=6.7， 大塚川流域=8.2，吉山川流域=12.8，東山本川流域=2.8，新安川流域=3.8， 前原川流域=3.4，堂の迫川流域=3.3
			複合基準*1	山本川流域=(10，4.8)，奥畑川流域=(10，6)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山地　12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	85
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=4.3，古川流域=16.7，安川流域=14.7，奥畑川流域=5.3， 大塚川流域=6.5，吉山川流域=10.2，東山本川流域=2.1，新安川流域=3， 前原川流域=2.6，堂の迫川流域=2.5
			複合基準*1	山本川流域=(6，4.3)，奥畑川流域=(10，5.3)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3	
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1 (表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	113
	洪水		流域雨量指数基準	鈴張川流域=13.2，吉山川流域=16.8，小河内川流域=10.9， 根谷川流域=17.1，南原川流域=9.5，小河原川流域=10.1， 栄堂川流域=10.7，山倉川流域=4.9，行森川流域=5.8，矢口川流域=3.7， 三篠川流域=19.4，大毛寺川流域=10.3，奥迫川流域=2.9
			複合基準*1	鈴張川流域=(8，11.8)，南原川流域=(8，8.5)， 三篠川流域=(10，19.3)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]， 三篠川[中深川]，根谷川[新川橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ20cm 山地：12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	83
	洪水		流域雨量指数基準	鈴張川流域=10.5，吉山川流域=13.4，小河内川流域=8.7， 根谷川流域=13.6，南原川流域=7.6，小河原川流域=8，栄堂川流域=8.5， 山倉川流域=3.9，行森川流域=4.6，矢口川流域=3，三篠川流域=15.5， 大毛寺川流域=8.2，奥迫川流域=2.2
			複合基準*1	鈴張川流域=(5，10.5)，南原川流域=(8，6.1)，三篠川流域=(9，15.5)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]， 三篠川[中深川]，根谷川[新川橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ10cm 山地：12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3	
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安芸区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬野川流域=17.8，矢野川流域=9.2，熊野川流域=10.9	
		複合基準*1	瀬野川流域=(11，16)，矢野川流域=(11，8.2)，熊野川流域=(11，9.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬野川流域=14.2，矢野川流域=7.3，熊野川流域=8.7	
		複合基準*1	瀬野川流域=(7，14.2)，矢野川流域=(7，7.3)，熊野川流域=(11，7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	晩霜期　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 佐伯区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	19
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115
	洪水		流域雨量指数基準	八幡川（やはたがわ）流域=21.2，石内川流域=10.8，岡ノ下川流域=12.2， 打尾谷川流域=10.9，水内川流域=30.2，伏谷川流域=10.1， 梶毛川流域=5.7
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]
	暴風		平均風速	陸上　20m/s
				海上　25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上　20m/s　雪を伴う
				海上　25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山地　12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	2.5m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	85
	洪水		流域雨量指数基準	八幡川（やはたがわ）流域=16.9，石内川流域=8.6，岡ノ下川流域=9.7， 打尾谷川流域=8.7，水内川流域=24.1，伏谷川流域=8，梶毛川流域=4.6
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]
	強風		平均風速	陸上　12m/s
				海上　15m/s
	風雪		平均風速	陸上　12m/s　雪を伴う
				海上　15m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	1.5m
	高潮		潮位	2.1m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	陸上　100m
				海上　500m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下*3	
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

2　洪水予報

【関係法令：気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項】

⑴　発表機関

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表

⑵　洪水予報の種類

種　類	発　表　基　準
氾濫注意情報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
氾濫警戒情報	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。
氾濫危険情報	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
氾濫注意情報 （警戒情報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。
氾濫注意情報 解除	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

⑶　洪水予報の実施区域

河川名	予報区域名	実　施　区　域	洪水予報基準地点
太田川（幹川）	太田川下流	左岸　安佐北区亀山一丁目から海まで 右岸　安佐南区八木町字馬淵から海まで	祇園大橋 矢口第一 中野
	太田川上流	左岸　山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の 2 地先から安佐北区亀山一丁目まで 右岸　山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の 2 地先から安佐南区八木町字馬淵まで	飯室 加計 土居
三篠川	三篠川	左岸　安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで	中深川
根谷川	根谷川	左岸　安佐北区可部町大字下町屋字土居 426 番の 2 地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区可部八丁目 2270 番地先から幹川合流点まで	新川橋

⑷　受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からＥメールで受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。

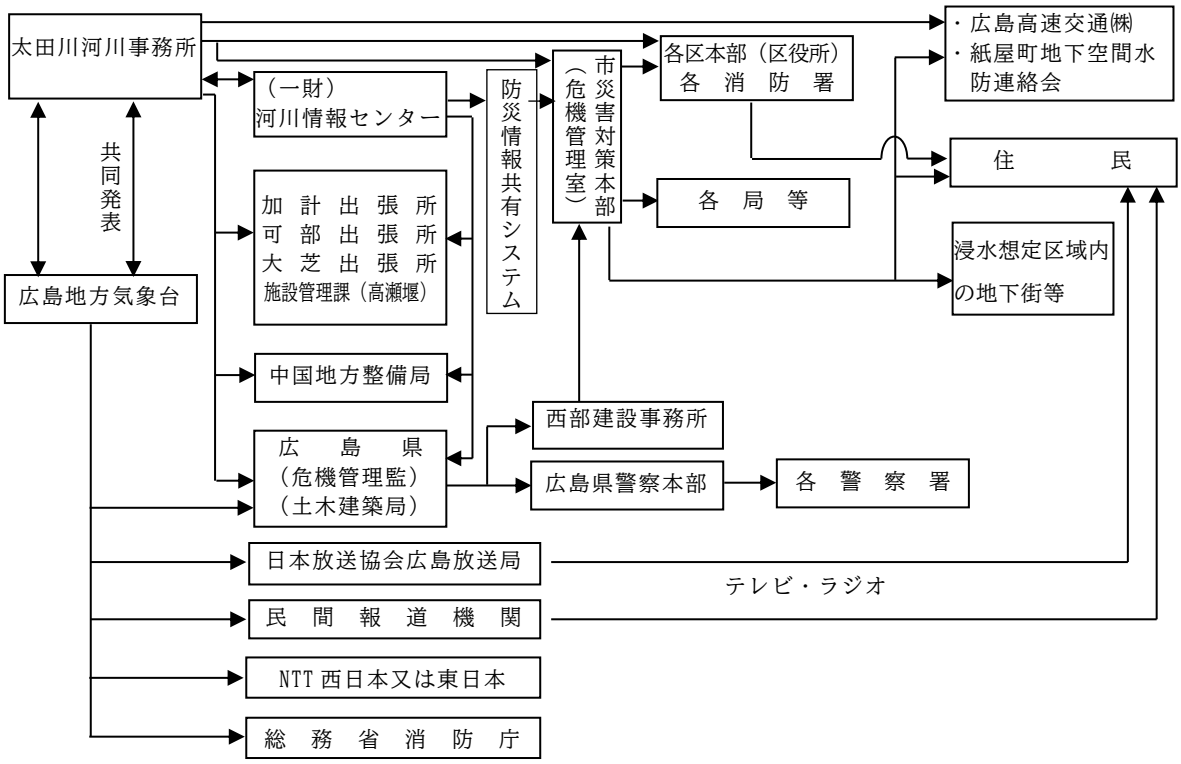

⑸　本市での情報の活用

洪水予報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画「第４章　第３節　第１　洪水への対応」についての規定に基づき、避難情報の発令等の検討及び発令等を行う。

⑹　住民への伝達等

市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、広報車、ＦＡＸ等により浸水想定区域内の住民や地下街等へ伝達するとともに、洪水予報の種類に応じて次の対応を行う。

ア　氾濫注意情報が発表された場合

防災行政無線及び広報車等により河川沿いの低地部の住民に洪水に対する注意喚起を促す。

イ　氾濫警戒情報が発表された場合

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ高齢者等避難の発令を行う。

ウ　氾濫危険情報

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ必要に応じて避難指示の発令を行う。

エ　氾濫発生情報

直ちに命を守るための行動をしようと促す必要がある場合は緊急安全確保の発令を行う。

3　水防警報

【関係法令：水防法第 16 条第 1 項】

洪水、津波又は高潮により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

⑴　洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア　発表機関

太田川河川事務所及び西部建設事務所

イ　水防警報の種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
待機	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	1　気象、水象及び河川状況よりみて必要と認められるとき。 2　水防本部が待機の体制に入ったとき。
準備	1　水防資材及び器材の点検・整備 2　ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3　河川、河岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4　幹部の出動 5　水防団員の招集配備計画	1　河川の水位が水防団待機水位に到達し、なお上昇し氾濫注意水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。 2　気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
出動	水防団員を警戒配置及び出動せしめるもの。	1　河川の水位が氾濫注意水位に到達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 2　潮位が満潮位に到達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	1　河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2　気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。

ウ　発表区域等

発表機関	水系名	河川名	区域
太田川河川事務所	太田川	太田川（幹川）	左岸　山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の２地先から海まで 右岸　山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の２地先から海まで
		三篠川	左岸　安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで
		根谷川	左岸　安佐北区三入南一丁目 426 番の２地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区可部八丁目 1 番の 2270 番地先から幹川合流点まで
		古　川	太田川分派点から太田川の合流点まで
		旧太田川	幹川分派点から海まで
		元安川	旧太田川の分派点から旧太田川の合流点まで
		天満川	旧太田川の分派点から海まで
西部建設事務所	太田川	猿猴川	左岸　南区大須賀町 京橋川分派点以下海に至る 右岸　南区京橋町 京橋川分派点以下海に至る
		京橋川	左岸　東区牛田新町 旧太田川分派点以下元安川合流点に至る 右岸　中区白島北町 旧太田川分派点以下元安川合流点に至る
		根谷川	左岸 安佐北区可部町桐原川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
		安　川	左岸　安佐南区上安一丁目 安川橋以下古川合流点に至る 右岸　安佐南区相田二丁目 安川橋以下古川合流点に至る
		水内川	左岸 佐伯区湯来町字水内大橋以下太田川合流点に至る 右岸
		三篠川	左岸 安芸高田市向原町見坂川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
	瀬野川	瀬野川	左岸　安芸区中野東七丁目高部川通 以下海に至る 右岸　安芸区中野六丁目字井原見田 以下海に至る
	八幡川	八幡川	左岸　佐伯区利松一丁目 新郡橋以下海に至る 右岸　佐伯区八幡五丁目 新郡橋以下海に至る

※太田川（幹川）の水防警報発表観測所分担は資料編を参照

⑵　高潮時の海岸に関する水防警報

ア　発表機関

広島港湾振興事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種類	内　　容	発　令　時　期
待機・準備	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防団員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〈活動内容〉 ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が起こるおそれがあるとき。
解除	高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

ウ　発表区域等

発表機関	海岸名	区　　域
広島港湾振興事務所	広島市海岸	全域

⑶　国管理河川における津波に関する水防警報

ア　発表機関

太田川河川事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき（※）
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1）気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 2）水防活動の必要があると認められなくなったとき。

※　津波到達時間から十分な時間的猶予があり、安全に作業が行える状態の時に限り、出動の発表を行う。十分な「活動可能時間」が確保できない場合には、安全を優先し水防警報は発表しない。

ウ　発表区間

河川名	発表区間（対象基準観測所）
太田川	江波潮位観測所

⑷　県管理河川及び海岸における津波に関する水防警報

ア　発表機関

西部建設事務所及び広島港湾振興事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
出動	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。（※１）
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。（※２）

※１　津波による水防活動が緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたときは、即座に自動的に「出動」の水防警報が発表されたものとみなす。

※２　「解除」の水防警報は、管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

ウ　発表区域等

発表機関	区　　域
西部建設事務所 広島港湾振興事務所	広島市全域

⑸　水防警報発表基準観測所の基準水位等

広島市水防計画別表第１参照

⑹　受信及び伝達

ア　太田川河川事務所が発表する水防警報

太田川河川事務所からＥメールで、西部建設事務所からＦＡＸで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

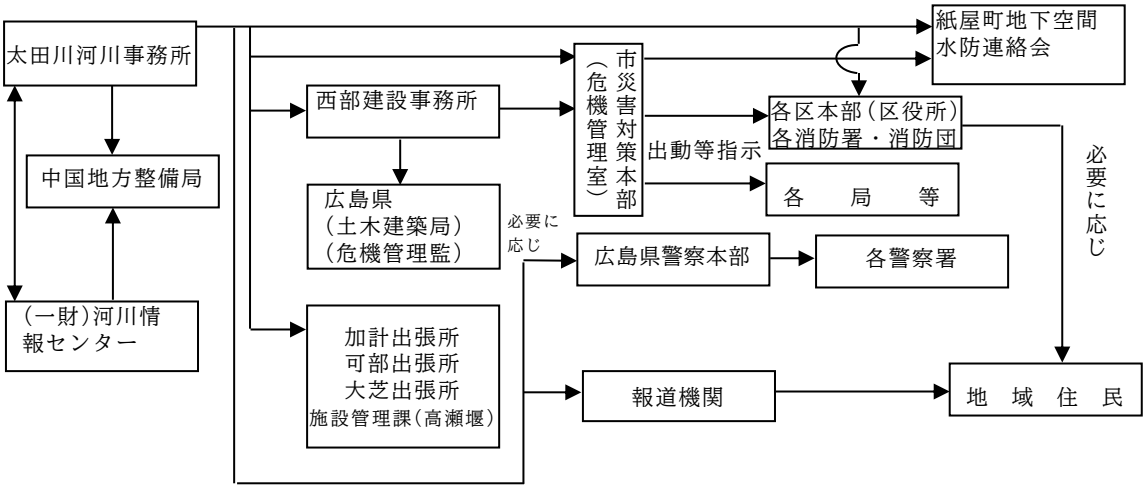

イ　西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所からＦＡＸで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

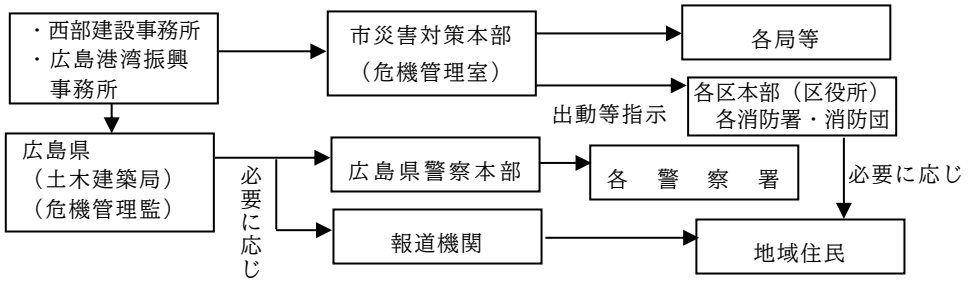

⑺　本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難情報の発令等の検討に活用する。

⑻　住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

4　氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報

【関係法令：水防法第 13 条】

水位周知河川ごとに、所定の観測所で氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。ただし、旧太田川、元安川及び天満川の３河川においては、江波観測所で 2.70m（高潮）、又は三篠橋観測所で 2.80m（洪水）及び 3.20 m（洪水）の水位に到達した場合のみ発表される。

また、洪水により水位上昇し、三篠橋観測所において 3.80m（元安川を対象）又は 4.60m（旧太田川を対象）に到達したときは、電子メールにより、それぞれの水位に到達した旨の情報提供がされる。

⑴　発表機関

太田川河川事務所、西部建設事務所

⑵　通知及び伝達

太田川河川事務所からＥメールで、西部建設事務所からＦＡＸ及びＥメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

［太田川河川事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路］

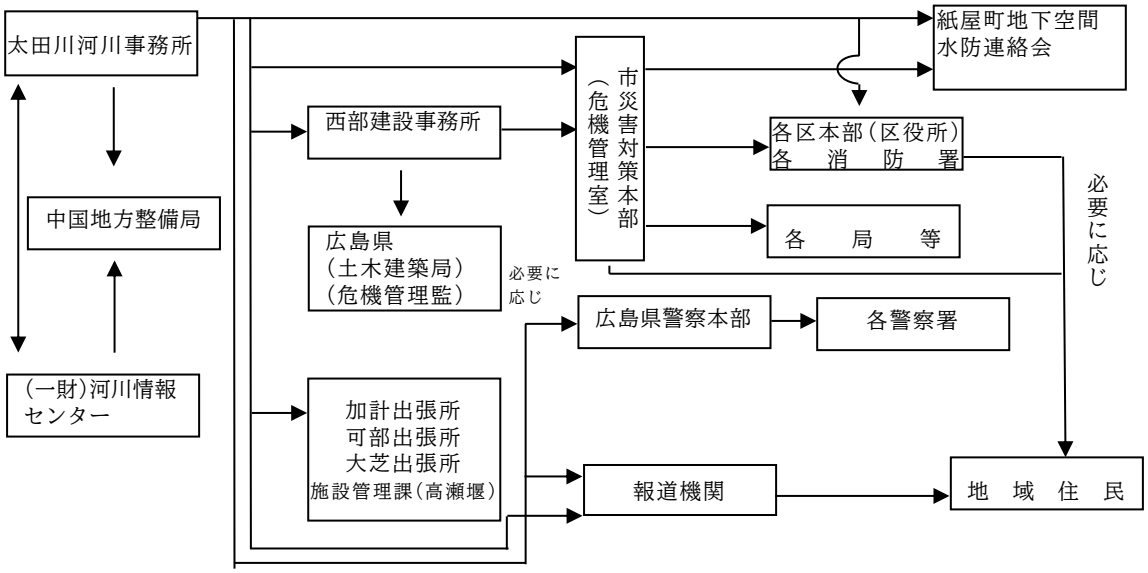

［西部建設事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路］

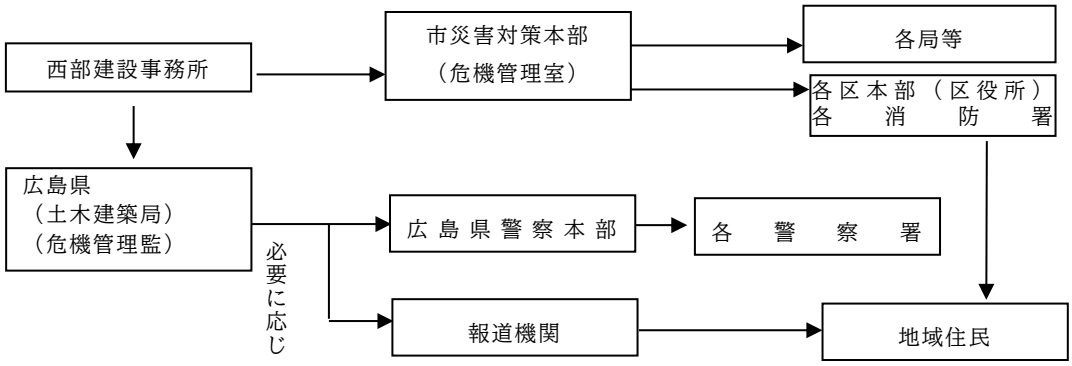

⑶　本市での情報の活用

洪水災害に関する避難指示の発令判断に活用する。

⑷　住民への伝達等

浸水想定区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、広報車等により伝達及び注意喚起等を行う。

なお、浸水想定区域が示されていない河川にあっては、防災行政無線及び広報車等により河川沿いの住民等へ注意喚起等を行う。

５　ダム等の放流に関する情報

【関係法令：河川法第 48 条、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条】

ダム放流の水位上昇に伴い影響のある河川流域の危害を防止するため、ダム管理者は本市等にダムの放流に関する通知をするとともに、一般住民に周知させるためにサイレン、拡声器、立札により警告を行う。

⑴　ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路

各発表機関からＦＡＸで受信する。

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>発表機関</th><th>情報の種類と内容</th><th>伝達経路</th></tr>
<tr><td>温 井 ダ ム</td><td>中国地方整備局温井ダム管理所</td><td>表３－３－２</td><td>図３－３－１</td></tr>
<tr><td>高　瀬　堰</td><td rowspan="3">〃　　太田川河川事務所</td><td>表３－３－３</td><td>図３－３－２</td></tr>
<tr><td>祇 園 水 門</td><td rowspan="2">表３－３－４</td><td rowspan="2">図３－３－３</td></tr>
<tr><td>大 芝 水 門</td></tr>
<tr><td>魚 切 ダ ム</td><td>西部建設事務所魚切ダム管理事務所</td><td>表３－３－５</td><td>図３－３－４</td></tr>
<tr><td>梶 毛 ダ ム</td><td>西部建設事務所梶毛ダム事務所</td><td>表３－３－６</td><td>図３－３－５</td></tr>
<tr><td>宇 賀 ダ ム</td><td rowspan="3">中国電力㈱西部水力センター</td><td rowspan="3">表３－３－７</td><td rowspan="3">図３－３－６</td></tr>
<tr><td>南 原 ダ ム</td></tr>
<tr><td>明 神 ダ ム</td></tr>
</table>

⑵　本市での情報の活用

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。

⑶　住民への伝達等

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表３－３－２　温井ダムの放流等に関する通知の種類と内容

種　　類	内　　容
洪水警戒体制の通知	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね１時間前に事前通知します。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。 ダムからの通知はＦＡＸにより行いますので、ＦＡＸを常に受信出来る状態にし、今後のダムからの通知に注意して下さい。
ダム放流開始の通知	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、__月__日__時__分から__㎥/s の放流を開始します。 ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、放流量を__日__時頃には__㎥/s まで増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。
ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、放流量を__㎥/s から__㎥/s に増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。 また、河川内へ立ち入らないように注意して下さい。
防災操作（洪水調節）開始の情報	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、ダムへの流入量が洪水量（400 ㎥/s）に到達したため、__月__日__時__分に防災操作（洪水調節）を開始しました。 今後、ダム放流量を 400 ㎥/s まで徐々に増加させ、その後ダムへ流入する洪水規模により、最大で 480 ㎥/s を下流に放流し、ダム放流量を上回る流入量はダムに貯留します。
【緊急】重要情報 緊急放流 時間前	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性があります。 移行する場合は、おおむね１時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意して下さい。
【緊急】重要通知 緊急放流 時間前	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。 そのため洪水氾濫の恐れがあります。 移行する場合は、おおむね１時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意して下さい。
【緊急】重要通知 緊急放流 １時間前	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。 そのため洪水氾濫の恐れがあります。 緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。
【緊急】重要通知 緊急放流開始	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、計画規模を超える洪水のため、__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。
緊急放流終了の情報	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、__月__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。 今後、ダムからの放流量を低下させますが、河川の水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。
防災操作（洪水調節）終了の情報	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では、ダムへの流入量がダム流下量（放流量）を下回ったため、__月__日__時__分に防災操作（洪水調節）を終了しました。 今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川の水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川の水位に注意して下さい。

洪水警戒体制解除の情報	太田川水系滝山川温井ダム（広島県山県郡安芸太田町）では__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、雨量及び下流河川水位の状況から今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図３－３－１　温井ダムの放流に関する通知の伝達経路

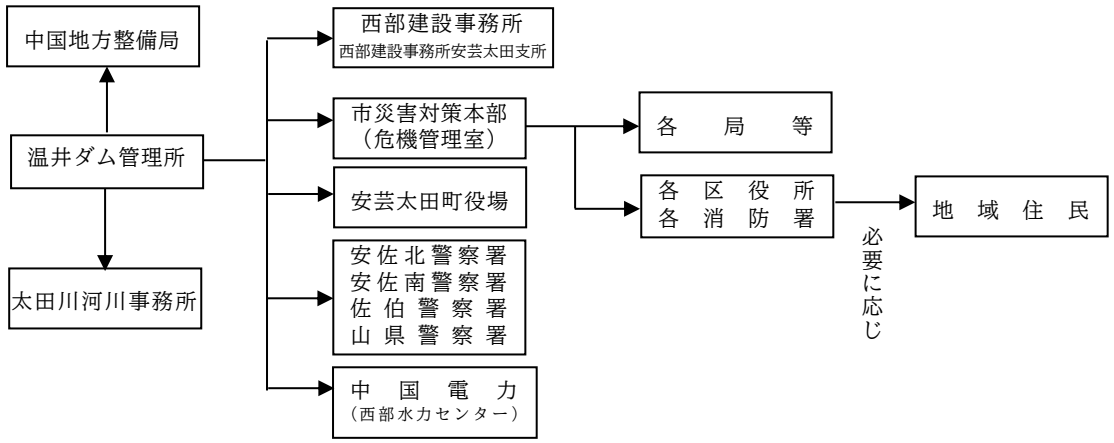

表３－３－３　高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種類			内容
高瀬堰に関する通知	1	降雨に関する注意報又は警報が発表された時	高瀬堰は､広島地方気象台__月__日__時__分発表の注意･警報により__時__分から洪水警戒体制に入ります。
	2	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230 ㎥/s を超え、なお増加しているため、 __月__日__時__分より洪水警戒体制に入ります。
	3	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、____水位観測所の流量が、__㎥/s を超えなお増加しているため､__月__日__時__分より洪水警戒体制に入ります。
	4	各地域の雨量増加の時	高瀬堰は､____流域の__時間連続流域平均累加雨量が__mm を超えなお増加しているため、__月__日時__分より洪水警戒体制に入ります。
	5	洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は､__月__日__時__分現在__㎥/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、__月 __日__時__分に洪水警戒体制を解除します。
高瀬堰放流に関する通知	1	流入量増加のための放流	高瀬堰への流入量は､__月__日__時__分現在__㎥/s に達しなお増加しています。このため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
	2	上流域雨量増加のための放流	高瀬堰は､____流域の__時間連続流域平均累加雨量が__mm を超えなお増加しているため、__月__日時__分から堰の貯留水を放流します。
	3	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、____水位観測所の流量が、__㎥/s を超えなお増加しているため､__月__日__時__分より堰の貯留水を放流します。
	4	細則第 15 条ただし書きに該当する放流	高瀬堰は、__月__日__時__分____のため、__時分から堰の貯留水を放流します。
	5	ゲート全開の時の通知	高瀬堰は、__月__日__時__分ゲートを全開にします。

図３－３－２　高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路

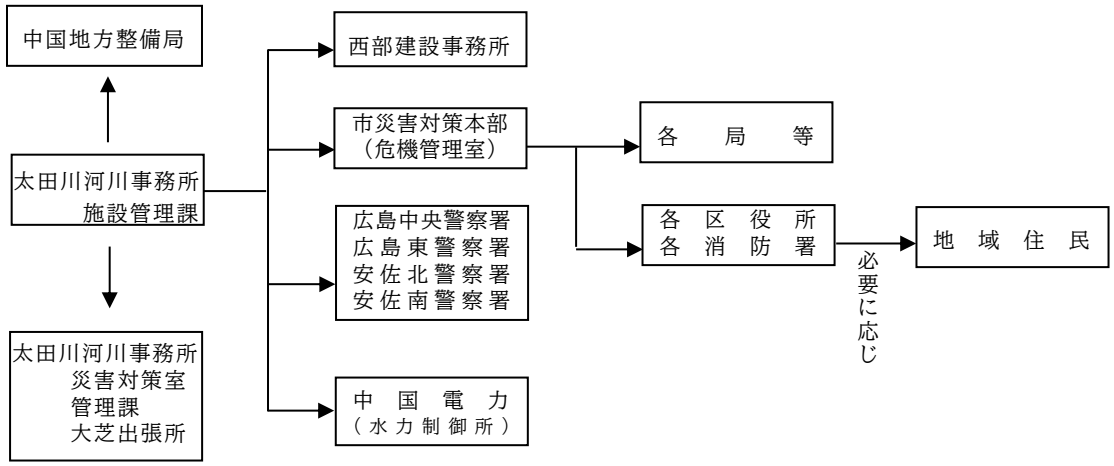

表３－３－４　祇園水門の放流に関する通知

太田川の水位が上昇していますので、__月__日__時__分頃から、祇園水門のゲートを開き、太田川放水路に放流します。

図３－３－３　祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

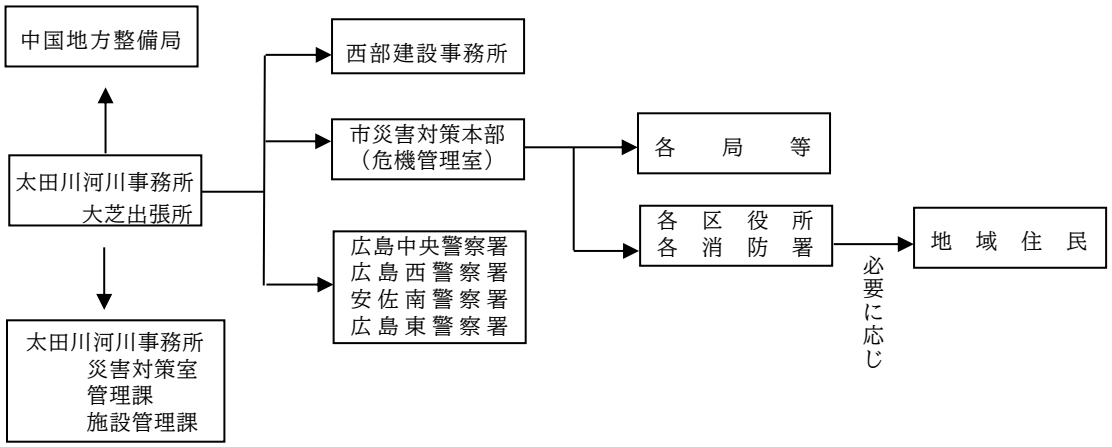

表３－３－５　魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
事前放流体制通知	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に事前放流体制に入りました。 これまでにない規模の豪雨が予想されます。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知は、FAX・Mail により行いますので、常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。

洪水警戒体制通知	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。 流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね１時間前に事前通知します。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知はＦＡＸにより行いますので、ＦＡＸを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
放流開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分から放流を開始します。 ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。 下流河川の水位上昇に注意してください。
急激な水位上昇	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、 ダム流下量（放流量）を増加させる予定です。 下流河川の急激な水位上昇に注意してください。 また、河川内へ絶対に立ち入らないように注意してください。
洪水調節開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が洪水量（60.00 ㎥/s）に達したため、防災操作（洪水調節）を開始しました。 今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在のダム流下量（放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。
洪水調節終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が洪水量（60.00 ㎥/s）を下回ったため、防災操作（洪水調節）が終了しました。 今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。 河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。
緊急放流　時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増え緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね１時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流１時間前	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。 そのため、氾濫のおそれがあります。 緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流開始	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、__月__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

緊急放流終了	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、__月__日__時__分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。 今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 ダムへの流入量は洪水量 60.00 ㎥/s 以下に減少しており、気象情報及び下流河川水位等の状況から、今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。
事前放流体制解除	八幡川水系八幡川魚切ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に事前放流体制を解除しました。

図３－３－４　魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路

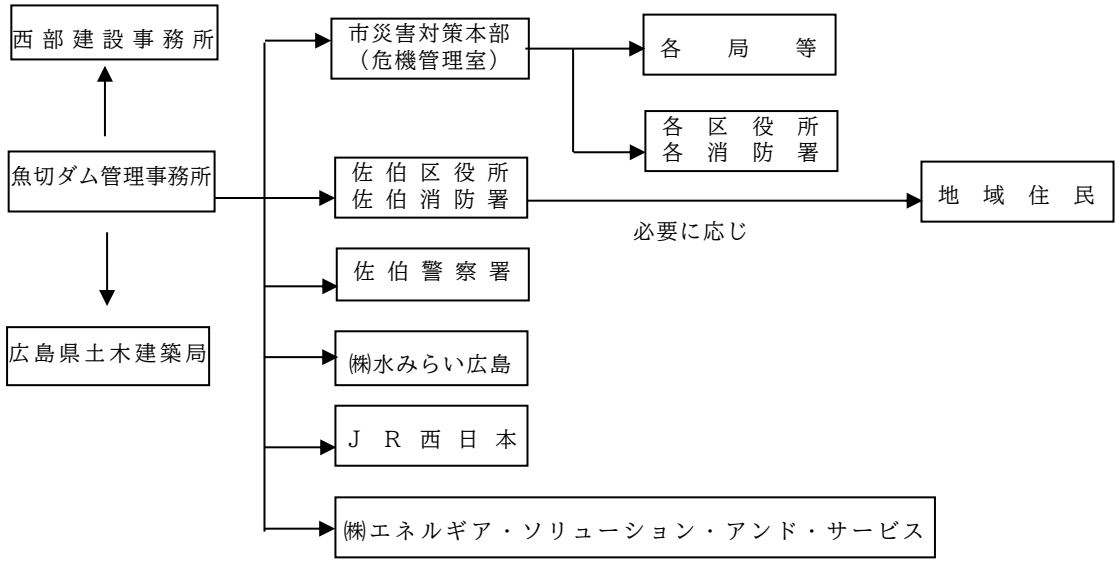

表３－３－６　梶毛ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制通知	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 流入が増加し、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。 今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。 ダムからの通知はＦＡＸにより行いますので、ＦＡＸを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。
放流開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分から__㎥/s の放流を開始します。 下流河川の水位上昇に注意してください。
急激な水位上昇	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、 ダム流下量（放流量）を増加する予定です。 下流河川の急激な水位上昇に注意してください。 また、河川内へ絶対に立ち入らないように注意してください。
洪水調節開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が洪水量（5.00 ㎥/s）に達したため、防災操作（洪水調節）を開始しました。 今後、防災操作（洪水調節）終了まで流入量の一部がダムから越流し、残りをダムに貯留します。 ダム流下量（放流量）は徐々に増加します。
洪水調節終了	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分にダムへの流入量が洪水量（5.00 ㎥/s）を下回ったため、防災操作（洪水調節）が終了しました。 今後、梶毛ダムは、現在のダム流下量（放流量）を上限として越流が継続し、河川水位は徐々に低下していきます。 防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。
緊急放流 １時間前	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、__月__日__時__分頃から緊急放流（非常用洪水吐からの越流）となり、下流に流れる水量が増えるおそれがあります。そのため、氾濫のおそれがあります。 非常用洪水吐から越流した場合には、氾濫のおそれがあります。 非常用洪水吐から越流した場合には、ただちにその旨を通知します。 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。
緊急放流開始	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、計画規模を超える洪水のため、__月__日__時__分に緊急放流（非常用洪水吐からの越流）となりました。
緊急放流終了	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、緊急放流（非常用洪水吐からの越流）が__月__日__時__分に終了しました。 今後、ダムからの放流量は減少していきますが、河川水位は引き続き高い状況が続きますので、注意してください。
洪水警戒体制解除	八幡川水系梶毛川梶毛ダム（広島市佐伯区）では、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 ダムへの流入量は洪水量 5.00 ㎥/s 以下に減少しており、気象情報及び下流河川水位等の状況から、今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図３－３－５　梶毛ダムの放流に関する通知の伝達経路

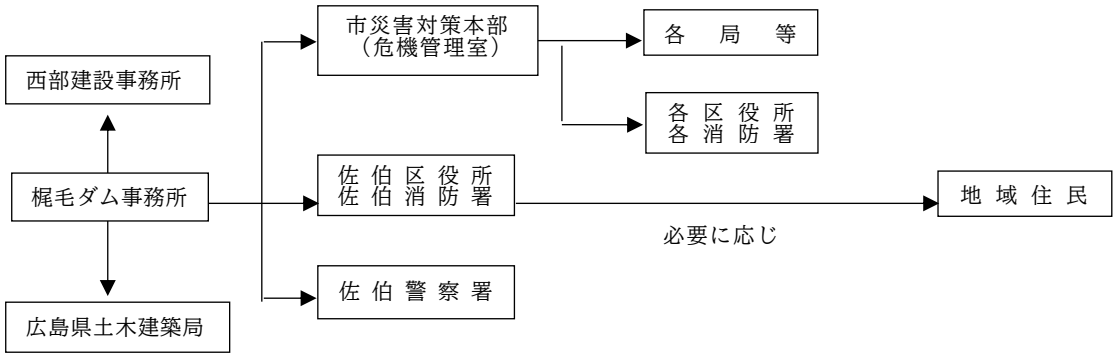

表３－３－７　中国電力のダムの放流に関する通知

種類	内容
ダム放流開始予告	○○ダムは__日__時現在__㎥/s 程度の流入がありますが、出水が予想されますので、__日__時__分頃から__㎥/s 程度のダム放流を開始する予定です。 その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込みです。
洪水量以上の放流予告	○○ダムは__日__時__分現在__㎥/s の流入があり、__㎥/s の放流を行っていますが__日__時__分頃から○○㎥/s（洪水量）以上の放流を行なう予定で、その後放流量は次第に増加する見込みです。
洪水終了	○○ダムの放流量は__日__時__分に__㎥/s（無害流量）に減水しました。 これから後もしばらく放流を続けます。
ダム放流終了	○○ダムは__日__時__分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。

図３－３－６　中国電力のダムの伝達経路

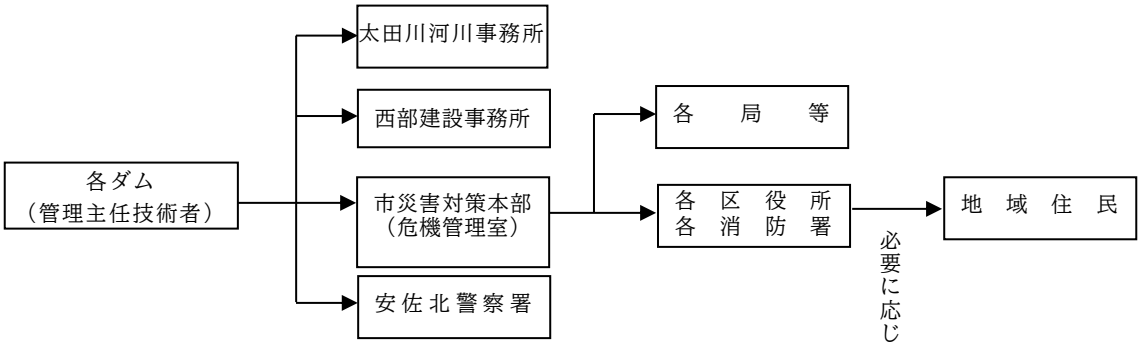

６　河川・潮位等の情報

⑴　提供機関

国、県等

⑵　受信及び伝達

提供機関からのＦＡＸ及び市防災情報共有システム等から河川水位、潮位、雨量等の情報を収集する。

⑶　本市での情報の活用

収集した情報を避難情報の発令等の参考とする。

⑷　住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、河川上流域の降雨や潮位等の状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市防災情報共有システム等により注意喚起等を行う。

7　内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）

【関係法令：水防法第 13 条の 2】

水位周知下水道について、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したときに発表される。

雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして雨水出水浸水想定区域として指定した千田地区において、新千田ポンプ場着水井水位が 5.66m に到達した場合に水位到達情報の周知等を行う。

⑴　発表機関

下水道管理者（市下水道局）

⑵　通知及び伝達

市下水道局から地下街管理者へ電話で、西部建設事務所へＦＡＸで、市危機管理室及び中区役所へ電話及びＥメールで通知する。水位到達情報の伝達は次のとおり行う。

[市下水道局が水位到達情報を通知等する伝達経路]

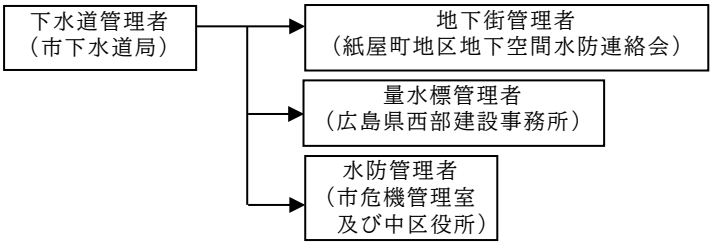

※必要に応じて、報道機関等を通じて、一般に周知する

8　土砂災害警戒情報

【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条、土砂災害防止法第 27 条】

⑴　発表・通知機関

ア　発表機関

広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が共同発表

イ　通知機関

広島県危機管理監危機管理課及び広島県土木建築局砂防課

⑵　発表及び解除の基準

ア　発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市町単位（広島市においては、行政区単位）ごとに発表する。

イ　解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位（広島市においては、行政区単位）ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が協議のうえ解除する。

⑶　受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。

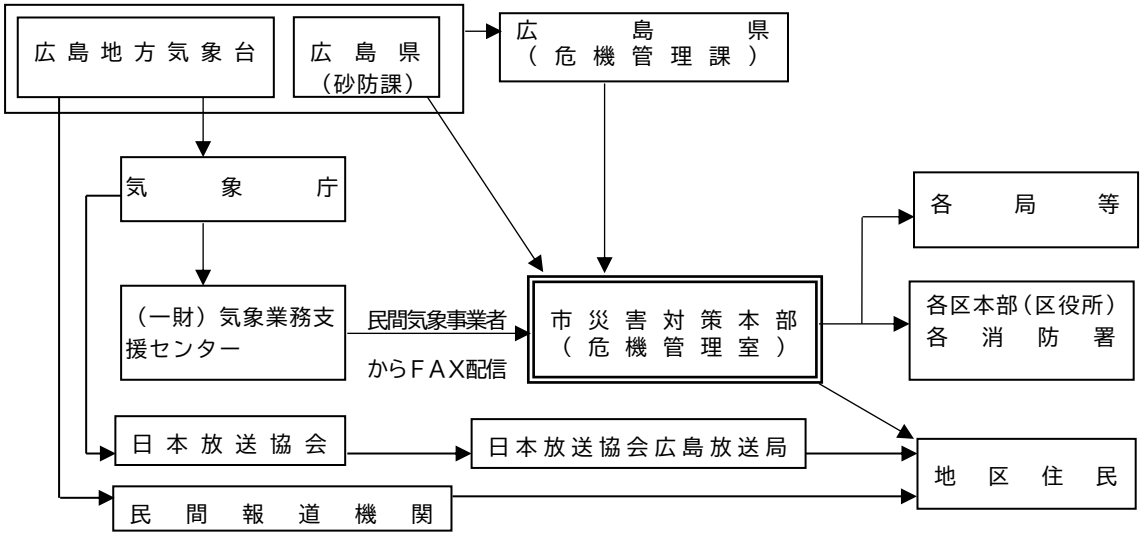

⑷　本市での情報の活用

「９　広島県土砂災害危険度情報」及び「１０　土砂災害緊急情報」の情報と併せて、避難情報の発令等の判断に活用する。

⑸　住民への伝達等

本章「第３節　情報の収集及び伝達」の「第１　情報の収集・伝達体制」の「３　住民等への防災情報の伝達」に定めるところによる。

９　広島県土砂災害危険度情報

⑴　情報の収集等

市防災情報共有システム及び広島県防災情報システムで、広島県土砂災害危険度情報を確認する。

⑵　本市での活用

土砂災害に関する避難情報の発令及び災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。

⑶　住民への伝達等

本章「第３節　情報の収集及び伝達」の「第１　情報の収集・伝達体制」の「３　住民等への防災情報の伝達」に定めるところによる。

10　土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害の想定される区域・時期に関する情報

⑴　通知機関

中国地方整備局又は広島県土木建築局砂防課

⑵　本市での情報の活用

「８　土砂災害警戒情報」及び「９　広島県土砂災害危険度情報」の情報と併せて、避難情報の発令等の判断に活用する。

⑶　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

11　竜巻注意情報

気象業務法第 13 条に基づく気象についての予報

⑴　通知機関

広島地方気象台

⑵　受信及び伝達

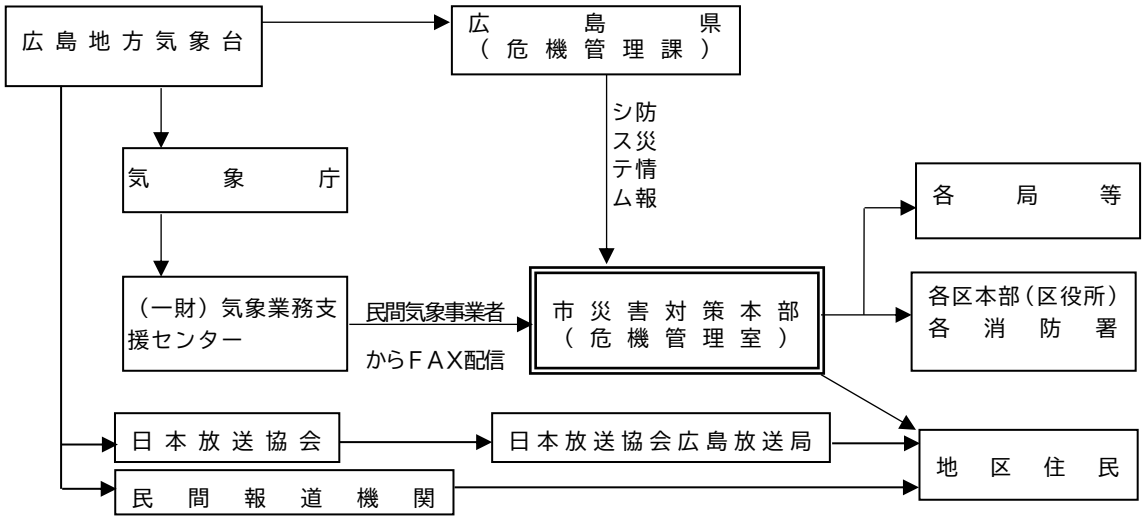

⑶　本市での情報の活用

今後の気象予測等を勘案しながら、必要な体制や対応を検討する。

⑷　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、気象状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

12　火災気象通報

広島地方気象台から火災気象通報が発表された場合の伝達経路は次のとおりである。

なお、火災警報の伝達経路及びこの発令に伴う消防信号等は、広島市消防計画に定めるところによる。

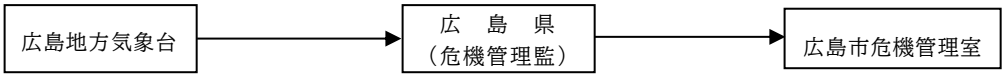

13　異常現象発見者からの通報・伝達

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、市民等から、放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した旨の通報があった場合の情報の伝達は、次による。

⑴　本市での情報の活用

迅速に状況の確認を行い、必要な体制や対応を検討する。

⑵　住民への伝達等

必要に応じ、関係住民等への周知、関係機関への連絡等を行う。

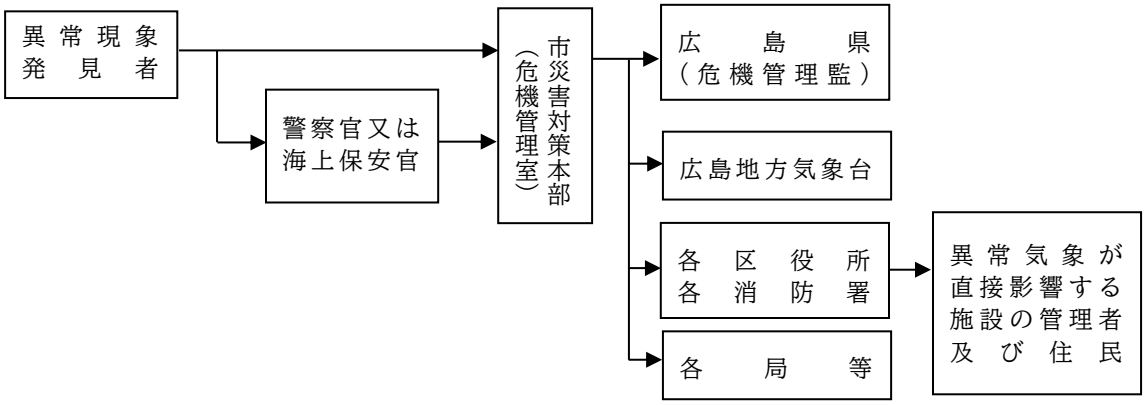

第３　災害情報の収集・伝達及び報告

１　防災関係機関等との情報連絡《危機管理室》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関係機関相互の情報交換を行う必要もある。

この場合における各種情報の体系は、図３－３－７～図３－３－１０のとおりである。（ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。）

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

⑴　防災関係機関から収集する情報

電気、ガス、水道、下水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等

⑵　本市での情報の活用

災害応急活動等に活用する。

⑶　住民への伝達等

市民生活等に必要な情報は、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、広報車等により住民等へ周知する。

図３－３－７　人的被害情報体系

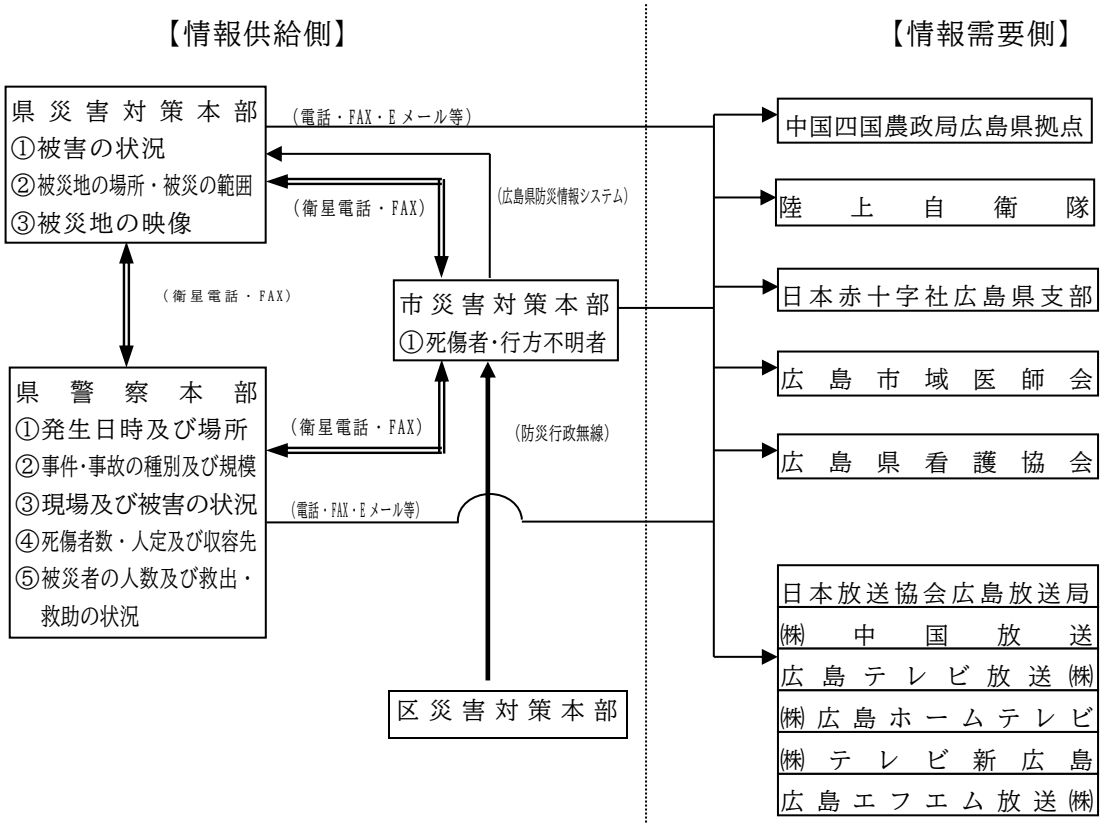

凡例

⟹県総合行政通信網（衛星回線）

⟶市防災行政無線

⟶その他の通信手段

図３－３－８　道路･橋梁情報体系

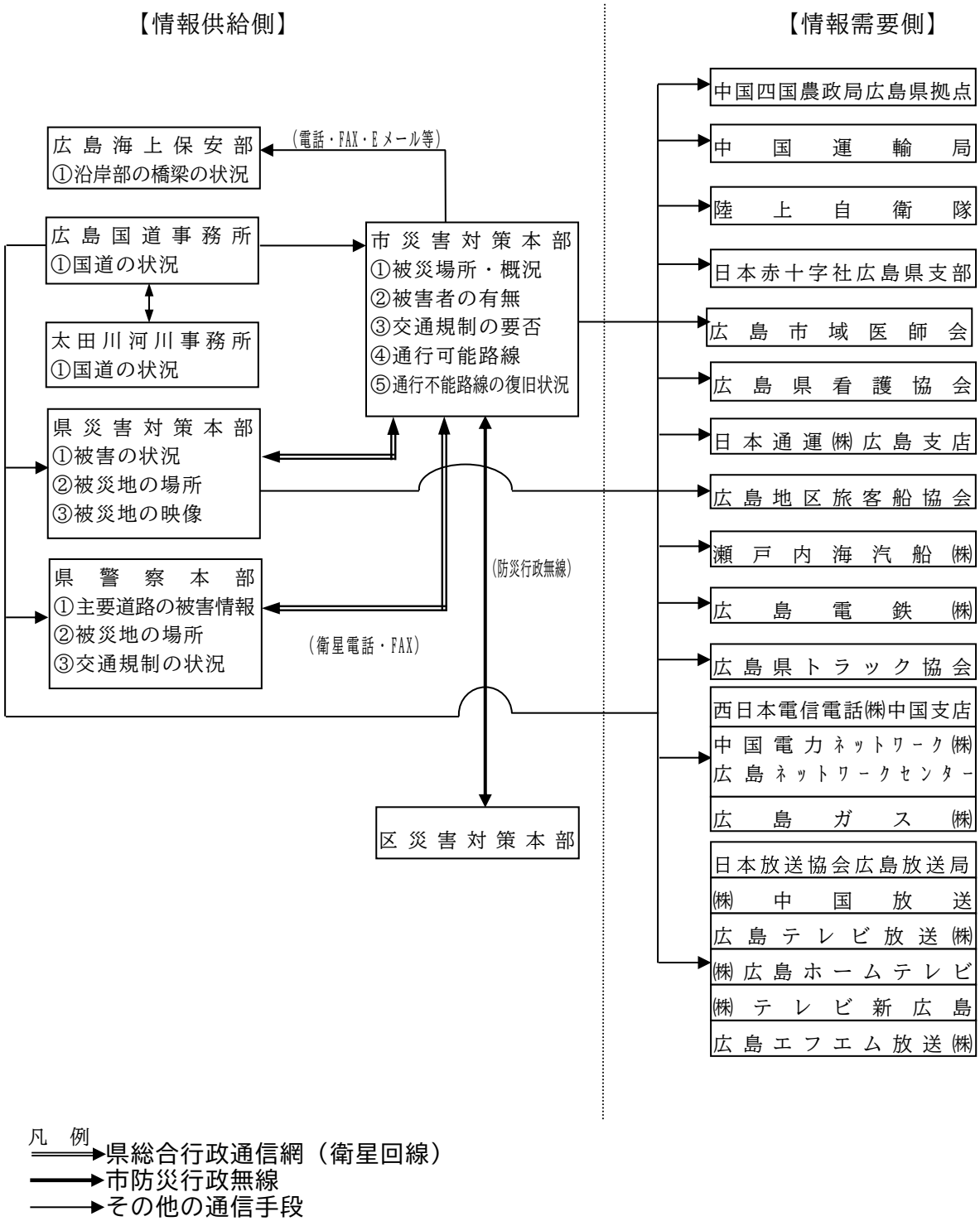

凡　例
═══▶県総合行政通信網（衛星回線）
━━━▶市防災行政無線
┈┈┈▶その他の通信手段

図３－３－９　堤防･護岸･桟橋等施設情報体系

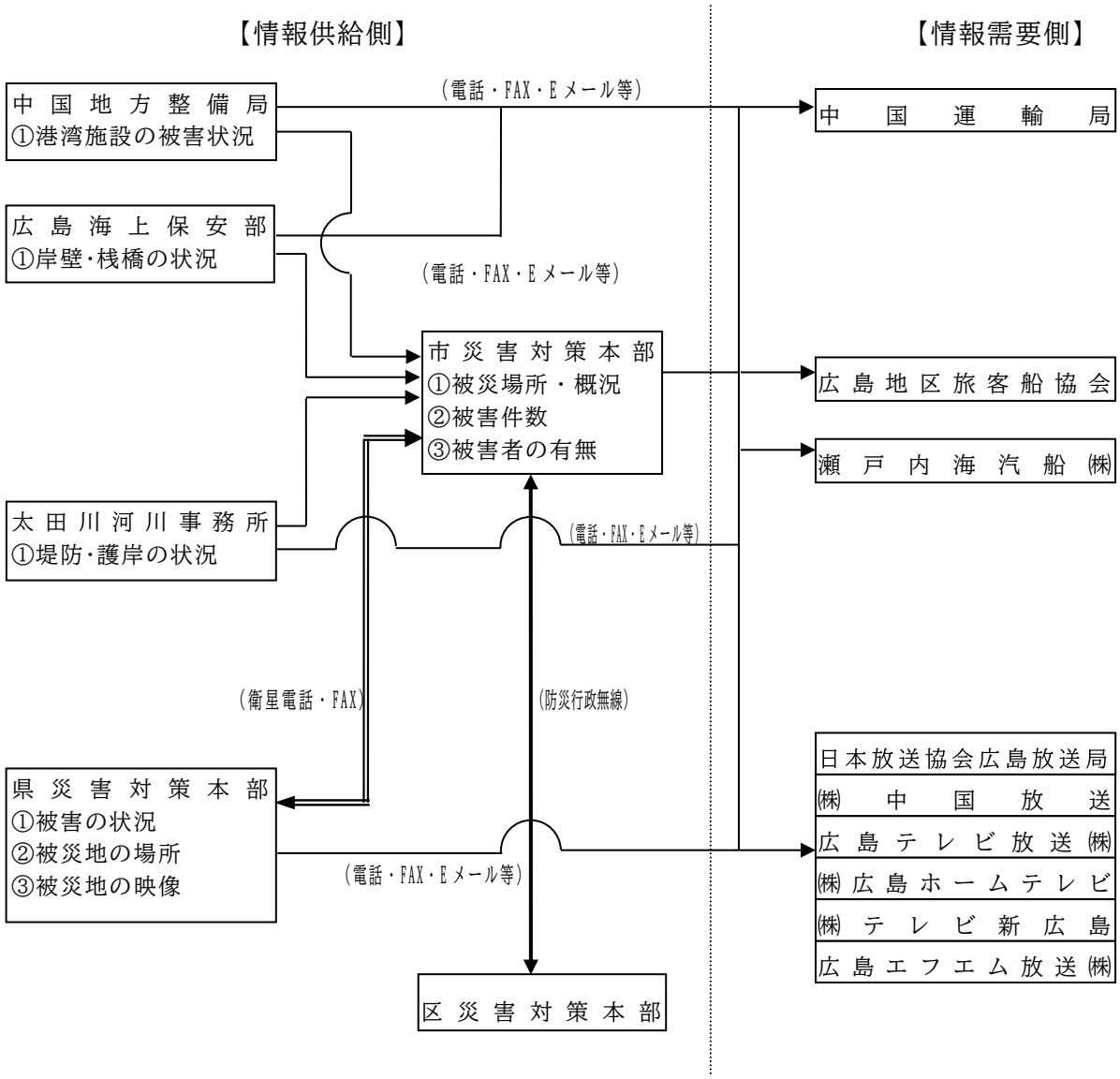

凡例
県総合行政通信網（衛星回線）
市防災行政無線
その他の通信手段

図３－３－１０　ライフライン情報体系

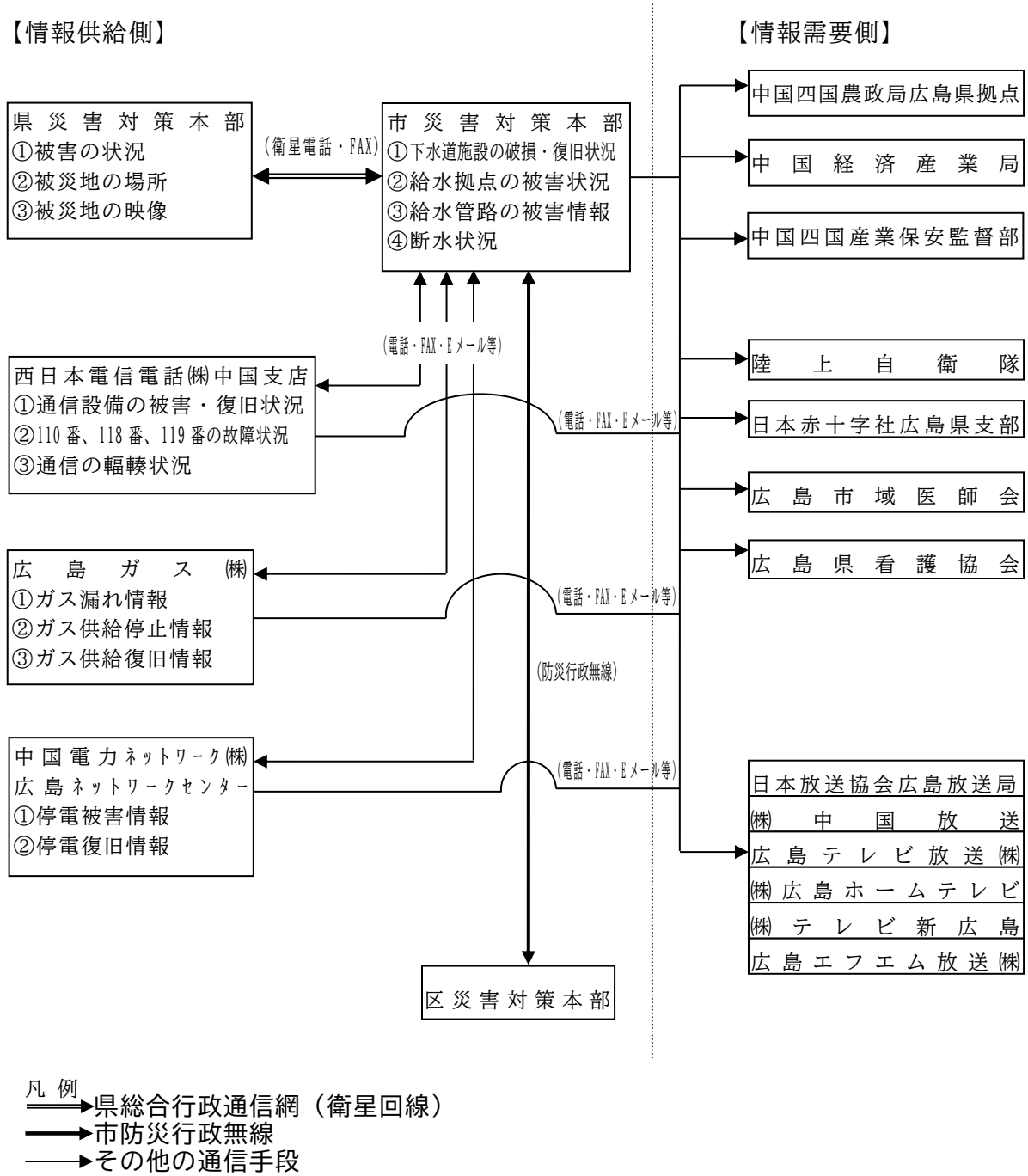

凡例
⟹県総合行政通信網（衛星回線）
⟶市防災行政無線
⟶その他の通信手段

2　被害状況の報告

災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を危機管理室（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

（資料編）　参考危予－19　小型無人航空機による災害応急対策等への協力に関する協定（ルーチェサーチ㈱）

⑴　被害報告要領

ア　概況報告

災害発生後概ね１時間～２時間以内に住民からの通報、警察署・各局等その他の防災関係機関等の間での情報交換、庁舎周辺の状況の確認、参集職員から参集途上の状況聴取等により市内の被害状況の概要を全般的に把握する。

この場合、全般的な被害の概要が明らかでないときは、判明した情報について報告を行うこととし、その後は本部の指示により随時報告する。報告の経路は、次のとおりとする。

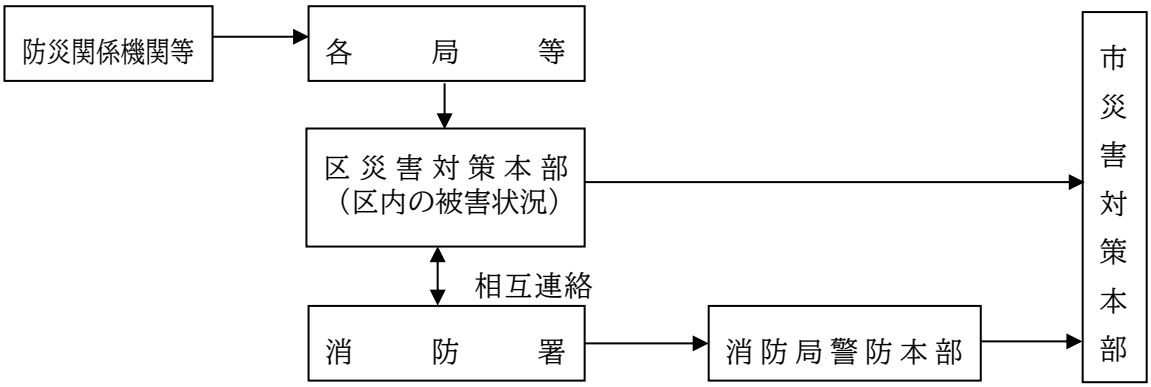

イ　被害発生報告（被害速報）

⑺　人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに危機管理室へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

⑴　その他の被害

区長は、区域内の被害状況を「⑵　被害情報の区分及び種別」に基づき確認できる範囲内で危機管理室へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

ウ　被害集計報告

⑺　中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、広島市防災情報共有システムにより区域内の被害状況を集計し、逐次危機管理室へ報告する。

⑴　確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記⑺の要領により、危機管理室へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については危機管理室へ報告する。

エ　119 番通報等が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、119 番通報等が殺到した場合、消防局は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。また、危機管理室にもその旨を報告する。

この場合、速報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

⑵　被害情報の区分及び種別

区災害対策本部等は、種々の情報を緊急の災害対応に必要とする情報又は市災害対策本部で集約し整理する必要のある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、３段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア　情報の区分

区　分	内　　容	伝　達　先
A 情報	緊急に応急対策を要する情報 （人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況）	災害対策本部及び本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 （被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報）	災害対策本部 （災害対策本部事務局を経由して所管課へ伝達する情報）
C 情報	その他の情報 （災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報）	

イ　情報の種別

⑺　緊急に収集・伝達する情報

区　　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人命に係る情報	Ａ・大規模又は集中的な被害発生 Ａ・要救出者情報 Ａ・負傷者情報 Ａ・避難情報 Ａ・地震（各区震度）・津波情報 Ａ・気象情報（二次災害の防止）	Ｂ・消防隊等出動状況 Ｂ・応援要請（他都市・自衛隊等） Ｂ・救助出動、救助者状況 Ｂ・救急出動、負傷者状況 Ｂ・避難情報対象者情報 Ｂ・避難情報の状況
防災拠点の被害状況	Ａ・防災拠点の被害状況 Ａ・市有施設（優先度１）の被害状況	Ｂ・防災拠点の応急復旧状況 Ｂ・指定避難所の応急復旧状況
緊急輸送道路・通信施設等の被害状況	Ａ・緊急輸送道路の被害状況 Ａ・通信施設等の被害状況	Ａ・緊急輸送道路のう回路の設定 Ｂ・緊急輸送道路の応急復旧状況 Ｂ・緊急輸送の手配 Ｂ・道路交通の規制 Ｂ・通信施設等の応急復旧状況

⑷　順次収集・伝達する情報

区　　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	Ｂ・被災者数（罹災世帯数・人員） Ｂ・指定避難所への避難者数 Ｂ・死者数、行方不明者数、死者氏名 Ｂ・負傷者数（負傷程度別） Ｂ・ライフラインの被害状況 Ｂ・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） Ｂ・一般道路の被害状況	Ｂ・区災害対策本部の設置 Ｂ・区災害対策本部動員状況 Ｃ・捜索体制、捜索状況、身元確認 Ｃ・遺体安置場所の設置 Ｂ・救護所等の設置 Ｂ・ライフラインの応急復旧状況 Ｃ・工事関係者への要請 Ｃ・一般道路の応急復旧状況 Ｃ・一般道路のう回路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	Ｂ・本部要員の過不足 Ｂ・職員の安否	Ｂ・応援派遣（本部・区本部要員等） Ｃ・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	Ｃ・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の要請 Ｃ・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） Ｃ・市民からの要望、苦情、相談 Ｃ・猛獣の逃走 Ｃ・下水道施設の被害状況 Ｃ・感染症発生 Ｃ・食中毒発生 Ｃ・世界遺産の被害状況 Ｃ・ボランティアへのニーズ Ｃ・社会福祉施設の被害状況 Ｃ・仮設トイレの設置要請 Ｃ・し尿の収集要請 Ｃ・ごみの収集要請 Ｃ・消毒必要箇所 Ｃ・災害対策本部要員用食糧等の必要数 Ｃ・土砂災害の被害状況　　等	Ｃ・市有施設の復旧状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の調達状況 Ｃ・食糧、物資等の調達・配給状況 Ｃ・広報状況 Ｃ・捕獲対策状況 Ｃ・下水道施設の応急復旧状況 Ｃ・患者隔離、消毒の状況 Ｃ・健康診断、予防接種の状況 Ｃ・食中毒患者の状況 Ｃ・食中毒予防広報の実施状況 Ｃ・地区災害協力団体の状況 Ｃ・社会福祉施設の応急復旧状況 Ｃ・仮設トイレの設置 Ｃ・し尿の収集体制、収集状況 Ｃ・ごみの収集体制、収集状況 Ｃ・消毒の状況 Ｃ・公用負担命令の措置状況 Ｃ・罹災証明書の発行状況 Ｃ・埋火葬許可の状況 Ｃ・本部要員用食糧等の確保状況 Ｃ・学校の休校・再開情報 Ｃ・義援金配分情報 Ｃ・仮設住宅情報 Ｃ・営業店舗・銭湯の情報 Ｃ・交通機関情報（運休・運行情報） Ｃ・ボランティアの活動情報　　等

※　被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ　災害情報の伝達経路

各災害情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（総括班統制対策担当）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難情報を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（監視班）へ直接報告する。

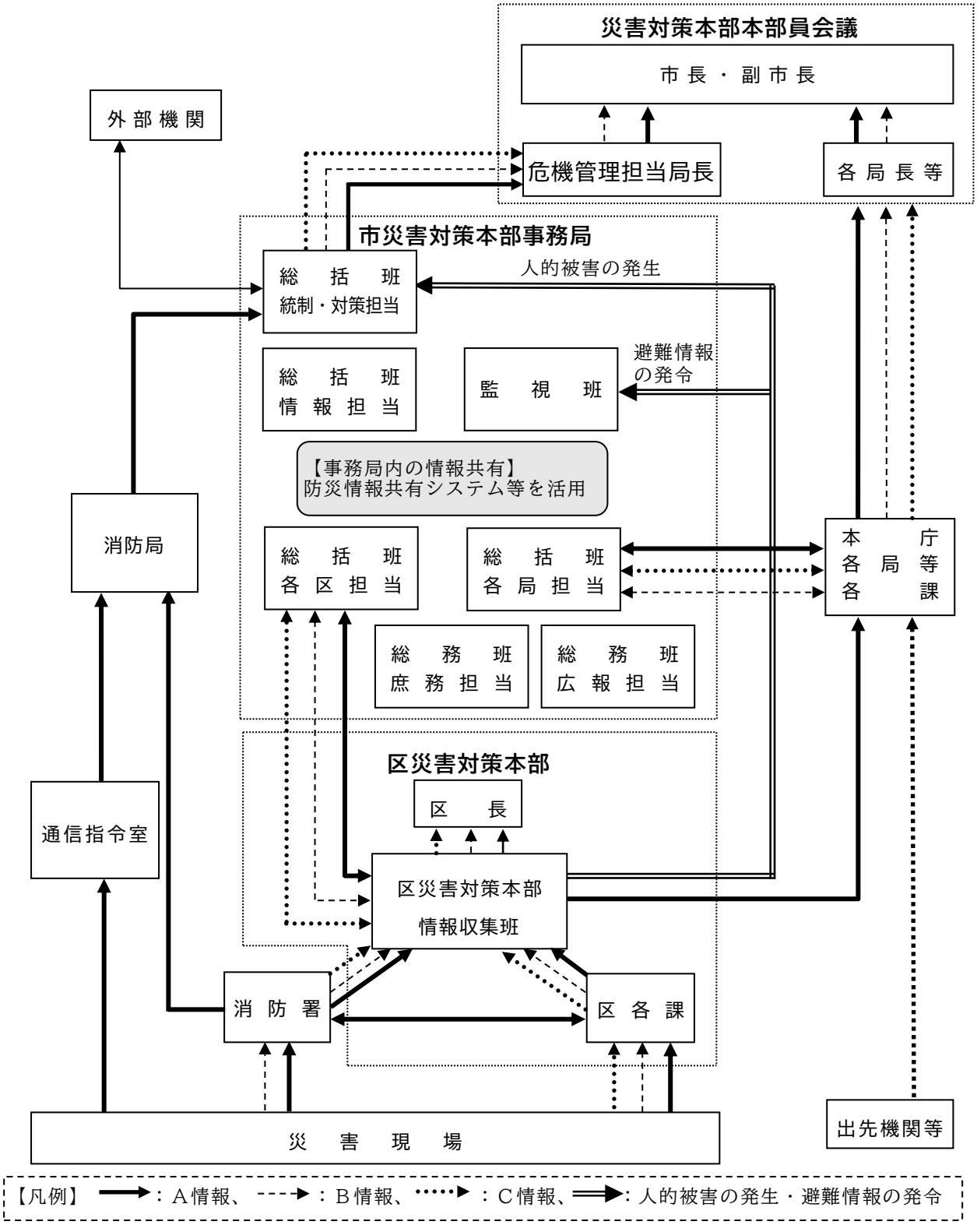

⑶　国及び県への報告

災害対策基本法第 53 条第 1 項、同法施行令第 21 条及び同法施行規則第 2 条の規定並びに県地域防災計画に基づく国・県への被害状況報告については、危機管理室が分掌する。

なお、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

［被害情報の報告要領］

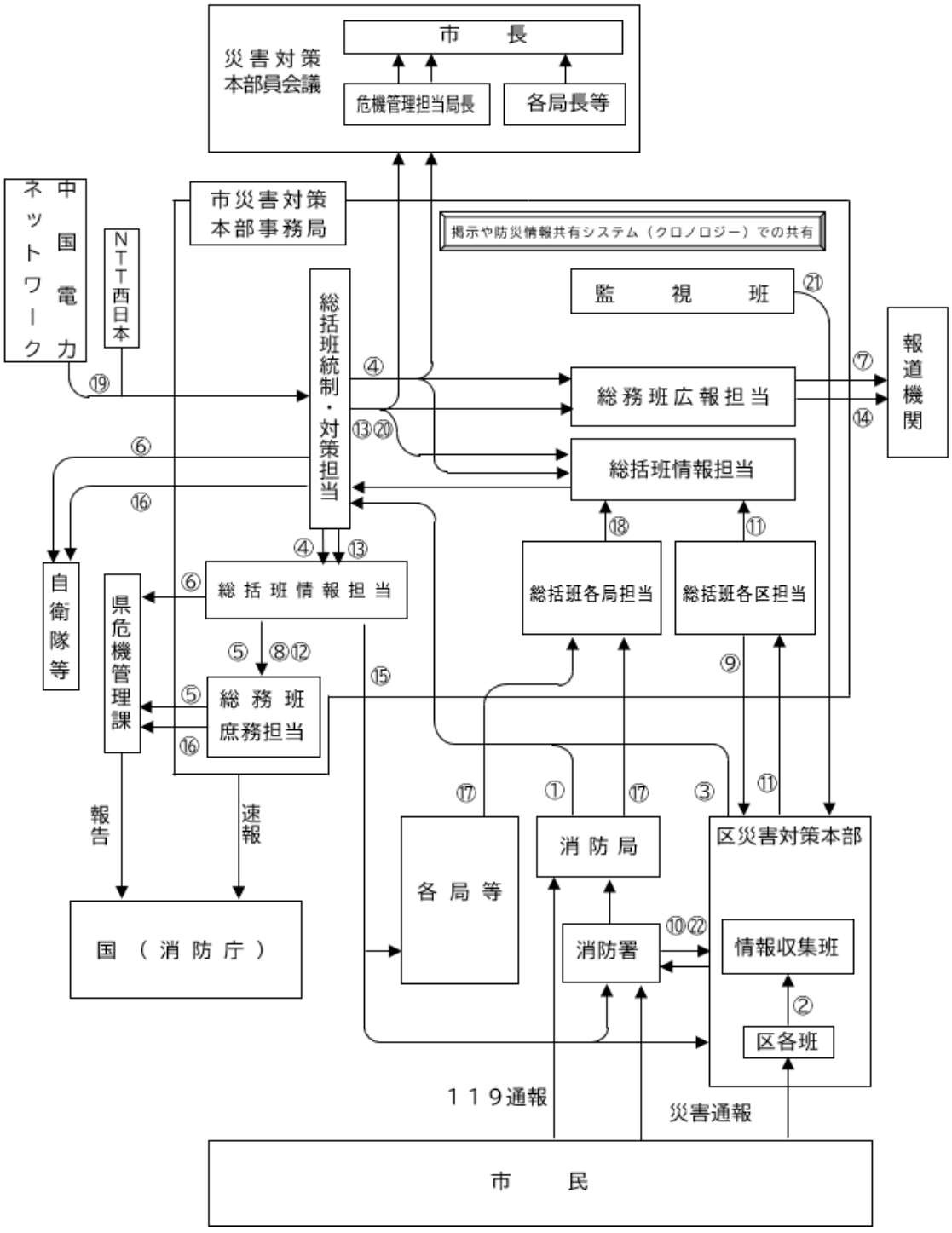

1　人的被害情報の伝達経路

① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
・ 市災害対策本部・総括班統制・対策担当へ電話報告（総括班統制・対策担当　81－6915～6918　ただし、総括班統制・対策担当が話中のときは、総括班各局担当へ報告）
・ 被害の詳細については、状況が判明次第、総括班統制・対策担当へ電話報告を行う。総括班統制・対策担当から要請があった場合、〔付属様式１〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、消防隊タブレットを市災害対策本部に持参し、タブレットを通じて情報の共有を行う。

② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。

③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
・ 市災害対策本部・総括班統制・対策担当へ電話報告（総括班統制・対策担当　81－6915～6918　ただし、総括班統制・対策担当が話中のときは、総括班各区担当へ報告）
・ 確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。

④ 人的被害の通報報告を受けた総括班統制・対策担当は、⑴総括班情報担当、⑵総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示や防災情報共有システム（クロノロジー）に入力など）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。

⑤ 総務班庶務担当は、総括班情報担当の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。

⑥ 総括班情報担当は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を県危機管理課へ報告する。
総括班統制・対策担当は、人的被害情報を災害対策本部事務局にリエゾンとして派遣された自衛隊等へ情報提供する。

⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。

⑧ 総括班情報担当は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。

⑨ 総括班各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。

⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式２〕〔付属様式３〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。

2　その他の被害情報の伝達経路

⑪ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ区域内の被害情報を収集することに努め、確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力し、市災害対策本部・総括班各区担当へ報告する。

⑫ 総括班情報担当は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。

⑬ 総括班統制・対策担当は、必要に応じ、⑴総括班情報担当、⑵総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示や防災情報共有システム（クロノロジー）に入力）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。

⑭ 総務班広報担当は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。

⑮ 各局・区・署等は、防災情報共有システムにより、被害情報を適宜確認する。

⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、広島市防災情報共有システムを利用して報告する。
総括班統制・対策担当は、被害情報を災害対策本部事務局にリエゾンとして派遣された自衛隊等へ情報提供する。

⑰ 各局等は、各局等に属する情報及び被害状況を総括班各局担当へ報告する。

⑱ 総括班各局担当は、各局等から受信した被害状況等を総括班情報担当へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示や防災情報共有システム（クロノロジー）に入力など）する。

⑲　総括班統制・対策担当は、中国電力ネットワーク、ＮＴＴから被害状況を受信した場合は、事務局内へ周知（掲示や防災情報共有システム（クロノロジー）に入力など）する。
⑳　総括班統制・対策担当は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。
㉑　監視班は、各区に対して避難情報発令等の助言を行う。
㉒　各消防署は、〔付属様式１〕を提出し、119 番通報状況を区災害対策本部・情報収集班に情報共有する。

付属様式１
●年●月●日●時現在
広島市消防局

119番通報状況

受付番号	受付日付	受付時刻	災害種別	発生区町	住　所	概　　要

付属様式２

●年●月●日●時現在　　広島市消防局

人 的 被 害 の 概 要

受付番号	受付日付	受付時刻	災害種別	発生区町	災害発生場所	事案概要	完了日付	完了時刻	活動内容・結果	人的被害	行方不明数	死者数	重症数	中等症数	軽症数

付属様式３

人の被害情報速報（個表）

受付番号		
受付日時	年　月　日　時　分	
発生日時	年　月　日　時　分	
発生場所		
被災者	氏名（ふりがな）	
	性別	
	生年月日	年　月　日生（満　才）
	住所	
程度及び状況	程度	
	搬送先	
	状況	
備考		

表３－３－８　用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	（注）①　住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 ②　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ③　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。

	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
公共土木施設	河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
公共土木施設	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、かき、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	・土砂災害警戒区域（土石流）において，土石流等の土砂流出が発生した場合 ・土砂災害警戒区域（土石流）以外であっても，土砂流出により負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたもの及びこれら被害のおそれが生じたもの
	地すべり	地すべりが発生した場合
	がけ崩れ	土砂災害警戒区域（急傾斜）において斜面崩壊が発生したもの又は土砂災害警戒区域（急傾斜）以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。

	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
その他	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
被災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被災者		り災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第４節　災害広報・広聴の実施

《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、気象情報、災害情報や対策等を、迅速かつ的確に広報するとともに、災害対応に関する要望、苦情、相談等に対する広聴を実施する。

第１　広報活動

災害時における広報活動については、被災者等のニーズを十分把握し、下表の広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施する。

なお、広報の実施に当たっては、被災者のおかれている状況等の把握に努めるとともに、特に聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者に対して配慮したうえで行う。

１　広報窓口の設置

災害広報に当たっては、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に広報窓口を設置して行う。

各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部（総務班広報担当）の統制の下、連携を密にして広報対応の万全を図る。

２　広報事項

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1　気象情報 2　災害情報 3　被害状況 4　本市の防災態勢 5　停電状況 6　交通機関運行状況 7　避難状況 8　災害復旧状況 9　交通規制状況	危機管理室 企画総務局 道路交通局 消防局	・報道機関に依頼して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページを利用して行う方法 ・市公式 SNS を利用して行う方法 ・避難誘導アプリを利用して行う方法 ・市防災情報共有システムを利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・被災者支援ナビを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法 ・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレンを利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法 ・地域の掲示板・回覧板を活用する方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
10　断水・給水状況	水道局	
11　保健衛生活動	健康福祉局	
12　民有地内の土砂の処理活動	下水道局	
13　特別清掃活動	環境局	
14　猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	
15　被災者支援制度	健康福祉局 等	
16　その他防災関係情報	関係部局・各区	
摘要	①　企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ②　実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③　被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④　災害時における放送要請は別に定める協定により行う。 ⑤　臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。	

第２　報道機関への情報提供

１　報道機関への情報提供は、定期的に又は随時に、記者会見又は資料提供等により行う。

２　被害状況等により、必要に応じてプレスセンターを設置する。プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。

第３　広聴活動

１　要望等の処理

企画総務局市民相談センター、各局等又は各区において市民から聴取した要望等は、必要に応じて関係する局・区等及び防災関係機関で連携し、適切な対応を行う。

２　市民相談窓口の設置

区本部は、市災害対策本部の指示又は必要に応じて、生活支援等のための相談をワンストップで行う市民相談窓口を、各区役所のほか指定避難所や市有施設等に設置する。区役所外に窓口を設置する場合は、設置場所や相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

第４　広報・広聴状況の報告

区本部及び各局等は、広報を実施した場合又は市民からの要望・苦情・相談等の広聴を実施した場合には、対応状況を市災害対策本部（総務班広報担当）及び企画総務局長へ報告する。

（資料編）　３－４－１　要望・苦情・相談等の所管課一覧表

第５節　避難対策

避難に関する情報の伝達については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民の生命又は身体を守り、被害の拡大を防止するため、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を段階的に発表・発令する。

また、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、指定避難所の開設等の避難対策を講じ、公的宿泊施設等の借上げなど多様な避難所の確保に努める。

第１　注意喚起

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるように、分かりやすく、かつ危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報 (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ (ｵ) ＳＮＳ(X、Facebook、LINE)

第２　高齢者等避難

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、不要不急の外出を控え、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者及び避難支援等関係者に対し避難行動の開始を促す。

高齢者等避難の対象区域はあらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

高齢者等避難は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者及び避難支援等関係者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (ｴ) 市ホームページ (ｵ) ＳＮＳ(X、Facebook、LINE) (ｶ) 県防災情報システムを通じたＬアラート (ｷ) 避難誘導アプリ ※ その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第３　避難指示、緊急安全確保

《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

１　避難指示の発令者

⑴　避難指示の発令者

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

イ　避難指示の発令者については、原則区長とする。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示を発令する必要がある場合や、津波による避難指示を発令する必要がある場合は市長が発令する。

⑵　緊急安全確保の発令者

ア　災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での避難その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

イ　緊急安全確保については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急安全確保を発令する必要がある場合は市長が発令する。

⑶　市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を発令する状況が生じた場合には、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	―	―

⑷　急激な気象の変化への対応

急激な気象の変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、避難指示等の判断基準に達した場合は、次に記載するものが避難指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	―	―

⑸　災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

⑹　避難情報等の発令の避難措置の指示は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア　災害対策基本法に基づく避難措置

実施者	措置を指示する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより かえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	第60条第1項・第3項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	第60条第6項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための立退き若しくは緊急安全確保の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	第61条第1項

イ　その他の法令に基づく避難措置

実施者	措置を指示する場合	措置の内容	根拠法令
市長（水防管理者）	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合。	立退きを指示する。	水防法第29条
知事及び知事の命を受けた職員	同上	同上	同上
	地すべりの危険が切迫した場合。	同上	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある災害において特に急を要する場合。	関係者等に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。関係者等に危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた自衛官	同上の場合において、警察官がその場にいないとき。	同上	自衛隊法第94条

2　避難指示等の発令

⑴　実施担当機関：原則区長

⑵　避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※ (ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ (ｵ) ＳＮＳ(X、Facebook、LINE) (ｶ) 県防災情報システムを通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) 避難誘導アプリ ※　その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※　(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員へ操作依頼する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。		

（注）災害種別ごとの避難指示等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶　市長及び区長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求めることができる。

⑷　市長及び区長は、避難指示等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や指定緊急避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。

また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難指示等の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。

区長は、避難指示等を発令する場合、事前に市長（危機管理室）にその旨を報告する。

なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。

⑸　市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難指示等の発令について協力を要請する。

⑹　区長は、避難指示等を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

⑺　避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員へ区役所等からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。

⑻　市長は、避難指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

⑼　避難指示等を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から災害種別に応じて選定する。

⑽　区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認め

るときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

⑾　区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。

⑿　避難指示等の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、避難指示を発令した場合、指定緊急避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

3　報告及び公表

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

（資料編）　参考危予－７　災害時における放送要請に関する協定

第４　避難誘導

《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

1　声かけ避難は、自主防災組織等が主体となって行う。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。

2　避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等の連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

3　速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、避難者の速やかな避難誘導を行う。また、帰宅途上者に対しては交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等へ誘導を行う。

4　避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮する。特に高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に対しては、事前に避難を支援する者を決めておくなど支援体制を整備し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

5　避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所等や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

6　帰宅途上者に対しては､交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等への誘導を行う。

7　保健担当課は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

第５　避難路の確保

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

指定緊急避難場所等又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関又は災害協力事業者等に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

第６　指定緊急避難場所等の開設等

１　指定緊急避難場所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じて、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、指定緊急避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織等の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

２　指定緊急避難場所の段階的な開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

避難場所は、下表のとおり災害の危険度の各段階に応じて開設する。

避難情報	指定緊急避難場所等
注意喚起	事前に地域で定めている施設を避難場所として必要に応じて自主的に開設
警戒レベル３ 高齢者等避難	原則として、小学校区に１箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設
警戒レベル４ 避難指示	必要な指定緊急避難場所を順次開設

３　指定緊急避難場所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

⑵　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

⑶　区長は、感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性やこども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

４　避難状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、指定緊急避難場所等を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

⑵　区長は、避難者数その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

第７　警戒避難体制に基づく避難対応

《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、「第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画」及び水防計画において、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第８　市域外への避難者の受入要請

《危機管理室災害予防課》

１　県内他市町への受入要請

⑴　市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）と協議する。

県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく報告する。

⑵　市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事に報告する。

⑶　本市避難者に対しては、協議先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

⑷　市長は、協議先市町長との間で、本市避難者に関する必要な情報の共有を行う。

⑸　市長は、広域一時滞在の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示するとともに、県知事に報告する。

２　県外市町村への受入要請

⑴　市長は、災害が発生し、他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要がある場合は、県知事に対し、他の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。

⑵　市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。

⑶　本市避難者に対しては、協議先の県外市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

⑷　市長は、協議先の県外市町村長との間で、本市避難者に関する必要な情報の共有を行う。

⑸　市長は、県外広域一時滞在の必要がなくなった場合は、速やかに、その旨を県知事に報告し、公示するとともに、内閣府令で定める者に通知する。

３　内閣府令で定める者

前記１の内閣府令で定める者とは、市長が協議先市町長から本市被災者を受け入れるべき避難所を決定した旨の通知を受けた時に、本市域において現に被災者を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町長が必要と認めた者である。

また、前記２の内閣府令で定める者とは、前記１を準用するとともに、「協議先市町長」を「都道府県外協議先市町村長」と読み替えたものである。

第９　指定避難所の開設・運営

１　指定避難所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として当該指定避難所へ派遣する。

２　避難状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

⑵　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

⑶　区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。

3　指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たるとともに、速やかに避難所の電気、上水道施設、下水道施設などのライフラインの被害状況を確認し、被害の種別に応じて市災害対策本部に報告する。

なお、下水道施設の被害を確認した場合は、必要に応じて、避難所の既設トイレの使用禁止や避難所に備蓄する携帯トイレ、簡易トイレの活用などにより、トイレの衛生環境の確保に努める。

開設した避難所での滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

⑵　管理要員は、当該指定避難所の施設の管理者及び避難者の自主防災組織等と連携して、施設のうち、使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に知らせる。避難者はそれに基づき、占有場所を決めることとなるが、その際、要配慮者については、占有場所について配慮する。

⑶　区長は、管理要員を通じて、あるいは電話等を通じて、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。避難者への情報提供に当たっては、掲示や筆談用具を用意するなど、常時適切な情報提供に努める。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

⑷　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。

⑸　区長は、感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、資機材を活用したプライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性やこども、性的マイノリティなどのニーズへの対応、女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するよう配慮する。

また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

⑹　管理要員、自主防災組織等及び施設の管理者は、指定避難所の運営に必要な次の項目について協議を行い、その協議結果に基づいて、協力して指定避難所の運営を行う。

ア　食料・生活必需品の分配方法
イ　給水体制・分配方法
ウ　し尿・ゴミ等の処理方法
エ　指定避難所内の連絡方法
オ　災害ボランティアとの協力体制
カ　要配慮者への対応
キ　その他指定避難所の円滑な運営に資する事項

⑺　運営に当たっては、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）も踏まえ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

⑻　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。

⑼　仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。また、トイレについては、避難者数に応じて必要な基数を確保するよう努めるものとし、確保したトイレは男女別に割り振る基数にも配慮する。

⑽　指定避難所での要配慮者に対する配慮については基本・風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２３節　災害時における要配慮者等への避難支援等　第１　要配慮者の安否確認と要望の把握　３　指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。

⑾　指定避難所での生活が困難と認められる要配慮者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。

⑿　健康福祉局長は、被災者への入浴支援について検討する。

⒀　道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所にない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。

⒁　健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。

⒂　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当課は防災担当課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

４　男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた指定避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

第１０　在宅避難者等及び車中生活を送る避難者への支援

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

在宅避難者等や、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等に対し、食料や生活必需品、被災者支援に関する情報の提供を行うものとし、本市によるこれらの支援は、原則として開設した避難所において行う。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第６節　食品・生活必需品の給与等

災害によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食品・生活必需品を失った被災者に対し速やかにこれらの給与等を行う。

第１　救援物資の取得

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・地域産業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本項において、救援物資とは、災害救助法第４条第１項第２号に規定される「食品」のほか、災害救助法第４条第１項第１号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。

１　市備蓄救援物資の活用

市民が避難の際、自宅等から持ち出した食品・生活必需品の消費を促すとともに、本市が指定避難所等に備蓄する救援物資（分散備蓄）や広島市民球場防災備蓄倉庫等に備蓄する救援物資（集中備蓄）を活用する。（震災対策編「第２章　災害予防計画　第１４節　避難体制の整備　第８　救援物資の備蓄・調達体制の整備」参照）

分散備蓄の活用は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。

集中備蓄の活用は、市長（災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）が行う。なお、集中備蓄の活用のため、広島市民球場防災備蓄倉庫及び広島サッカースタジアム防災備蓄倉庫に、職員を管理要員として派遣する。

２　域内での救援物資調達

物的ニーズに対し、本市の備蓄救援物資では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分である場合には、域内で協定締結事業者又はその他の事業者から救援物資を調達する。

この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。

域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。

調達時の区災害対策本部、

健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。

⑴　区災害対策本部で行う場合

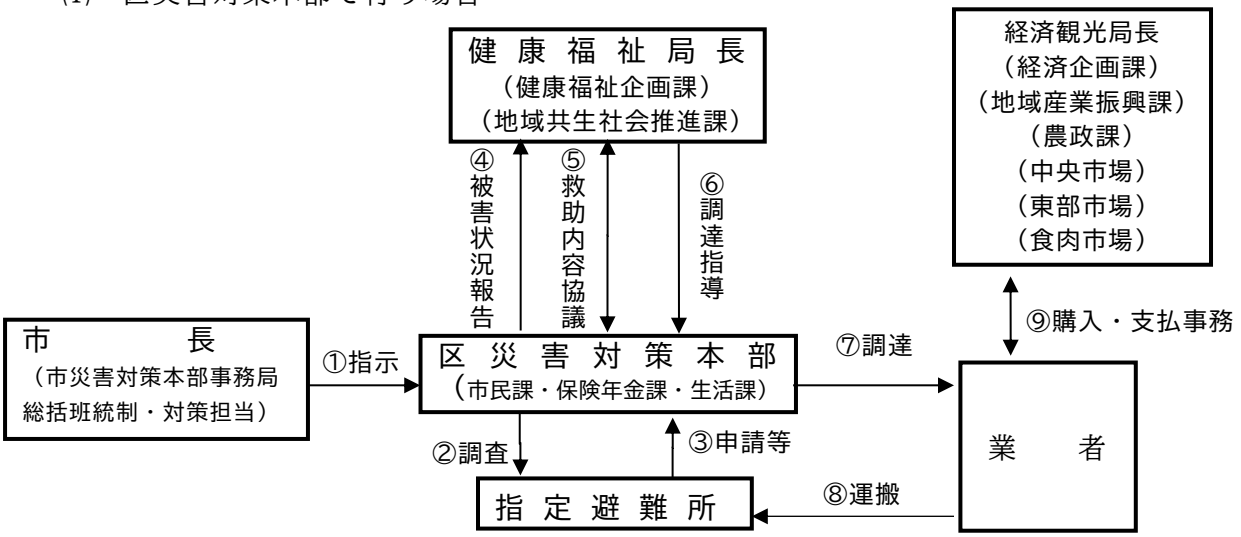

（注）②　被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。

⑨　調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。

⑵　区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合

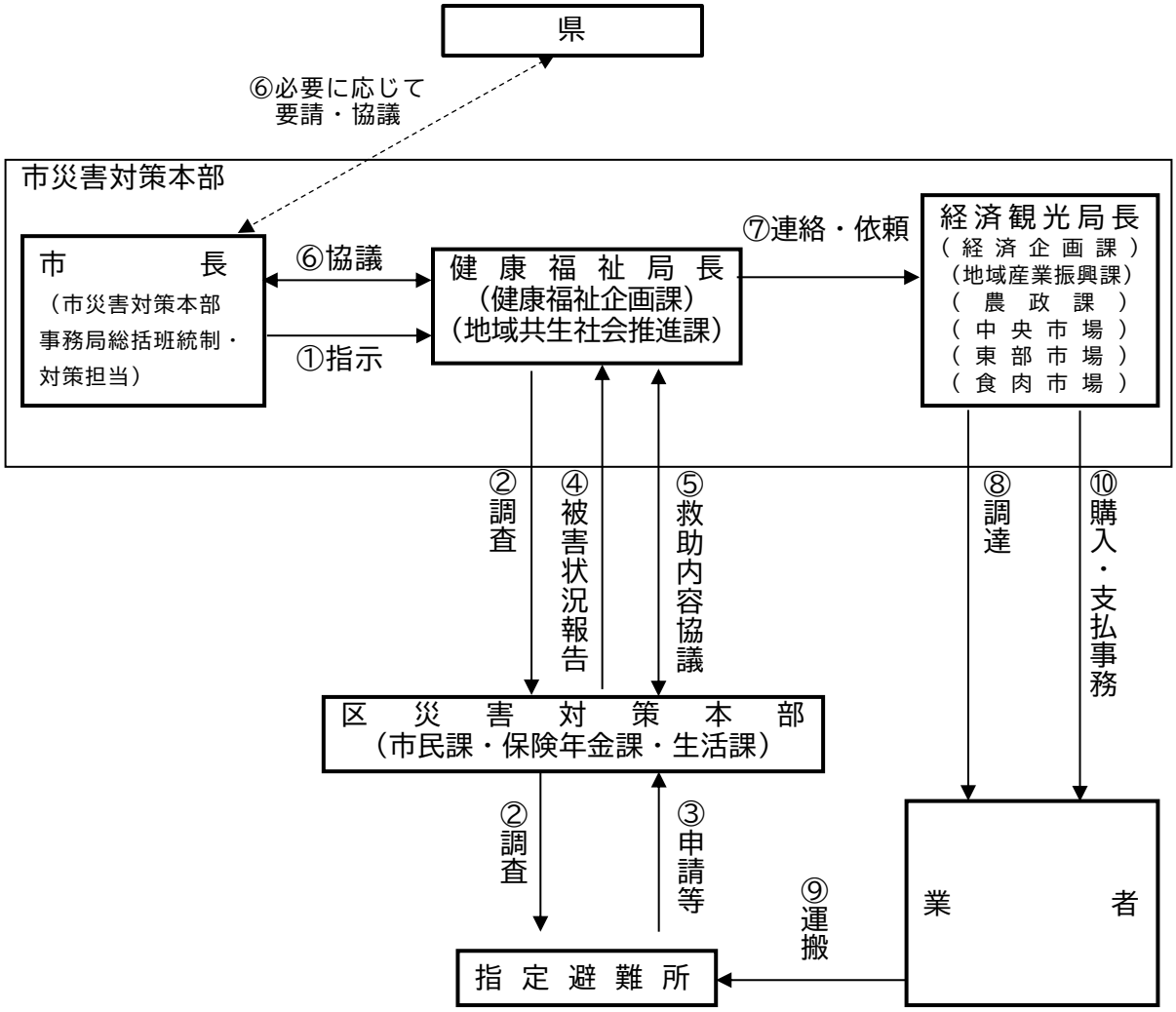

（注）②　被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
⑥　大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。

域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（２次拠点）は開設しない。

（資料編）　参考産地－1　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
（協同組合広島総合卸センター）
参考産地-2～8　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（イオンリテール㈱西日本カンパニー、マックスバリュ西日本㈱、生協ひろしま、㈱イズミ、㈱ファミリーマート、フレスタグループ、㈱福屋）
参考産地－9　災害時における LP ガス等の調達及び供給等の協力に関する協定
（（一社）広島県 LP ガス協会）
参考産地－10　災害時における畳の調達及び供給に関する協定
（「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会）

参考産地－11　災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書
（株式会社セブン－イレブン・ジャパン）
参考産地－12　災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（NPO 法人コメリ災害対策センター）
参考産地－13　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（株式会社ローソン）
参考産地－14　災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（株式会社ジュンテンドー）
参考産地－15　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（コーナン商事株式会社）
参考産地－16　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（コストコホールセールジャパン株式会社）
参考農政－1　災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
（全国農業協同組合連合会広島県本部他４社）
参考農政－2　災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（㈱アクアクララ中国）
参考農政－3　災害時における食料の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
（㈱ランチセンター）
参考農政－4　災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
（㈱ほっかほっか亭総本部）
参考場中－2　災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
（広島市中央市場連合会・広島市中央卸売市場東部市場運営協議会・広島市食肉市場売買参加者組合）
参考調政－3　広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書
（株式会社ポプラ）

3　国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援）

物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。

物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により行う。

国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（２次拠点）を開設し、これを経由して、指定避難所等に輸送する。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画

4　救援物資（食品、避難所運営に必要な消耗性の日用品、日用備品）以外の物資の取得

各局及び各区災害対策本部で使用する物資の取得は、各局及び各区災害対策本部がそれぞれ行う。

応急仮設住宅の入居者等に給与する生活必需品（災害救助法第４条第１項第３号に規定される「被服、寝具その他生活必需品」等）の取得は、健康福祉局と経済観光局

が協力して行う。協力要領については広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）第３章第６節のフロー図による。

災害救助法第４条第１項第８号に規定される「学用品」の取得は教育委員会が行う。

公的住宅及び災害救助法第４条第１項第１号に規定される「応急仮設住宅」施設の提供と一体的に提供する「生活必需品」の取得（健康福祉局の所掌のものを除く。）は都市整備局が行う。

災害救助法第４条第１項第２号に規定される「飲料水」の取得（食料として取り扱うペットボトル飲料等を除く。）は水道局が行う。

第２　救援物資補給輸送拠点（２次拠点）

《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》

１　救援物資補給輸送拠点(２次拠点)の候補地

以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。

・協定等を締結している民間団体が提供可能な施設
・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯
・広島広域公園一帯
・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール
・安佐北区スポーツセンター

（資料編）参考危予－２６　災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定（福山通運株式会社）

参考危予－２７　災害時における救援物資の受入及び輸送等に関する覚書（佐川急便株式会社）

２　救援物資補給輸送拠点の編成

市救援物資補給輸送拠点（２次拠点）は、市災害対策本部事務局受援班の指揮下に、市職員（指揮監督職員（経済観光局・道路交通局から動員））、指定公共機関・指定地方公共機関である輸送事業者、流通事業者、その他の輸送事業者・流通事業者の応援職員（労務借上による）、自衛隊（災害派遣による）等の人員により編成する。

３　受援班と救援物資補給輸送拠点本部の業務分担

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>主な担当業務</th></tr>
<tr><td colspan="3">受援班</td><td>・物的受援に関する他自治体等との調整
・拠点の設置・廃止・移転の調整
・拠点運営要員の確保・増員の調整
・拠点運営施設・資材の確保の調整</td></tr>
<tr><td rowspan="6">救援物資補給輸送拠点（２次拠点）</td><td rowspan="5">拠点本部</td><td>本部長・副本部長</td><td>・拠点運営の統括</td></tr>
<tr><td>入荷管理・在庫管理班</td><td>・救援物資の入荷の調整
・救援物資の在庫管理</td></tr>
<tr><td>出荷管理班</td><td>・救援物資の出荷の調整</td></tr>
<tr><td>輸送調整班</td><td>・出荷救援物資の輸送の調整</td></tr>
<tr><td>荷役作業指揮班</td><td>・荷役・仕分作業の指揮</td></tr>
<tr><td colspan="2">各荷役・仕分作業隊</td><td>・荷役・仕分け作業の実施</td></tr>
</table>

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画

第３　炊き出しその他による食品の給与

《健康福祉局地域共生社会推進課、経済観光局中央市場・東部市場・食肉市場、各区市民課・保険年金課・生活課、教育委員会健康教育課》

１　炊き出しその他による食品の給与の対象者

次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者に対して行う。

⑴　避難指示により開設された避難所に収容された者

⑵　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者

⑶　避難指示が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者

⑷　その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

2　給与の基準

１人１日当たりの基準額は、原則として災害救助法の基準額以内とし、被災者が直ちに食することができる現物によることを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊き出しで代えることができる。

3　給与の実施方法

⑴　飲食業組合による炊き出し（対象区域：全市　時期：発災から概ね４日目以降）

飲食業組合による炊き出しは、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、健康福祉局が行う。

市災害対策本部、健康福祉局の協力要領については次のフロー図による。

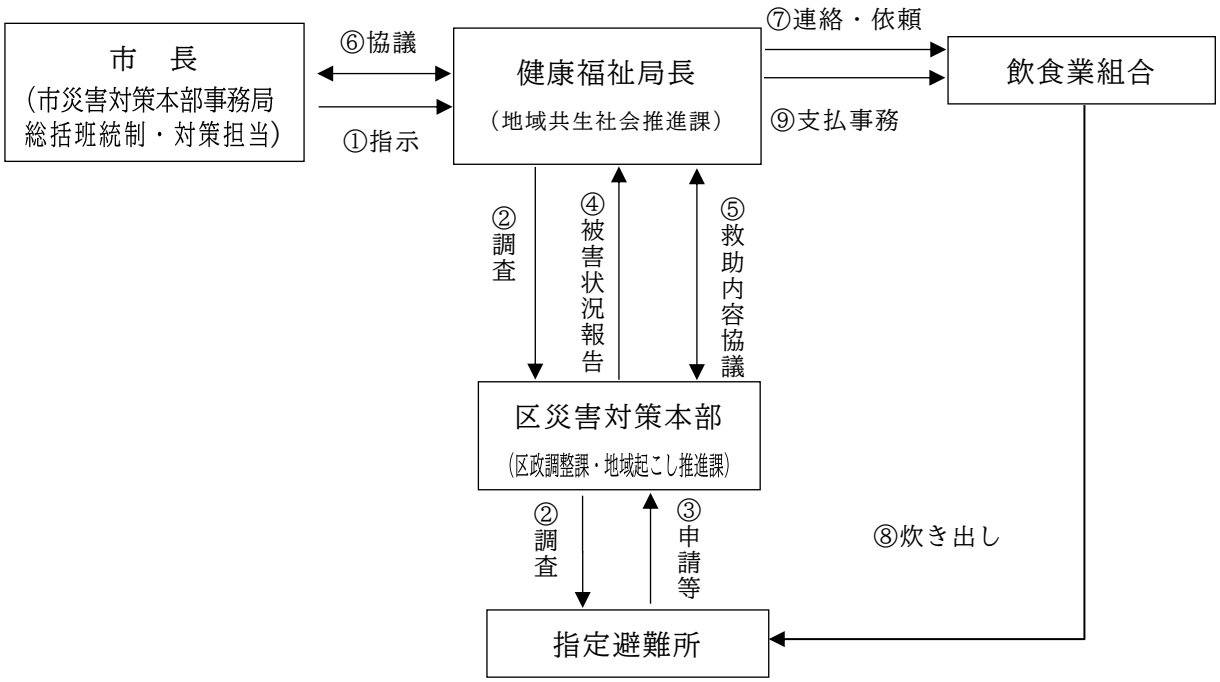

⑵　学校給食センター運営事業者による調理・配送（対象区域：安佐北区及び安佐南区の一部、時期：発災から概ね２週間経過以降）

学校給食センター運営事業者による調理・配送は、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。

市災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。

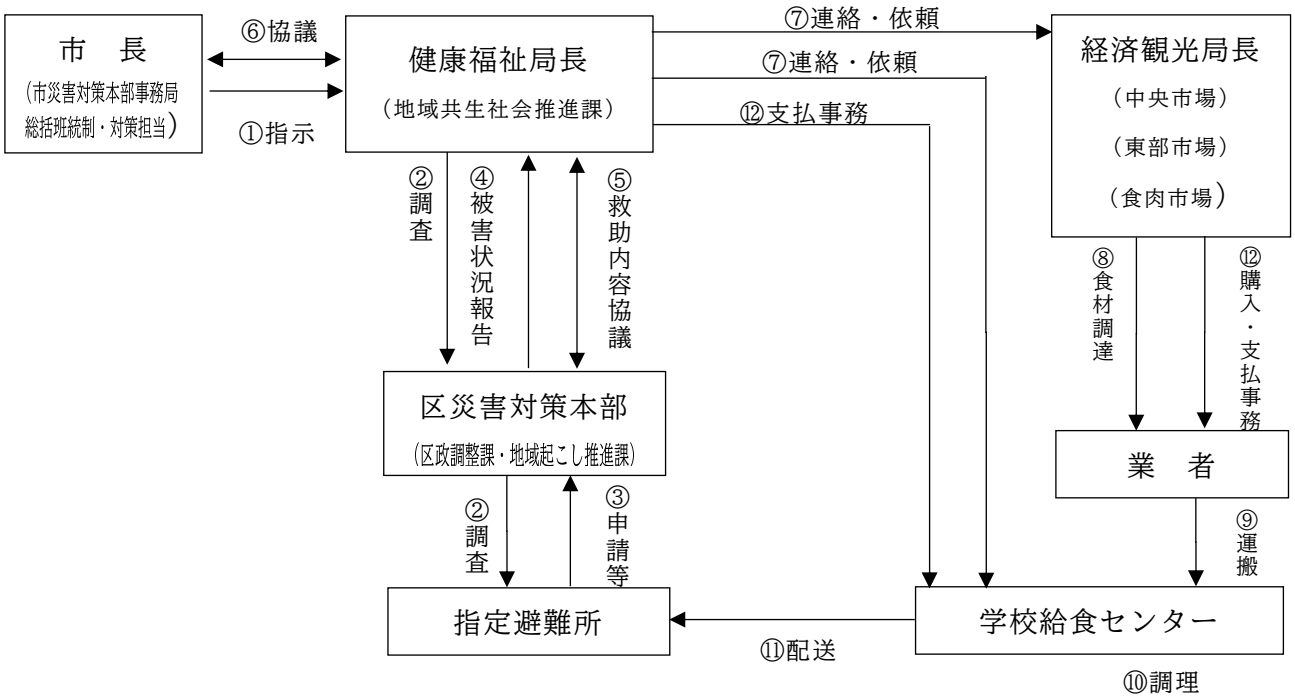

教育委員会：各局と学校給食センター運営事業者との連絡・調整支援

（注）　②　被災者の数、食品の必要数等を的確に把握する。
⑪　配送範囲は、原則として、学校給食センター維持管理・運営業務により学校給食が配送されている小学校区内とする。

（資料編）参考地共－1　災害時における炊き出しの協力に関する協定書
（広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部）
参考地共－2　災害時における適温食の調達及び供給の協力に関する協定書
（株式会社東洋食品）

第４　被服、寝具その他生活必需品の給与等

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、各区市民課・保険年金課・生活課》

１　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑴　災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

⑵　被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

⑶　被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品　目	内　　容　（例）
寝　　具	タオルケット、毛布、布団等
上　下　着	洋服、作業衣、こども服、シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘、ビニールシート等
日　用　品	石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
調理道具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ等
食　　器	茶碗、皿、箸等
光熱材料	マッチ、ＬＰガス、カセットコンロ用燃料、電池等
消耗器材	紙おむつ、生理用品、ストーマ用装具等

３　物資の供給基準額

１人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

第７節　給水及び上水道施設応急対策

災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急用資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

第１　災害発生時の連絡系統

《水道局企画総務課》

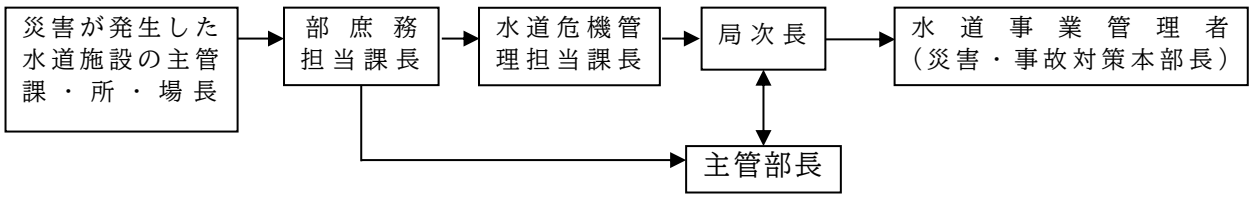

第２　組織及び体制

《水道局企画総務課》

１　災害・事故対策本部の設置

災害・非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する災害・事故対策本部を設置する。

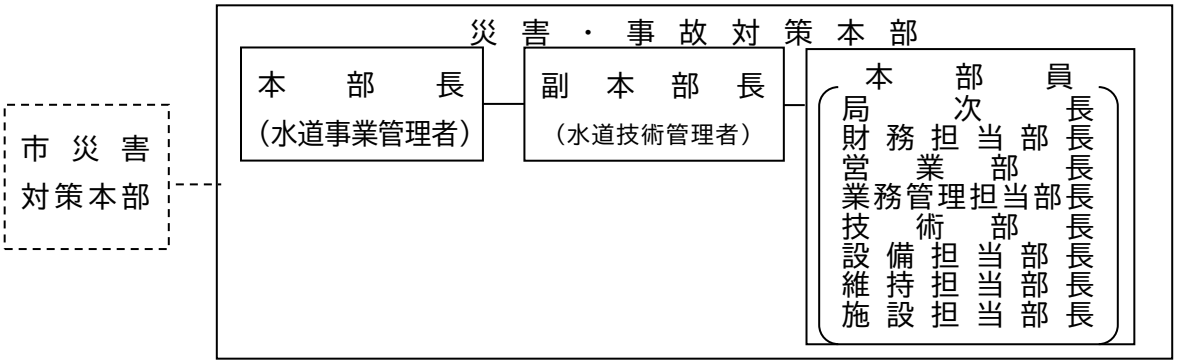

２　指令室の設置

本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。

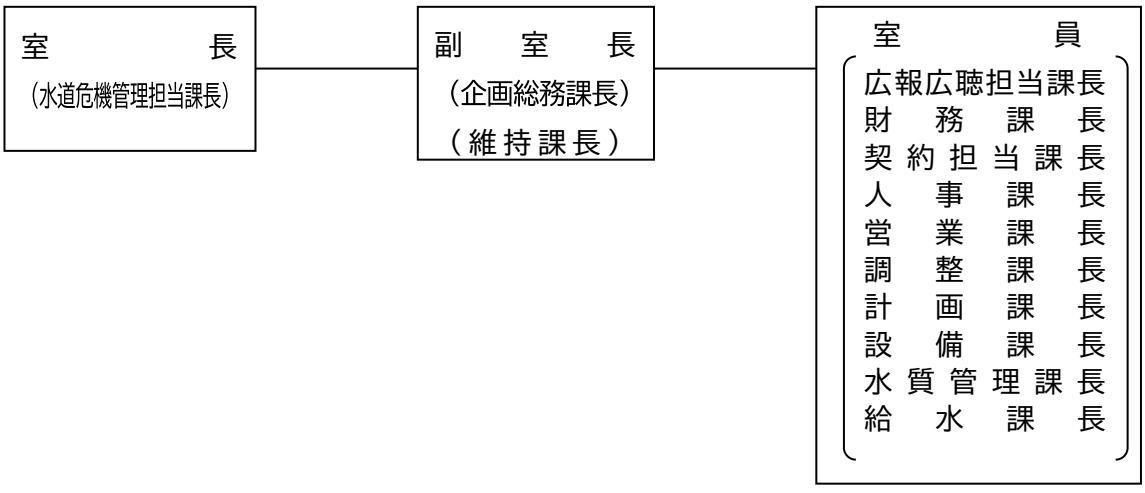

３　連絡員の設置

本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課危機管理係長が総括する。

⑴　連絡員　あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）

⑵　総括連絡員　企画総務課危機管理係長
企画総務課庶務係長
営業部営業課庶務係長
技術部調整課庶務係長
技術部設備課浄水係長
技術部維持課維持係長

4　連絡員及び総括連絡員の職務

⑴　連絡員の職務

ア　指令室（指令室が設置されていない場合は本部。以下同じ。）からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。

イ　事故現場の状況、作業の進行状況、人員配置状況等をあらかじめ定める様式に記載し、総括連絡員に報告すること。

⑵　総括連絡員の職務

ア　指令室からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。

イ　指令室からの指令を、速やかに部内各課の連絡員へ通報すること。

ウ　部内各課の情報を収集整理して、指令室へ報告すること。

⑶　連絡系統

災害・事故対策本部連絡系統図

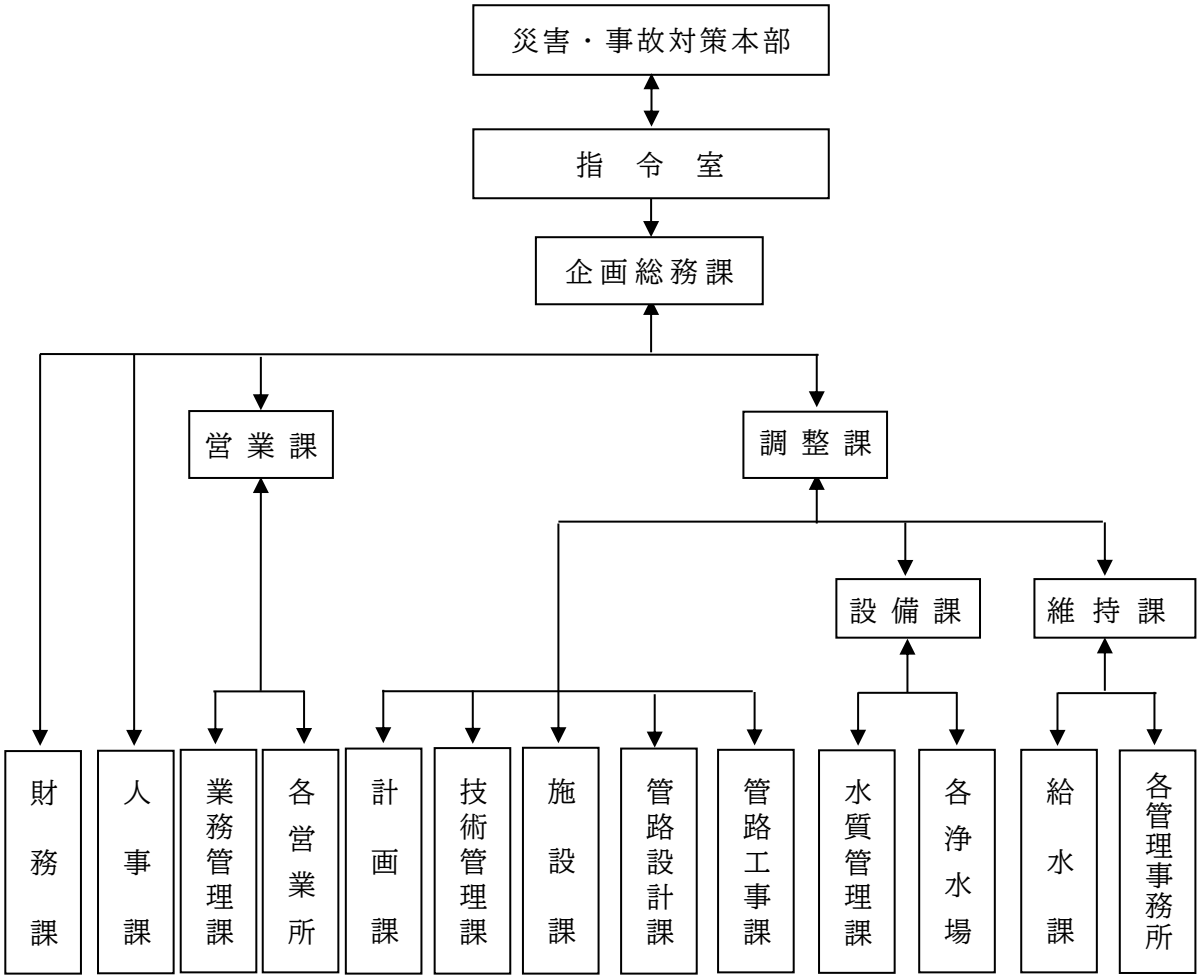

5　各課の所掌事務

各課の所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

第３　給水対策

災害等により断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。応急給水の実施に当たっては、市災害対策本部等の協力を得て、関係機関との連携を図る。

1　給水方法《水道局維持課》

給水車等により近くの運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。また、飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する際は、これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。なお、応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓の設置等を行い、市民の水運搬距離を短くするよう配慮する。この管理運営については地域住民が行う。

2　応急給水用資機材の調達《水道局財務課》

応急給水用資機材を、必要に応じて業者から調達する。

3　応急給水用資機材の輸送《水道局企画総務課・維持課》

応急給水用資機材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。

4　給水能力《水道局維持課》　（令和７年４月１日現在）

給水用資機材名	容　量（ℓ）	数　量（台、基、個）	給水能力（ℓ）	給水量（ℓ／日）	給水可能人口（人／日）
給　水　車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク（積載用）	1,000	13	13,000	65,000	21,666
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	３栓式	15	24,955	374,325	124,775
	４栓式	51	33,274	1,696,974	565,658
	８栓式	49	33,274	1,630,426	543,475
計				3,866,725	1,288,905

（注）①　１人当たりの給水量は、３ℓ／日として算定
②　１日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、５回として算定

（資料編）　３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表
３－７－２　指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図
参考水企－3 地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定
参考水業－1 災害等における応急措置等の協力に関する協定書
参考水維－2 広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時等における応急給水に関する協議書
参考水維－3 広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時等における応急給水に関する覚書

第４　施設の応急対策

《水道局維持課・設備課》

1　施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

⑴　取水・導水・浄水施設
⑵　送配水施設
⑶　給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

ア　配水管の通水機能に支障があるもの（漏水多量なものの復旧、被災給水装置の閉栓）
イ　道路上の漏水で特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
ウ　建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2　配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位は、次のとおりとする。

⑴　配水本管（300 ミリメートル以上）
⑵　指定避難所、学校、病院等の公共施設への配水管
⑶　その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

3　応急復旧用資機材等の調達

⑴　応急復旧用資機材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を

調達する。
なお、必要量を賄えない場合は、他都市及び生産業者から調達する。
ア　鋳鉄管
水道局保有のものを使用する。
イ　給水装置材料
水道局保有又は、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分を使用する。
⑵　応急復旧用機械・器具
応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市水道局指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

（資料編）　参考水企－1　19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
参考水企－2　東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
参考水企－4　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
参考水企－5　日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
参考水維－1　災害時における応急措置の協力に関する協定

第５　水質事故対策

《環境局環境保全課》
公共用水域において水道水源の汚染等、市民生活に重大な影響を及ぼす水質事故が発生した場合、速やかに事故処理体制を確立し、汚染物質の流出、拡散防止を図る。

1　水質事故発生時の連絡系統

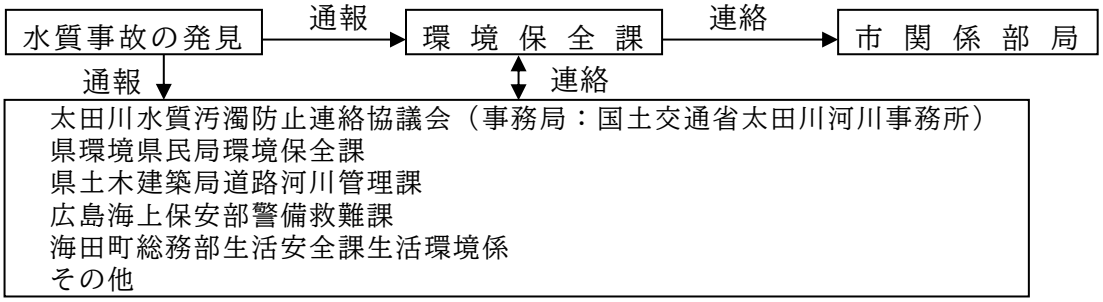

2　初動活動
連絡を受けた関係課は直ちに事故状況の把握、検体の採取、汚染源の調査を行い、必要な対策を実施する。

3　事故処理体制

体制区分		体制の基準
第一次体制	事故処理班 班長　環境保全課長	汚染の影響は軽微であるが発生源を特定するため継続して調査が必要な場合
第二次体制	事故対策班 班長　環境局次長	汚染の影響が相当程度に及ぶおそれがあると環境局長が判断した場合
第三次体制	事故対策本部 本部長　環境局担任副市長	水道水源が汚染され取水停止による断水が回避できないと水道局長が判断し、環境局長と協議のうえ環境局担任副市長の指示を受けた場合
市本部体制	市災害対策本部 本部長　広島市長	被害が継続・拡大するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講じる必要があると市長が認めた場合

4　対応措置
水質事故が発生した場合の取組事項は、次のとおりとする。
⑴　発生源の特定
現況調査及び水質検査を迅速に行い、発生源を特定する。
⑵　発生源対策
発生源が特定できた場合には、汚染物質の流出・拡散防止に必要な措置を講じ、汚染の拡大を防止する。

⑶　市民への広報

事故の発生場所、規模等を勘案して市民に被害が及ぶと判断される場合は、広報車等により周知を図る。

⑷　水質の監視

公共用水域の安全が確認されるまで、水質検査を実施する。

⑸　汚染の拡散防止及び除去

水質事故により公共用水域に流出した油類等の拡散防止及び除去の実施を図る。

第８節　停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

第１　停電状況等の情報収集及び伝達

《危機管理室》

中国電力ネットワーク㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

第２　公共施設の機能確保

《危機管理室、市有建築物管理担当課》

１　市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

２　平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、広島県災害対策本部に対して燃料の供給を要請する。

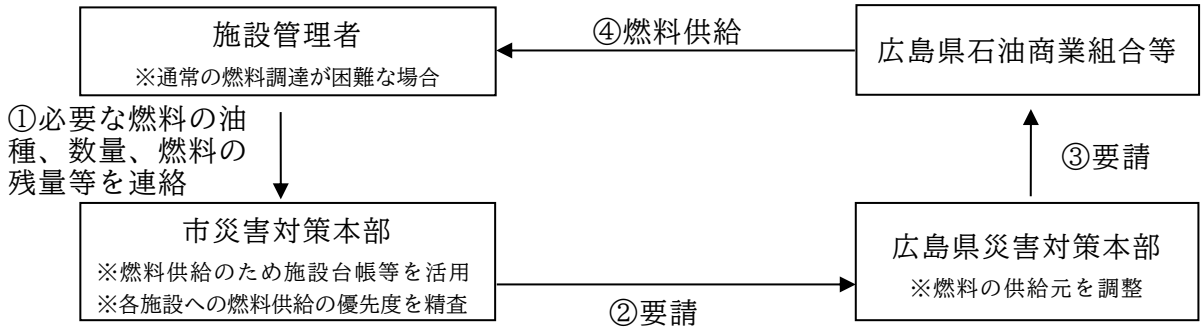

なお、本市の要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」（資料編参考危予－９）に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。

第３　応急給水活動

《水道局維持課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第７節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

第４　交通輸送機能の確保

《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

第５　通信機能の確保

《危機管理室災害予防課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

１　特設公衆電話（無償）の整備・要請

災害救助法が適用された場合等に、避難所等に設置する無料電話をいう。

既設の回線数及び設置場所では、指定避難所の運営に支障を及ぼす場合には、指定避難所開設後に、区又は市災害対策本部を通じて当該回線の増設及び設置場所の変更を西日本電信電話㈱に要請するものとする。

要　請　先	応　答　先
082-226-2127	ＮＴＴ西日本中国支店災害対策室

２　臨時電話（有償）の申込み

30 日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区　分	申込み先ダイヤル番号	応　答　先
臨時電話等	１１６	１１６センター

※　一般の電話申込みもこの番号である。

３　臨時携帯電話（有償）の申込み先（ＮＴＴドコモ）

申込み先	電　話　番　号
㈱ドコモＣＳ　モバイルレンタルセンター	０１２０－６８０－１００

（資料編）３－８－１　特設公衆電話回線整備一覧表
参考危予－１４　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

第６　医療機関の機能確保

《健康福祉局医療政策課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

第７　要配慮者対策

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課、各区福祉課・地域支えあい課》

要配慮者については、次により二次的な被害の防止を図る。

1　戸別訪問、電話等による安否確認
2　非常通報装置等の機能確認
3　近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請
4　救護のための職員等の派遣
5　社会福祉施設等の状況の把握

第８　衛生対策

《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導及び環境衛生の監視・指導を徹底する。

第９　廃棄物・土砂の処理対策

《環境局環境政策課・環境施設部・業務第一課・業務第二課》

災害により副次的に生じたごみ及びし尿の収集、運搬、処分については、本章第15節「廃棄物・土砂の処理対策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

第１０　文教対策

《教育委員会事務局健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

第１１　消防・救急救助体制の強化

《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。

また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

第１２　食料品・生活関連用品の確保

《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画課・中央卸売市場》

1　食料品、照明器具、乾電池及び燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。
2　食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

第１３　支援協力の実施

《各関係課》

1　防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

2　市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

第１４　広報・広聴活動

《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第４節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第９節　消防活動対策

《消防局》

消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等の災害に係る被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、別に定める広島市消防計画による。

1　消防の組織に関する事項
2　消防力等の整備に関する事項
3　事前調査に関する事項
4　消防職員の訓練・教育に関する事項
5　火災予防に関する事項
6　警報の発令及び伝達に関する事項
7　消防隊の出動態勢に関する事項
8　避難に関する事項
9　救助救急に関する事項
10　応援協力に関する事項
11　その他消防活動に必要な事務に関する事項

（資料編）　広島市消防計画

第１０節　　水防活動対策

《危機管理室、消防局》

洪水又は高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、水防法の規定により別に定める広島市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

- 気象情報、水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 警戒・広報活動、被害状況等の調査・応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 避難情報及び指定緊急避難場所の開設等避難対策に関する事項
- 水防訓練及び教育に関する事項
- その他水防活動に必要な事務に関する事項

第１１節　　救難対策

《危機管理室、消防局》

災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。

第１　被災者の救出

《各消防署》

災害の程度	実　施　内　容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同　　上

第２　安否不明者への対応

《危機管理室、消防局》

市災害対策本部等は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者の情報収集を行い、県と連携し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第３　水難救助の措置

《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第１２節　　医療・救護対策

災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第１　医療救護対策部の設置

《健康福祉局医療政策課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に医療救護対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、医療救護対策部の設置の必要があると保健医療担当局長が特に認めたとき。

２　組織編成及び所管事務

医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

区　分	所　属　等	担当業務
医療救護対策部長	保健医療担当局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	医療政策課 地域災害医療コーディネーター※	・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・ＤＭＡＴの活動支援 ・医療機関等への応援要請

※　広島市域医師会からの推薦の上、県知事が委嘱する地域の災害医療に精通した医師。医療救護対策部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第２　医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供

《健康福祉局医療政策課》

１　保健医療担当局長は、医療機関の被災状況について、県や市域医師会から情報収集を行い、次の情報を関係機関に提供する。

⑴　診療の可否

⑵　後方支援の可否（災害拠点病院、救急告示医療機関等）

⑶　搬送を要する患者の有無

⑷　医薬品等の備蓄状況

⑸　ライフライン等の状況

２　保健医療担当局長は、搬送を要する患者を確認した場合、速やかに消防局長に連絡する。

第３　医療救護班等の編成及び活動

《健康福祉局医療政策課》

保健医療担当局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構及び広島市域医師会に協力を要請する。

１　医療救護班等の編成機関及び編成班数

区　分	編　成　機　関	編成班数	事務担当	摘　　要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-4）に基づき、本市より要請。うち１班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課 東区　〃 南区　〃 西区　〃 安佐南区　〃 安佐北区　〃 安芸区　〃 佐伯区　〃	1 1 1 1 1 1 1 1	地域支えあい課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。
（備考）①　上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。 ②　健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。				

２　医療救護班等の編成基準

区　分	構　成　単　位　例
医療救護班	１班当たり医師１名、看護師又は助産師１～２名、事務職員１名 （状況に応じて薬剤師１名を加える。）
医療支援班	１班当たり医師１名、保健師１～２名、事務職員１名

３　医療救護班等の活動範囲

区　分	活　動　範　囲	摘　　要
医療救護班	ア　処置、手術、その他の治療 イ　診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ　薬剤又は治療材料の支給 エ　病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ　看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア　応急処置 イ　診察・トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ　薬剤又は治療材料の支給 エ　病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ　看護の実施	必要に応じ、保健活動班員とする。「第 13 節第 2 被災者の健康管理」参照。

4　医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等

⑴　医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等を備蓄又は保有する。

⑵　医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄又は保有するものを使用する。

⑶　保健医療担当局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。

優先順位	供　給　元	備　考
1	市立病院機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第 25 節　応援要請及び協力要請」参照

5　医療救護資機材の調達・輸送

区　　分	調　　達	輸　　送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 （広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会）	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6　救護活動

⑴　保健医療担当局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班及び医療支援班に出動を命じる。

　出動を命じられた医療救護班及び医療支援班（医療支援班のうち、精神保健福祉センターが編成する班）については保健医療担当局長の指示に、医療支援班（精神保健福祉センターが編成する班を除く。）については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。

⑵　大規模災害発生時には、医療救護班等の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班等を編成し、医療救護活動を行う。

7　救護所の設置

⑴　保健医療担当局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所等その他必要と認められる場所に救護所を設置する。

⑵　区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8　救護の方法

⑴　医療救護班等による救護

ア　医療救護班等は、初期救急医療等を行う。さらに治療等の必要な傷病者は、災害拠点病院等へ搬送する。

イ　医療救護班等の活動場所は、災害発生直後においては、災害現場に設置された救護所や患者の集中する医療機関等を中心とし、その後は、避難場所等に設置された救護所を中心とする。

⑵　災害拠点病院等への搬送体制

　保健医療担当局長は、災害発生後速やかに、傷病者の搬送先となる災害拠点病院等の情報を収集し、消防局長や区災害対策本部長と協力して、搬送体制を整備する。

⑶　災害拠点病院等への搬送

ア　災害拠点病院等への傷病者の搬送は、消防局救急隊等により行う。

イ　消防局救急隊等による車両搬送が困難であり、航空搬送が有効と判断される場合は、消防局航空隊等により行う。また、海上搬送が有効と判断される場合は、消防局の船艇等により行う。

ウ　保健医療担当局長は、消防局救急隊等ではその活動が十分に行えない場合、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

⑷　緊急に対応を要する個別疾患患者の救護

人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第４　災害拠点病院

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

１　災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。

２　平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。

３　発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。

４　機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。

５　自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入れに対応するものとする。

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

１　保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請を行う。

２　災害拠点病院（広島市民病院・安佐市民病院）は、県の指定するＤＭＡＴの拠点本部となる場合には、統括ＤＭＡＴを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、ＤＭＡＴの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

３　保健医療担当局長は、県からの要請に基づき、ＤＭＡＴの活動支援を行う。

ＤＭＡＴの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第１により設置する医療救護対策部において、統括ＤＭＡＴの受入れなどを行う。

第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局医療政策課、健康推進課》

１　保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第１の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、県へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。

２　保健医療担当局長は、県からの要請に基づき、DHEAT の活動支援を行う。

第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局精神保健福祉課、健康推進課・精神保健福祉センター》

1　保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請を行う。
2　保健医療担当局長は、県からの要請に基づき、ＤＰＡＴの活動支援を行う。

第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援

《こども未来局こども青少年支援部》

1　こども未来局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へこども支援チームの派遣要請を行う。
2　こども未来局長は、県からの要請に基づき、こども支援チームの活動支援を行う。

第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援

≪健康福祉局健康福祉企画課≫

1　健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請を行う。
2　健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。

第１０　医療機関等への応援要請

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５、第６、第７、第８、第９によりＤＭＡＴ、ＤＨＥＡＴ、ＤＰＡＴ、こども支援チーム、ＤＷＡＴの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編３－１２－１ 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康危機管理課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	
安佐歯科医師会（松本歯科医院内） 安佐北区亀山 3-1-44 815-5000			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会 （栗栖歯科クリニック内） 廿日市市宮内 1097-2 0829-37-1818	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請。	
安佐薬剤師会 安佐北区可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			
広島県看護協会 中区広瀬北町 9－2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		
災害派遣医療チーム （DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	保健・医療の指導調整機能	「第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局医療政策課・健康推進課
災害派遣精神医療チーム （DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども青少年支援部
災害派遣福祉チーム （DWAT）	災害時要配慮者に対する福祉支援	「第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 健康福祉企画課
国及び地方公共団体	医療・救護全般 （原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合）		危機管理室
陸上自衛隊第 13 旅団 安芸郡海田町寿町 2-1 822-3101		県（危機管理課）を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡	
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目 8-1 0823-22-5511			

（資料編）　３－１２－１　救急告示病院等一覧表
参考保医－１　広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書
参考保医－２　広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
参考保医－３　広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書
参考保医－４　広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第１３節　保健衛生対策

災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、被災者の健康管理、被災地域の生活衛生指導、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第１　保健衛生対策部の設置

《健康福祉局健康推進課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に保健衛生対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、保健衛生対策の必要性があると保健医療担当局長が特に認めたとき。

２　組織編成

保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。

保健衛生対策部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。

出動を命じられた各班（保健活動班を除く）については保健医療担当局長の指示に、保健活動班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。

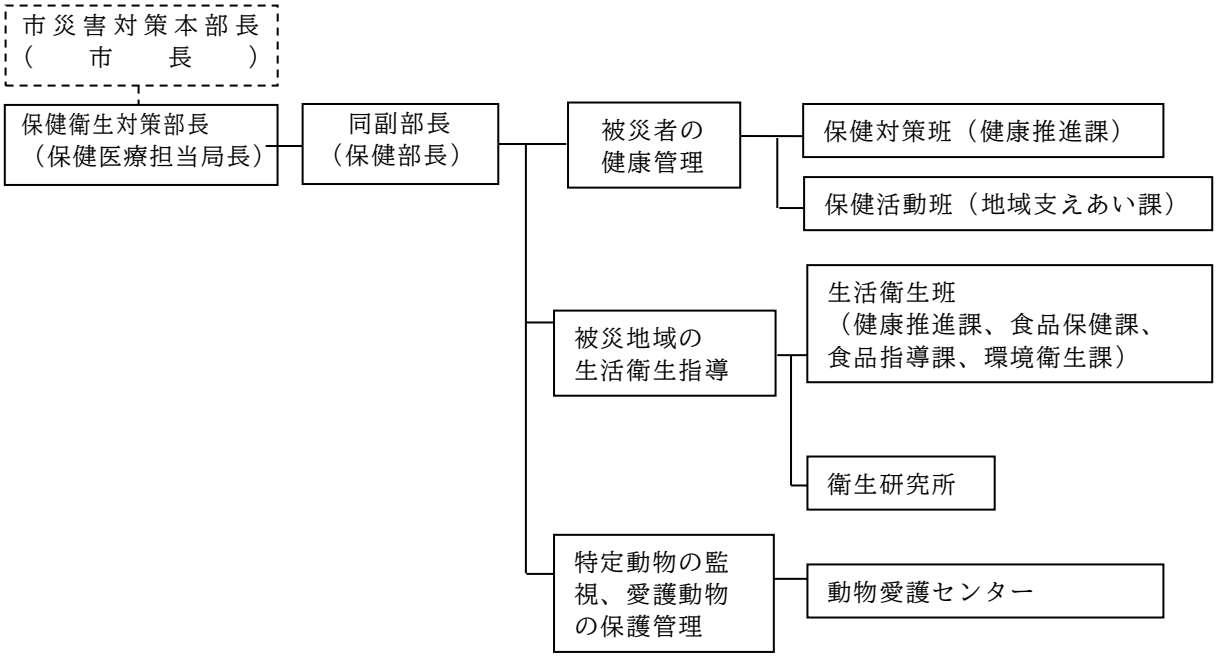

第２　被災者の健康管理

《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、地域支えあい課》

保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部健康推進課）及び保健活動班（地域支えあい課）を組織する。

生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。

１　保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》

保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の地域支えあい課への派遣

要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。

2　保健活動班の活動《地域支えあい課》

保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。

⑴　指定避難所における保健活動

ア　避難者の心身の健康状態の確認及び医療･保健･福祉ニーズの把握を行う。

イ　避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。

ウ　基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの要配慮者への支援を行う。

エ　避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。

オ　エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。

カ　指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

キ　指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。

ク　上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。

⑵　指定避難所以外における保健活動

ア　被災者の心身の健康状態の確認及び医療･保健･福祉ニーズの把握を行う。

イ　被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。

ウ　基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの要配慮者への支援を行う。

エ　エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。

オ　被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。

カ　町内会･自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。

キ　孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。

⑶　資機材等の備蓄・整備

活動に必要な資機材等は、地域支えあい課に備蓄・整備する。

第３　被災地域の生活衛生指導

《健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課》

保健衛生対策部の中に、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等で編成する生活衛生班を組織する。

生活環境の変化や衛生状態の悪化により、感染症や食中毒等の発生の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、指定避難所等における衛生指導、被災地域内の食品関係施設及び環境衛生施設等に対する衛生指導、被災地域内の市民からの衛生相談対応等を行う。

1　生活衛生班の活動

⑴　食品衛生指導

ア　指定避難所等に対する衛生指導

(ｱ)　食品の取扱い及び不良食品排除の指導

(ｲ)　消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保

イ　被災地域内の食品関係施設に対する衛生指導

(ｱ)　施設･設備の清掃及び消毒指導

(ｲ)　不良食品の廃棄指導

(ｳ)　営業再開時の衛生指導

ウ　被災地域内の市民に対する啓発

食品衛生上の注意事項の広報紙等による啓発

⑵　環境衛生指導

ア　指定避難所等に対する衛生指導

(ｱ)　指定避難所における飲用水の衛生指導

・　次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保の指導

・　貯水槽の浸水汚染の調査・指導

(ｲ)　指定避難所・臨時営業施設等における理容師･美容師への衛生指導

・　使用器具の消毒等の指導

・　従事者等の手指消毒の指導

(ｳ)　指定避難所の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

イ　被災地域内の環境衛生施設等に対する衛生指導・相談

(ｱ)　環境衛生施設及び専用水道等水道関係施設に対する安全確認及び衛生指導･相談

(ｲ)　引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

(ｳ)　公衆浴場への指導・支援

・　被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

・　応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

ウ　被災地域内の市民に対する衛生相談・指導

(ｱ)　飲料水に関する注意事項の広報紙等による啓発

(ｲ)　井戸等の飲用水に関する相談・指導

(ｳ)　害虫発生に関する相談・駆除指導

(ｴ)　被災家屋の消毒に関する相談・指導

⑶　資機材等の備蓄及び調達

活動に必要な資機材等は、各担当課に備蓄し、各課協力のもと調達する。

2　災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い

区分		開設届	営業許可	備考
食品衛生	飲食店営業等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合。（基本的に平常時の取扱いと同様。）
	給食施設		不要	届出が必要。（基本的に平常時の取扱いと同様。）
環境衛生	理容業･美容業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	クリーニング業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公衆浴場業		免除	緊急時に設置される仮設設備に限る。
	旅館業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※　被災により、施設の所在場所は変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。

なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

3　その他

被災地域の生活衛生指導のため、検査を必要とする場合は、衛生研究所で検査を実施する。

第４　特定動物の監視

《健康福祉局動物愛護センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

１　監視活動の範囲

⑴　災害発生時における特定動物の飼養状況の監視

⑵　逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報

⑶　逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

２　監視班の編成

動物愛護センターは、特定動物の監視班を編成する。

３　その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。

なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第５　愛護動物の保護管理

《健康福祉局動物愛護センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、獣医師会や動物取扱業者等と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第１４節　　遺体の捜索・収容及び火葬等対策

災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第１　遺体の捜索

《各消防署》

１　捜索の対象

捜索の対象は、災害のため安否が確認できない者（以下「行方不明者」という。）とする。

２　行方不明者の捜索活動

行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、連携してこれを実施する。また、必要に応じて自主防災組織等に協力を求める。

３　遺体発見時の措置

遺体を発見したときは、区災害対策本部に連絡し、併せて発見場所を管轄する警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）に連絡する。また、警察官又は海上保安官が到着するまでの間、遺体及び発見場所の周囲の状況を保存する。

第２　遺体安置所の開設・管理運営

《各区市民課・保険年金課・生活課》

１　遺体安置所の開設

区災害対策本部長は、次のいずれかに該当する場合、公共施設（候補施設）等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。ただし、被災した区に遺体安置所が開設できない場合、又は区ごとではなく複数の区に１箇所など集約して遺体安置所を開設する場合、若しくは県警察等関係機関から市災害対策本部に開設の要請があった場合など、市災害対策本部長は、必要に応じて当該区の区災害対策本部長に開設を指示する。

このとき、遺体安置所とする施設については、必要に応じて県警察と協議する。

⑴　多数の遺体を伴う災害が発生したとき。

⑵　多数の行方不明者を伴う災害が発生したとき。

⑶　災害により多数の遺体・行方不明者が予測されるに至ったとき。

⑷　その他被害の程度又は社会的影響を考慮し、市又は区災害対策本部長が開設する必要があると認めたとき。

2　検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

区災害対策本部長は、遺族感情への配慮や効率的な検視・身元調査の遂行のため、開設した遺体安置所内に検視・身元調査場所を設置する。

3　資機材の調達・確保

区災害対策本部長は、遺体安置所の管理運営に必要な資材等の調達・確保を行う。

4　遺体安置所に収容・安置する遺体

⑴　災害の発生場所から発見された遺体

⑵　災害の発生場所から医療機関等に搬送された後に死亡した者であって、その死因が自然死であるか不自然死であるか判明しない遺体

⑶　災害の発生に伴う避難生活中に死亡した者であって、その死因が自然死であるか不自然死であるか判明しない遺体

⑷　その他災害が原因で死亡したと認められる遺体

5　遺体安置所の業務

遺体安置所に派遣された職員は、県警察等関係機関と連携し、次の業務を行う。

⑴　遺体等の収容

⑵　検視・身元調査（県警察）

⑶　検案（医師）

⑷　遺体等の安置・保存

⑸　遺族等の受付、遺体の身元確認の立会い及び遺体等の引渡し

⑹　遺族支援（遺体の火葬までの手順の説明など。）

⑺　遺体安置所の管理運営に必要な記録と状況報告

⑻　その他必要な業務

第３　遺体の検案

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1　検案班の編成

⑴　健康福祉局は、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。

⑵　検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。

⑶　医師が不足する場合は、広島市域医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2　検案の実施

遺体の検案は、検視・身元調査と同じ場所で実施する。

3　検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、検視担当の警察官と情報の共有を行うとともに、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第４　遺体の搬送

《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

1　区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に保健医療担当局長に報告する。

2　保健医療担当局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。

3　区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害

対策本部長が葬祭業者等に協力を要請する。

4　遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

5　保健医療担当局長は、必要に応じて県と連携し、周辺市町村等へ協力を依頼する。

第５　遺体の火葬

《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

1　遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。

死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。

2　身元不明の遺体及び身元は判明しているが引取者のいない遺体は、区長が引取者であることを確認のうえ、火葬する。

なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は固有の識別番号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。

3　火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場を使用する。

永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

（資料編）　参考保環－1　災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力等に関する協定書

第１５節　廃棄物・土砂の処理対策

災害が発生した場合、廃棄物及び土砂の処理等について、以下に示すほか、「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置

《環境局環境政策課・環境保全課・環境施設部・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》

1　設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定による一般廃棄物処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

2　組織編成

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとする。なお、「災害廃棄物処理班」は、特別清掃対策部長が特に必要と認めた場合に設置する。

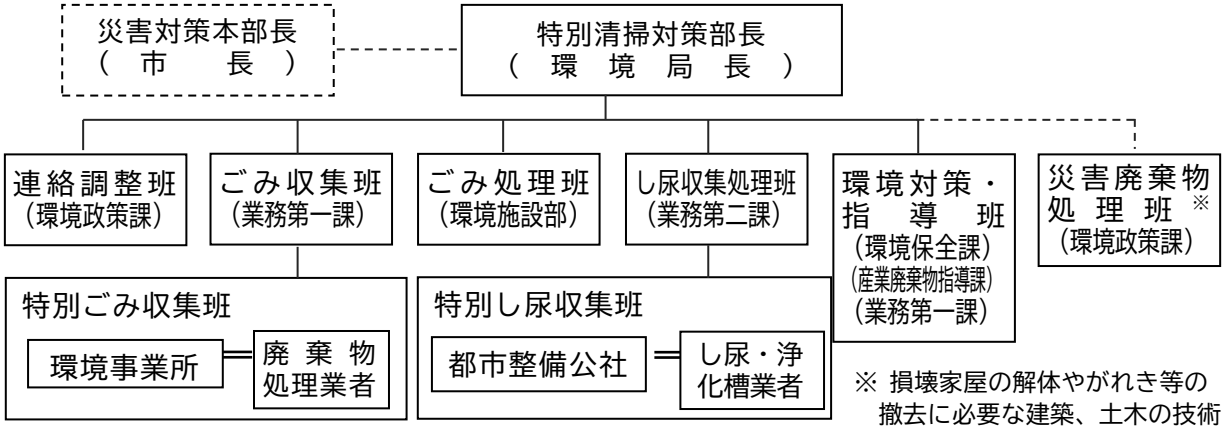

※ 損壊家屋の解体やがれき等の撤去に必要な建築、土木の技術職員を特別清掃対策部長から各局・区長に要請し、環境政策課内に組織を設置する。

第２　ごみ及びし尿の処理対策

災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）の収集運搬･処分及び指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

１　特別作業計画の策定《環境局業務第一課・業務第二課》

⑴　災害発生後、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、片付けごみ等及びし尿の収集運搬・処分及び仮設トイレの設置についての特別作業計画を策定し、これに基づき対応を行う。

災害により排出された多量の片付けごみ等の収集運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、当組合からの協力内容等を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

２　ごみの処理

⑴　ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出された片付けごみ等は、所定の集積場所又は本市が設置する仮置場等に住民の協力を得て集積する。

なお、住民には、可能な限りごみの分別排出について協力を求める。

⑵　ごみの収集運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場所等に集積された片付けごみ等の収集運搬は、「特別ごみ収集班」を編成し行う。

ア　特別ごみ収集班の編成と区域

編成機関		収集運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	廃棄物処理業者	中区、東区	1　編成数は各地域のごみの排出量に応じて指示する。 2　収集運搬の所管区域は災害状況に応じて調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ　収集運搬車両

片付けごみ等の収集運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、建設機械レンタル会社に対して車両提供を要請し、又は近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

⑶　ごみの処分《環境局環境施設部・各清掃工場・恵下埋立地》

集積場所等から収集した片付けごみ等は、本市のごみ焼却施設及び埋立地等で処分する。

なお、感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

3　し尿の処理《環境局業務第二課》

⑴　指定避難所等への仮設トイレの設置及び管理

指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。協定に基づく要請のみでは必要数を確保できない場合には、県や国等へ要請を行う。

仮設トイレの設置後には、水洗用の水が必要となることに留意する。また、清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。

なお、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

また、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。

⑵　し尿の収集運搬

ア　特別し尿収集班の編成

浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">編　成　機　関</th><th>処　理　区　域</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">要
請</td><td>（一財）
広島市都市整備公社</td><td rowspan="2">浄化槽清掃業許可業者
し尿収集運搬業務委託業者</td><td>中区
南区（※２を除く。）
西区（新庄町を除く。）</td><td rowspan="3">①　必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。
②　被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。
③　東区（旧安芸町※1）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。</td></tr>
<tr><td>東区（旧安芸町※１を除く。）
南区（※２のみ。）
西区（新庄町）
安佐南区
安佐北区
佐伯区
（区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">安芸地区衛生施設管理組合</td><td>東区（旧安芸町）
安芸区</td></tr>
</table>

※１　旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

※２　青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、 丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

イ　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿収集班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

また、指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、指定避難所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

ウ　し尿の運搬

し尿の運搬は、（一財）広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

⑶　し尿の処分

指定避難所等から収集したし尿は、安芸区及び東区福田・馬木・温品・上温品で発生したものについては安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターに搬入し、それ以外の市域で発生したものについては西部水資源再生センターし尿等投入施設に搬入し、処分を行う。これらの施設が被災した場合又は各施設の処理能力を超えたし尿が発生した場合には、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。

それでもなお処分が困難な場合は、近隣市町等に受入の要請を行う。

第３　災害廃棄物及び土砂の処理対策

《環境局環境政策課・環境保全課・環境施設部・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の収集運搬・処分について、関係部局で連携し、必要な対策を講じる。

１　発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地等を利用して臨時の仮置場を確保する。

２　災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、処分場等又は仮置場に運搬する。

３　仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。

４　災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。

５　災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に収集運搬・処分する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言する。

６　災害廃棄物のうち、ＰＣＢ廃棄物、フロン類等の有害廃棄物や危険物については、関係法令等に基づき適正に保管・処理する。

第４　有害物質の飛散等防止対策

《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）　２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画
３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
３－１５－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
参考業一－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
参考業一－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第１６節　　下水道施設応急対策

災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第１　下水道対策部の設置

《下水道局経営企画課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

２　組織編成

下水道対策部の組織編成は、広島市下水道事業継続計画の非常時対応における役割等に準ずる。

第２　施設の応急対策

《下水道局維持課・管路課・施設課・管理課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

１　水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。

２　使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。

３　下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。

４　管渠の破損、水質源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。

５　多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。

６　工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。

７　施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。

８　応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、民間協力団体等から緊急調達を行う。

９　下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、必要に応じて広報車等による広報やテレビ・ラジオによる放送を連絡調整班に依頼する。

10　その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第３　下水の樋門の操作

《下水道局維持課・各水資源再生センター》

樋門の管理者（操作員を含む。）は、河川の洪水等の逆流の防止、又は内水の疎通を図るため、水位の変動及び状況に応じて、樋門等の適正な開閉を行う。

第１７節　輸送対策

災害により道路、橋梁、港湾施設等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全を図るとともに、緊急輸送の確保を図るため、通行の禁止又は通行制限等の交通規制の実施や輸送車両等の確保等必要な対策を講じる。

第１　道路交通応急対策

《道路交通局道路管理課・道路課》

１　道路交通規制及び道路の啓開等の実施責任者

災害時の道路交通の規制及び道路の啓開等は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

実　施　者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	①　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合の道路交通規制 ②　災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、道路の啓開の必要があると認められる場合の車両の移動等 ③　災害により道路が被害を受けた場合の緊急輸送道路等の応急復旧	道路法第 46 条 災害対策基本法第 76 条の 6 道路法第 42 条
公安委員会 警察署長 警　察　官	①　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合の道路交通規制 ②　当該道路交通規制を行う必要があると認める場合の道路管理者に対する車両の移動等の要請 ③　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合の交通規制 ④　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合の交通規制	災害対策基本法第 76 条 災害対策基本法第 76 条の 4 道路交通法第４条 道路交通法第６条

２　発見者からの通報等

災害時に道路・橋梁等の交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察機関に通報するものとする。

この通報による被害が大規模な場合又は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、本市（道路交通局）は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所に連絡する。

３　二次災害の防止

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるものとし、特に、危険物の流出が認められたときには、警察及び消防等の関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

４　交通規制の措置要領

各実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努めるとともに、危険な状況が予想され、又は被害が発生した場合は、速やかに次の要領により交通規制を行う。

⑴　道路管理者

災害等により交通施設の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を実施する。ただし、市長は、本市以外の者が管理する道路・橋梁施設でその管理者に通知して規制するいとまがない場合は、直ちに警察機関に連絡して道路交通法に基づく規制を実施する等

応急措置を講じる。この場合、市長は、速やかに当該道路管理者に連絡して、正規の規制を要請する。

なお、異常気象時等における道路の通行規制・区間については、別に定める要領による。（資料編３－１７－２参照）

⑵　警察機関

警察機関は、災害等により道路・橋梁等の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により認知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

５　交通規制の実施

⑴　危険箇所の交通規制

ア　道路の破損、欠壊その他の事由により、通行の禁止又は制限をする必要があると認められるときは、道路管理者又は警察機関は、禁止又は制限の対象・区域又は期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、迂回道路等の案内看板を設置して一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

イ　交通規制を行った場合は、標識等を法令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識等を設置することが困難なときは、適宜の方法により、通行を禁止し、又は制限したことを明示して、必要に応じ道路監理員等が現場において整理に当たるものとする。

ウ　交通規制を行ったときは、次の事項について報道機関等を通じて一般に周知徹底を図る。

⑺　禁止又は制限の対象

⑴　区域又は区間

⑼　期間及び理由

⑽　迂回路等の状況

エ　災害対策本部等への通報

上記により交通規制を行ったときは、市災害対策本部又は危機管理室に通報する。

⑵　緊急通行のための交通規制

ア　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、その旨の標示及び適当な迂回路を設定する等、直ちに必要な措置を行うものとする。

〈標示〉

（備考）

① 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

② 縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

イ　本市は、災害時において応急対策に従事する者又は必要な資機材の緊急輸送を実施しようとするときは、次の事項についてあらかじめ県公安委員会に連絡する。

(ｱ) 日時
(ｲ) 種別
(ｳ) 輸送量
(ｴ) 車両の種別
(ｵ) 発着地
(ｶ) 経路
(ｷ) 理由等

⑶　緊急通行車両の確認手続き

ア　災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

(ｱ) 県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両の標章及び確認証明書（以下「標章等」とする。）の交付を申請する。

なお、標章等の有効期限は、交付の日から５年後の日までである。

(ｲ) 交付を受けた標章は、当該車両前面の見えやすい箇所に掲示する。

イ　災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》

災害時に緊急通行が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。

(ｱ) 対象車両

本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第 50 条第 1 項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両

(ｲ) 申出者

関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者）

(ｳ) 申出先

緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課

(ｴ) 必要書類

ａ　当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）
ｂ　緊急通行車両確認申出書（１通）
ｃ　自動車検査証の写し
ｄ　自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等）

(ｵ) 標章等の交付等

緊急通行車両としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配意するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。

〈確認標章〉

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　月　日

緊急通行車両確認証明書

広島県公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住所</td><td>（　　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３（第６条関係）

広島県公安委員会　殿

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 出 書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

6　道路啓開のための車両等の移動

道路管理者は、災害が発生した場合、道路における車両の通行が停止するなどにより、当該車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを、当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずる。

⑴　道路区間の指定

ア　道路管理者は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行う。

なお、道路区間を指定するときは、道路の状況等を勘案し、車両等の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して行い、また、大規模災害時には、区域による指定(一定の区域内の道路区間を包括的に指定すること)もできる。（様式例１）

イ　道路管理者が、道路区間を指定するときは、あらかじめ県公安委員会（当該地域を管轄する警察署、県警本部交通規制課）に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。（様式例２）

なお、通知は、書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合（通信手段がないため、あらかじめ通知することが困難な場合を含む。）にあっては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付するものとする。

ウ　県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者に対して道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができ、県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路区間を判断する。

また、国は、特に必要があると認めるときは、指定区間外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者に対して道路の啓開を行うよう指示することができ、道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることになる。

⑵　指定道路区間の周知

道路管理者は、⑴の道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。具体的な周知方法としては、道路情報板や日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供、指定道路区間の起終点への看板の掲出、ホームページ、記者発表等が考えられる。(なお、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等の際、当該道路が指定されていることを説明する。)

⑶　車両等の移動

車両等の移動は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法による。原則として、車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することもできる。

車両等の移動は、緊急通行車両の通行を確保するため、最低限一車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の周辺状況等に応じて判断する。

⑷　占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、指定区間内にある車両等の占有者（運転者）等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。車両等の移動命令は、書面の提示又は口頭で行う。（様式例３）

具体的な命令の内容としては、車両等の道路の左側や歩道への移動、車間を詰めること、空いたスペースへの車両等の移動、沿道の空地や駐車場への移動、車両等から落下した積載物の車両等への再積載等である。

道路啓開作業の支障となる車両の占有者（運転者）等には、災害対策基本法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとするが、車両等の移動先は、道路外や道路の左端が想定されるが、現場の

状況に応じて適宜判断する。数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等工夫する。

⑸　道路管理者自らによる移動

ア　道路管理者は、以下の場合には、道路管理者自ら車両等の移動の措置をとることができる。

㈠　車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

例えば、運転者等は、車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合など

㈡　運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

例えば、運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合など

㈢　前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない又は事故等により運転ができない等のため道路管理者による移動がやむを得ない場合

例えば、車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等にいても移動ができない場合など

イ　道路管理者は、道路管理者自らが車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続を行った上で車両等の移動を行うものとする。（様式例４）

なお、道路管理者である本市職員が車両等の移動を行う場合には、災害対策基本法に基づく権限の行使であるため、実施にあたっては身分証明書を携行するものとする。また、本市から委託を受けた民間事業者が実施する場合にも、同様に身分証明書を携行させるものとする。（様式例５）

ウ　道路管理者は、車両等を移動させるため、やむを得ない限度において、当該車両等を破損することができるが、これらの措置の実施にあたっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮することとする。

エ　道路管理者が自ら車両等を移動する場合には、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。（様式例６）

その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。

オ　道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行う。（様式例６）

なお、移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報をできるだけ速やかに提供するものとする。

⑹　土地の一時使用

道路管理者は、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない必要があるときは、必要な限度で他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

道路管理者は、他人の土地を一時使用等しようとするときは、当該一時使用に伴う損失や影響が最小限となるよう使用する土地を選択し、その使用期間についてもできるだけ短期間とするようにする。

このとき、土地所有者及び使用者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には、使用理由を掲示することとする。（様式例７）

また、土地の一時使用等によりその財産の侵害となる場合には、損失補償を行うために可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録し、事後に混乱のないようにする。（様式例８）

⑺　損失補償

車両の移動等や土地の一時使用などにより生じた特定の私人が被った経済上の損失に対し、これを正当に補償しようとするものである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用である。

［災害対策基本法に基づく車両等の移動のフロー］

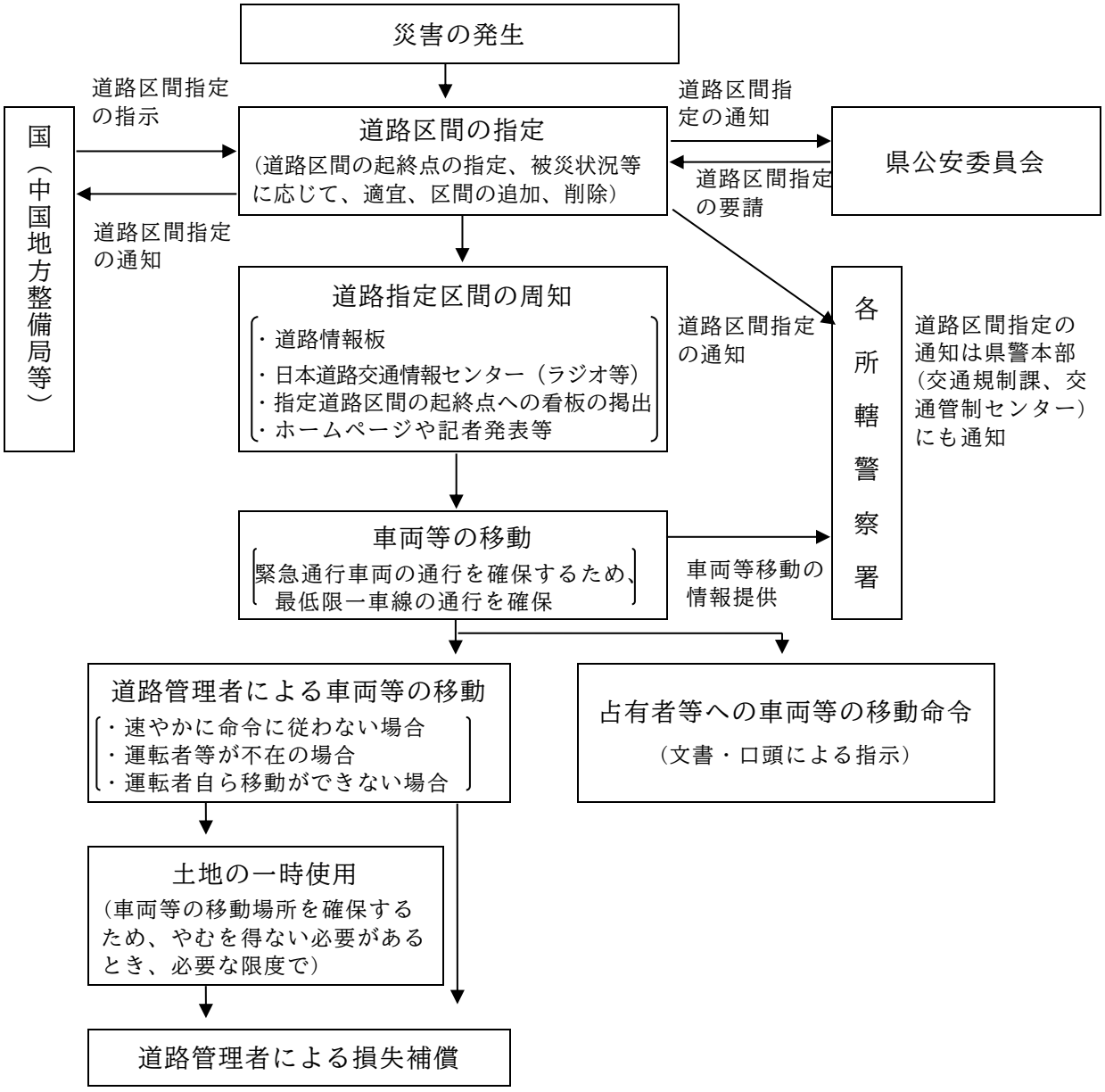

様式例１　法第７６条の６第１項に基づく道路区間指定・区域指定

○年○月○日

広島市長　○○　○○
（○○局○○課）

災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づく道路区間の（指定・廃止）について

○○災害のため、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり区間を（指定・廃止）します。
（指定の場合：当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。）

（各区間指定の場合）

路線名	区　間		延長（m）	備考
国道○号	広島市○区○○町○○地先から	広島市○区○○町○○地先まで	○○○○	新規
県道○○線	広島市○区○○町○○地先から	広島市○区○○町○○地先まで	○○○○	廃止

（区域としての指定の場合）

路線名	区　間	延長（m）	備考
国道○号	県道○○号から○○方面に向けての区間	○○○○	新規
県道○○線		○○○○	新規
市道○○号線		○○○○	新規
市道○○号線		○○○○	新規

担当：広島市○○局○○課
電話○○（○○）○○○○

様式例２　都道府県公安委員会等への通知書

文 書 番 号
〇年〇月〇日

〇〇公安委員会　様

広島市長　〇〇　〇〇
（〇〇局〇〇課）

災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づく道路区間（指定・廃止）について

〇〇災害のため、緊急車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり区間を（指定・廃止）するので、災害対策基本法施行令第３３条の３の規定に基づき通知します。

記

１　指定区間
　国道〇号　広島市〇区〇〇町〇〇地先～広島市〇区〇〇町〇〇地先
２　指定理由
　緊急通行車両の通行確保のため
３　指定日時
　令和〇〇年〇〇月〇〇日　〇〇時〇〇分

担当：広島市〇〇局〇〇課
電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

注　県警本部交通規制課及び交通管制センターへ電話連絡及び通知書の写し（公印がなくても可）送付（ＦＡＸ）し、通知書（本書）は後日、県警本部交通規制課へ送付する。
　また、各所轄警察署へも電話連絡及び通知書の写し送付（ＦＡＸ）する。

・交通規制課企画２係　TEL 082(228)0110(内線 5173)　FAX 082(228)9018
・交通管制センター　　TEL 082(228)8060　FAX 082(228)1335

様式例３－１　車両等を移動する際の占有者等への通知

○○災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
当方により移動を行いますので、車両から離れて下さい。

広島市長　○○　○○
（○○局○○課）

問い合わせ先
広島市○○局○○課
電話○○（○○）○○○○

様式例３－２　車両等を移動する際の占有者等への通知

○年○月○日

運転者各位

広島市長　○○　○○
（○○局○○課）

災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づく移動命令について

この道路は、○○災害のため、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

ついては、緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

担当　広島市○○局○○課
電話○○（○○）○○○○

様式例４　車両等を移動した際の車両等への掲示

○○災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法７６条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時　○月○日　○○時
移動先　　○○○○
移動車両　（車名）、（ナンバー）

問い合わせ先
広島市○○局○○課
電話○○（○○）○○○○

様式例５　民間事業者等に交付する身分証明書

発行番号：第○号

身　分　証　明　書

会社名：○○○○(株)
住　所：○○○○

上記の者は、○○協定に基づき、災害対策基本法第７６条の６の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間　○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
発行日　　○○年○○月○○日

広島市長　○○　○○　印

様式例６　車両等を移動した際の記録

車両移動記録票

措置実施場所	国道○○号○○区○○町○丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	○月○日○時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（○○）に移動　（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（○○建設）

状況写真

移動前	
移動後	

記入者	○○局○○課　○○　○○

注　車両の移動等により、事情を知らない車両の所有者が警察に対して、盗難・器物損壊等の被害申告を行うおそれがあるため、車両等の移動の後、速やかに管轄警察署へ連絡し、車両移動記録票を送付(FAX 等)する。

様式例７　土地の一時使用の際の掲示物

○○災害に伴う土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法７６条の６第４項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

１　利用開始時　○月○日　○○時
２　利用目的　　放置車両の保管

問い合わせ先
広島市○○局○○課
電話○○（○○）○○○○

様式例８　土地を一時使用した際の記録

土地の一時使用記録票

措置実施場所	国道○○号○○区○○町○丁目地先
使用開始日時	○月○日○時
使用目的	○○災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	○○跡地
作業実施者	○○建設

状況写真

使用前	
使用後	

記入者	○○局○○課　○○　○○

7　道路施設の応急復旧活動

⑴　応急復旧順位

災害により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路（震災対策編　第２章　第９節　第８参照）を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

⑵　応急復旧目標

緊急輸送道路は、１車線、幅５メートルを基本とし、緊急通行車両の通行を確保できるように応急復旧を行う。

⑶　応急復旧方法

ア　路面の亀裂、地割れについては土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては、仮舗装を行う。

イ　路面の大きな沈下については、土砂、砕石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ　路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ　がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ　倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ　落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

⑺　落橋部分にＨ型鋼を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

⑴　上記⑺による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

（資料編）　３－１７－１　道路現況表
３－１７－２　異常気象時における道路通行規制要領
参考路路－１　災害時における公共土木施設等の応急対策の協力に関する協定

第２　海上交通応急対策

《広島海上保安部》

1　海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区　分	実　施　者	範　　囲	根 拠 法
広島港	広　島　港　長 （広島海上保安部長）	船舶交通の安全のため必要があると認めるときは船舶交通を制限し又は禁止することができる。	港 則 法 （第 39 条）

2　交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

⑴　緊急情報等による海域利用者への周知

⑵　漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去等の指導を実施

⑶　異常水路の応急的な検測及び周知

⑷　港内における船舶交通の制限又は禁止

⑸　航路標識の応急復旧等

3　交通規制時の応急措置

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、原因者又は施設管理者等に対し、早急に障害物を除去するよう指導する。

⑴　港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等につい

て、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出・転落しないよう措置するとともに、災害時には、調査点検の実施及び異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

⑵　広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、原因者又は施設管理者等に対し、早急にこれらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を取るよう指導等するものとする。

⑶　広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、早急に港湾管理者及び漁港管理者へ通報のうえ緊急情報等を発出する。

⑷　広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を認めたとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは緊急情報等を発出する。

⑸　広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、緊急情報等を発出する。

4　流木対策《危機管理室、消防局警防課》

災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。

実施要領		実施担当機関（根拠法令）
指示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 危機管理室 消防局 （港則法第２５条 災害対策基本法 第５９条）
警戒の区域設定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	危機管理室 消防局 （災害対策基本法 第６３条）

（貯木場の位置及び管理者は水防計画による。）

5　在港船舶対策《危機管理室》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は、広島海上保安部長の要請に基づき、物資の調達、人員の動員その他必要な措置について協力する。

第３　緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送用車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

1　緊急輸送車両等の確保《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、危機管理室》

⑴　本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。

⑵　市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は企画総務局が、区が保有するものにあっては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの

長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

⑶　市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。

⑷　区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。

⑸　市災害対策本部長は、前記⑶による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

なお、大規模災害時等においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送の要請又は指示について、県に要請する。

輸送機関	協　　力　　機　　関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

⑹　上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2　緊急輸送車両等の配車《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課》

⑴　市有車両及び民間車両

企画総務局、道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。

⑵　船舶・航空機等

船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。

なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

3　緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、広島県災害対策本部に対し燃料の供給を要請する。なお、本市要請に対する広島県災害対策本部での対応が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」（資料編参考危予−９）に基づき、広島県石油商業組合及び広島県石油販売協同組合に対して直接燃料の供給を要請する。

4　輸送の原則《道路交通局道路管理課、危機管理室》

⑴　自動車輸送

災害時における緊急輸送は、原則として自動車輸送とする。従って各関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

⑵　鉄軌道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は鉄道又は軌道によって輸送することとし、依頼を受けた各関係機関は、必要な対応をするよう努めるものとする。

⑶　船舶による輸送《広島海上保安部、危機管理室》

ア　広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、桟橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

イ　発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について、広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

ウ　海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

⑷　航空機による輸送

災害の状況により、航空輸送を必要とするときに実施する。

5　輸送拠点の開設《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、危機管理室》

⑴　輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の輸送端末地となる輸送拠点候補施設を定め、救援物資の輸送・受入の迅速・円滑な実施を図る。

拠点候補施設名	輸送手段			接続する道路（略）
	陸	海	空	
東部市場	○			国道2号
中央市場・草津岸壁・草津漁港	○	○		草津鈴が峰線
広島ヘリポート			○	南観音観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区		○		国道487号
大田川河川敷			○	国道54号

※　「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

⑵　輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

⑶　県との連携

県西部の救援物資の輸送拠点として、県が広島広域公園と広島港を指定している。

本市としては、必要に応じて運営に協力するなど、県と連携を取りながら円滑に業務を行う。

（資料編）　３－１７－３　広島市有自動車等一覧表
参考道管－１　大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定（トラック輸送）
参考道管－２　大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定（バス輸送）
参考危予－８　災害時における船舶輸送に関する協定
参考危予－９　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

第１８節　警備対策

《県警察》

県警察は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生するおそれがある場合には早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、災害発生時には住民の生命、身体及び財産の保護、並びに被災地における公共の安全と秩序の維持に当たる警備活動を実施する。

第１　災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

種　別	基　　準	活　動　内　容
災害警備情報連絡室	災害が発生するおそれがあるが、差し迫ってはいない場合など、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。
災害警備対策室	短時間に災害が発生するおそれがある場合など、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。
災害警備対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、又は被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

第２　災害警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

1　被害状況の調査その他関係情報の収集及び即報
2　通信の確保
3　被災者の救出・救助等の措置
4　避難路及び緊急交通路の確保並びに県内への車両流入の抑制
5　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
6　死体の検視等及び身元確認
7　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
8　不法事案の予防及び取締り
9　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
10　被災者対策
11　迷い子等の保護並びに行方不明者の届出受理及び手配
12　広報活動
13　関係機関の応急対策に対する協力

第１９節　住宅等応急対策

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。なお、建設型応急仮設住宅においては、関係部局と連携し、適切な運営管理を行うこととし、状況に応じて、建設型応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮し、必要に応じて、建設型応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

また、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第１　応急仮設住宅の調達・供給体制の整備

１　建設用資機材の調達・供給体制の整備《都市整備局営繕課・設備課》

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

２　建設候補地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区　　分	建　　設　　候　　補　　地
中　　区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園
東　　区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園
南　　区	出島東公園、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園
西　　区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Ａシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園
安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園

第２　応急仮設住宅の建設

《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

１　建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市域又は区域の被害状況を基に市災害対策本部長が決定する。

２　建設方法

災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行うため必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。

⑴　建設戸数

災害の規模や発生場所及び、別途確保し供与する市営住宅等の公的賃貸住宅や借り上げ可能な民間賃貸住宅の状況等を勘案し、市災害対策本部長が決定する。

⑵　建設基準

ア　１戸当たりの規模

被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。

イ　１戸当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和 8 年 3 月 31 日内閣府告示第 18 号）に基づき、7,259,000 円以内※とする。

※　設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

ウ　標準仕様

原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」、「一般社団法人日本ムービングハウス協会」及び「一般社団法人日本木造住宅産業協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。

⑶　着工時期

原則として災害発生の日から２０日以内とする。

３　建設予定地

⑴　応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設候補地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。

⑵　建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の２倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

４　応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

⑴　供与の期間

災害救助法の定める２年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

⑵　入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、個々の世帯の必要度に応じて決定する。（入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については、必要に応じて抽選その他の方法により決定する。）

第３　応急仮設住宅等の供与

《都市整備局住宅政策課》

１　借り上げ住宅による応急仮設住宅の供与

市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空き家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。

また、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ県・国と協議するなど必要な事前準備を行う。

2　一時的な住宅の供与

市長は、市営住宅の空家等を、応急仮設住宅の供与対象者等に一時的な住宅として供与するとともに、他の地方公共団体等に対し、その所有する住宅等の提供について協力を要請する。

第４　住宅の応急修理

《都市整備局建築指導課、各区建築課》

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、住宅の応急修理を行う。

1　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

⑴　対象となる者

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

⑵　修理の範囲

緊急の修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

⑶　実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から原則として１０日以内とする。

2　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

⑴　対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

⑵　修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

⑶　実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第５　被災建築物に関する指導・相談

《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第６　被災宅地危険度判定

《都市整備局宅地開発指導課》

災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災宅地危険度判定士の資格を有した者により被災宅地での被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することによって、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格者の派遣等の支援を要請する。

第２０節　公共施設等応急対策

《市有建築物管理担当課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が管理又は運営し多数の者が利用する公共施設等における被害を最小限にとどめるための必要な対策を講じる。

第１　応急対策の実施

公共施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき応急対策として概ね次の事項について、あらかじめ計画を作成・習熟のうえ、これに基づき適切に対処する。

１　利用者の安全対策
２　出火防止措置
３　避難誘導
４　施設の点検
５　被害状況の報告
６　二次災害の防止措置
７　施設の開閉基準
８　その他必要と認める応急対策事項

第２　情報の収集及び連絡

１　情報の伝達等

公共施設等の所管局等は、気象情報等を所管施設に伝達するとともに、施設の特殊性や状況に応じて必要な指示を行い、施設の状況把握に努める。

２　被害状況の報告等

公共施設等の管理者は、施設に被害が発生した場合、利用者の安全対策に万全を期すとともに、所管局等へ直ちに状況報告を行う。

公共施設の所管局等は、災害対策本部に報告する。

３　応急復旧

公共施設等の管理者は、被災状況を調査し、速やかに応急復旧を図る。

第３　市民への広報等

本市及び公共施設等の管理者は、施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の利用者及び市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第４　避難所としての対応

施設が指定緊急避難場所又は指定避難所となる場合は、区災害対策本部と連携し、避難所として十分な対応を図る。

第２１節　文教対策

災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難先として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第１　文教対策部の設置

《教育委員会事務局総務課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

２　組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

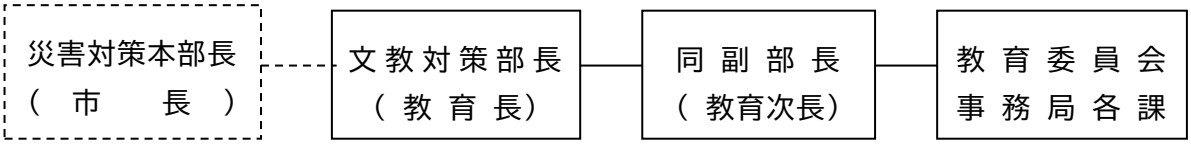

第２　学校教育における応急対策

１　学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会事務局施設課・各学校》

⑴　災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。

⑵　教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

２　生徒等の措置と応急教育の実施《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

⑴　生徒等の措置

ア　震度４以下の地震発生の場合又は「長周期地震動階級２」以下が観測された場合

地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、学校長の判断により、下記の措置を講じる。

㋐　あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

㋑　授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

㋒　被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。

㋓　災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

㋔　地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

イ　震度５弱以上の地震発生の場合又は「長周期地震動階級３」以上が観測された場合

市域において「震度５弱」以上の地震が発生した場合又は「長周期地震動階級３」以上が観測された場合は、上記ア㋐㋑㋓の措置を講じるとともに、全ての学

校（幼稚園）において下記の対応とする。

※　市内の一つの区でも「震度５弱」以上又は「長周期地震動階級３」以上が発表されれば、市立全校（園）で同じ対応とする。

⑺　臨時休校（園）について

校　種	対応等
幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17 時から 24 時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0 時から 8 時 30 分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

⑴　生徒等の下校について

「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。

校　種	対応等
幼稚園 小学校 中学校 特別支援学校	保護者が引き取りに来るまで、生徒等を学校（幼稚園）等所定の指定緊急避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校（幼稚園）で定める。
高等学校（全日制） 中等教育学校	原則として、保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校で定める。 （方法は、各学校と保護者で協議する。）
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

ウ　風水害による災害の発生が予想される場合

⑺　台風接近時の臨時休校（園）について

台風の最接近が予測される日の午前６時の時点で「暴風警報」が発表されている場合は、下記の対応とする。なお、台風が通過した後であっても警報が解除されない場合は、増水や強風等による危険があることから、同様の対応とする。

校　種	対応等
幼稚園 小学校 特別支援学校	台風の最接近が予測される日の午前６時の時点で、市域に「暴風警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前７時の時点で「暴風警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。 また、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと見込まれる場合には、前日中に対応を決定する。 なお、暴風警報以外の警報発表時の対応については、各学校（園）の取決めによる。
中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校	台風の最接近が予測される日の午前６時の時点で、市域に「暴風警報」が発表されている場合は「自宅待機」、午前１０時までに「暴風警報」が解除されていない場合は「臨時休校（園）」とする。 また、台風の進路・規模等により、本市への影響が大きいと見込まれる場合には、前日中に対応を決定する。 なお、暴風警報以外の警報発表時の対応については、各学校の取決めによる。
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

⑷　大雨・洪水等における臨時休校（園）等について

地域により影響度が異なるため、各学校（園）で措置内容を判断する。その際、警報発表等の気象情報や、学区内の急傾斜地、増水河川等の危険箇所の状況等を勘案し、あらかじめ「自宅待機」、「臨時休校（園）」、「始業時間の繰下げ」、「授業打ち切り」又は「下校を見合わせる」場合の原則を定めておく。

なお、特別警報が発表された際は、前記「イ　震度５弱以上の地震発生の場合又は「長周期地震動階級３」以上が観測された場合」の措置を講じる。

また、通学（園）の時間帯に避難情報が発令されている場合は、下記の対応とする。

校　種	対応等
幼 稚 園	当該園が立地する小学校区に警戒レベル３「高齢者等避難」、警戒レベル４「避難指示」、警戒レベル５「緊急安全確保」が発令されている場合は通園させない。
小 学 校	当該小学校区に警戒レベル４「避難指示」、警戒レベル５「緊急安全確保」が発令されている場合は、通学させない。
中 学 校	当該中学校区に含まれる小学校区のうち１つでも警戒レベル４「避難指示」、警戒レベル５「緊急安全確保」が発令されている場合は、通学させない。
高等学校 中等教育学校 特別支援学校	当該校が立地する小学校区に、警戒レベル４「避難指示」、警戒レベル５「緊急安全確保」が発令されている場合は、通学させない。ただし、発令された「避難指示」の対象区域が当該校（敷地を含む。）に掛かっていない場合は、学校の取決めによることができる。

⑵　応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア　校舎の被害が比較的軽微なとき

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ　校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ　校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ　校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

３　教科書の調達等《教育委員会事務局学事課》

災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あっせん又は確保に努める。

４　教職員の確保《教育委員会事務局教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長

は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

5　学校給食の措置《教育委員会事務局施設課・教職員課・健康教育課・各学校》

⑴　給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

⑵　給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症のまん延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊出し用に使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

6　高等学校生徒等の災害応急対策への協力《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7　授業料等の減免《教育委員会事務局学事課》

市立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8　指定避難所としての対策《教育委員会事務局総務課・施設課・教職員課・指導第一課・指導第二課》

⑴　市教育委員会は、指定避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、市災害対策本部は、指定避難所となる学校等に対しては、最優先に被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

指定避難所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

⑵　市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、指定避難所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第３　社会教育における応急対策

1　利用者への措置等《市民局生涯学習課、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2　地域の避難先となる場合の対策《市民局生涯学習課、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難先に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

3　文化財対策《市民局文化振興課》

⑴　文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

⑵　市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編）　３－２１－１　指定文化財一覧表

第４　Ｄ-ＥＳＴの派遣要請及び派遣支援《教育委員会総務課、教職員課》

１　教育長は、大規模な災害の発生により、本節第２の４における教職員の確保が十分に行えない場合は、文部科学省のＤ－ＥＳＴを活用し派遣要請を行う。

２　教育長は、必要に応じて、Ｄ－ＥＳＴの活動支援を行う。

第２２節　応急公用負担

《危機管理室、消防局警防課・各消防署警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第１　公用負担命令権限の委任

１　災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第 64 条又は水防法第 28 条の規定による権限を行使できる。

２　前項の受任者は、次に示す職員とする。

所　属	職　名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第２　公用負担命令の行使

１　受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表３－２２－１に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表３－２２－２に示す公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。

２　受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

第３　応急措置の実施

迅速な人命救助や道路啓開等の応急措置を行うため、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施に支障となる被災車両、被災した建物等の移転、撤去等を行うことができる。

なお、各担当課は、平常時から、応急措置の実施に支障となる被災車両等の移転先となる候補地の選定に努めるものとする。

表３－２２－１　公用負担命令権限書

公　用　負　担　命　令　権　限　書

年度　第　　号

所　　属　……

職　　名　……

氏　　名　……

上記の者、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

広島市長　　印

表３－２２－２　公用負担命令書

公　用　負　担　命　令　書　　年度　　第　　号

年　　月　　日

---殿

広　島　市　長　　印

（事務取扱者　　）

種　　別	員　数	負　担　内　容		
		使　用	収　用	処　分

第２３節　災害時における要配慮者等への避難支援等

《危機管理室、市民局国際化推進課、健康福祉局健健康福祉企画課・高齢福祉課・介護保険課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・医療政策課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、消防局警防課・予防課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい要配慮者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

要配慮者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、要配慮者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の要配慮者の安否確認や避難支援、状況把握などの対策を講じる。

第１　要配慮者の安否確認と要望の把握

１　介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

⑴　区災害対策本部及び危機管理室は、要配慮者、とりわけ避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

⑵　自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会・自治会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要配慮者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

⑶　病院や社会福祉施設等要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

２　避難

⑴　自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び町内会・自治会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

⑵　個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、当該計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。

⑶　避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「警戒レベル３高齢者等避難」の発令があったときは、避難行動要支援者の避難支援を開始する。

⑷　避難支援者及び避難支援等関係者も発災時には被災することもあり得ることから、避難行動要支援者の避難支援については、自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難支援を行う。

⑸　社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

3　指定避難所等での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

⑴　高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。特に、医療的ケアを必要とする避難者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の利用等に配慮する。

⑵　視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、指定避難所等に「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

⑶　指定避難所等において、障害者や高齢者等要配慮者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

⑷　指定避難所等において要配慮者が必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資は、原則として健康福祉局長において調達する。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議の上、調達を行うこととし、調達に係る購入・支払事務については健康福祉局長が行う。福祉用具等物資の供給は、次のフロー図による。

ア　市災害対策本部長が行う場合

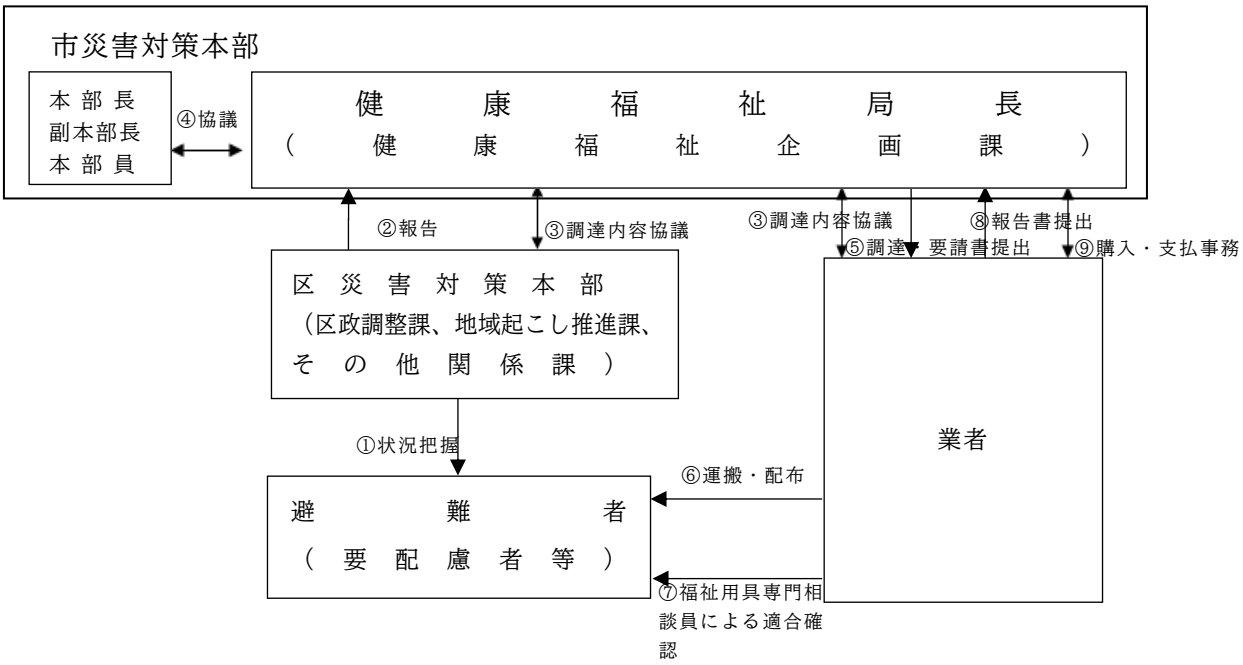

（注）①　福祉用具等物資を必要とする要配慮者の人数、状態を把握する。

イ　被害状況により区災害対策本部長が行う場合

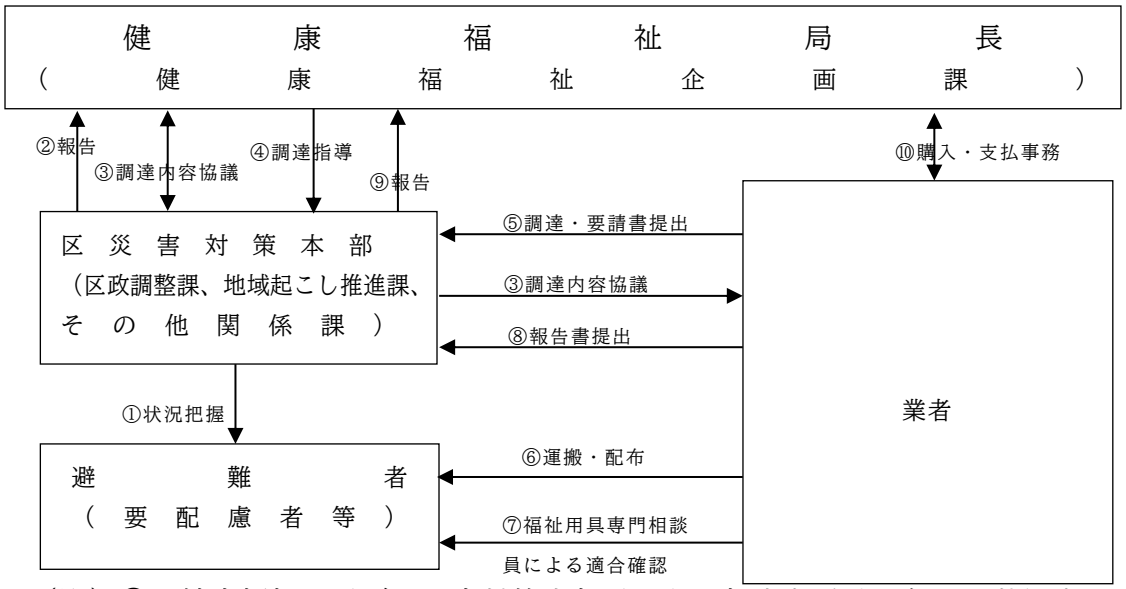

（注）⑤　健康福祉局長が区災害対策本部長からの報告を受け、他区の状況を把握し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。なお、調達に係る購入・支払事務については健康福祉局長が行う。

⑧　要請書及び報告書の写しを提出する。

⑸　オストメイト対応トイレなど、指定避難所等において要配慮者が必要とする設備が整っていない場合は、バリアフリーマップ等を活用し、設備が整っている周辺施設について情報提供するよう努める。

⑹　区災害対策本部は、指定避難所での生活が長期化する場合は、要介護度や障害の程度、難病等により、車椅子使用者等対応トイレやスロープ、手すり等の設備、専門的な生活支援や心のケアなど福祉的配慮が必要になる者について、福祉避難所への移動希望の有無を確認し、必要があると認めるときは福祉避難所を開設し移動させる。

なお、福祉避難所を開設したときは、市民に対し福祉避難所に関する情報を周知する。

（資料編）　参考健健－７　災害時における福祉用具等物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（一般社団法人　日本福祉用具供給協会）

４　要配慮者の実態把握

健康福祉局は、要配慮者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（２～３日を目処とする。）に指定避難所等に避難している要配慮者及び在宅の要配慮者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員・児童委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、指定避難所や在宅の要配慮者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

５　広島市災害多言語支援センター

災害対策本部が設置されたとき、広島市災害多言語支援センターを設置する。多言語により災害に係る包括的な情報提供を行うことにより、被災した外国人等を支援するため、以下の業務を行う。

⑴　外国人等が必要とする情報を正確に提供するための情報の整理、翻訳、多言語発信

⑵　外国人等被災者やその関係者等の相談・問合せへの対応

⑶　外国人等の避難状況の把握等

第２　緊急援護の実施

健康福祉局は、要配慮者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設の被害等により入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

１　救急入院・緊急一時入所

指定避難所等での生活が困難で援護を必要とする要配慮者又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

２　在宅援護

⑴　介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

⑵　補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要配慮者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

⑶　ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

⑷　ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第２４節　災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第１　災害救助法による応急救助

《危機管理室危機管理課》

１　災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第１条第１項各号に定める次の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

⑴　全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口（R2.10国勢調査）	摘　　要
全　　市	150 世帯	1,200,754 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を１世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは２世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは３世帯をもって、住家の滅失した１世帯とみなす。（以下同じ。）
中　　区	100	142,699	
東　　区	100	119,353	
南　　区	100	145,805	
西　　区	100	190,232	
安佐南区	100	247,020	
安佐北区	100	138,979	
安 芸 区	80	77,103	
佐 伯 区	100	139,563	

⑵　被災世帯が上記⑴の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が 2,000 世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適　用　地　域	被 災 世 帯 数	摘　　要
全　　市	75 世帯	
中　　区	50	
東　　区	50	
南　　区	50	
西　　区	50	
安　佐　南　区	50	
安　佐　北　区	50	
安　　芸　　区	40	
佐　　伯　　区	50	

⑶　被災世帯が上記⑴又は⑵の基準に達しないが、県内の被災世帯が 9,000 世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

⑷　災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2　災害が発生するおそれ段階の適用

災害救助法第２条第２項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

3　応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

⑴　救助の種類

ア　避難所の設置
イ　応急仮設住宅の供与
ウ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
エ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
オ　医療及び助産
カ　被災者の救出
キ　被災した住宅の応急修理
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

⑵　救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準」（資料編３－２４－１）のとおり。

⑶　救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。

災　害　救　助　法　適　用　事　務

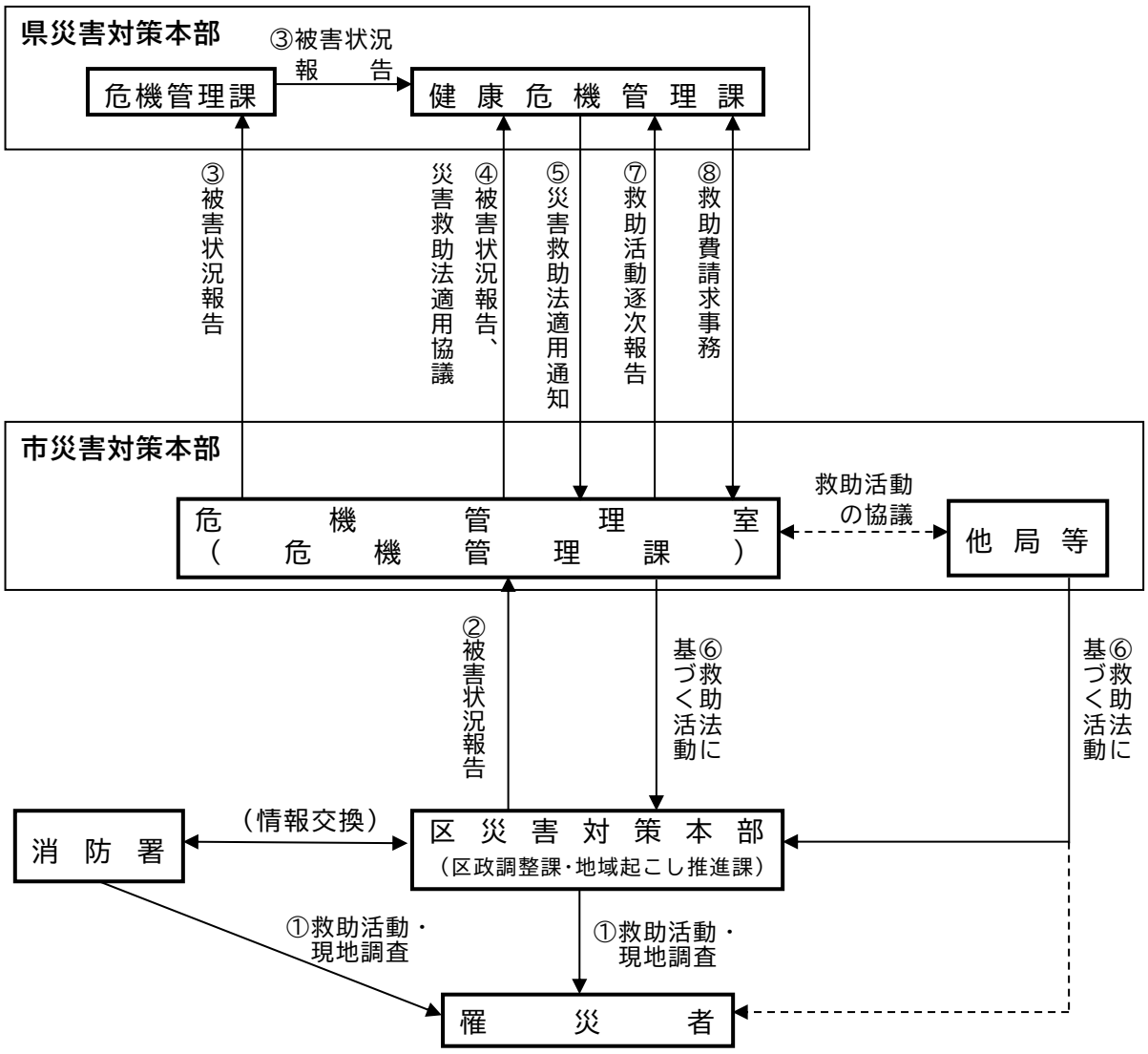

第２　小規模災害時の応急救助

《健康福祉局健康福祉企画課》

１　応急救助の実施及び救助の種類

災害対策本部等が設置されない程度の災害の発生に際し、「小規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編３－２４－２）に掲げる救助を行う。

⑴　避難場所の設置、寝具の貸与等

⑵　児童学用品購入補助（㊊広島市教育振興会）

⑶　日本赤十字社からの見舞金品

⑷　広島市災害見舞金

⑸　その他の必要とされる支援

２　災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編３－２４－２）による。

３　救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

（資料編）　３－２４－１　災害救助法による救助の基準

３－２４－２　小規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第２５節　応援要請及び協力要請、応援派遣

災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援･協力を要請する。

第１　公共的団体等への協力要請

《危機管理室》

１　協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

⑴　赤十字奉仕団
⑵　青年団
⑶　町内会等住民自治組織
⑷　自主防災組織
⑸　社会福祉協議会等社会福祉関係団体
⑹　(一財)広島市都市整備公社防災部
⑺　(一社)建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
⑻　広島市指定上下水道工事業協同組合
⑼　広島市地域女性団体連絡協議会
⑽　(一社)広島県タクシー協会
⑾　その他

２　協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

⑴　救援物資の輸送又は配付に対する協力
⑵　避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
⑶　清掃等に対する協力
⑷　救護活動に対する協力
⑸　その他災害応急対策の実施に対する協力

３　公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

⑴　応援を必要とする理由
⑵　従事場所
⑶　作業の種別
⑷　作業予定時間
⑸　所要人員
⑹　集合場所
⑺　その他必要事項

4　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　国及び地方公共団体等

所管局・課		協力内容	団　　体　　名	資料番号
危機管理室	災害予防課	食料・物資等の供給、資器材・車両等の提供、職員の派遣等	東京都及び 20 政令指定都市	資料編参考危予-1
		食糧・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	中国・四国地区の県庁所在 9 都市	資料編参考危予-2
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	広島県及び県内市町	資料編参考危予-3
		警察通信設備の優先利用	広島県警察本部	資料編参考危予-4
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	宮崎県日南市	資料編参考危予-5
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	高知県安芸市	資料編参考危予-6
		資機材・物資・臨時的な居住施設の提供、職員の派遣、被災傷者等の受入れ等	瀬戸内海周辺 69 市町村（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、大分県）	資料編参考危予-22
企画総務局	情報政策課	保有する地理空間情報及び物品について相互に活用	国土交通省国土地理院	資料編参考情政-1
健康福祉局	健康福祉企画課	民生主管部局所管業務の応援	東京都及び 20 政令指定都市	資料編参考健健-1
		衛生主管部局所管業務の応援	東京都及び 20 政令指定都市	資料編参考健健-2
		福祉避難所の設置	広島県立広島北特別支援学校、広島県立広島特別支援学校など	資料編参考健健-6
経済観光局	中央卸売市場	住民に供給する生鮮食料品の提供、搬送等	東京都、奈良県、大阪府、沖縄県及び 35 都市	資料編参考場中-1
下水道局	河川防災課	被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策等	国土交通省中国地方整備局	資料編参考下河-1
		所管施設の応急復旧等	国土交通省中国地方整備局、中国 5 県、岡山市	資料編参考下河-4
水道局	企画総務課	飲料水の補給、資機材の提供等	東京都及び 18 政令指定都市（千葉市、相模原市を除く。）	資料編参考水企-1
		応急給水活動、応急復旧活動、資機材の提供等	東京都	資料編参考水企-2
		応援給水の実施	呉市	資料編参考水企-3
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、福山市、呉市、尾道市	資料編参考水水-1

消防局	総務課	消防応援隊の派遣、車両・資器材の提供等	広島県内市町及び消防組合 及び山口県内 3 消防組合	資料編広島市消防計画(1)(2)
		情報交換、火災原因の調査等	広島海上保安部	資料編広島市消防計画(3)
		交通整理、警戒区域の設定等	広島県公安委員会	資料編広島市消防計画(4)
		広島ヘリポート及びその周辺における航空機火災等の消火・救難活動の実施	広島県	資料編広島市消防計画(5)
		広島市消防ヘリコプターによる応援	広島県内市町	資料編広島市消防計画(8)
		広島県防災ヘリコプターによる応援	広島県	資料編広島市消防計画(9)

(2)　民間団体

所管局・課		協力内容	団　　体　　名	資料番号
危機管理室	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク㈱	資料編参考危危-1
		災害時、各放送局が撮影した津波等の映像を共有し、市民へ迅速かつ効果的な情報配信を行えるよう、広島市民球場内の放送機器室の無償使用の許可	日本放送協会広鳥放送局、株式会社中国放送、 広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島	資料編参考危危－２
		災害時における公共施設等の応急対策及び復旧対策	（一社）日本レストレーション協会（ＪＲＥＳ）	資料編参考危危－３
	災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会広島放送局、㈱中国放送、広島テレビ放送㈱、㈱広島ホームテレビ、㈱テレビ新広島、広島エフエム放送㈱	資料編参考危予-7
		船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考危予-8
		市有施設や緊急輸送車両等への燃料供給等	広島県石油商業組合 広島県石油販売協同組合	資料編参考危予-9
		災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考危予-10
		大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考危予-11
		災害時における放送、臨時災害放送局の運営	㈱中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考危予-12
		災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考危予-13
		特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考危予-14
		大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考危予-15
		災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考危予-16

危機管理室	災害予防課	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	（一社）日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18
		無人航空機による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）	ルーチェサーチ㈱	資料編参考 危予-19
		大規模災害時の専門家派遣等	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予－20
		災害に係る情報発信等	ヤフー株式会社	資料編参考 危予－21
		災害に係る情報発信等	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予－23
		災害に係る情報発信等	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予－24
		災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部 広島市地区本部	資料編参考 危予－25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予－26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予－27
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考 危予－28
		避難所間仕切りシステム等の提供等	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク、 公益社団法人広島県建築士会	資料編参考 危予-29
		損害調査結果の提供等	三井住友海上火災保険株式会社	資料編参考 危予-30
		罹災証明書申請に関するサポート等	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	資料編参考 危予-31
		災害時における物資輸送及び荷役作業等	アート引越センター株式会社	資料編参考 危予-32
		災害時における応急対応物資等の提供	株式会社フジタ	資料編参考 危予-33
		災害時における地図製品等の供給等	株式会社ゼンリン	資料編参考 危予-34
		災害時における車両貸与等	スズキ㈱、㈱スズキ自販広島	資料編参考 危予－35

企画総務局	政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考調政-1
		防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考調政-2
		広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考調政-3
		広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考調政-4
		災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考調政-5
		災害発生時の協力に関すること	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考調政-6
		災害対応時の協力に関すること	リコージャパン株式会社	資料編参考調政-7
		防災や災害時の物資提供等に関すること	生活協同組合ひろしま	資料編参考調政-8
		業務用ドローン等の利活用の共同検討に関する事項	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	資料編参考調政-9
		防災・減災のまちづくりに関すること	国立大学法人広島大学	資料編参考調政-10
		広島市内における市民サービスの向上及び地方創生の推進	株式会社良品計画	資料編参考調政-11
市民局	国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの設置運営	（公財）広島平和文化センター	資料編参考国際-1
	市民活動推進課	広島市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置及び運営等	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	資料編参考市活-1
健康福祉局	健康福祉企画課	福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等	（公社）広島県介護福祉士会	資料編参考健健-3
		福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等	（公社）広島県社会福祉士会	資料編参考健健-4

健康福祉局	健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福)広島常光福祉会、(社福)福祉広医会、(公財)広島原爆被爆者援護事業団、(社福)清恵会、(社福)もみじ福祉会、(社福)かきつばた福祉会、(社福)広島東福祉会、(社福)古家真会、(社福)寿老園老人ホーム、(社福)交響、(社福)つつじ、(社福)広島光明学園、(社福)藤田長生会、(社福)安芸会、(医)恒和会、(医)輔仁会、(社福)光清学園、(社福)広島和光園、(社福)広島平和養老館、(社福)三篠会、(社福)広島県肢体障害者連合会、(社福)あと会、(社福)輝き奉仕会、(社福)サンシャイン、(社福)広島市手をつなぐ育成会、(社福)藤愛会、(社福)くすの木の会、(社福)広島県同胞援護財団、(社福)慈楽福祉会、(社福)燈心会、(医)みやうち、(社福)ともえ福祉会、(医)和同会、(社福)ひろしま四季の会、(社福)楽友会、(社福)信々会、(社福)慈光会、(社福)ＩＧＬ学園福祉会、(社福)広島良城会、(社福)三矢会(社福)希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福)和楽会、(社福)松風会、(学)安田学園、(医)恵愛会、(社福)平和会、(社福)可部大文字会、(社福)フェニックス、(社福)かつぎ会、(株)スキャット、(社福)正仁会、(医)秀仁会、(社福)あさ、(医)うすい会、(医)あと会、(医)恵正会、(社福)安芸の郷、(社福)柏学園、(医)松栄会、(医)長寿会、(社福)無漏福祉会、(社福)順源会、(社福)双樹会、(社福)広島博愛会、(社福)芸南福祉会、(医)松村循環器・外科医院、(社福)広島県視覚障害者団体連合会、(社福)経山会 【74 団体 104 施設】	資料編参考 健健-5
		福祉避難所の設置	（学）古沢学園、（学）武田学園	資料編参考 健健-6
		災害時における福祉用具等物資の緊急調達等	（一社）日本福祉用具供給協会	資料編参考 健健-7
	地域共生社会推進課	災害時における炊き出しの協力	広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部	資料編参考 地共－1
		災害時における適温食の調達及び供給の協力	株式会社東洋食品	資料編参考 地共－2

健康福祉局	医療政策課	災害時の医療救護活動	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	資料編参考保医-1
		災害時の歯科医療救護活動	（一社）広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会	資料編参考保医-2
		災害時の医療救護活動	（一社）広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、安芸薬剤師会、佐伯薬剤師会	資料編参考保医-3
		災害時の医療救護活動	（地独）広島市立病院機構	資料編参考保医-4
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考保環-2
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	㈱アクティオ中国支店、西尾レントオール㈱西中国営業部、太陽建機レンタル㈱広島支店	資料編参考業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	㈱レンタルのニッケン広島営業所、㈱プレコ、エフユーレンタル㈱岡山営業所、日野屋㈱広島営業所、㈱リョーキ、Ｇテクノ㈱、㈱ＫＡＩＫＡ	資料編参考業二-1
	環境保全課	災害時における被災建築物のアスベスト調査	（一社）建築物石綿含有建材調査者協会	資料編参考環保-1
経済観光局	経済企画課	災害対策、防災・防犯に関する包括連携協定	イオン株式会社	資料編参考経経-1
			株式会社福屋	資料編参考経経-2
			佐川急便株式会社	資料編参考経経-3
			キユーピー株式会社	資料編参考経経-4
	地域産業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考産地-1
			イオンリテール㈱西日本カンパニー	資料編参考産地-2
			マックスバリュ西日本㈱	資料編参考産地-3
			生協ひろしま	資料編参考産地-4
			㈱イズミ	資料編参考産地-5
			㈱ファミリーマート	資料編参考産地-6
			フレスタグループ	資料編参考産地-7
			㈱福屋	資料編参考産地-8
			㈱セブン－イレブン・ジャパン	資料編参考産地-11
			NPO 法人コメリ災害対策センター	資料編参考産地-12
			㈱ローソン	資料編参考産地-13
			㈱ジュンテンドー	資料編参考産地-14

			コーナン商事㈱	資料編参考産地-15
			コストコホールセールジャパン㈱	資料編参考産地-16
経済観光局	地域産業振興課	災害時におけるＬＰガス等の調達及び供給	（一社）広島県ＬＰガス協会地区協議会（広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北）	資料編参考産地-9
		災害時における畳の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考産地-10
	農政課	災害時における食料の緊急調達等	全国農業協同組合連合会広島県本部、山崎製パン㈱広島工場、㈱アンデルセンサービス、広島駅弁当㈱、㈱千鳥	資料編参考農政-1
		災害時における飲料品の緊急調達等	㈱アクアクララ中国	資料編参考農政-2
		災害時における食料の緊急調達等	㈱ランチセンター	資料編参考農政-3
		災害時における食料の緊急調達等	㈱ほっかほっか亭総本部	資料編参考農政-4
	中央卸売市場	災害時における生鮮食料品の緊急調達等	広島市中央市場連合会､広島市中央卸売市場東部市場運営協議会､広島市食肉市場売買参加者組合	資料編参考場中-2
都市整備局	建築指導課	災害時における住宅の早期復興に関連する情報の交換等	（独行）住宅金融支援機構	資料編参考指建-1
道路交通局	道路管理課	災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送	(公社)広島県トラック協会	資料編参考道管-1
		災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送	(公社)広島県バス協会	資料編参考道管-2
		大規模災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	相互個人タクシー協同組合	資料編参考道管-3
		大規模災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	広島都市個人タクシー協同組合	資料編参考道管-4
		災害時における要配慮者の緊急輸送等の協力に関する協定	オレンジ介護タクシーグループ	資料編参考道管-5
	道路計画課	包括的相互協力等	西日本高速道路㈱	資料編参考路計-1
	道路課	災害時の公共土木施設等の応急対策等	広島安全施設業協同組合	資料編参考路路-1
下水道局	計画調整課	災害時における復旧支援	（地共）日本下水道事業団、（一社）日本下水道施設業協会、（一社）日本下水道施設管理業協会、（公社）日本下水道管路管理業協会、（公社）全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	資料編参考設計-1
	河川防災課	大規模災害時の支援協力	（一社）建設コンサルタンツ協会中国史部	資料編参考下河-2
			（一社）広島県測量設計業協会	資料編参考下河-3
水道局	企画総務課	応急給水、応急復旧等	（公社）日本水道協会中国四国地方支部	資料編参考水企-4
		応急給水、応急復旧等	日本水道協会広島県支部	資料編参考水企-5

水道局	業務管理課	災害時における応急措置	第一環境株式会社	資料編参考水業-1
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考水維-1
		災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社	資料編参考水維-2
		災害時等の応急給水場所の提供	㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考水維-3
消防局	総務課	高速道路における消防・救急業務	西日本高速道路㈱中国支社	資料編広島市消防計画(7)
	警防課	災害時における災害救助犬の出動	（特非）日本レスキュー協会	資料編参考消警-1
	予防課	ガス漏れ及びガス爆発事故の防止	広島ガス㈱	資料編広島市消防計画(6)

第２　広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請

《各担当課》

１　協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

２　応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

⑴　要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。

⑵　要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

３　協力事業者数

４２５事業者（令和６年１２月末現在）

第３　指定行政機関及び指定公共機関等への協力要請

１　日本郵便株式会社中国支社との相互協力

「広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」及び「広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定第２条第１項第５号に関する細則」に基づき、日本郵便株式会社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社	(1) 本市が収集した避難所開設状況の日本郵便株式会社への情報提供 (2) 被災者への郵便物配達先申出書の早期提出の働きかけ (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 郵便局社員が業務中に発見した道路等の損傷状況の本市への情報提供 (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等 (6)前各号に掲げるもののほか、協定の目的を達成するために必要な事項

２　国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

⑴　被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。

⑵　国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めたときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、相互に必要な協力体制を整える。

3　西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

また、道路整備特別措置法に基づき、災害救助に使用する車両を対象とした有料道路使用時の無料措置が講じられた場合は、被災地からの土砂、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体により生じたがれき等の搬出を迅速に行うため、本市が被災地からの土砂等の運搬に使用する車両を対象とし、料金所で行う手続きの簡素化を、西日本高速道路株式会社に要請する。

4　国土地理院への協力要請

「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」に基づき、国土地理院と本市は、災害対応等において相互に情報の共有を図り、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けるなど、迅速かつ効果的な防災の実施に向けて協力する。

5　国等による応急措置

⑴　本市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

⑵　市町村は、上記⑴の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

⑶　県は、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が実施すべき権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置に実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を本市に代わって行うものとする。

⑷　指定行政機関等は、被災により本市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が応急措置を実施すべき権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急阻止の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって行うものとする。

（資料編）　参考調政－４　広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書
参考情政－１　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書
参考場中－１　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
参考路計－１　広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

第４　他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）

1　人的受援の要請の基準

市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の応援を要請する。

なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

⑴　各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合
⑵　特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
⑶　その他市長等が他の地方公共団体等の職員の応援の必要があると認めた場合

2　受援班の設置

市長（市災害対策本部総務班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。

また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部総務班）に報告した場合にも市災害対策本部事務局に受援班を設置する。この場合には、市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画
参考危予－１　21 大都市災害時相互応援に関する協定
参考危予－２　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定
参考危予－３　災害時の相互応援に関する協定書
参考危予－５　広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定
参考危予－６　広島市と高知県安芸市との災害時相互応援に関する協定
参考危予－22　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
参考健健－１　21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
参考健健－２　21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書
参考下河－１　災害時における相互協力に関する基本協定
参考水企－１　19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
参考水企－２　東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
参考水企－４　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
参考水企－５　日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

第５　自衛隊への災害派遣要請

《危機管理室》

大規模な災害発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の２及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1　情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

⑴　県危機管理課　　電話　082-228-2111（内線 2783～2786）
　　082-228-2159、082-511-6720（直通）

⑵　陸上自衛隊第 13 旅団
ア　平日　第 46 普通科連隊　第２科　電話　082-822-3101（内線 2502・2506）
　　不在時（内線 2507･2535･2536･2537：第３科）
イ　休日及び夜間　第 46 普通科連隊　部隊当直司令室
　　電話　082-822-3101（内線 2505）

2　災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3　災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

⑴　被災状況の把握及び通報
⑵　避難の援助
⑶　遭難者の捜索救助
⑷　消防活動
⑸　水防活動
⑹　救援物資の輸送
⑺　道路及び水路の確保
⑻　応急の医療・救護・防疫
⑼　人員及び救援物資の緊急輸送
⑽　給食・給水・入浴支援
⑾　通信支援
⑿　救援物資の無償貸与又は譲与
⒀　危険物の保安及び除去

4　災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式３－２５－１の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式３－２５－１　災害派遣要請依頼書

令和　年　月　日

広島県知事　　様

広 島 市 長

自衛隊の災害派遣要請について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
⑴　災害の状況
市内の複数箇所で土砂災害が発生（細部不明）
⑵　派遣を要請する理由
市の救助能力を超える救助所要が発生しているため。
２　派遣を希望する期間
速やかに派遣（撤収時期は未定）
３　派遣を希望する区域及び活動内容
⑴　区　　域：広島市全区
⑵　活動内容：当初は捜索・救助（今後追加の可能性あり）
４　その他参考となるべき事項
自衛隊初動対処部隊（FAST Force）の前進目標は別途調整

5　防衛大臣が指定する通知先

県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあって、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

⑴　陸上自衛隊第 13 旅団長

陸上自衛隊第 13 旅団司令部　　安芸郡海田町寿町２－１

第３部（防衛班）　電話　082－822－3101　内線 2410

（夜間・土日・祝日等）　内線 2440（当直幕僚）

⑵　海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部　　呉市幸町８－１

オペレーション　　電話　0823－22－5511　内線 2222、2823（当直）

⑶　航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊　　福岡県春日市原町３－３－１

司令部防衛部運用課　　電話　092－581－4031　内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC 当直）

6　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7　自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

⑴　災害派遣部隊到着前

ア　本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

イ　派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供

ウ　派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備

エ　現場責任者の指名及び配置

オ　必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）

カ　臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）

キ　艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

⑵　災害派遣部隊到着後

ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ　派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

⑶　ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編３－２５－２に示すとおりである。

ア　臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

イ　離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。

ウ　離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。

エ　臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。

オ　着陸地には Ⓗ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。

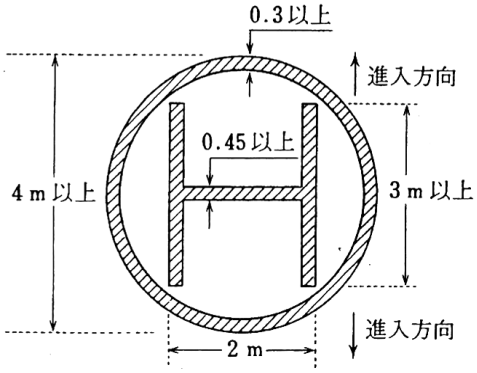

斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色

カ　物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。
キ　臨時ヘリポートを使用する際は、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8　派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

⑴　部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
⑵　隊員の給与
⑶　隊員の食糧費
⑷　その他部隊に直接必要な経費

9　自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画
３－２５－１　臨時ヘリポート可能箇所の目安
３－２５－２　災害時のヘリポート適地

第６　緊急消防援助隊への応援等要請

《消防局警防課》

1　応援等要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等を要請する。

なお、被災状況の全容把握が困難な場合等においては、119 番通報の受信状況等の情報をもとに、速やかに県等と協議のうえ、被災状況の把握のための先遣部隊等の派遣要請を行う。

2　要請の方法

⑴　県知事への要請は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話など）により連絡するものとし、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して電話により要請する。
⑵　出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。
ア　災害の種別・状況
イ　119 番通報の受信状況
ウ　人的・物的被害の状況
エ　道路・交通の被災状況
オ　応援を必要とする地域
カ　緊急消防援助隊の進出拠点
キ　緊急消防援助隊の到着ルート
ク　その他必要な情報

3　受入体制

⑴　市長は、県に設置された「消防応援活動調整本部」に消防局職員を派遣する。

⑵　市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。

⑶　緊急消防援助隊の進出拠点は、広島市消防局緊急消防援助隊受援計画「別表４」に規定する場所とする。

なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校等を指定している。

（資料編）　３－２５－４　広島市消防局緊急消防援助隊受援計画

第７　他都市への応援派遣

他都市から応援要請があった場合は、本市の状況を勘案し差し支えなければ、職員を応援派遣することとする。また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、事前に資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

第２６節　災害ボランティアの受入

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

第１　市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置

《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域共生社会推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「広島市総合福祉センター」（南区松原町５番１号）に、また、区社会福祉協議会は、区災害ボランティアセンター（８区）を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとする。

区災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等について区災害対策本部と調整を行う。

１　市災害ボランティア本部の設置については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。区災害ボランティアセンター（８区）については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の協議等を踏まえ、区社会福祉協議会において決定する。なお､市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

２　次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。

⑴　市内で震度５弱以上の地震が発生したとき。

⑵　連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。

３　市災害ボランティア本部の開設場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

⑴　広島市総合福祉センター

⑵　広島市まちづくり市民交流プラザ

⑶　広島市役所本庁舎会議室

市（区）災害ボランティア本部（センター）においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握する。

市災害ボランティア本部は、必要に応じて各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

第２　広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

《市民局市民活動推進課》

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

第３　受付窓口の設置

《市民局市民活動推進課》

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

第４　災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

《市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本市は、可能な範囲で、災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保するとともに、ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの資機材の貸出し又は提供を行う。

また、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

第５　海外からの支援の受入

《市民局市民活動推進課・国際化推進課》

１　国等から、海外からの支援の受入計画が示された場合には、市災害対策本部で受入の規模・受入体制等を決定する。

２　海外からの支援の申出が直接本市にあった場合には、市民局国際化推進課を窓口とする。

また、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの要否を決定する。

（資料編）　２－１３－１　広島市受援計画

第２７節　区の応急対策

第１　活動方針

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第２　活動体制

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　組織・運営

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第５　災害警戒本部」及び「第６災害対策本部」に定めるところによる。

２　職員の動員

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第７　職員の動員」に基づき、区ごとに作成する動員計画による。

３　分掌事務

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第５　災害警戒本部」及び「第６災害対策本部」に定めるところによる。

第３　被害情報の収集・連絡

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第３節　情報収集及び伝達」に定めるところによる。

第４　災害広報・広聴

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　広報活動

区災害対策本部は、災害に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全を確保することを目的として、災害発生後直ちに広報活動を開始する。以後、応急対策の進展に伴い、被災者等のニーズを十分把握し、各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たって、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、被災者のおかれている生活環境等に配慮した方法により行い、特に、聴覚障害者、視覚障害者などの要配慮者への十分な配慮を行う。

⑴　広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、総務班広報担当の統制の下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

⑵　広報事項

ア　災害発生直後の広報

(ｱ)　気象・災害に関する情報
(ｲ)　パニック防止の呼びかけ
(ｳ)　避難指示等
(ｴ)　出火防止の呼びかけ
(ｵ)　消火、人命救助の協力呼びかけ
(ｶ)　区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
(ｷ)　区の応急対策実施状況
(ｸ)　その他必要な事項

イ　災害の状況が静穏化した段階の広報

(ｱ)　気象・災害に関する情報
(ｲ)　被害状況及び応急対策実施状況
(ｳ)　安心情報
(ｴ)　生活関連情報
　ａ　電気・ガス・水道
　ｂ　食料・生活必需品の供給状況
(ｵ)　通信施設の復旧状況
(ｶ)　道路交通状況
(ｷ)　交通機関の運行状況
(ｸ)　医療機関の活動状況
(ｹ)　ボランティアの活動状況
(ｺ)　臨時相談所に関する情報
(ｻ)　その他必要な事項

ウ　救援期の広報

(ｱ)　避難所の状況
(ｲ)　生活援護情報
　ａ　災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
　ｂ　市税の減免等
(ｳ)　企業援護情報
(ｴ)　義援金等の支給手続き
(ｵ)　公共施設復旧状況
(ｶ)　罹災証明書の発行手続き
(ｷ)　応急対策実施状況及び今後の見通し
(ｸ)　死者・行方不明者の状況
(ｹ)　仮設住宅の設置及び申込手続き
(ｺ)　その他必要な事項

⑶　広報事項の伝達系統

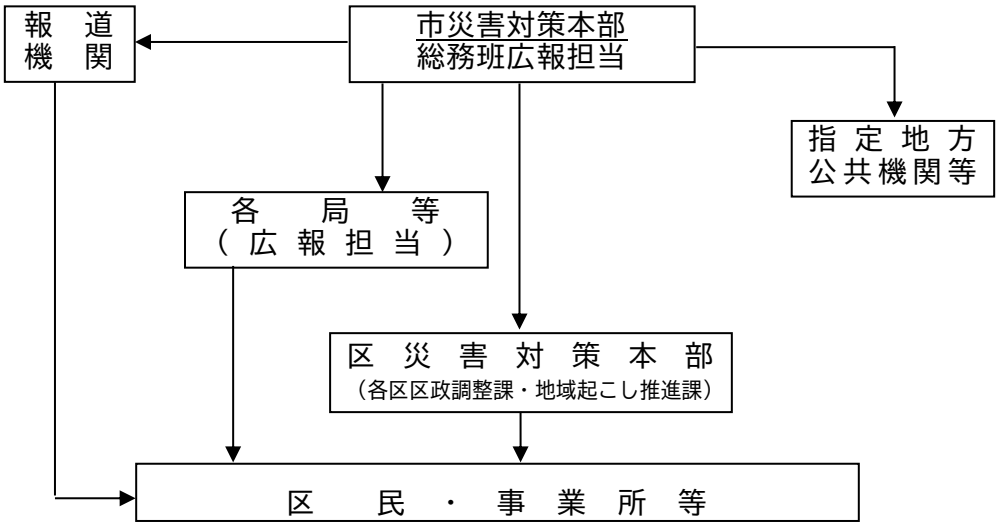

⑷　広報の方法

ア　テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ　既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ　広報車の利用

⑺　災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

⑴　広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ　職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ　チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

⑸　報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2　広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

⑴　市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況により必要と認めた場合、区民からの相談をワンストップで行う市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて指定避難所や市有施設等に設置する。

⑵　要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第５　避難対策

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第５節　避難対策」及び水防計画「第４章　避難対策」に定めるところによる。

第６　応急救助活動

区災害対策本部は、災害による罹災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第 24 節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

１　応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、救助内容等について市災害対策本部（危機管理室危機管理課）と協議して応急救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

２　区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

⑴　衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア　調達に関すること。

市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。

域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局総括班統制・対策担当）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。

イ　食品の供給に関すること。

㋐　炊き出しその他による食品の給与の対象者

次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無にかかわらず現に食物を得られない者に対して行う。

ａ　避難指示により開設された避難所に収容された者

ｂ　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者

ｃ　避難指示が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者

ｄ　その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

㋑　給与の基準

１日１人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とし、被災者が直ちに食することができる現物によることを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊き出しで代えることができる。

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

㋐　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の対象者

次のすべてに該当し、区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

ａ　災害により住家が全焼・全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

ｂ　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ｃ　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

⑴ 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品　目	内　　容　（例）
寝　　具	タオルケット、毛布、布団等
上　下　着	洋服、作業衣、こども服、シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘、ビニールシート等
日　用　品	石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
調 理 道 具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ等
食　　器	茶碗、皿、箸等
光 熱 材 料	マッチ、ＬＰガス、カセットコンロ用燃料、電池等
消 耗 器 材	紙おむつ、生理用品、ストーマ用装具等

⑵ 物資の供給基準額

１人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

⑵ 医療・救護対策《各区地域支えあい課・福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、保健医療担当局長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第 12 節　医療・救護対策」に定めるところによる。

⑶ 指定避難所に滞在することができない被災者への対策《各区市民課・保険年金課・生活課・地域支えあい課・福祉課》

指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配給や保健師等による巡回健康相談等の実施に係る情報の周知に努める。

⑷ 遺体の収容及び火葬対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の捜索・収容

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出及び遺体収容の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに捜索活動を行い、警察、消防等関係機関の協力を得て早期の収容に努める。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の遺体を収容・安置する必要が生じた場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、保健医療担当局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、保健医療担当局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体及び身元は判明しているが引受人のない遺体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第７　応急復旧活動

《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第８　緊急輸送

《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

１　車両等の確保

⑴　区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

⑵　民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあっせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

２　車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署又は交通検問所）に緊急通行車両の証明書及び確認標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第９　応援要請

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

１　職員の応援要請

⑴　区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。

⑵　応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

２　他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

３　防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

４　応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れにあたっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第１０　区応急対策実施計画の策定

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　目的

《危機管理室》

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることが必要である。

本章は、災害に対する応急対策を行った後の被災施設の復旧及び被災者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを目的とする。

第２節　復旧・復興の基本方向の決定

《関係局等》

本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うとともに、関係機関等と連携した応急対策に当たるため、災害の規模等必要に応じて、国・県等関係機関と連携して応急復旧を行う。

第３節　復旧・復興計画

《関係局等》

第１　基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の意見や、男女共同参画の視点が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第２　災害に強い都市構造の形成

本市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第４節　生活援護計画

災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。

第１　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

《市民局消費生活センター》

本市（市民局）は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のため、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

1　価格及び需給動向の監視並びに情報の提供

2　関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第２　被災者に対する支援

《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。

局　等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
危機管理室	1	罹災（火災以外）証明書の交付手数料の免除	②	災害予防課
企画総務局	2	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	区政課
財政局	3	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係
	4	市税証明等の交付手数料の免除	②	
健康福祉局	5	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係 地域共生社会推進課 保護自立支援課
	6	被災者生活再建支援金、広島市（県）被災者生活再建支援補助金	②③	保護自立支援課
	7	災害援護資金	③	
	8	生活福祉資金貸付制度	③	地域共生社会推進課
	9	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係
	10	高齢者住宅整備資金貸与金の返済猶予	①	
	11	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係
	12	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係
	13	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課
	14	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②	
	15	難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和	①	
	16	自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更	①	障害自立支援課
	17	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①	
	18	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	①	
	19	補装具費・日常生活用具等支給に係る利用者負担額の減免	①	
	20	障害児通所支援等利用者負担額の減免	①	
	21	児童福祉施設（障害児入所施設）徴収金の減免	①	
	22	障害者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	②	
	23	成人及び高齢者の健康相談	－	健康推進課保健予防・指導係
	24	メンタルヘルス相談	－	精神保健福祉課 精神保健福祉ｾﾝﾀｰ相談課

局　　等	番号	支　援　策　の　名　称	分類	担　当　課　・　係
健康福祉局	25	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係
	26	国民健康保険料の減免	②	保険年金課保険係
	27	後期高齢者医療費の一部負担金の減免	①	保険年金課福祉医療係
	28	後期高齢者医療保険料の減免	①	
	29	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①	
	30	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②	
	31	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係
	32	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①	
こども未来局	33	保育料の減免	②	幼保給付課
	34	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども青少年支援部こども・家庭支援担当
	35	児童福祉施設（保育園を除く）入所者負担金の減免	②	
	36	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度	② ③	
環　境　局	37	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係
	38	ごみステーションの管理用具の貸与	①	業務第一課指導係
	39	液状一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免	①	業務第二課指導係
経済観光局	40	中小企業特別融資（災害復旧資金）	②	中小企業支援課
	41	農業災害特別対策資金利子補給	②	農政課
	42	被害漁業者救済資金利子補給	②	水産課
都市整備局	43	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係
	44	建築確認申請手数料等の減免	①	
	45	被災者住宅や建築物の復旧などに関する建築相談	－	
	46	被災した住宅の応急修理	③	建築指導課第一指導係
	47	宅地造成等許可申請手数料の減免	①	宅地開発指導課指導調整係
	48	災害復興住宅特別貸付	②	住宅政策課計画係
	49	市営住宅の提供	②	住宅政策課管理係
道路交通局	50	道路占有料の免除	②	道路管理課管理係
下 水 道 局	51	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係
	52	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係
	53	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係
消　防　局	54	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課
	55	り災証明書（広島市火災調査規程によるものに限る）の交付手数料の免除	②	予防課調査係
	56	ビニールシート及び土のうの貸与	①	警防課警防企画係
水　道　局	57	水道料金の減免	②	営業課庶務係
	58	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水課給水装置係
教育委員会	59	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	60	市立高等学校授業料等減免	②	
	61	遠距離通学費の支給	②	

【分類の内訳】

① 一定の要件を満たせば該当する支援策

② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策

③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

第３　被災者等に対する生活相談

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて避難所や他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、様々な手続きや相談をワンストップで行えるよう、関係部局と連携を密にし、必要に応じ調整を行い、適切な処理等に努める。

また、弁護士、司法書士及び行政書士などの専門家と連携し、被災者等に対してきめ細やかな相談対応等に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

（資料編）　参考危予―20　大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定

第４　災害弔慰金・見舞金等の支給

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・保護自立支援課、各区生活課》

制度の概要等は次のとおりである。（自然災害の場合）

制　　度	適 用 要 件	弔　慰　金	見　舞　金（品）	
			負　傷　者	住 家 被 害
1 災害弔慰金、災害障害見舞金 （国制度）	①住家が５世帯以上滅失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村がある場合 ③上記と同等と認められる災害	災害による死亡者の遺族 生計維持者　500 万円 その他　250 万円	災害により重度の障害を受けた者 生計維持者　250 万円 その他　125 万円	制度なし
2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金 （市制度）	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 50 万円 ※	１か月以上医師の治療を要する者 10 万円 ※	全壊　30 万円 大規模半壊　20 万円 半壊　10 万円 床上浸水 5 万円
3 広島県災害弔慰金及び災害見舞金 （県制度）	気象台等の発表する注意報・警報の発表に起因する災害等	災害による死亡者の遺族 50 万円 ※	制度なし	全壊　30 万円 半壊　10 万円
4 日赤災害香華料及び災害見舞金	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 ２万円 ※	入院２週間以上の重傷者 １万円 ※	全壊、半壊、床上浸水 毛布、緊急セット等

（注）①　住家被害の全壊、半壊は、それぞれ全焼、半焼も含む。

②　※の表示がある項目は、１の法による弔慰金及び見舞金の支給がある場合は除外される。

１　災害弔慰金及び災害障害見舞金（国制度）《健康福祉局保護自立支援課、各区生活課》

対　象　災　害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・　住家が５世帯以上滅失した災害 ・　都道府県内で、災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合 ・　上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族 （配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹） ※兄弟姉妹については、死亡者と死亡当時同居、又は生計を同じくしていた者で、死亡者に配偶者、子、父母、孫、祖父母のいない場合に限る	生計維持者	500 万円
		その他の者	250 万円
災害障害見舞金	災害により、次の障害が残った者 ① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における重複障害が、上記と同等以上のもの	生計維持者	250 万円
		その他の者	125 万円
支　　給	区生活課で受付を行い、健康福祉局保護自立支援課から支給		
根　　拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例		

2　広島市災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局健康福祉企画課・保護自立支援課、各区生活課》

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象		左記以外の災害	
			単身世帯	複数世帯
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族	50万円	10万円	
災害見舞金	1か月以上医師の治療を要する負傷者	10万円	3万円	
	住家の全壊・全焼・流失世帯	30万円	3万円	4.5万円
	住家の大規模半壊世帯	20万円	2万円	3万円
	住家の半壊・半焼（大規模半壊を除く）世帯	10万円	2万円	3万円
	住家の床上浸水世帯	5万円	1万円	1.5万円
支給	区生活課			
根拠	広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱			

※　上記のうち、災害弔慰金及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

3　広島県災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局保護自立支援課、各区生活課》

対象災害	広島地方気象台及び大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発表された場合における自然現象に起因して被害が生ずること等	
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族	50万円
災害見舞金	住家の全壊・全焼・流出世帯	30万円
	住家の半壊・半焼世帯	10万円
支給	区生活課で市見舞金等の手続きと同時に手続きを行い、県から支給	
根拠	広島県災害見舞金等支給要綱	

※　上記のうち、災害弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

4　日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資《健康福祉局地域共生社会推進課、各区生活課》

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象及び日常の火災		
災害香華料	災害による死亡者の遺族		2万円
災害見舞金	2週間以上の入院を要する者		1万円
災害救援物資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布1枚　②安眠セット1組 ③バスタオル1枚 ④寝衣1着　⑤緊急セット1組以上
		大災害	①毛布1枚　②安眠セット1組 ③タオルケット1枚 ④タオル3点セット1組 ⑤緊急セット1組以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯		被害の状況を勘案して支給できる。
支給	区生活課（日本赤十字社広島県支部広島市地区本部各区地区）		
根拠	災害による死者・重傷者に対する香華料・見舞金取扱要領 災害救援物資取扱要領		

※　上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。
大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

第５　被災者生活再建支援金の支給

≪健康福祉局保護自立支援課、各区生活課≫

１　被災者生活再建支援金（国制度）

<table>
<tr><td>対象災害</td><td>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、
①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市区町村の災害
②　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の災害
③　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の災害
④　①又は②の適用を受ける市区町村を含む都道府県内の市区町村（人口 10 万人未満に限る。）で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害
⑤　①～③の適用を受ける市区町村に隣接する市区町村（人口 10 万人未満に限る。）で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害</td></tr>
<tr><td>対象世帯・支給金額等</td><td>支給金額は基礎支援金、加算支援金の合計額
<table>
<tr><th rowspan="3">被災世帯の区分</th><th rowspan="3">損害割合</th><th colspan="3">支援金の支給額</th></tr>
<tr><th rowspan="2">基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr>
<tr><th>住宅の再建手段</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">全壊</td><td rowspan="3">50％以上</td><td rowspan="3">100 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大規模半壊</td><td rowspan="3">40％台</td><td rowspan="3">50 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中規模半壊</td><td rowspan="3">30％台</td><td rowspan="3">―</td><td>建設・購入</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）</td></tr>
<tr><td>受付及び支給</td><td>区生活課で受付を行い、被災者生活再建支援法人から支給
（申請期間
①　基礎支援金：災害発生日から１３月以内
②　加算支援金：災害発生日から３７月以内）</td></tr>
<tr><td>根拠</td><td>被災者生活再建支援法</td></tr>
</table>

２　広島市（県）被災者生活再建支援補助金

<table>
<tr><td>対象災害</td><td>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、
・県内に被災者生活再建支援法が適用される市町村が１以上あり、広島市において法適用がない場合の災害</td></tr>
<tr><td>対象世帯・支給金額等</td><td>上記国制度に同じ</td></tr>
<tr><td>受付及び支給</td><td>区生活課で受付を行い、支給額の１／２ずつを区生活課及び県から支給
（申請期間
上記国制度に同じ）</td></tr>
<tr><td>根拠</td><td>広島市（県）被災者生活再建支援補助金交付要綱</td></tr>
</table>

第６　貸付制度等

《健康福祉局地域共生社会推進課・保護自立支援課、各区生活課》

１　災害援護資金貸付制度

対　象　災　害		都道府県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害
貸　付　対　象		上記災害により次に掲げる被害を受けた世帯（所得制限有り） ・①療養に要する期間が概ね１か月以上の世帯主の負傷 ・②住居の滅失、③全壊、④半壊又は⑤家財の１／３以上の損害
貸付限度額 （○付き数字は上記被害程度）	① ⑤ ④ ③ ②	150 万円 150 万円 170(250)万円 250(350)万円 350 万円 250 万円 270 万円 (350) 350 万円 ※（　）は特別の事情がある場合
所　得　制　限		世帯人員　～　市町村民税における総所得金額 １人～ 220 万円未満　２人～ 430 万円未満　３人～ 620 万円未満 ４人～ 730 万円未満　５人以上は１人増すごとに＋30 万円 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円未満
償還期限／据置期間		10 年（据置期間を含む。）／３年（特別の場合５年）
貸　付　利　子		年１％（据置期間中は無利子）　※連帯保証人を立てる場合は無利子
受　付		区生活課
保　証　人		連帯保証人　１人　又は　なし
申　込　期　間		災害の翌月から３ケ月以内
根　拠		災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例

２　生活福祉資金貸付制度

区分	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	住宅の増改築、補修等に必要な経費	緊急小口資金
貸付対象	低所得者世帯・障害者世帯 65 歳以上の高齢者世帯 （日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）		
貸付限度額	150 万円	250 万円	10 万円
措置期間	貸付日から６か月以内		貸付日から２か月以内
償還期限	償還期間経過後７年以内		償還期間経過後８か月以内
貸付利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年 1.5% ※利子補給あり（実質無利子）		無利子
受付場所	居住区の区社会福祉協議会又は避難先の市区町社会福祉協議会		
根拠	生活福祉資金貸付制度要綱		

（注）前掲１の制度の対象となる世帯は除く。

３　災害援護資金貸付等利子補給（平成１１年６月豪雨災害、平成１３年芸予地震、平成２６年８月豪雨災害及び平成３０年７月豪雨災害に適用）

支　給　要　件	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付、生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費・住宅の増改築、補修等に必要な経費）貸付又は母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金）貸付を受け住宅の補修等を行う者
支　給　額	貸付金支払利子相当額

第７　市税の減免等

《財政局税務部各課・各市税事務所、収納対策部各課》

災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、個人の市民税（県民税を含む。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。

１　市税の減免

⑴　個人の市民税

減免の対象となる者			減免する税額
死亡した者			災害を受けた日の属する年度（1月1日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（Ａ）
障害者となった者			（Ａ）の９／10の額
自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。以下同じ。）	※損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上	前年の合計所得金額が500万円以下	（Ａ）と同じ額
		〃　500万円を超え750万円以下	（Ａ）の１／２の額
		〃　750万円を超え1,000万円以下	（Ａ）の１／４の額
	※損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満	〃　500万円以下	（Ａ）の１／２の額
		〃　500万円を超え750万円以下	（Ａ）の１／４の額
		〃　750万円を超え1,000万円以下	（Ａ）の１／８の額
特定災害（災害救助法第２条第１項に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	（Ａ）と同じ額
		〃　500万円を超え750万円以下	（Ａ）の１／２の額
		〃　750万円を超え1,000万円以下	（Ａ）の１／４の額
	被害の程度が中規模半壊又は半壊	〃　500万円以下	（Ａ）の１／２の額
		〃　500万円を超え750万円以下	（Ａ）の１／４の額
		〃　750万円を超え1,000万円以下	（Ａ）の１／８の額

※　保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。

⑵　固定資産税・都市計画税

減免の対象となる固定資産			減免する税額
土　　地	被害面積が当該土地の面積の８／10 以上		災害を受けた日の属する年度（1 月 2 日から 3 月 31 日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（Ｂ）
	〃　　６／10 以上８／10 未満		（Ｂ）の８／10 の額
	〃　　４／10 以上６／10 未満		（Ｂ）の６／10 の額
	〃　　２／10 以上４／10 未満		（Ｂ）の４／10 の額
家　　屋	著しく価値を減じた家屋（Ｃ）	全壊等の場合	（Ｂ）と同じ額
		６／１０以上の価値を減じた場合	（Ｂ）の８／１０の額
		４／１０以上６／１０未満の価値を減じた場合	（Ｂ）の６／１０の額
		２／１０以上４／１０未満の価値を減じた場合	（Ｂ）の４／１０の額
	特定災害により著しく価値を減じた家屋（（Ｃ）による申出があったものを除く。）	被害の程度が全壊であるとき	（Ｂ）と同じ額
		被害の程度が大規模半壊であるとき	（Ｂ）の６／１０の額
		被害の程度が中規模半壊又は半壊であるとき	（Ｂ）の４／１０の額
償却資産	（Ｃ）の家屋の場合に準ずる		

⑶　軽自動車税

減免の対象となる軽自動車等	減免する税額
災害により減失し、又は損壊した軽自動車等で、使用不能となったもの	災害を受けた日の属する年度において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額

⑷　手続き

減免を受けようとする被災者は、納期限までに、減免申請書を財政局各市税事務所・税務室（給与所得に係る個人の市民税で特別徴収されているものについては財政局市民税課）に提出しなければならない。

２　徴収猶予等

災害のため市税に係る申告書等の書類の提出や市税の納付（納入）を期限までに行うことができない被災者は、期限の延長や徴収猶予が認められる。

申告等の期限の延長を受けようとする者は、財政局各市税事務所・税務室（給与所得に係る個人の市民税で特別徴収されているもの、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、財政局収納対策部各課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。

第８　住宅復旧融資等

１　広島市災害復興住宅特別貸付要綱による貸付《都市整備局住宅政策課》

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、広島市内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者に対し、広島市災害復興住宅特別貸付要綱により貸付を行う。

２　住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度の案内等《都市整備局建築指導課》

災害により住宅が滅失し、又は損傷した場合に災害復興住宅資金の貸付（建設、新築住宅購入、リ･ユース住宅購入、補修）が、住宅金融支援機構において行われる。

本制度の融資を受けるには、罹災地域を管轄する区長（各区地域起こし推進課）が発行する罹災証明書が必要となる。

３　災害公営住宅の供与等《都市整備局住宅政策課・住宅整備課》

本市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、市営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅の空家を活用する。

さらに、被災者の住宅に対する需要を満たすことができない場合は、関係機関と調整して、本市以外の公営住宅等への特定入居や空家の活用により対応する。

第５節　企業等援護計画

災害により被害を受けた企業等の復旧を促進するための措置を講じることにより、生産力の回復と経営の安定を図る。

第１　農林漁業関係の融資

《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

災害により被害を受けた農林漁業等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増強と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 38 年法律第 136 号）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）等に基づき融資する。

１　農業関係

令和 4 年 10 月 20 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）	0.30～0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植			25 年以内	10 年以内	
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.30～0.70%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	貸付を受ける者が当該年度に負担する額	0.30～0.70%	25 年以内	10 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建等	600 万円 （特認　年間経営費等の 12 分の 6 以内）	0.30～0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200 万円 （激甚災害の場合 250 万円） 法人 2,000 万円ほか	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	3～6 年以内 （激甚災害の場合 4～7 年以内）	－	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会　5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫
農業災害特別対策資金		県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得当に必要な資金	経営資金 個人　200 万円 （果樹・畜産 500 万円） 法人　1,000 万円 施設資金 個人　1,800 万円 法人　2 億円	災害の状況により決定する	経営資金 7 年以内 施設資金 7～17 年以内	経営資金 1 年以内 施設資金 2～7 年以内	農業協同組合

2　林業関係

令和 7 年 10 月 21 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）	1.25～2.10%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%	1.25～2.10%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の 80%	1.25～2.10%	30 年以内（林業経営改善計画による：40 年以内、長伐特認等による：50 年以内）	20 年以内（林業経営改善計画による:25 年以内、長伐特認等による:35 年以内）	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	1.25～1.85%	15 年以内	5 年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	1.25～2.10%	20 年以内（林業経営改善計画による：25 年以内）	３年以内（林業経営改善計画による：7 年以内）	
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	一般　600 万円 （特認　年間経営費の 12 分の 6 以内）	1.25～1.85%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金（市長の被害認定が必要）	個人　200 万円 （激甚災害の場合 250 万円） 法人 2,000 万円ほか	6.5%以内で法律の発動の都度定める	3～6 年以内 （激甚災害の場合 4～7 年以内）	－	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金（県知事の被害認定が必要）	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会 5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	県森林組合連合会

3　漁業関係

令和 4 年 10 月 20 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80% 1 施設当たり 300 万円 （特認　600 万円） （漁船 1,000 万円）	0.30～ 0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%	0.30～ 0.70%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.30～ 0.70%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場及び水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000 万円 （激甚災害の場合 250～5,000 万円） 法人 2,000～5,000 万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める	3～6 年 （激甚災害適用の場合は 4～7 年）	－	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会　5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	農林中央金庫県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 （特認　年間経営費等の 12 分の 6 以内）	0.30～ 0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

第２　中小企業関係の融資

《経済観光局中小企業支援課》

１　株式会社商工組合中央金庫

令和４年３月31日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　考
災害復旧資金 災害により当該事業者が被害を受けた中小企業者等	○運転資金 ○設備資金 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金	限度額の定めなし	所定の利率	○運転資金 10年以内 （据置期間 ３年以内） ○設備資金 20年以内 （据置期間 ３年以内）	商工中金 広島支店、 広島西部支店 福山支店	

２　株式会社日本政策金融公庫中小企業事業

令和４年３月31日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　　考
災害復旧貸付 指定された災害により被害を受けた事業者の方	被災によって生じた損害を復旧するために、必要な運転資金及び設備資金	1億5,000万円 （別枠）	基準利率	○運転資金 10年以内 （据置期間 ２年以内） ○設備資金 15年以内 （据置期間 ２年以内）	日本政策金融公庫広島支店中小企業事業	

３　株式会社日本政策金融公庫国民生活事業

令和４年３月31日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　　考
災害復旧貸付 指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 １　災害により直接被害を受けた方（注） ２　前１以外で売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	被災によって生じた損害を復旧するために、必要な運転資金及び設備資金	各融資制度ごとの融資限度の額に、１災害につき3,000万円を加えた額	普通貸付 基準金利 特別貸付 各融資制度に定められた利率	普通貸付 10年以内 （据置期間 ２年以内） 特別貸付 各融資制度に定められた融資期間内	日本政策金融公庫広島支店国民生活事業	（注） 原則として市町村またはその委任を受けた者が発行する罹災証明書が必要

4　広島県信用保証協会

令和 4 年 3 月 31 日現在

保証制度名	保証対象	使　途	保証金額の限　度	保証期間	保証料率	備　考
災害関係特別保証制度	災害救助法が適用された地域または、主務省において指定した地域内に事業所を有し、直接激甚災害を受けた中小企業者、協同組合等	災害からの再建資金	一般保証とは別枠 ○個人・会社 28,000 万円 ○協同組合等 48,000 万円	○運転資金 7 年 ○設備資金 10 年	普通保証・無担保保証 年 0.70% 無担保無保証人保障 年 0.60%	○市町村長の罹災証明書が必要 ○申込みは通常の保証申込みに同じ

5　広島市

令和 4 年 3 月 31 日現在

融資対象	使　途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　考
中小企業特別融資（災害復旧資金） 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とする方	運転資金及び設備資金 ※設置場所が広島市外である設備についても、これを認める。	運転資金・設備資金 8,000 万円以内	年 1.0% 以下	10 年以内（据置期間 1 年以内）	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合	市町村長等の発行する「罹災証明書」又はそれに類する書類を添付し、保証協会又は金融機関へ申し込む

第６節　義援金の受入・配分計画

災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄託された義援金を被災者に確実かつ迅速に配分する。

第１　義援金の受入の決定

《企画総務局総務課、各区区政調整課》

1　企画総務局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する義援金の必要性を検討し、義援金の受入の適否を決定する。

2　受入の決定までの間に、市民（他都市市民及び市民から寄託を受けた自治体を含む。）から義援金の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。

3　受入を行わない場合は、必要に応じ義援金に関する問い合わせ窓口を各区区政調整課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。

第２　義援金の受付及び保管

《企画総務局総務課、各区区政調整課》

1　寄託された義援金は、企画総務局総務課及び区（区政調整課）において受け付けるとともに、寄託者に領収書を交付する。ただし、特定の被災者へ送金するなど条件を付して行われる義援金は受け付けない。

2　義援金は、速やかに市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。
3　日本赤十字社（所管：健康福祉局地域共生社会推進課、各区生活課）でも義援金の受付を行う場合は、広島市が行う義援金の受付と日本赤十字社が行う義援金の受付のいずれとするかは、申出者の意向を優先する。
4　区が義援金を受け付けたときは、寄託者名・金額等を所定様式により、企画総務局へ報告する。

第３　義援金の配分

《企画総務局政策企画課、各区区政調整課》

義援金の配分に当たっては、企画総務局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局及び区においてこれを行う。ただし、配分内容により他の適切な所管局がある場合には当該所管局においても配分を行う。

また、平成２６年８月２０日の豪雨災害時のように、多額の義援金が寄せられ、広範な使途で長期にわたり配分を行う場合は、全庁的な体制を整備した上で配分を行う。

配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。

第４　他の市町村が被災した場合の措置

《危機管理室、健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

1　危機管理担当局長は、他の市町村が被災した場合、被災状況や被災地のニーズ、国や他の自治体の救援状況等を踏まえ、備蓄物資の拠出、義援金の受入の適否を決定する。
2　危機管理担当局長は、義援金等の受入を決定した場合、健康福祉局長へ報告し、健康福祉局長は次に掲げる事務を行う。
⑴　受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
⑵　受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。
⑶　義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等については報道機関を通じて公表する。
⑷　義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。ただし、義援金については、日本赤十字社に寄託する。
⑸　受け付けた義援金等は、適宜、日本赤十字社に送金又は被災地の受入機関に送付する。

第７節　公共施設災害復旧計画

《各関係課》

第１　基本方針

1　本市は、応急対策を実施した後の被災公共施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
2　公共施設の災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないようにするとともに、原型復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど、災害対応力の向上に配慮する。

第２　復旧計画

１　公共施設の災害復旧に関しては、現存の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工・短期完成を図る。

２　公共施設の災害復旧に関する主な法律及び事業は、次のとおりである。

法　　律	主　な　事　業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 （河川、道路、水道、下水道等）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地・農林業用施設等災害復旧事業 農林業用施設等災害関連事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）	公立学校施設災害復旧事業
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅災害復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	上水道施設災害復旧事業
海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）	海岸保全施設災害復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路災害復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川災害復旧事業
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）	砂防設備災害復旧事業
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）	地すべり防止施設災害復旧事業
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）	急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設災害復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設災害復旧事業
障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	障害福祉サービス事業所災害復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設災害復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	婦人保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 法律第 150 号）	開拓者施設災害復旧事業 公立社会教育施設災害復旧事業 私立学校施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 湛水排除事業 農地・農林業用施設等災害復旧事業 農林業用施設等災害関連事業 森林災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

第８節　罹災証明書の交付

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく、被災者に対して罹災証明書を交付する。

なお、その取扱いについては、罹災証明書取扱要領による。

（資料編）　４－８－１　罹災証明書等交付要領

第５章　公益事業等防災計画

第１節　電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター）

中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力㈱西部水力センターにおいては、「中国電力・中国電力ネットワーク防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

第１　事業所の現況

中国電力ネットワーク㈱および中国電力㈱の広島市地域にある本社及び事業所は別表１のとおりである。

第２　災害対策組織

１　災害対策組織の編成

本社、ネットワークセンター・水力センターの機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制、非常体制及び特別非常体制があり。防災体制の発令基準は別表１のとおりである。

防災体制が発令された場合、次の表のとおり、本社、ネットワークセンター・水力センターでそれぞれ対策組織を編成する。

区　　分	本　　社	ネットワークセンター・水力センター
警　戒　体　制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非　常　体　制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

２　組織編成および各班の任務

⑴　本社における対策組織の組織編成・任務は、別表２のとおりである。

⑵　ネットワークセンター・水力センターにおける対策組織の組織編成・任務は、別表３のとおりである。

３　防災体制時の動員

防災体制時の動員は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

第３　情報連絡体制

情報連絡・報告経路

防災体制下の情報・指令伝達経路は別表４のとおりである。

第４　防災業務施設および設備の整備

１　観測・予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ・テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図る。

２　通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡・指示・報告等のため、必要に応じ諸施設および設備の強化・整備を図る。

第５　風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限度にとどめるため、次の対策を講じる。

1　予防広報
⑴　断線した電線への接触注意呼び掛け
⑵　停電に備えラジオ・懐中電灯等の準備呼び掛け
2　現在設備の被害防止
⑴　発・変電所構内及び周辺の臨時巡視
⑵　碍子水洗の事前実施
⑶　飛散あるいは倒壊による設備被害防止対策実施
⑷　窓・扉等開閉部の点検・補修
3　工事中設備の第三者への被害防止
⑴　工事中箇所の臨時巡視
⑵　工事中設備の飛散・飛来あるいは倒壊による被害防止対策実施
4　復旧資器材の点検・整備
⑴　碍子・電線等復旧資材の点検・整備
⑵　移動発電機等非常用機器の運転確認
5　長期計画による整備事項
⑴　送電線新設ルート決定に際し風の収束する地点の回避
⑵　耐塩碍子への取替え推進
⑶　電線接近樹木の計画的伐採
⑷　耐風強度を持った設備の建設
⑸　電線の地中化推進

第６　浸水予防対策

高潮等による浸水被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。
1　現在設備の被害防止
⑴　発・変電所構内及び周辺部の臨時巡視
⑵　土のう、排水ポンプ等の点検・整備
⑶　漏水が予想される箇所があれば応急修理
2　工事中設備の第三者への被害防止
⑴　工事中箇所の臨時巡視
⑵　掘削現場（地中埋設管路工事等）の崩壊防止実施
3　復旧資器材の点検・整備
移動発電機等非常用機器の運転確認
4　長期計画による整備事項
⑴　防水扉、角落し等浸水対策推進
⑵　発・変電所新設時浸水対策の考慮

第７　停電応急対策計画

停電の社会的影響の重大さに鑑みライフライン確保を中心に、次の対策を講じる。
1　設備被害に対しては原則として応急の仮復旧工法により早期送電を図る。
2　系統切替・転負荷等停電時の復旧マニュアルを作成する。
3　停電復旧のための支援要請箇所及び連絡方法を整備する。

第８　災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。
1　広報活動
⑴　フリーダイヤル、コンタクトセンター、停電情報アプリによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）
⑵　広報車両・拡声放送によるお知らせ
⑶　ラジオ、テレビ、新聞等を活用したタイムリー情報の提供
⑷　電話、ポスター、文書等によるお知らせ
⑸　行政機関の放送設備等を活用した情報の提供

2　広聴活動

災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

第９　応急復旧活動

1　電力施設の応急復旧

非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「組織規程」に定める組織系列による。

非常災害が発生した場合は、社内要員は各持場に待機し、応変の活動を行う。また、工事請負者に協力を依頼する。

復旧に際しては、被害の状況、施設の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短時日の復旧に努める。

2　復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先する。

3　火災発生の場合

火災発生の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。送電を継続することが危険と認められる場合は、送電を停止する等の措置を行う。

4　震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険防止措置を講じる。

5　要員及び資機材の確保

⑴　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては協力会社等及び他の電力会社に応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事車両の駐車場を確保する。

⑵　復旧資器材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

6　行政機関への協力要請

応急復旧の工事を実施するため必要な用地・資材の緊急確保等については、状況により県知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。

7　地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣する等連携を緊密にする。

第１０　広島市との連絡体制

１　連絡窓口

区　　分		昼　　間	夜　間（休日）
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱ 広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （災害対策本部）	設　置　中	支援班（総務課）TEL　545-2106 FAX　545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL　545-2106 FAX　545-2127	総務課 TEL　090-9507-6815
広島市災害対策本部	設　置　中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL　504-2356	

※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、広島ネットワークセンター広報班から各ネットワークセンター（広島、広島北、廿日市）エリアをとりまとめのうえ、FAXにより情報提供を行う。

２　情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市（災害対策本部）から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力ネットワーク株式会社から派遣すべきと判断した場合に、中国電力ネットワーク株式会社は広島市（災害対策本部）へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

・　停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供
・　道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

別表１

≪広島市地域にある本社・事業所≫

名　　称	所　　在　　地
中国電力㈱本社	広島市中区小町 4-33　（082）241-0211
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　（082）819-0019
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱本社	広島市中区小町 4-33　（082）241-7711
広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （中区・南区・西区・東区）	広島市中区竹屋町 2-42　0120-748-510
広島北ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28　0120-516-850
広島北ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ 亀山西事務所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　0120-516-850

≪防災体制の区分≫

防災体制の区分	発令の考え方
警 戒 体 制	災害発生が予測される場合 その他必要な場合
非 常 体 制	災害が発生し，応急対策を実施する必要がある場合
特別非常体制	甚大な災害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

別表２

本社における対策組織の組織編成・任務

	本　部　長	副 本 部 長
警 戒 体 制	中国電力株式会社 地域共創本部部長	中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社 系統運用部長
非 常 体 制	中国電力株式会社 地域共創本部長	中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社 社長
特別非常体制	中国電力株式会社 社長	中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ株式会社 社長 中国電力株式会社 地域共創本部長

班　名	任　務
情報班	・情報の集約・連絡・報告 （気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等） ・官公庁との対応・報告 （経済産業省〔電力安全課〕、内閣府、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、電力広域的運営推進機関等） ・総本部各班の総合取りまとめ ・総本部の運営・記録
報道班	・報道対応状況等の集約および報告 ・報道資料の関係支社対策室および事業所本部との調整 ・報道機関への発表、対応 ・インターネットによる広報（ホームページ、ＳＮＳ等） ・広告・安全ＰＲの実施
広報班	・お客さま対応状況等の集約および報告 ・お客さま対応（電話対応、停電周知ほか） ・お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整
復旧班	・設備被害、復旧状況の集約・連絡 ・復旧目標および復旧計画の調整 ・本部間の復旧資機材、要員に関する関係事業所本部の調整 ・応急対策、復旧方法等の技術的指導・助言 ・部門または他の電力会社等への復旧要員応援要請 〔総合復旧班長が指名された際の任務〕 ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標の調整
支援班	・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告 ・復旧資機材の確保および輸送手段の確保 ・他の電力会社等への復旧資機材応援要請 ・建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋（自宅、借家および社宅・寮）の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

（注）総合復旧班長は、災害の規模により指名する。

別表３

事業所における対策組織の組織編成・任務

防災体制の区分	本　部　長	副 本 部 長
警 戒 体 制 非 常 体 制 特別非常体制	事業所の長	事業所の長が指名した者

班　名	任　務
情報班	・情報の集約・連絡・報告 （気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等） ・各班情報の総合取りまとめ ・本部の運営・記録
復旧計画班	・県内の復旧目標・復旧計画の調整・作成 ・県内の応援派遣調整 ・配電関係の県内での情報の集約・連絡・報告 （停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等） ・配電関係の総本部復旧班との調整 （復旧資機材・各県との応援派遣等）
広報班	・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・官公庁（市町村、警察署）との対応・報告 ・お客さま対応（電話対応ほか） ・報道資料の総本部広報班との調整 ・報道機関への発表、対応 ・広告・安全ＰＲの実施 ・特別高圧のお客さまの停電状況の集約・連絡・報告 ・お客さま対応（停電周知対応）
復旧班	・設備被害、復旧状況の集約・連絡・報告 ・復旧目標および復旧計画の作成および復旧対応 ・ＮＴＴ等への復旧依頼、復旧協力 ・配電関係の担当区域の情報の集約・連絡・報告（復旧班［配電］） （停電状況、設備被害、復旧状況、復旧資機材・復旧要員等に関する情報） ・総本部復旧班との連絡・調整（復旧班［送変電］）
配電運転班	・制御所運転機関との連絡・調整 ・遠制（配電自動化システム）による自動開閉器操作・指令 ・手動開閉器操作の指令
支援班	・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・事業所建物被害の応急対応 ・事業所建物被害対応に関する関係箇所への報告 ・車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋（自宅、借家および社宅・寮）の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

（注）廿日市・広島北ネットワークセンターは、復旧班のみ

別紙４

対策組織が設置された場合の指令伝達・情報連絡経路

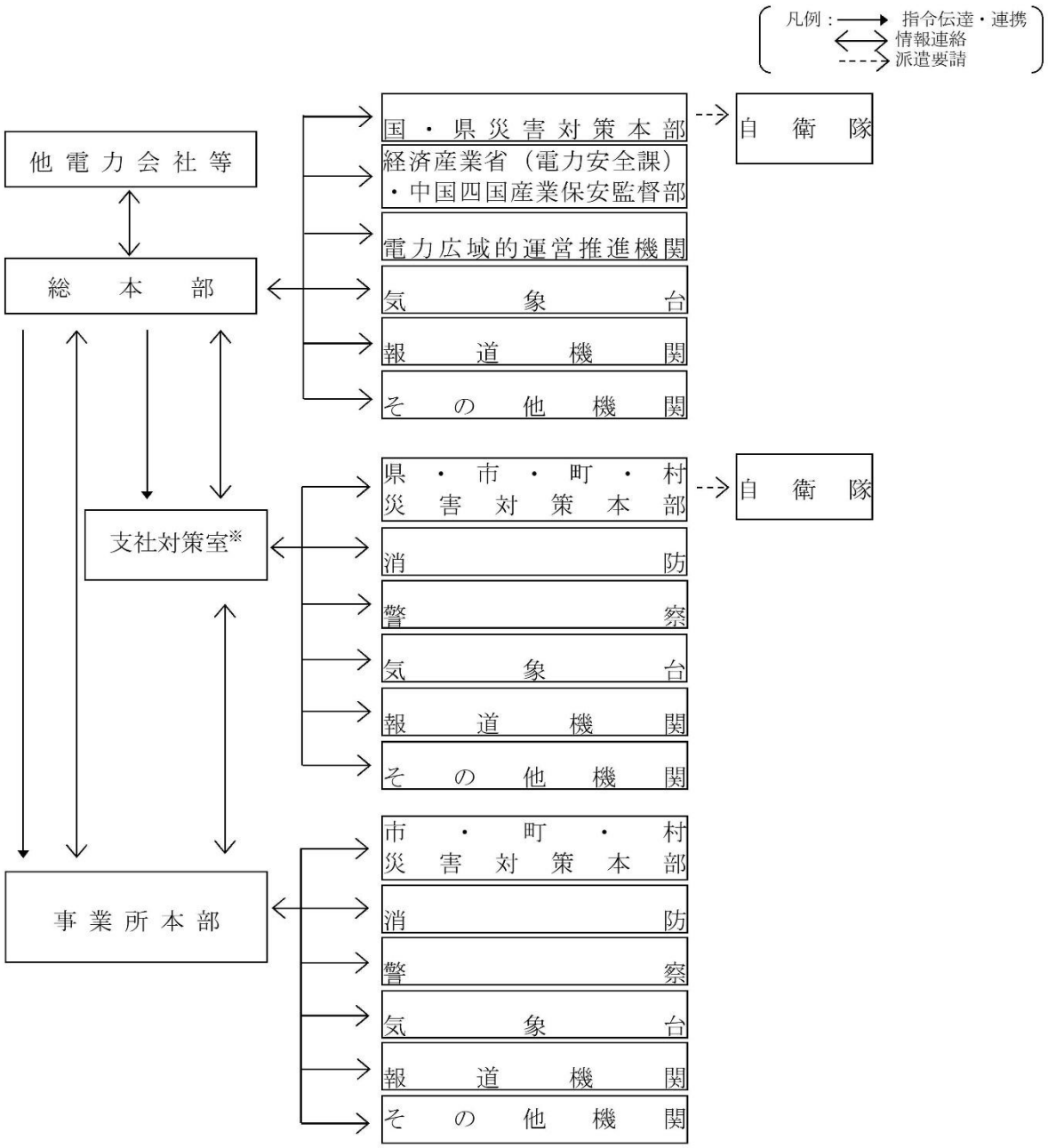

(注)経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は、中国電力株式会社東京支社および中国電力ネットワーク株式会社企画部（東京事務所）が対応する。

※ 広島県内は、支社対策室の役割を総本部が行う。

第２節　ガス施設（広島ガス株式会社）

災害発生に際し、ガス供給施設を防護し、被害の拡大を防止し、もって市民の安全確保及び被災者に対するガス供給を確保することを目的とする。

第１　ガス施設の現況

広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市及びその周辺の約４２万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客さま件数は、約３５万戸である。

広島地区で使用されるガスは、廿日市工場より天然ガスを供給している。ガスの供給方式は、高圧、中圧Ａ、中圧Ｂ、低圧の４段方式としており、それぞれの圧力に整圧器を用いて調整されている。

都市ガスの安定供給をめざして、ガス導管の拡充、整備に努めている。

１　事務所・事業所等　（広島地区）

名　　称	所在地（電話番号）	所　管　業　務
本　　社	広島市南区皆実町二丁目 7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可部基地	広島市安佐北区亀山南五丁目 33-1 (090-3176-2795)	供給製造設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南 12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造

２　ガス導管の延長　（広島地区）

圧力別の導管	ガ ス の 圧 力 範 囲	延長数(km)
低　　圧	0.1Mpa 未満	2,772
中　圧　Ｂ	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	307
中　圧　Ａ	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	189
高　　圧	1.0Mpa 以上	22
合　　計		3,290

３　ガスの供給方式

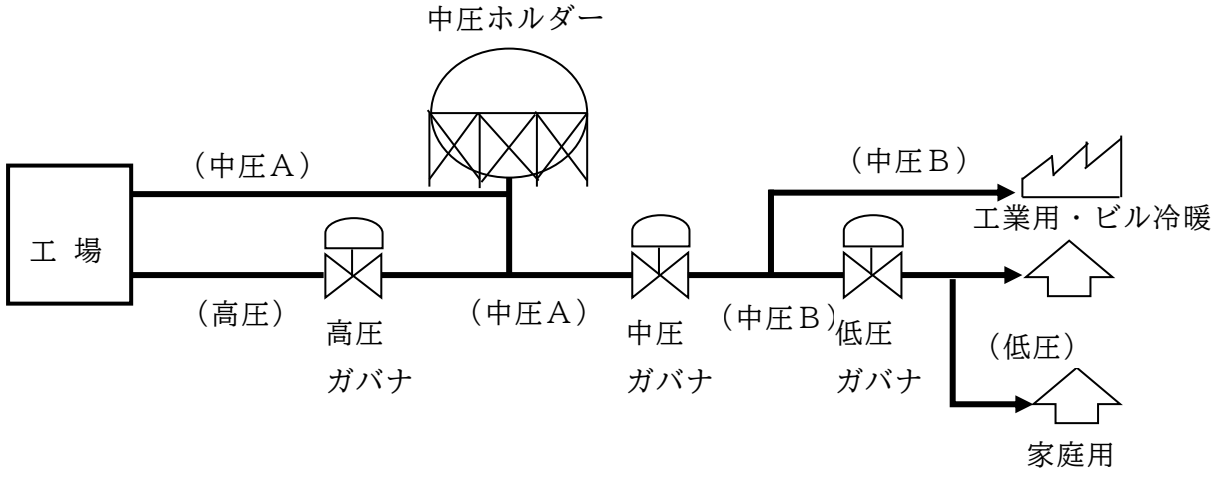

4　ガスホルダー設置数　（広島地区）

事業場	型式（圧力 MPa）	幾何容量（千㎥）	所在地
海田	球形　(0.95)	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆実	球形　(0.635) 〃　(0.99)	10 15	南区皆実町一丁目 10-18 〃
高陽	球形　(0.65)	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿日市	球形　(0.95)	15	廿日市市木材港南 12-20

5　整圧器設置数　（広島地区）

台数	555 台
箇所数	339 ヶ所

6　供給エリア　（広島地区）

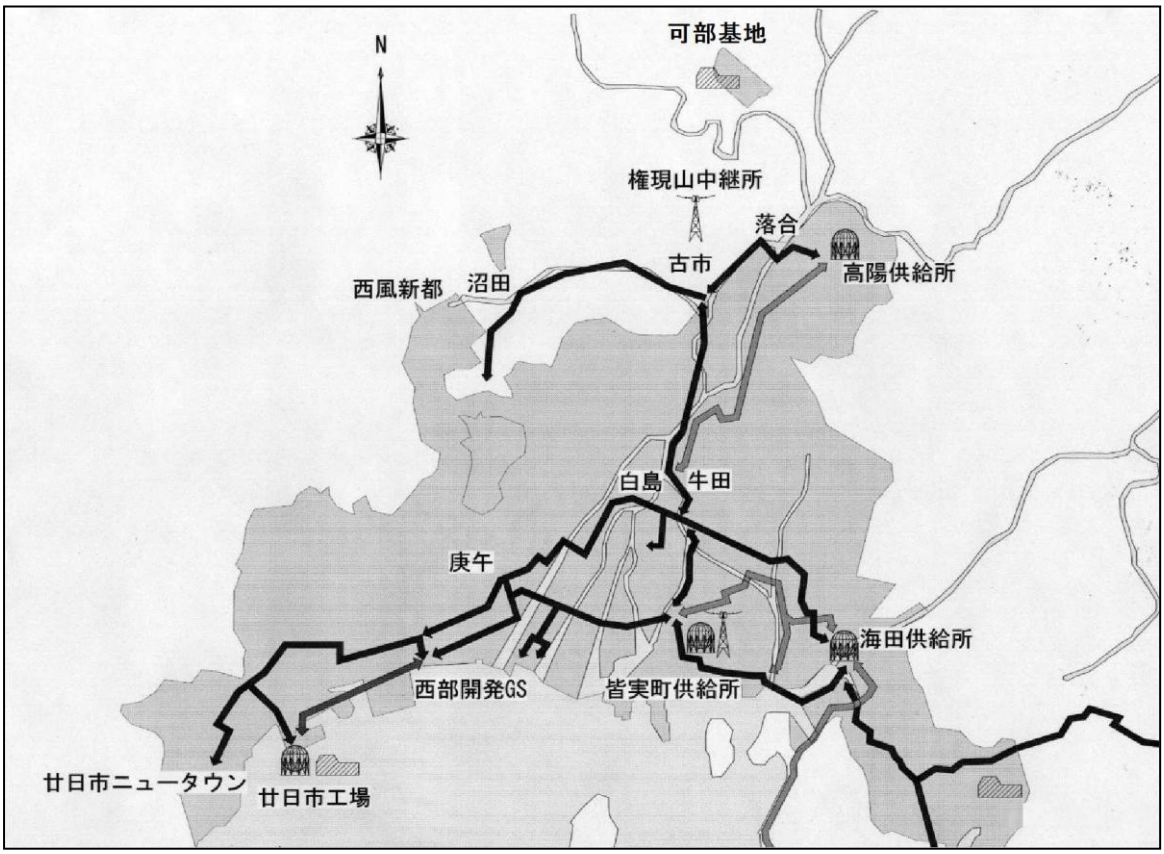

第２　防災措置

１　災害防止のための体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、津波、火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなしうる体制を確立するものとする。

災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。

⑴　第１体制「警戒体制」　　災害発生予知情報を把握した場合

⑵　第２体制「災害対策連絡体制」　ガス施設の破損等による異常・被害が比較的軽度な場合

⑶　第３体制「災害対策本部体制」　ガス施設の破損等による異常・被害が甚大な場合

２　ガス漏えい及び導管事故等に対する措置

ガス漏えい及び導管事故等の未然防止及びその拡大防止を図るため、お客さま等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実に行うものとする。

ガス漏えい及び導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、状況に応じた適切な処理を迅速に講じるものとする。（別表１「事故内容と特別出動体制」参照）

３　事故発生時の体制

事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、保安統括者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講じるものとする。（別表２「特別出動体制と役割」参照）

４　器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

第３　地震災害への対応

１　地震時の考え方

⑴　一定震度（震度５弱以上）の地震が発生した場合、社員は速やかに自動出社し、点検あるいは復旧に必要な要員を確保する。

⑵　ガス設備に被害が発生し、重大な二次災害が予測されるときは、供給停止を行う。

ただし、部分的にガスの供給を停止することにより、保安の確保が可能な場合は、バルブを操作する等により導管を遮断することで、これを行う。

⑶　ガスの供給停止を行ったときは状況によって中圧導管内残留ガスの大気放散を行う。

２　地震発生に対する諸施策

⑴　地震計の設置

地震発生時の情報収集のため、地震計を設置している。

⑵　ブロック化バルブの設置

ガスの供給停止後の早期復旧を図るため、復旧ブロックを前もって設定しブロックバルブを設置している。

⑶　ポリエチレン管の敷設

ガス導管の新設及び入替に対し、耐震性を有するポリエチレン管を積極的に敷設している。

⑷　マイコンメータの設置

震度５弱程度の地震が発生した時に、自動的にガスを遮断する機能を有したマイコンメータを設置している。

⑸　テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、各地区の主要な圧力、流量を常時監視している。

⑹　無線設備の配備

保安車両に無線設備を配備するとともに、基地局、中継局には非常用自家発電機を設置し、地震等災害による停電時の通信手段を確保している。

3　地震発生時の応急措置

⑴　地震発生直後、ガスによる二次災害を防止するため、下記の情報を早期に把握するとともに、防災関係機関に通報し、緊急の措置の必要なときは、積極的にガスの供給停止等二次災害の防止に必要な措置を行う。

ア　主情報

㈠　テレメータにより収集された供給所、整圧室の流量及び圧力変化の状況

㈡　ラジオ、テレビによる情報

㈢　県、市災害対策本部からの情報

㈣　消防、警察からの情報

イ　補助情報

㈠　住民からの情報

㈡　橋梁、路線巡回のため派遣した調査班からの情報

⑵　災害が発生、あるいは発生のおそれがあると判断されるときは、「災害対策本部」を設置し、次の事項を行う。

ア　被災情報の収集

イ　ガス供給停止の要否の判断、停止措置の指示

ウ　工場の製造量、送出量の調整、停止措置の指示

エ　ホルダー出入弁の遮断の要否判断及び操作指示

オ　工場、整圧器、中圧ラインの放散の要否判断及び操作指示

⑶　広島市災害対策本部との連携

ア　災害対策本部を設置し、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は危機管理室）に連絡する。

イ　広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区　　分		平日・昼間	休日・夜間	備　　考
広島ガス㈱	災害対策本部設置前	導管事業部 供給保安部 保安指令センター TEL 252-3032 TEL 251-3219		TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用
	災害対策本部設置後	災害対策本部 TEL 251-3189		
広島市	災害対策本部設置前	危機管理室危機管理課 TEL　504-2653		
	災害対策本部設置後	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2595		

ウ　有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

エ　災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、市災害対策本部に連絡する。

㈠　地震によるガス設備の被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）

㈡　市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項

㈢　その他必要と認める事項

オ　災害対策本部を解散したときは、広島市災害対策本部（広島市に災害対策本部が設置されていないときは危機管理室）に連絡する。

4　復旧計画

⑴　復旧計画の作成

復旧計画の作成には、早期に被害状況を把握する必要があり、当社の行う被害調査及び行政機関からの被害情報を含めて、被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、お客さまの被害の程度及び早期に供給再開可能な導管路線を調査し、復旧順位を決定する。

⑵　復旧作業

お客さま、行政機関、他公益事業者との協力を得て、迅速に復旧作業を行う。また、導管の復旧作業中の連絡方法として、移動無線機等を有効活用する。

ア　復旧地区のブロック化（ブロックバルブの閉止、導管の切断）
イ　需要家メーターガス栓の閉栓
ウ　復旧ブロック内の漏洩検査
エ　本支管、供給管損傷箇所の修理
オ　都市ガスの供給再開（需要家ガス供給）
カ　内管検査（需要家のガス設備点検、検査）
キ　内管損傷箇所の修理
ク　メーターガス栓の開栓
ケ　ガス器具の燃焼確認

⑶　応援体制

工事関連業者に対しては、震度５弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス㈱導管事業部供給保安部へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。

地震災害によって、お客さまのガスの供給を停止した時、復旧までに長時間を要し、お客さまに大きな影響を及ぼすと判断される場合は、日本ガス協会に対し、必要な救援要請を行い、人員や資機材の確保を行う。

復旧作業時、応援事業者との連絡体制は復旧応援波を活用し、移動無線機による連携を図る。

⑷　平常からの準備

地震発生時における広島市公表の震度階分布図、液状化分布図等をもとに、ガス導管の被害想定状況を作成し、復旧規模の算定、応援復旧要員の職能別編成、復旧所要日数の算定を行う。

また、行政が主催する大規模災害を想定した防災訓練に積極的に参画するとともに、関連業者を含めた緊急措置訓練を行う。

別表１　事故内容と特別出動体制

特別出動体制	事故内容（例）				
	中毒・爆発	着火・ガスによる火災	導管の損壊によるガスの噴出	供給支障	その他
第1次	○多数の中毒者 ○地下室の爆発	○低圧本管	○低圧本管	○30～100件	○大規模な火災 ○事故による大規模避難指示、大規模交通制限、家屋の破壊
第2次	○集合住宅、マンホールの爆発	○中圧管	○中圧管 ○他工事の覆工内の損壊	○101～300件	
第3次	○地下街の爆発	○高中圧管	○高中圧管 ○大規模他工事覆工内の損壊	○301件以上	

別表２　特別出動体制と役割

特別出動態勢	体制及び役割
第1次	保安主任者 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業）
第2次	導管事業部対策室 技術研修センター長 設備管理部長（代行者３） 供給保安部長（代行者２） 供給設備部長（代行者１） 保安主任者 庶務担当（記録･関連部署への連絡） 受付担当（電話受付･消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安担当（緊急出動・保安措置） 保安主任者 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 保安主任者 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） 室　　長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者
第3次	災害対策本部 災害対策本部長 災害対策副本部 各災害対策班長 導管事業部対策室 保安主任者 庶務担当（記録･関連部署への連絡） 受付担当（電話受付･消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安担当（緊急出動・保安措置） 保安主任者 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 保安主任者 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） 本部長：社長 副本部長：導管事業部長

（注）必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。

別表３　保安指令センター（休日夜間における緊急出動体制）

担　　当	人　　員
保安責任者 受付担当者 通信担当者 処 理 要 員	1 1 1 １０

別表４　災害対策本部の組織

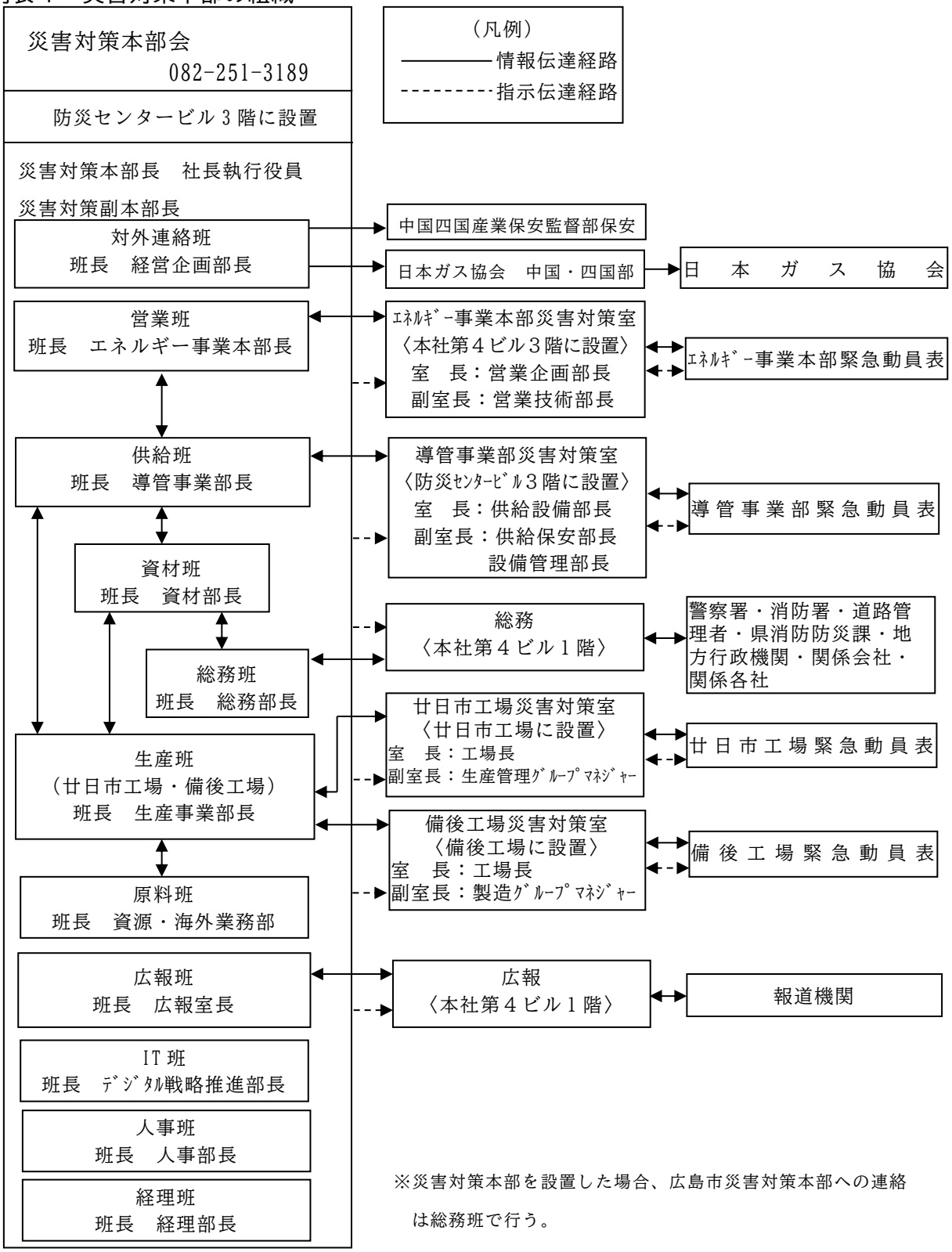

第３節　電信電話施設（西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社ＮＴＴドコモ中国支社）

ＮＴＴグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

第１　防災組織

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

・　災害対策本部組織：別表１

第２　応急対策

１　重要通信の確保

⑴　通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

⑵　重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

※　災害時優先電話の承認申し込み「１１６」

※　非常電報・緊急電報申し込み「１１５」

２　非常通信の確保

⑴　特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

⑵　臨時電話の設置

⑶　公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

⑷　携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【ＮＴＴドコモ中国支社】

３　通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

４　災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」の提供

震度６弱以上の地震の発生時及び噴火等の発生により被災地に向けた電話が混み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で利用案内を依頼する。

５　災害用伝言板サービスの運用

震度６弱以上の地震の発生時及びその他の災害等により被災地のドコモ携帯電話に向けた電話が込み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑にする災害用伝言板サービスを速やかに運用する。

また、災害用伝言板サービスを運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

６　広報活動

⑴　広報車による広報活動を行う。

ア被災地と被災模様
イ復旧のための措置と復旧見込み時期
⑵　掲示板等による広報（ホームページによる広報【ＮＴＴドコモ中国支社】）
⑶　必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第３　広島市災害対策本部との連携

１　広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区　　分	昼　　間
ＮＴＴ西日本中国支店	082-226-2127

２　有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。
３　災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは危機管理室）に連絡する。
４　災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、広島市災害対策本部に連絡する。
⑴　被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）
⑵　市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項
⑶　その他必要と認める事項

第４　情報ネットワークの整備

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

１　電気通信設備等の高信頼化
⑴　豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。
⑵　暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。
⑶　地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。
２　電気通信システムの高信頼化
⑴　主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
⑵　多様な中継交換機を分散設置する。
⑶　大都市において、とう道網（共同溝を含む。）を構築する。
⑷　通信ケーブルの地中化を推進する。
⑸　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
⑹　災害時優先電話について、加入者と協議し２ルート化を推進する。
⑺　移動体通信設備の高信頼化【ＮＴＴドコモ中国支社】

別表１

ＮＴＴ中国支店の災害対策本部組織

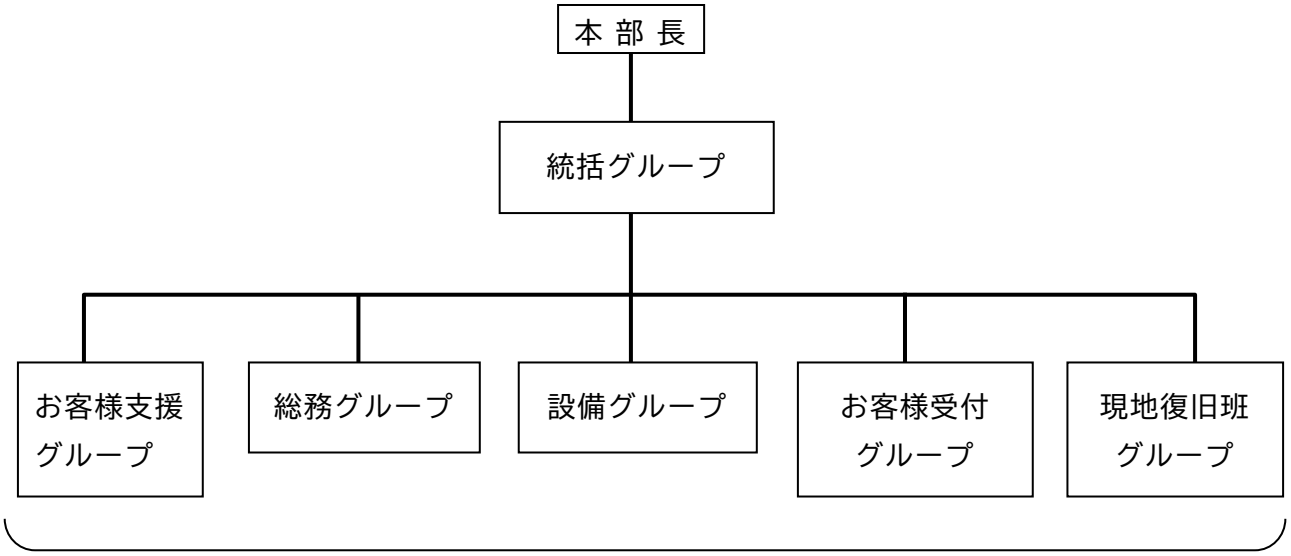

第４節　交通輸送施設

第１　西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

１　施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の５線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表１のとおりである。

２　主な現業機関等

広島市内に関係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
中国統括本部	広島駅	南区松原町 2-37	262-9135
中国統括本部	広島指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
中国統括本部	広島保線区	南区松原町 2-37	261-0516
中国統括本部	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
中国統括本部	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
山陽新幹線統括本部	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
山陽新幹線統括本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
山陽新幹線統括本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 7-16-76	06-7662-0901

３　応急対策

⑴　防災組織

ア　災害対策本部の設置

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るため、必要により支社に災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

㈠　防災及び災害の情報に関すること。

㈡　災害の未然防止に関すること。

㈢　被害の拡大防止に関すること。

㈣　災害復旧及び救護に関すること。

㈤　応急輸送に関すること。

㈥　その他の防災に関し必要なこと。

イ　現地復旧本部の構成

事故又は災害が発生した場合、災害の復旧を図るため、必要により現地に災害復旧本部を置く。

⑵　その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部の内部規程等により対処するものとする。

4　地震に対する対策

⑴　地震計の設置箇所

ア　在来線の設置箇所

設　置　場　所	関　係　指　令	電話番号
東区二葉の里三丁目	中国統括本部　広島指令所	261-0033

イ　新幹線の設置箇所

設　置　場　所	関　係　指　令	電話番号
安芸区畑賀町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901
西区山手町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901

⑵　地震に対する情報収集

地震を感知した場合の駅長、保線区長等、乗務員の対応手順を定めているほか、在来線では運転を取り扱う指令室にある地震計が一定の加速度を検知すると警報が鳴動するシステムを、新幹線では変電所に設置している地震計が一定の加速度を検知すると、指令室に表示されているシステムをとっている。さらに気象台への震度の確認も行うこととしている。

⑶　地震発生時の応急措置

指令又は駅長は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保線区長等から要請があった場合は、その区間に進入する列車の乗務員にその旨を通報し、旅客の安全を確保する。また、列車乗務員は、運転中地震を感知したときは、直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、見通し範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意して運転し、旅客に対する被害を防いでいる。

また、新幹線においては、一定の加速度を検知したときは、直ちに送電が停止するシステムを整備して被害を防いでいる。

別表１　ＪＲ西日本施設状況表

区　分	駅　　名	線路延長	橋　　梁	高 架 橋	トンネル
山　陽 新幹線	広　　島	19.03 km	29 ケ所 2,521m	27 ケ所 6,804m	５ケ所 12,930m
山 陽 本 線	瀬　　野 中 野 東 安芸中野 海 田 市 向　　洋 天 神 川 広　　島 新 白 島 横　　川 西 広 島 新 井 口 五 日 市	35.8 km	121 ケ所 1,676.54m	２ケ所 280.34m	２ケ所 193.70m
呉 線	広　　島 天 神 川 向　　洋 海 田 市 矢　　野	3.482 km	25 ケ所 225.32m		1 ケ所 215.00m
芸 備 線	広　　島 矢　　賀 戸　　坂 安芸矢口 玖　　村 下 深 川 中 深 川 上 深 川 狩 留 家 白 木 山 中 三 田 上 三 田 志 和 口 井 原 市	38.56 km	80 ケ所 647.31m		９ケ所 1,198.71m
可 部 線	横　　川 三　　滝 安芸長束 下 祇 園 古 市 橋 大　　町 緑　　井 七軒茶屋 梅　　林 上 八 木 中　　島 可　　部 河戸帆待川 あき亀山	15.634 km	55 ケ所 1,237.55m	３ケ所 214.60m	１ケ所 100.0m

統括本部対策本部の構成と班別業務分担

統括本部対策本部の構成は、次によるものとし、状況に応じて統括本部対策本部長が担務内容及び規模を変更できるものとする。また、本社対策本部長が指定した者が現場において指揮を行う場合は、その指揮によること。また、対策本部に事務局として「運営班」を設置し、これを安全推進部が担うものとする。

各班の班長は、部長、総合指令所長及び課室長等とし、状況に応じて部長、総合指令所長及び課室長が指定した代理以上の社員とする。また、各班の班長は、班員及びその業務内容を指定すること。

(1) 第 1 種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部

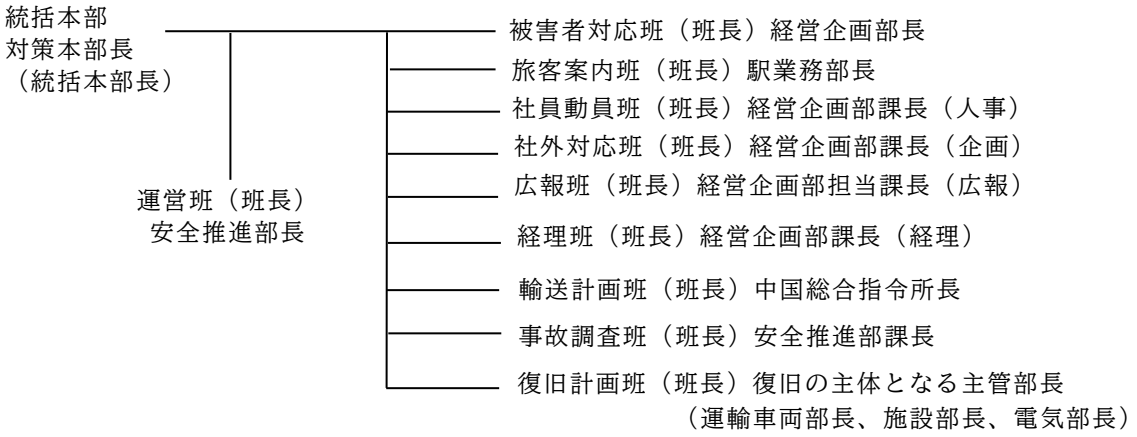

(2) 第 2 種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部

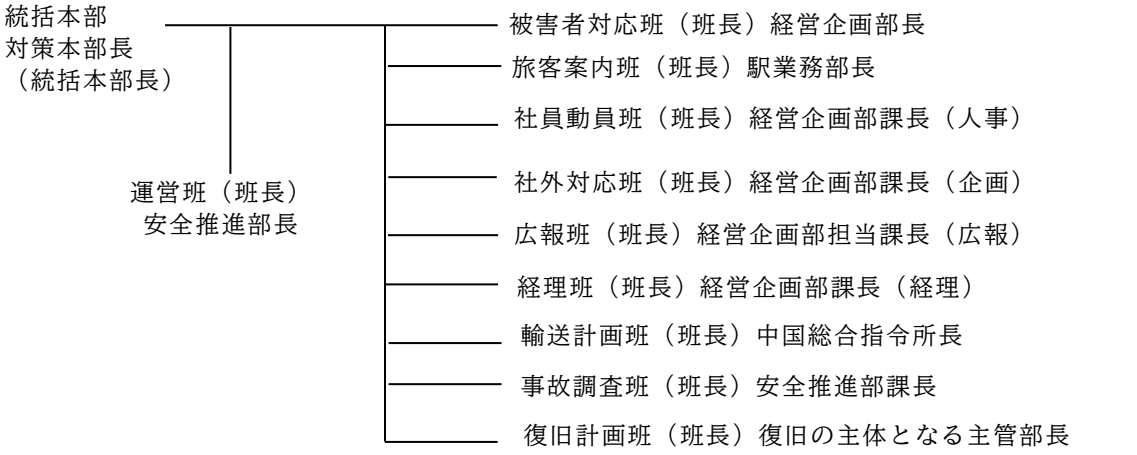

(3) 第 3 種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部

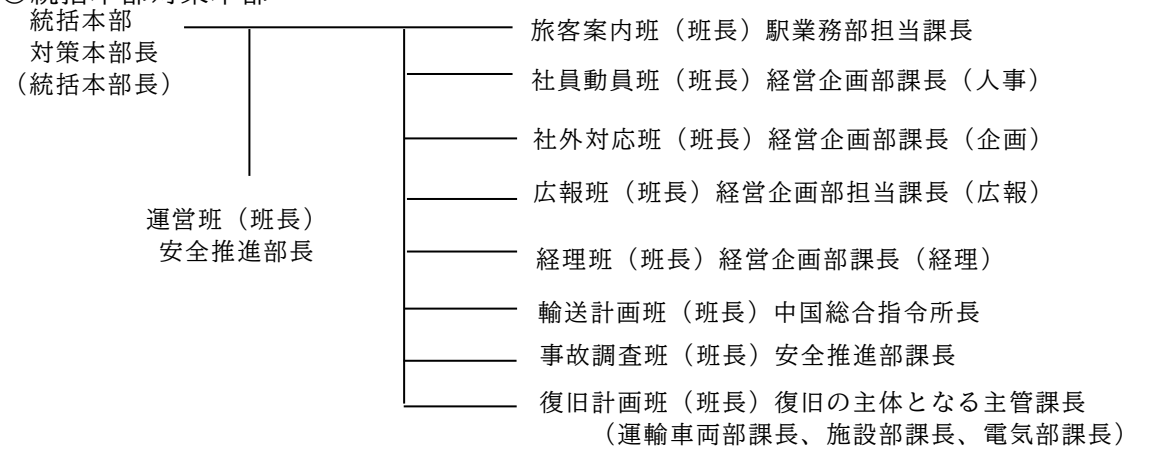

対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種　別	設　置　標　準	招集範囲
第１種体　制	・お客様等に死亡者が発生したとき、または多数の負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第２種体　制	・お客様等に負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき ・運転事故等報告手続に定める列車事故が発生したとき（列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故） ・復旧等に以下の区間で長期間（概ね３日以上）要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 ・特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第３種体　制	・エリア毎で以下の全線区が運転見合わせになる場合や、復旧等に以下の区間で長期間（概ね１日以上（暦日にわたり運転を見合わせる場合））要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 ・その他必要と認めたとき	必要最低限の人数
情報連絡体制	・関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要がある場合 ・台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき ・災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、支社としての対応が必要なとき	必要最低限の人数

対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

班　名	業　務　内　容
被害者対応班	［救助］・救助活動に関しての指示 ［救護］・被害者、被災者の状況確認及び現地派遣社員動員計画策定 ・被害者、被災者とその家族のお世話 ・被害者、被災者の名簿の作成、見舞金等の計画、見舞者・弔問者の派遣計画、家族への通知、医療用品、救護、収容病院等の計画 ・遺留品、遺失物の整理・保管及び引渡し ・安置所、献花台の対応（ご家族対応、後方支援）
旅客案内班	・被害、災害に遭われた方や家族に対する交通手配等 ・代行輸送手配 ・旅客の給食・宿泊等の調整、旅客対応の支援体制計画 ・駅間停車列車の有無及び状況把握、救済指示
社員動員班	・各般の要請に基づく社員の動員計画 ・本社・他支社等への応援要請
社外対応班	・県市町村、地元住民等への対応、調整（必要に応じて） ・部外への応援要請 ※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。
広報班	・被害者、被災者の救助状況、事故・復旧状況、死傷者氏名、輸送計画等のプレス対応 ※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。
経理班	・被害者、被災者とその家族及び社員の給食・宿泊等の経費支出計画、応急調度用品の調達計画
輸送計画班	・列車運転計画 ・乗務員、車両の運用手配等の調整及び支援
事故調査班	・事故原因の総合調査、運輸局対応 ・運輸安全委員会への調査協力
復旧計画班	・車両・施設・電気設備の復旧計画、応急資材の調達計画、情報の収集・記録、指示命令の伝達、本社等への報告
運営班	・統括本部対策本部及び現地対策本部の運営

部外機関との情報連絡体制

（広島市との連絡体制）

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

運転事故又は災害対策本部設置

電話（昼）　082－261－0380（経営企画部（総務））
（夜）　082－261－0033（輸送指令）
082－261－2143（施設部）
082－263－7545（施設指令）

災害対策本部未設置の場合

電話（昼）　082－261－0380（経営企画部（総務））
082－261－2143（施設部）
（夜）　082－261－0033（輸送指令）
082－263－7545（施設指令）

西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部

運転事故又は災害対策本部設置（対策本部設置及び未設置の場合）

電話（昼）06－6101－6102（山陽新幹線統括本部経営企画部）
06－6101－6101（山陽新幹線統括本部安全推進部）
（夜）06－6101－6102（山陽新幹線統括本部経営企画部）
06－6101－6101（山陽新幹線統括本部安全推進部）

広　島　市　連　絡　窓　口

広島市災害対策本部設置

電話（昼夜）　082－504－2595（危機管理室危機管理課）

広島市災害対策本部未設置の場合

電話（昼･夜･休日）　082－504－2653（危機管理室危機管理課）

第２　日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

防　災　業　務　計　画

第１章　　総　則

第１節　　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が管理運営する貨物鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的且つ有機的な推進をはかることを目的とする。

第２節　　実施の方針

この計画は、当社の輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮できるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第２章　　防災体制

第１節　　施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第２節　　災害対策本部の設置・運営

1　災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。

2　管理職社員は、震度６弱以上の地震が貨物列車運転地域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、別に定める場合を除き、緊急連絡の有無にかかわらず全員出勤するものとする。

3　事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。

　この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以西）については関西支社長が、それぞれ社長代行を行うものとし、本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第３節　　防災業務機器の整備

1　関係機関との連絡を緊密に行い、事故・災害等の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておくものとする。

2　大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置などの配備を進めるものとする。

第３章　　災害予防

第１節　防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設機能の保全に必要な技術を高度に発揮できるようその体制を整備し、防災対策の計画的な推進をはかるものとする。

第２節　　防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動ができるよう所要の訓練を行うものとし、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に勤めさせるものとする。

第３節　　防災体制

１　災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、防災規程に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。

２　予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。

３　災害時において、ただちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第４章　　災害応急対策

第１節　　情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第２節　　広　報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第３節　　水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第４節　　建設機材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第５節　　社員の状況把握及び活用

災害業務に従事する社員の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第６節　　災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第７節　　通信連絡の方法

１　事故・災害時においては、あらゆる手段を講じて本社・支社間、関係機関との通信連絡の確保をはかることはもとより、非常無線通信規約による関係行政機関等通信系の相互活用も行うものとする。

２　大規模災害の発生時においては、通信回線の輻輳を回避するため、優先使用電話を指定し緊急以外の通話を制限するものとする。

第８節　　電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第９節　　輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、列車の迂回及びトラック代行輸送の手配等の輸送対策を策定しておくものとする。

第１０節　自衛隊への救助要請

発災時の被害が甚大で人命救助等の必要がある場合、関係地方自治体の長を通じて、自衛隊の出動要請を行うものとする。

第１１節　非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第１２節　社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認するものとする。

第５章　　災害復旧

第１節　　災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第２節　　災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後はすみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第３　広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるもののほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体の保護、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

１　施設の概況

線名	施設概況		
	駅名	駅舎（㎡）	
広島新交通１号線（本通～広域公園前）	本通	3,787	・軌道延長　18.4km ・構築区分　地下区間　1.9km 高架区間　16.5km ・保有車両　144両（24編成） ・電気施設　変電所数　受電変電所　２箇所 き電変電所　４箇所 電気室　21箇所 通信機器室　23箇所 電気方式　直流　750Ｖ 集電方式　剛体複線式 ・地下防災施設　防災監視盤　４駅 駅内排煙設備　４駅 トンネル排煙設備　８箇所 湧水ポンプ室　３駅 ・車庫内建物　管理棟（５Ｆ）4,360㎡ 機器棟（５Ｆ）4,280㎡ 検車棟（２Ｆ）3,650㎡
	県庁前	6,306	
	城北	2,001	
	新白島	1,685	
	白島	1,043	
	牛田	1,105	
	不動院前	1,046	
	祇園新橋北	1,159	
	西原	1,053	
	中筋	970	
	古市	1,359	
	大町	1,162	
	毘沙門台	1,393	
	安東	1,041	
	上安	919	
	高取	1,060	
	長楽寺	880	
	伴	1,003	
	大原	945	
	伴中央	1,174	
	大塚	1,023	
	広域公園前	1,736	

２　防災施設（設備）

⑴　防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下４駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

⑵　防災設備

ア　中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震（震度３） 中震（震度４） 強震（震度５弱以上）
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20 m/s　25 m/s
火災受信機	各駅（車庫内含む。）	火災受信機鳴動
満水検知器	地下3駅（本通、県庁、城北）	湧水槽が一定水量以上

イ　地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅、新白島駅）

⑺　火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置

⑴　自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー（本通駅、県

庁前駅）、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置

㈦　本通駅、県庁前駅、新白島駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置

ウ　高架駅

自動火災報知設備のほか消火器を設置

3　防災体制

⑴　防災組織

台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表１のとおりである。

⑵　情報連絡体制

災害（事故）発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速・適確な情報連絡体制を確保する。（別表２～※）

⑶　災害（事故）発生時の措置

ア　運行管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに全列車の抑止手配を指示する等適宜の処置をとる。

イ　電力管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ　乗務係員

災害（事故）が発生し、又は運行管理係長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止する等適宜の処置をとる。また、乗客に対し適切な状況説明や必要により避難誘導等も行う。

エ　管理駅長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとるよう関係駅に指示する。

オ　管理駅員

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとる。

カ　保守担当課長（電気課長、工務課長及び車両課長）

災害（事故）が発生し、又は災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

⑷　列車運転対策

区　　分		対　　策	記　　事
地震	弱震（震度３）	・特別な運転規制は行わない。	
	中震（震度４）	・全列車一旦停止後、当該区間20km/ｈ以下の注意運転	・異常がなければ、以後所定運転
	強震（震度５弱以上）	・全列車停止 ・以後、対策本部長の指示	・線路・保安装置点検終了後運転再開
風速	25m以上	・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	・異常がなければ、以後所定運転
火災	駅	・駅舎から乗客の避難誘導 ・駅進入列車の停止手配 ・関係区間の送電停止手配	
	列　　車	・努めて次駅まで運転 ・送電停止後、避難誘導 ・関係列車の停止手配	
地下駅水害		・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	

4　応急対策

⑴　地震対策

ア　運行管理係長は、地震を受信したときは各震度に応じた運転の規制等の処置をとる。

イ　乗務係員は、強い地震を感知するか、又は運行管理係長から地震のため一時停止するよう指示を受けたときは、直ちに停止手配をとる。

ウ　乗務係員は、運行管理係長から地震により注意運転の指示を受けたときは、途中の線路状態に注意しながら運転する。

エ　保守担当者は強震以上の場合、線路の巡回点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

オ　運行管理係長は、注意運転の結果及び保守担当者から異常なしの報告を受けるまでは、運転の規制を解除しない。

⑵　風速対策

ア　運行管理係長は、風速計が一定風速以上で表示したときは、必要により運転の規制等の処置をとる。

イ　乗務係員は、運転の途中で危険であると認めたときは、努めて安全な箇所に停止する。

⑶　火災対策

ア　運行管理係長は、火災情報を受信したときは、関係箇所に連絡するとともに、送電停止、列車の抑止手配等の処置をとる。

イ　乗務係員は、列車に火災が発生した場合は、努めて次駅まで運転するとともに、送電停止要請、乗客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。

ウ　管理駅員は、駅火災が発生した場合は、旅客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。また、列車火災の場合は、乗務係員の応援体制をとる。

⑷　水害対策（本通駅、県庁前駅、城北駅）

ア　運行管理係長は、駅内に浸水する恐れのあるときは、列車の抑止手配とともに、当該区間から列車を進出させる等の処置をとる。

イ　管理駅員は、乗客を避難させるとともに防潮板等の設置等適宜の処置をとる。

⑸　停電対策

ア　運行管理係長は、電力関係の事故により施設が停電し、列車が運転不能となったときは、関係箇所に連絡する等の処置をとる。

イ　電力管理係長は、停電情報を受信したときは、原因究明に努めるとともに、早期の送電手配等の処置をとる。

ウ　乗務係員は、努めて次駅まで運転するとともに、乗客に対し適切な状況説明を行う等車内の秩序維持に努める。

エ　管理駅員は、旅客に対し適切な状況説明を行う等駅構内の秩序維持に努める。

5　教育及び訓練

社員に対して、次の事項について教育及び訓練を実施し、災害（事故）の未然防止並びに災害（事故）発生時の迅速・適確な対応が図れるようにする。

⑴　教育

ア　災害に関する知識

イ　社員の任務及び具体的措置方

ウ　乗客の安全対策

エ　避難誘導経路、避難方法等の内容

⑵　訓練

ア　情報連絡方

イ　運行の安全確保

ウ　乗客の避難誘導・救護

別表１　災害対策本部の組織及び任務

⑴　組織

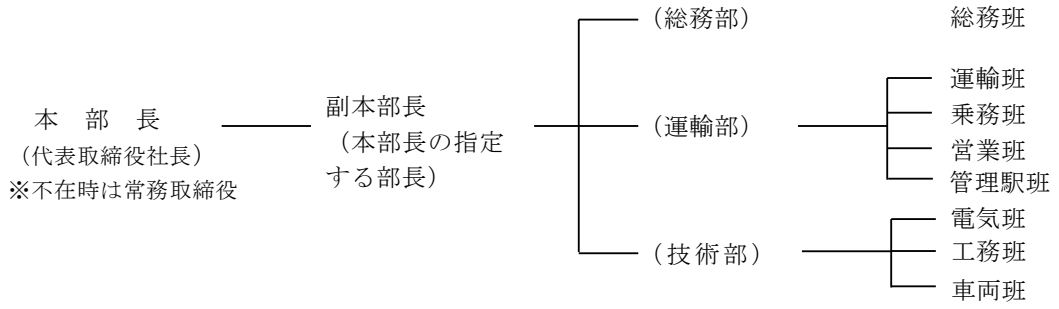

（注）各班の班長は、課長とする。

⑵　任務

班		任　　務
総　務　部	総　務　班	1　各班の連絡調整 2　情報収集と発表 3　死傷者の救護関係全般 4　災害対策上の必要品手配 5　関係機関連絡 6　その他総務関係全般
運　輸　部	運　輸　班 乗　務　班 営　業　班 管理駅班	1　運転計画及び運転整理 2　死傷者の救護、避難誘導 3　旅客等への情報伝達 4　乗客の輸送対応 5　駅設備保全 6　乗務員運用計画 7　情報収集、関係機関連絡 8　代替輸送手配 9　その他運転、営業、駅務関係全般
技　術　部	電　気　班 工　務　班 車　両　班	1　情報収集 2　線路、建造物の保全点検 3　電力、信号及び通信設備の保全点検 4　車両保全及び車両運用計画 5　試運転及び徐行関係 6　その他電気、工務、車両関係全般

別表２　広島市との連絡体制

項　　目		平日・昼間	夜　間　（休　日）
広島高速交通株式会社 災害対策本部	設　置　中	災害対策本部 （中央指令室内） 830-3174	災害対策本部 （中央指令室内） 830-3174
	設置されていないとき	総務課 830-3111	中央指令室 830-3132
広島市災害対策本部	設　置　中	危機管理室危機管理課 504-2595	
	設置されていないとき	危機管理室危機管理課 504-2653	

※　災害情報の伝達経路

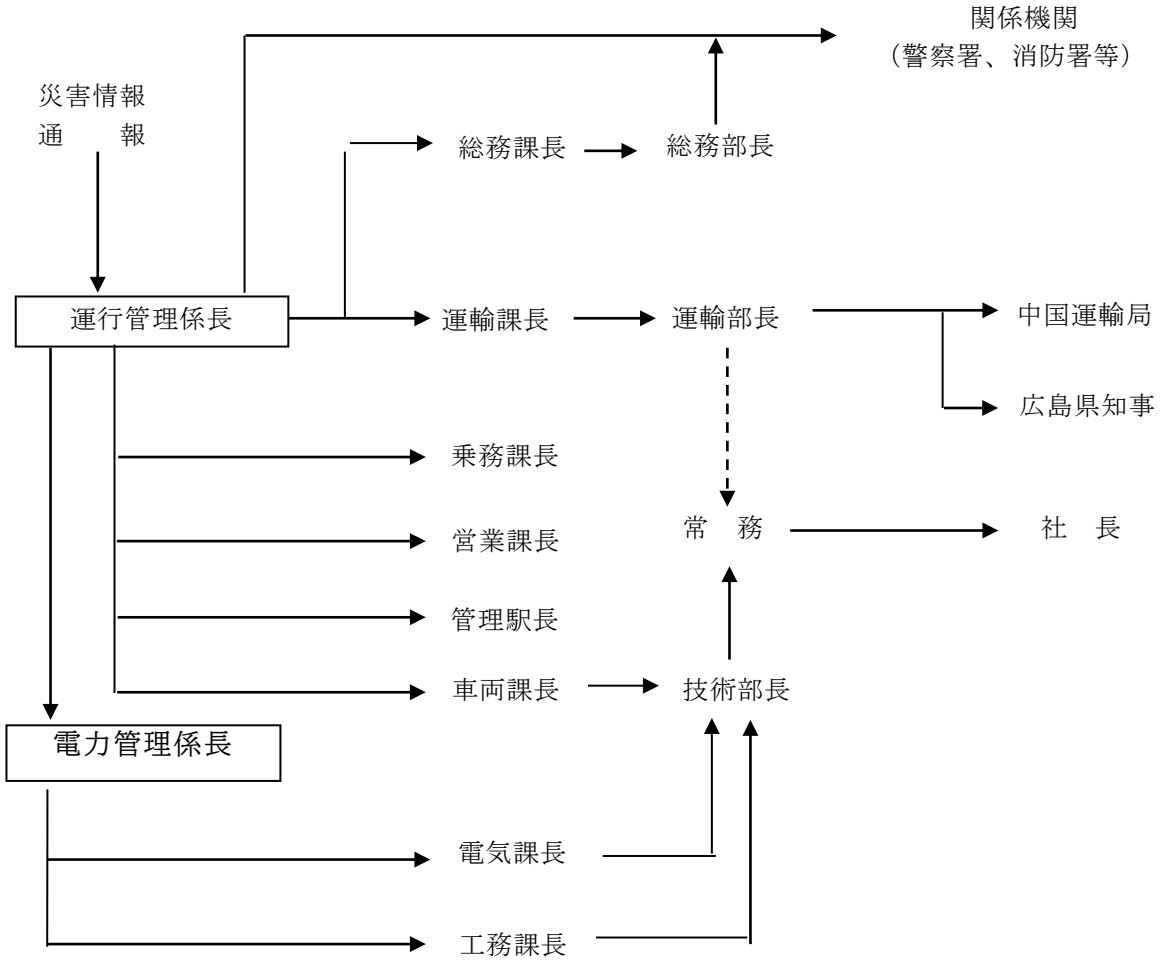

注）--------　は、必要により行う伝達経路を示す。

第４　日本通運株式会社

１　計画の目的

この計画は、日本通運株式会社「防災計画」並びに「災害対策規程」及び「災害に伴なう緊急対策要綱」に基づき、本支店が、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し防災業務を円滑的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

２　中国・四国ブロック（中国エリア）管内の店所の現状

中国・四国ブロック（中国エリア）の店所の現状は、別表１のとおりである。

３　防災に関する組織

防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、管内全組織を通して必要な体制を有機的に組織する。

⑴　防災団の編成

災害対策にあたるため、管内各支店及び必要と思われる個所に防災団をおく。防災団の編成及び任務は、別表２のとおりである。

⑵　災害対策本部

災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めたときは、広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の特定支店管内に限られるときはその特定支店に、複数以上の特定支店にわたるときは広島支店におく。

ア　災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

㈠　管内の防災団を統括すること。

㈡　災害に関する調査を行ない、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。

㈢　建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産及び保管貨物の安全と輸送の確保を図るため緊急措置をとること。

㈣　社員の生命、財産の保全及び罹災社員の救出について緊急措置をとること。

㈤　災害の状況に応じ速かに輸送及び作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。

㈥　緊急措置に要する労務者、施設運搬具、物資等の調達及び輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつその実施を推進すること。

㈦　指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等の要請に対して速かに体制を整え協力すること。

イ　災害対策本部長は、災害の範囲が一特定支店管内に限られるときはその特定支店長が、複数以上の特定支店にわたるときは広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表３のとおりである。

ウ　災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。災害対策本部の役員は、防災団の役員を兼ねることができる。

エ　災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡を密にし、緊急並びに代行輸送体制の確立及び貨物の損害の防止並びに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。

オ　災害対策本部は災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

４　災害応急対策に関する事項

⑴　災害応急対策の重点

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

⑵　災害に関する情報の収集

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等との情報の交換を密接にする。

通信経路の確保についてはすべてに優先して努力し早期回復を図る。

⑶　情報連絡体制

災害発生時の情報収集連絡は情報班がその任にあたる。広島支店における情報班の構成と任務は、別表４－１～２のとおりである。

⑷　人員把握及び動員計画

各店所は、復旧業務の円滑を図るため出動可能人員を把握し、出動計画をたて出動対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定めて従業員に周知徹底する。

⑸　緊急輸送計画

各店所は、社会経済活動の早期回復又は災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡をとり緊急輸送計画を把握し優先取扱の処置をする。このため、緊急輸送の性質上、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行する。

別表１

中国・四国ブロック（中国エリア）管内の現況

中国・四国ブロック（中国エリア）	特定支店	一般支店	備考
広島支店（広島市南区西蟹屋）		福山支店	（福山市鋼管町）
	広島航空支店（広島市南区西蟹屋）		
	山陰支店（米子市流通町）		
	岡山支店（岡山市北区綿町）		
	下関支店（下関市東大和町）		

別表２

防災団の構成と任務

・　防災団は、次の班をもって構成する。

構　成	任　務
警　備　班	社屋内外の警戒及び巡視
消　火　班	消火、障害物の除去、類焼の防止
退　避　班	退避場所の選定、退避時間の判定、組織的な退避誘導
搬　出　班	非常持出物品の搬出入、搬出後の警戒
救　護　班	負傷者の応急手当、病院との連絡
情　報　班	指令・情報等の伝達監督、官公庁との連絡等
庶　務　班	他の班に属しない事項

・　防災団の役員

防災団に団長及び副団長を、班に班長をおく。

団長は総務部長とする。副団長及び班長は団長の指名した者とする。

別表３

災害対策本部の構成と任務

構成		任務
本部長	広島支店長 （特定支店長）	災害対策本部を指揮統轄する。
副本部長	部長 （次長）	本部長を補佐し、総本部長に差支えあるときは、その任務を代行する。
本部員	次長 （課長）	本部長及び副本部長の命を受け、それぞれ各担当員を指揮監督し、非常災害の防護、復旧の任にあたる。

（　　）は、特定支店における構成を示す。

別表４－１

情報連絡の経路

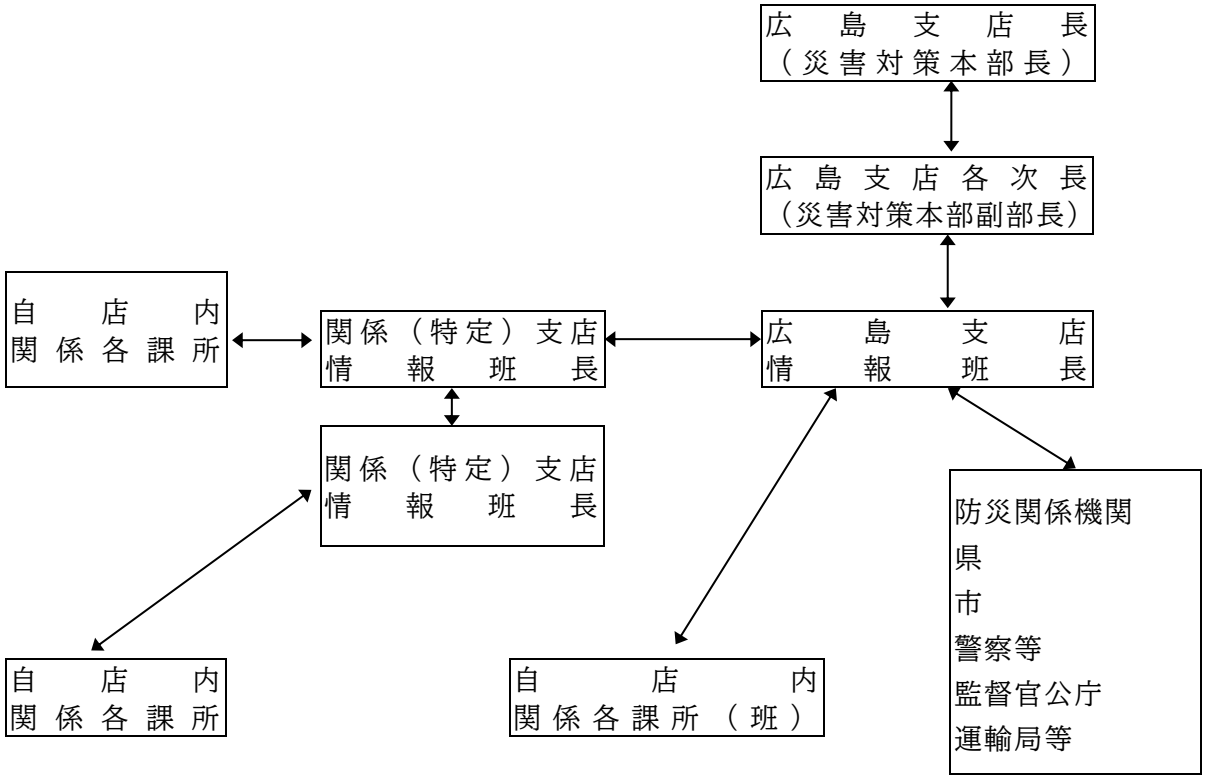

別表４－２

広島支店情報班の構成

区分	構成	人員	任務
班長	総務課長	1	班の総括
副班長	業務課長 作業管理課長	2	班長の補佐、及び班長に事故ある時の代行、本部との連絡、防護体制の発令・解除の伝達
班員	総務担当	2	官庁（県、市、警察等）連絡報告、班内庶務事項、社内の情報連絡、情報整理
	業務担当	2	官庁等（運輸局、ＪＲ西日本等）連絡報告、道路、橋梁、鉄道等交通障害状況の把握と社内関係部門に対する伝達、社有設備施設に関する情報収集

第５　広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後７２時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

１　施設の概況

⑴　電車事業本部

ア　営業課の名称・所在地

名　　称		所　　在　　地	電話
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目 9-29	242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目 24-59	232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目 9-1	276-1056

イ　車庫の名称、所在地及び保有台数

（令和 7 年 9 月 30 日現在）

車　庫　名	所　　在　　地	車両・編成数
千　田　車　庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	39 両＋18 編成
江　波　車　庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	29 両＋2 編成
荒　手　車　庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	46 編成

⑵　バス事業本部

○　営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

（令和 7 年 9 月 30 日現在）

名　　称	所　　在　　地	車両台数	電　話
曙　支　所	広島市東区曙一丁目 7-1	50（0）	0570-550-700
仁　保　支　所	広島市南区仁保沖町 1-92	52（0）	〃
広島中央営業所	広島市中区江波西一丁目 24-59	59（1）	〃
広島南営業所	広島市中区西白島町 24-9	72（1）	〃
西風新都支所	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	55（1）	〃
広島北営業所	広島市西区小河内町二丁目 18-1	66（1）	〃

（　　）内は、貸切で内数である。

２　災害予防計画

鉄道、若しくは道路上を運行する電車（軌道）、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、自然災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。

従って、乗務員を中心に職員に対しては適宜防災教育及び訓練を実施して、旅客の安全確保と防災意識の高揚に努める。

⑴　防災教育

各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。

ア　防災対策の現状

イ　自然災害に関する知識

ウ　非常事態の性格

エ　従業員の果たすべき役割と具体的措置

オ　旅客の安全対策

カ　路線に係る危険箇所・指定緊急避難場所（大火）、避難道路、緊急指定道路、並びに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

⑵　防災訓練

ア　災害情報の収集及び伝達
イ　防災組織の編成配備
ウ　旅客に対する広報
エ　防災施設、資機材の緊急点検

3　初動対策

⑴　非常事態時の体制

【レベル１】

災害が予想される場合、被災が軽微な場合、復旧体制が整った場合、その他必要な場合に体制をとる。

状況に応じて各事業本部で対策本部を設置し、逐次総務課に情報を連絡する。

体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

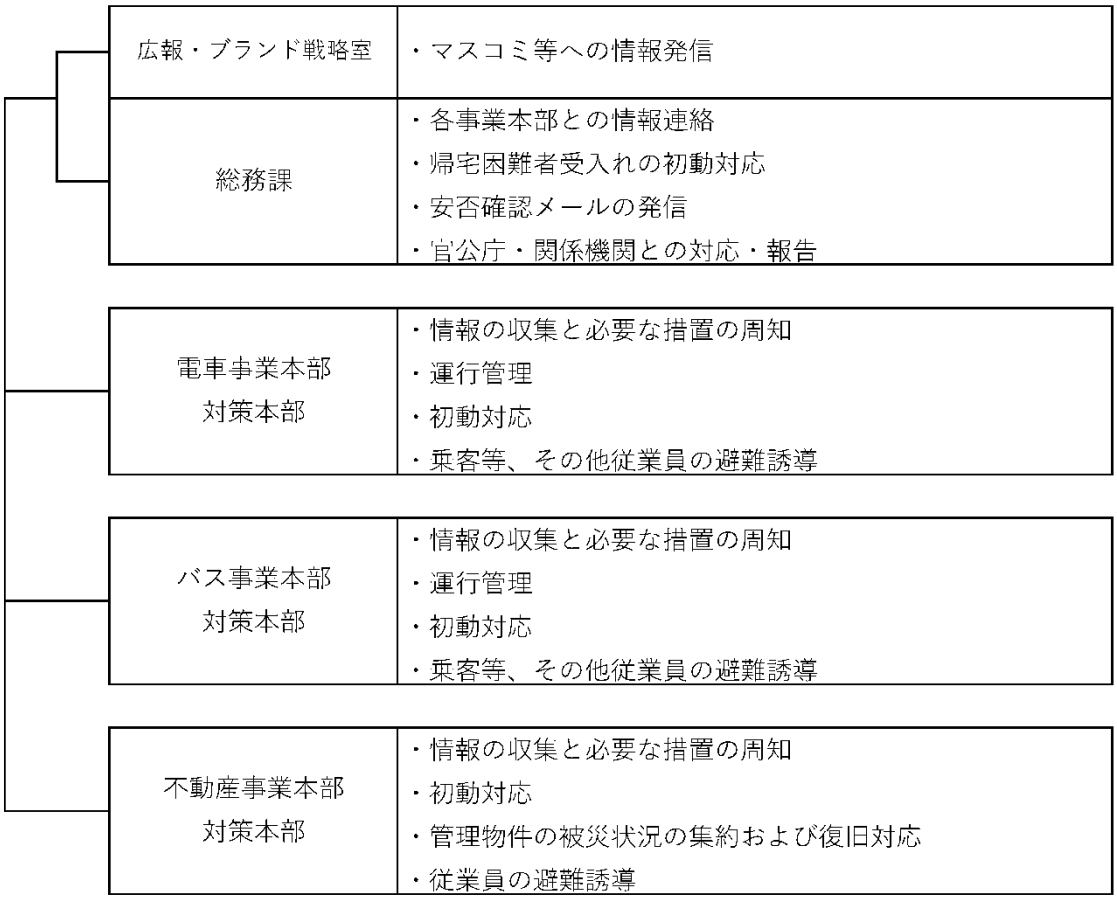

【レベル２】

事業本部単位で甚大な被災を被った場合、中期的に復旧が必要な場合に体制をとる。

対策統括本部を設置し、各事業部の対策本部、統括本部事務局は本部長補佐を長とする。

体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

統括対策本部設置場所

第 1 拠点　広電本社ビル　　広島市中区東千田町二丁目 9-29　4 階 総務課

第 2 拠点　広島トランヴェールビルディング　　広島市中区紙屋町一丁目 2-22　403 号室

第 3 拠点　バス事業本部　　広島市中区西白島町 24-9

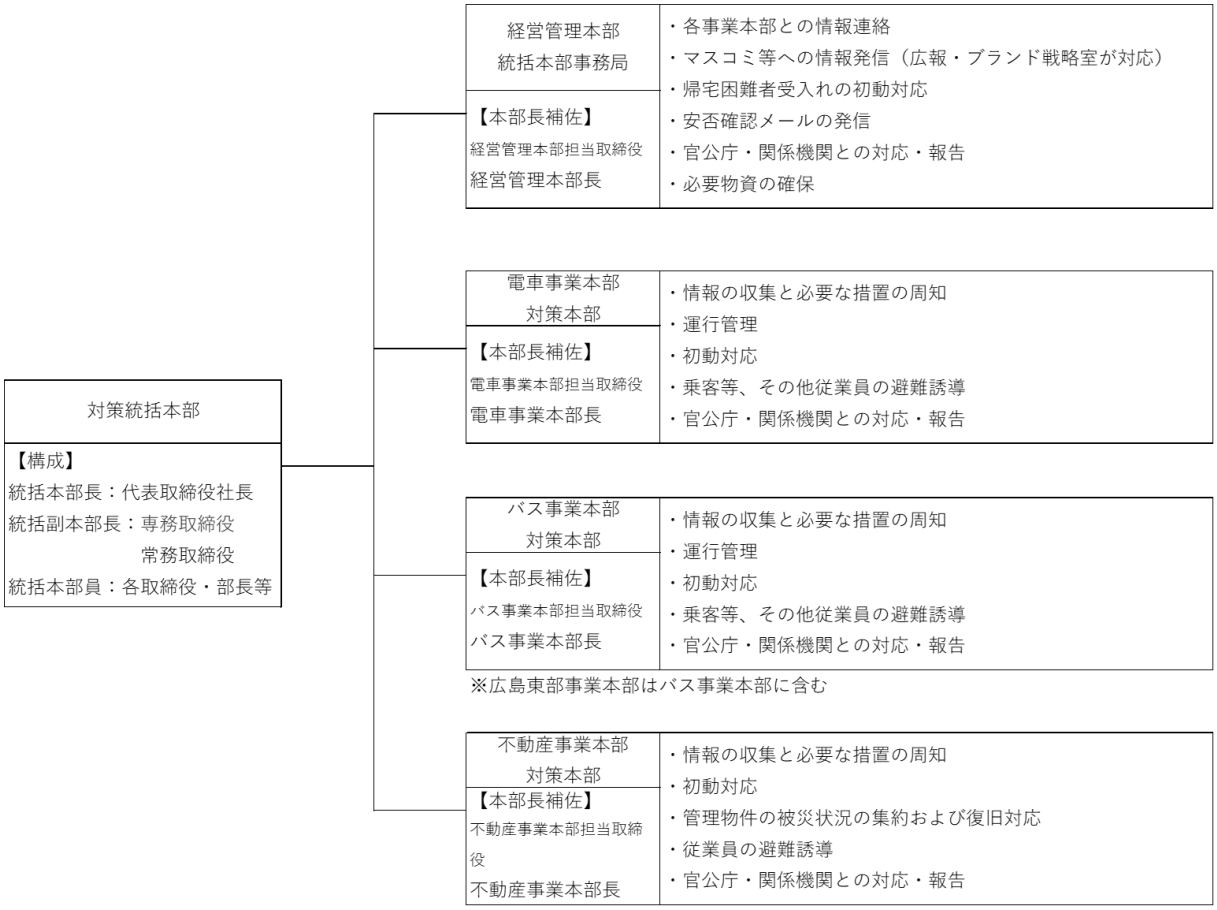

【レベル３-１】（初動対応）　　想定日数：３日程度

全社的に甚大な被害が及んだ場合、長期的に復旧が必要な場合に体制をとる。本社部門は後方支援本部にまわり、事業継続に必要な人員を除き初動対応にあたる。

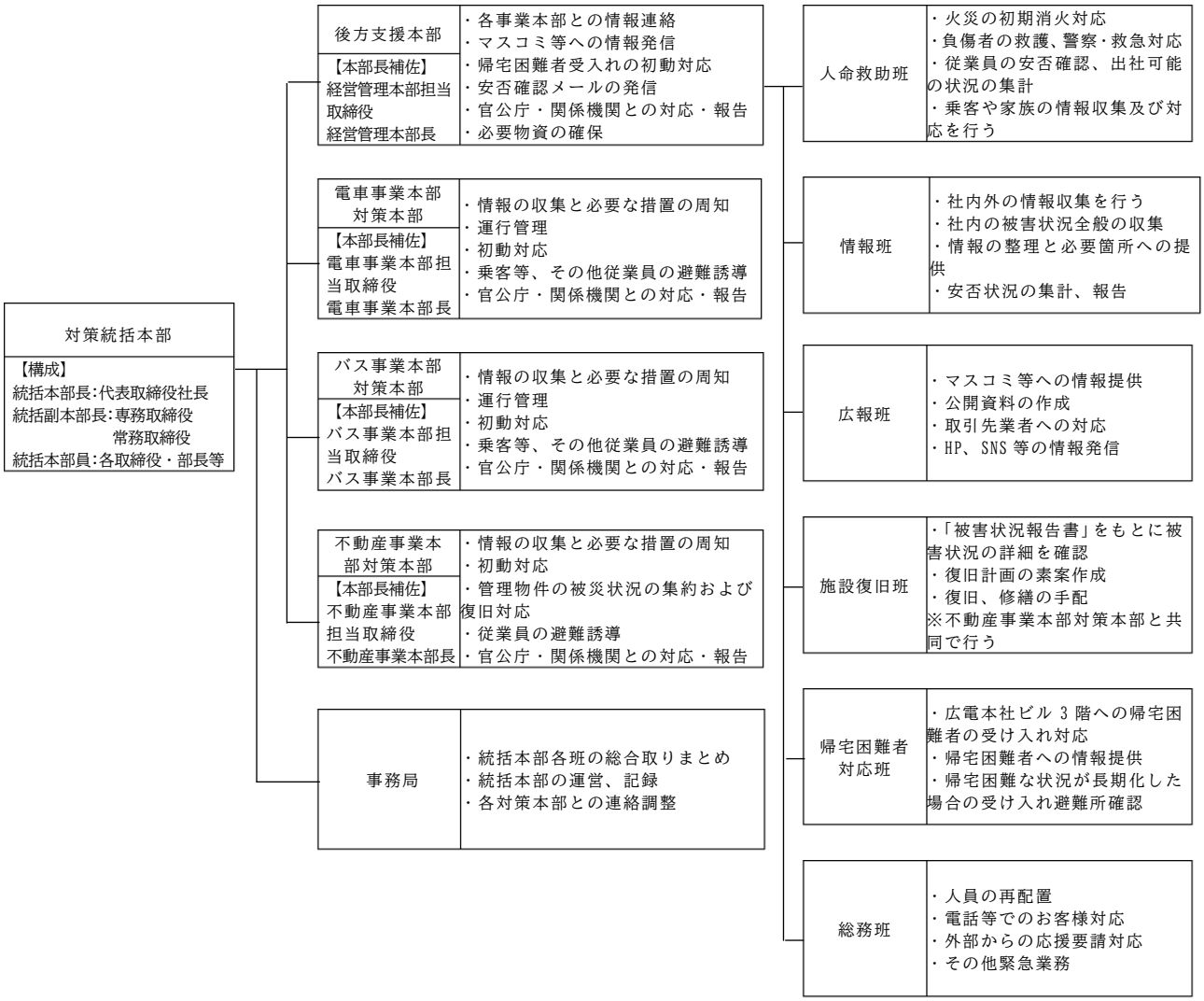

【レベル３-２】（復旧対応）　　想定日数：２週間程度
レベル３-１の初動対応が完了後、体制を移行する。

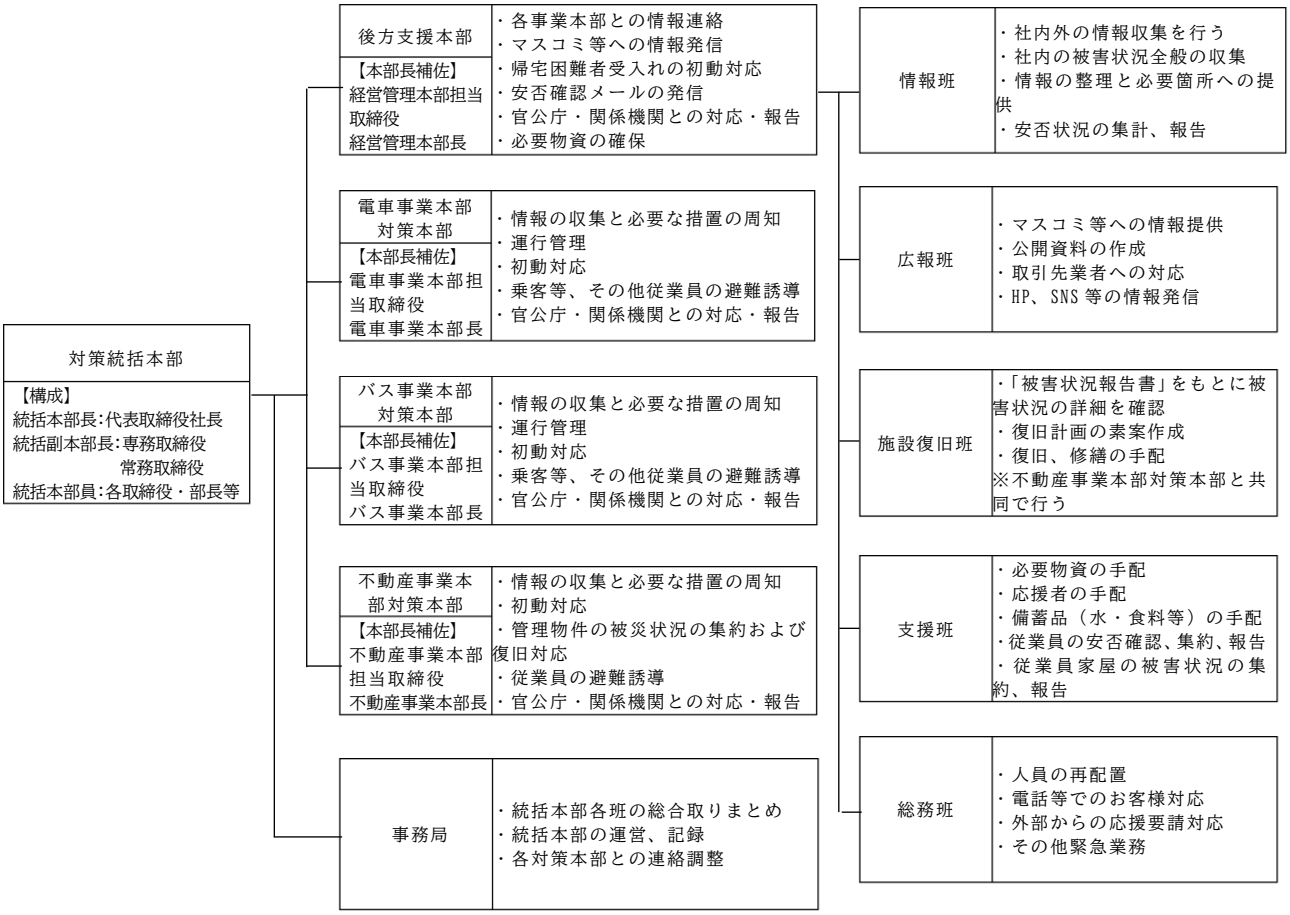

⑵　通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○　災害発生時の通報ルート

ア　電車事業本部

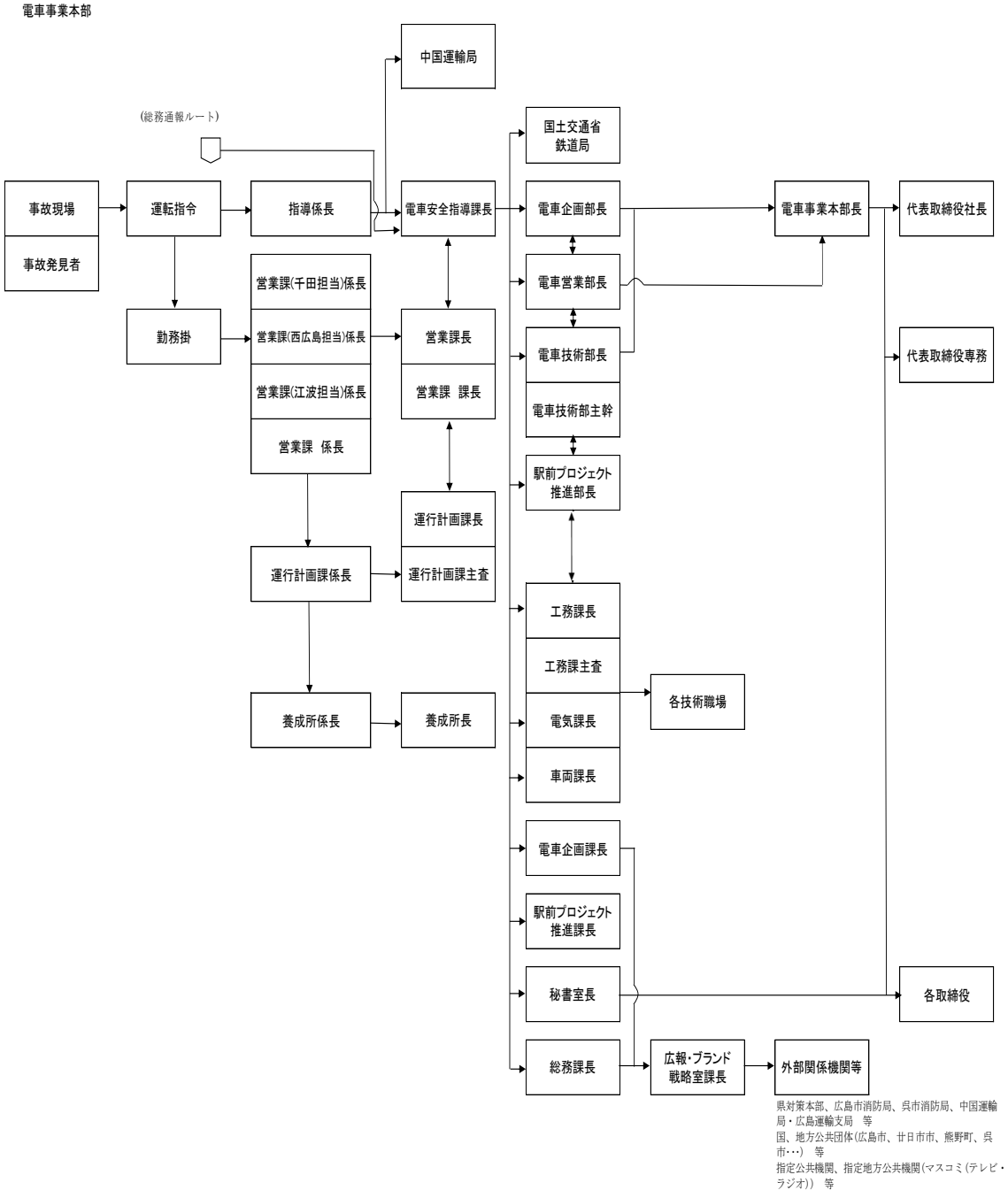

イ　バス事業本部

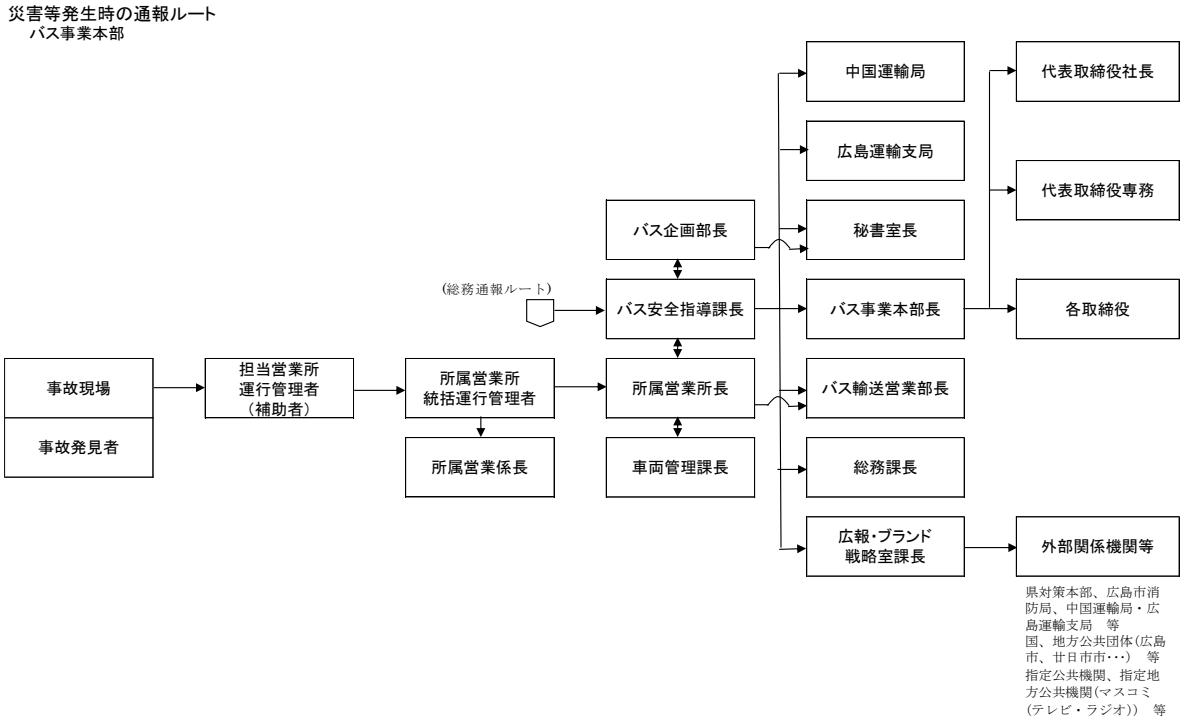

⑶　初動対応計画

ア　従業員の安否確認

イ　運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析

ウ　運行確保

エ　災害復旧対策

オ　広報活動

カ　災害調査及び対策

⑷　人命の保護及び救済

旅客等に死傷者があるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

⑸　従業員の非常招集

当社の営業区域において対策統括本部の設置基準を満たした場合は、速やかに自己や家族の安全を確保したうえで、非常事態時出勤の対象者は出勤する。 家族の安全が確認できない者、出勤時に安全が確保できない者については、上長に報告後、指示を仰ぐ。

その他従業員については、対策統括本部の方針決定後に安否確認システム等で指示を行う。

⑹　旅客に対する伝達

旅客への伝達は駅・ターミナル・停留所等において放送又は掲示や当社ホームページ、その他適切な方法で伝達する。

⑺　運行の調整

ア　非常事態発令後の電車・バスの運転は、状況に応じた安全確認を行い、原則として減速運転を行う。

イ　電車・バスの運行に当たっては、各該当課において、運転整理を行って、安全かつ効率よい運行確保に努めるが、状況が悪化し、駅・ターミナル・停留所に旅客が滞留するような状態が生じた場合は、震災対策本部で速やかに検討を行い、必要な措置を行う。

ウ　状況が更に悪化し、運転の継続に危険を生じた場合は、運転を中止する。

⑻　施設の緊急点検及び応急補強等

自然災害発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。

状況確認等を行う場合は、二次災害を防ぐために原則複数人で行動する。

⑼　大規模地震が発生した場合の応急措置

ア　電車事業本部

(ｱ)　営業課又は電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、列車無線により一斉に緊急停止の指示を行い、又は助役による手信号、その他の方法で列車（軌道線は車両）を停止させる。

(ｲ)　運転士は、緊急停止の指令又は地震を感知したときは、橋梁等危険な箇所を避けて停止し、運転指令に報告してその指示を受けなければならない。

(ｳ)　車掌は、状況により、運転士と協力して旅客を安全な場所に避難させる。

(ｴ)　その他、状況により対応した措置をとるとともに、必要な情報伝達及び報告をする。

イ　バス事業本部

(ｱ)　運転士は、大規模地震を感知した場合、橋梁、崖下、急坂路、その危険箇所を避けて停車させ、旅客に冷静な行動を呼びかけ、混乱防止に努める。

(ｲ)　道路障害、火災の発生等により、旅客が危険な場合、若しくは警察官、消防職員から避難又は安全な場所へ避難させる等の応急対策を講じる。

⑽　この計画に基づいた対応が困難なほど甚大な被害を被った際は、その時取りうる安全対応を心掛けるものとする。

4　災害の復旧及び正常な運行の回復

⑴　公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため、最善の努力をしなければならない。

⑵　前項の目的を達成するための具体的行動は、統括対策本部長の命によるものとする。

第６　広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、取締役に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

１　施設の概要

名　　称	所　　在　　地	車両数	電話番号
本　　社	広島市中区光南六丁目 1-68	－	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	101	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	26	545-7959

２　応急対策

⑴　組織

風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。

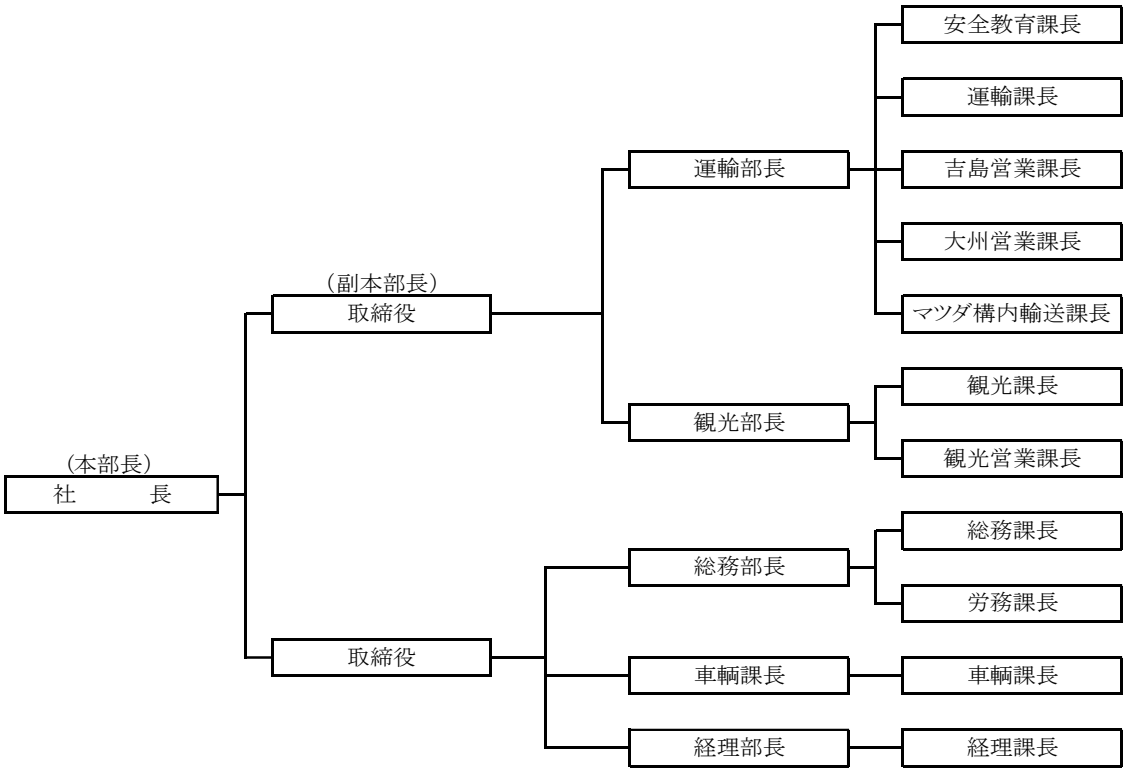

⑵　連絡体制

広島市危機管理室との連絡は総務部総務課とする。

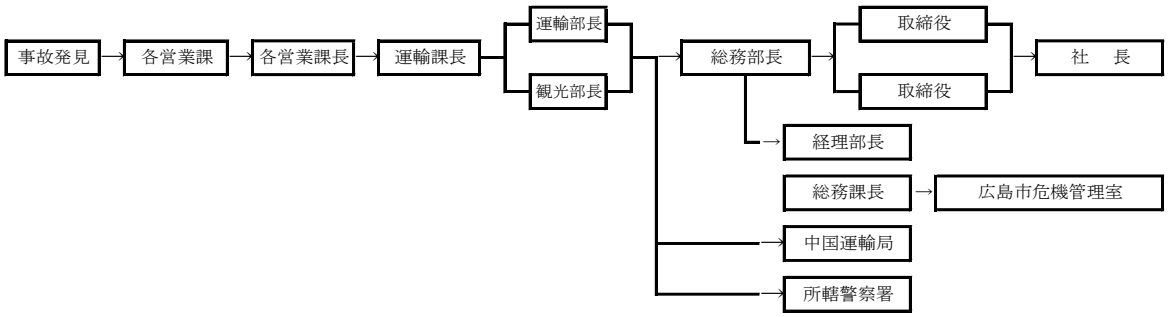

⑶　応急活動計画

ア　運行状況、事故情報の収集

イ　運行確保

ウ　広報活動

第７　広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

１　総則

広島交通株式会社（以下「会社」という。）における災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における事業用自動車の運行の安全の確保並びに旅客の生命及び身体の保護のための応急対策は、この計画に定めるところによる。

２　防災対策本部

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合には、会社に別表第１の防災対策本部を設置する。

３　防災情報連絡体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合の情報連絡体制は、別表第２のとおりとする。

４　防災運行管理体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における運行管理体制は、次のとおりとする。

運行管理統括責任者	運行管理責任者	主幹運行管理者	運行管理者
運　輸　部　長	指　導　課　長	勝木営業所長	所属運行管理者
		大林営業所長	所属運行管理者
		緑井営業所長	所属運行管理者
		高陽営業所長	所属運行管理者
		広島営業所長	所属運行管理者

5　防災運行措置基準

⑴　災害の発生が予測されるとき

項　　目	運　行　措　置　基　準
運　　行	運行管理者が運行警報基準により運行警報を発令し、安全確保の予防措置をとる。

⑵　災害が発生した場合

項　　目	運　行　措　置　基　準
運　　行	◆　運行警報により発令される警報種別により、運行中止、20 km以下又は 30 km以下の注意運転を行う。 ◆　高速自動車国道においては、当該道路管理者の行う交通規制による。

6　防災教育及び訓練

従業員に対し、次の表に掲げる事項について、教育及び訓練を実施して、事業用自動車の運行の安全の確保、旅客の生命及び身体の保護並びに防災意識の高揚を図る。

区　　分	実　　施　　事　　項
防災教育	①　防災対策の現状 ②　災害に対する知識 ③　従業員の任務及び具体的措置の要領 ④　旅客の安全対策 ⑤　路線に係る危険箇所、指定緊急避難場所（大火）、避難道路等の内容
防災訓練	①　情報の収集及び伝達の要領 ②　事業用自動車の運行の安全確保の要領 ③　旅客の避難誘導の要領 ④　旅客の救護の要領 ⑤　地域で実施される防災訓練への参加

付表　広島交通株式会社施設概要

名　　称	所　　在　　地	自動車台数	電話番号
本　　社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	－	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	41	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	42	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	52	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	－	082-263-2121

別表第１

広島交通株式会社防災対策本部編成表

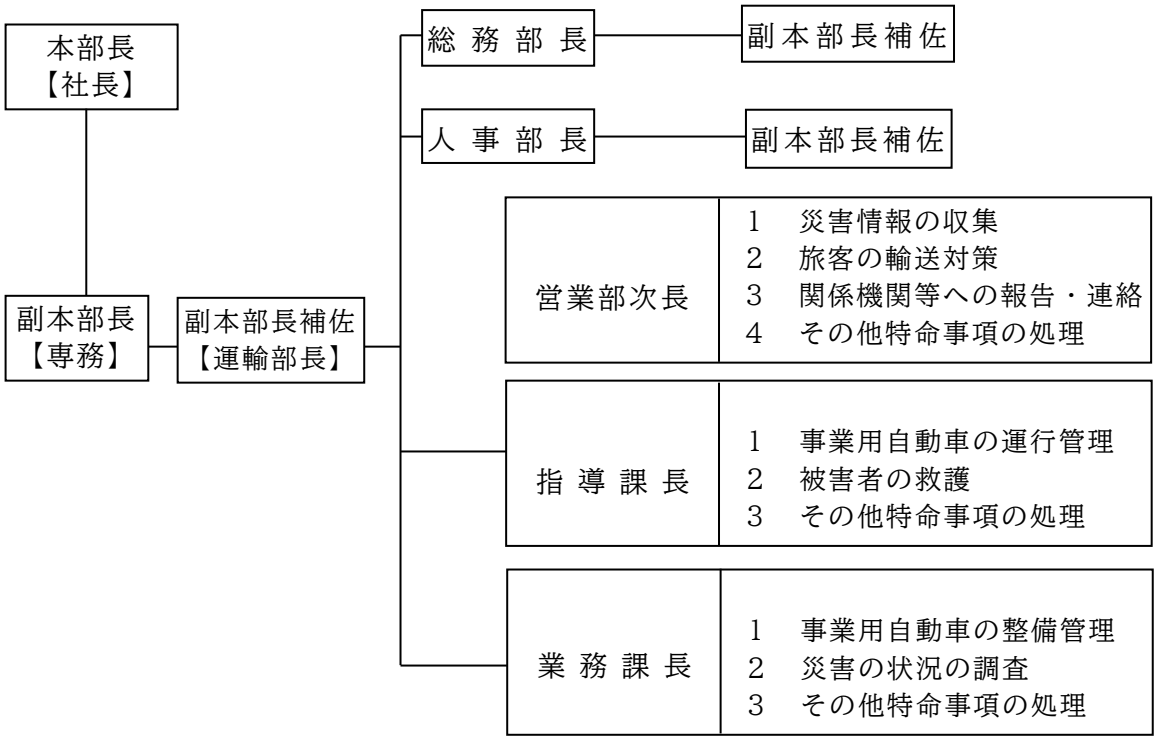

別表第２

広島交通株式会社防災応急対策報告・連絡系統

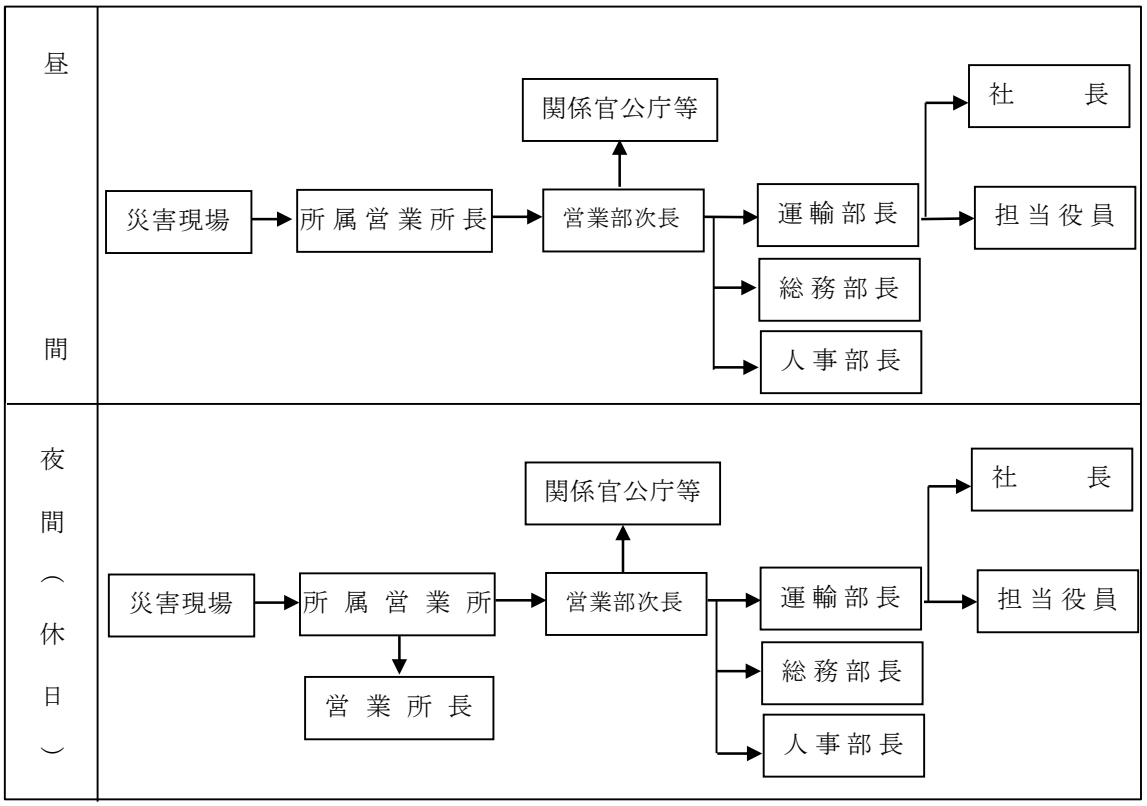

広　島　市　と　の　連　絡　体　制

【連絡窓口】

区　　分		昼　　間	夜　間（休　日）
広島交通株式会社 防災対策本部	設　置　中	運輸部運輸課　　℡　238-7755	
	設置されていない場合		
広　　島　　市 災害対策本部	設置中	危機管理室危機管理課　　℡　504-2595	
	設置されていない場合	危機管理室危機管理課　　℡　504-2653	

【連絡事項等】

事　　項	連　　絡　　時　　期
防災対策本部の設置又は廃止	設置又は廃止の都度
被害状況・応急活動状況	随　　時（定期）
市民に伝達（広報）すべき事項又は伝達（広報）した事項	随　　時
その他必要と認める事項	随　　時

第８　瀬戸内海汽船株式会社

瀬戸内海汽船㈱災害応急対策要綱

１　目的

この要綱は、広島市地域防災計画に基づき、指定地方公共機関の一員として、地域の期待に応えることを目的とする。

２　対象災害

⑴　暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象による災害

⑵　大規模な火災、爆発又は放射性物質の大量放出等の人為的原因により生ずる災害

３　災害応急組織

災害応急組織は、当社「安全管理規程」事故処理基準に定める非常対策本部の組織を準用する。

４　情報連絡

⑴　災害に際しては広島市（災害対策本部）と密接な連絡をとるものとする。

⑵　支社、代理店とは密接な連絡をとるものとする。

⑶　社員は、勤務外の場合、自主的に勤務先との連絡に努め、連絡不能の場合は出勤に努めるものとする。

５　拠点及び主要船舶

⑴　拠点

原則として本社社屋とする。

⑵　主要船舶

別表　主要船舶表参照

⑶　船舶の運航管理

当社の「安全管理規程」による。

（別紙）

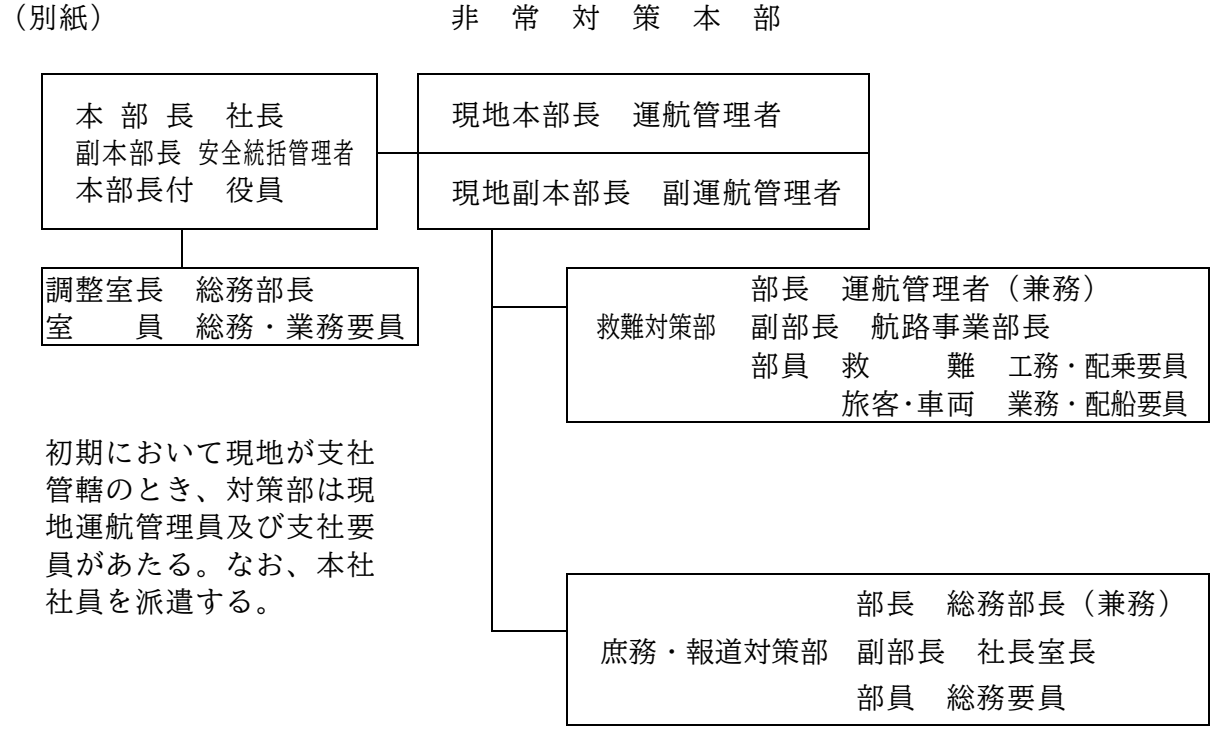

（職務分掌）

非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務並びに室及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1　本社本部員の職務

本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれないときは、その職務を代行する。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
対策部員	対策部員は、本部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2　現地本部員の職務

現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について本部長に報告する。
現地対策副部長	対策副部長は、部下職員を指揮して対策部長を補佐するとともに対策部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地対策部員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3　室及び各対策部の所掌

調整室	⑴　本部及び現地本部の統括事務に関すること。 ⑵　非常対策本部の設置、解散及び社内への周知に関すること。 ⑶　調整会議の庶務に関すること。 ⑷　各種情報の収集及び整理、報告並びに記録に関すること。
救難対策部	〔救難〕 ⑴　事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ⑵　救難計画の立案及び実施に関すること。 ⑶　船長への連絡及び指示に関すること。 ⑷　関係機関への手配及び連絡に関すること。（運輸局、海上保安部、消防、警察、港湾管理者、その他） ⑸　派遣要員の確認に関すること。（氏名、派遣先、用務、連絡手段等） ⑹　携帯電話その他救助資機材の手配に関すること。 ⑺　海図、連絡先一覧表等必要資料の整理に関すること。 ⑻　その他救難に必要な事項に関すること。 〔工務〕 ⑴　事故船舶の資料の準備に関すること。（写真、一般配置図、要目表その他） ⑵　救助派遣船等の燃料の手配に関すること。 ⑶　携帯電話その他救助資機材の調達に関すること。 ⑷　船舶の救助、修理の手配に関すること。 〔配船〕 ⑴　救助派遣船等の選定に関すること。 ⑵　ダイヤ調整に関すること。 〔配乗〕 ⑴　事故船舶の乗組員名簿、写真、経歴の準備に関すること。

	⑵　救助派遣船等の乗組員及び同用食料等の手配並びに同名簿の作成に関すること。 〔旅客･車両〕 ⑴　旅客名簿の作成に関すること。 ⑵　被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 ⑶　被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ⑷　死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑸　被災者及び被災者の近親者の接遇に関すること。 （食料、毛布、交通、宿泊、専用電話の手配、事故情報の提供等） ⑹　欠航便の旅客処理に関すること。 ⑺　運賃の払戻しに関すること。 ⑻　旅客に係る補償に関すること。 ⑼　その他旅客対策に関すること。 ⑽　車両、貨物、手･小荷物及び郵便物に関すること。 ①　リストの作成に関すること。 ②　損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ③　引渡しに関すること。 ④　補償に関すること。 ⑤　その他貨物対策に関すること。
庶務報道対策部	⑴　庶務 ①　非常対策本部の設営に関すること（案内表示の作成掲示、受付の設置、腕章の配布等） ②　来訪者の接遇に関すること。 ③　消耗品の調達に関すること。 ④　派遣要員の経費前渡に関すること。 ⑤　非常対策本部の厚生に関すること。（食事、宿泊、健康管理等） ⑥　見舞い及び弔意に関すること。 ⑦　写真記録に関すること。 ⑧　非常対策本部の経理に関すること。 ⑨　その他庶務に関すること。 ⑵　報道 ①　報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。 ア　資料収集（事故概要、負傷者状況、救助概要、船舶要目、乗組員名簿、船長写真、船長経歴、旅客名簿等） イ　発表用資料作成 ウ　記者専用電話・ＦＡＸ等の手配 ②　その他事故に係る、広報に関すること。

（非常対策本部運用要領）

運航管理者は、非常対策本部を円滑に運用するため、非常対策本部運用要領を別に定めるものとする。（　省　　略　）

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種　　別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	902 トン	2	各 300 人（3 時間未満）	広島～松山
高 速 船	189 トン	2	各 153 人（6 時間未満）	広島～松山

第９　広島ヘリポート管理事務所

広島ヘリポート緊急計画

（平成２４年８月８日制定）
平成２６年３月３１日一部改正
平成２７年４月１日一部改正

（目的）

第１条　広島ヘリポート緊急計画（以下「緊急計画」という。）は，広島ヘリポート及び広島ヘリポートの周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において，広島ヘリポート及び関係機関相互の協力と緊密な連携により，迅速かつ的確な活動を実施するため，緊急時の通報連絡体制，消火活動，救急活動，医療救護活動，警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め，対策を講じることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この緊急計画の適用範囲は，原則として次のとおりとする（以下「緊急事態等」という。）。

⑴　広島ヘリポート又はその周辺で航空機事故が発生した場合
⑵　広島ヘリポートに進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか，又はそう推測される場合
⑶　広島ヘリポートに進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか，又はそう推測される場合
⑷　不法奪取された航空機が広島ヘリポートに飛来しようとした場合又は飛来した場合
⑸　広島ヘリポートを出発又は到着地とする航空機あるいは広島ヘリポートの施設に対して，爆破の脅威が発生した場合
⑹　広島ヘリポート又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合
⑺　広島ヘリポートで医療上の緊急事態が生じた場合
⑻　自然災害が発生した場合
⑼　広島ヘリポート又はその周辺で火災が発生した場合

（関係機関）

第３条　この緊急計画の関係機関は次の機関（以下「関係機関」という。）とし，その構成は別紙１のとおりとする。

⑴　航空交通機関（飛行情報関係を含む。）
⑵　救難及び消防機関
⑶　警察及び警備機関
⑷　ヘリポート管理関係機関
⑸　医療機関
⑹　航空運送事業者等
⑺　通信機関
⑻　ヘリポート関係事業者

（関係機関の活動分担）

第４条　緊急事態等における関係機関の活動の分担は，原則として別紙２のとおりとする。

（実施要領等の制定）

第５条　広島県広島ヘリポート管理事務所の所長（以下「ヘリポート長」という。）は，緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について，別に要領等を定めて処理を行うことができる。

（連絡体制）

第６条　緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため，事前に適用の基準に従った緊急連絡体制（連絡通報先の窓口名，電話番号及びＦＡＸ番号を昼夜，休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。）を作成する。なお，変更があった場合は速やかに訂正し，関係機関に連絡するものとする。

２　緊急連絡体制は，通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。

3　ヘリポート長は，執務時間外の突発的な災害の発生に備え，全職員を網羅する連絡経路を明らかにし，職員に周知徹底しておかなければならない。

（緊急事態等の通報）

第７条　広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合は，緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに，必要に応じて消火救難活動の要請を行うものとする。

⑴　緊急事態の種類及び規模

⑵　緊急事態発生時刻

⑶　緊急事態発生場所

⑷　緊急事態の具体的内容

2　広島県広島ヘリポート管理事務所（以下「管理事務所」という。）は，その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には，第１項の規定に準じた通報を行うものとする。

（対策本部等）

第８条　緊急事態等が発生した場合において，広島県土木建築局長（以下「土木建築局長」という。）は，必要に応じて広島県土木建築局内に土木建築局長を本部長とする対策本部を設置する。

2　前項の対策本部が設置された場合，ヘリポート長は，広島ヘリポート内にヘリポート長を本部長とする現地本部を設置する。

3　前２項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は，別紙３による。

（現地連絡調整機関）

第９条　緊急事態等が発生した場合は，必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

2　原則として現地連絡調整機関は広島ヘリポート教育訓練室内に設置する。

3　現地連絡調整本部長はヘリポート長とする。

4　現地連絡調整機関の構成は，災害関係機関からなる。

5　前条による対策本部が設置された場合は，同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。

6　現地連絡調整機関には，別に定める要領により緊急電話を設置する。

（自衛隊への災害派遣要請）

第１０条　自衛隊への災害派遣要請は，広島県地域防災計画による。

2　ヘリポート長は，知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し，報告する。

⑴　災害の状況

⑵　派遣を希望する期間

⑶　派遣を希望する区域及び活動内容

⑷　その他参考になるべき事項

（消火救難活動）

第１１条　管理事務所は，消火救難活動を実施するにあたり，その基準となる要領等を別に定めて行うものとする。

2　関係機関相互の協力と緊密な連携を図り，消火救難活動を実施するため，管理事務所と消火救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

（消火救難隊）

第１２条　管理事務所は，消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため，広島ヘリポート内の各団体の協力を得て，消火救難隊を組織するものとする。

2　前項の消火救難隊を組織するため，管理事務所と広島ヘリポート内の各団体との間で協定を締結する。

3　第１項に規定により組織する消火救難隊の構成及び業務分担等は，要領等により別に定める。

（負傷者の選別等）
第１３条　ヘリポート管理関係機関，救難及び消防機関，医療機関は，協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに，被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い，必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。
（医療救護活動及び傷病者搬送活動）
第１４条　医療救護に係る関係機関は，相互の協力と緊密な連携をはかり，必要な地区を設置し，医療救難活動及び傷病者搬送を実施する。
２　管理事務所は，次により，「搭乗者待機地区」，「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。
⑴　「搭乗者待機地区」は，関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために，搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。
⑵　「傷病者救護地区」は，関係消防機関及び医療機関の協力により，傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。
⑶　「無傷者待機地区」は，関係消防機関と連携し，搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため，傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。
３　関係消防機関は，自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を，後方医療機関へ搬送するため，「傷病者搬送地区」を設置する。
４　遺体の収容等については，広島県地域防災計画に準じた活動とする。
（警備及び交通規制活動等）
第１５条　緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は，原則として次により実施する。
⑴　広島ヘリポート内において航空機事故が発生した場合，ヘリポート長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間，広島ヘリポートを閉鎖する等必要な措置を行うことができる。
⑵　管理事務所は，広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合，制限区域内の警備及び入場規制を実施する。
⑶　関係警察機関は，緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。
⑷　広島海上保安部は，緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。
（航空機事故等現場保存）
第１６条　航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については，人命救助，遺体収容，消火等のために必要がある場合を除き，できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。
２　前項の現場の状態を変更させる場合には，写真，見取図又は記録により変更以前の状況を把握し，国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るように行うものとする。
（グリッドマップ）
第１７条　管理事務所は，緊急事態が発生した場合の消火救難活動を迅速かつ適切に実施するため，次により広島ヘリポート及びその周辺に係る格子地図（以下「グリッドマップ」という。）を作成し，あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。
⑴　「広島ヘリポートグリッドマップ」
ア　滑走路，誘導路等の基本施設，保安施設，消防施設及び広島ヘリポート内の主要施設を標示したものとする。
イ　範囲は，広島ヘリポートの告示の範囲とする。
⑵　「広島ヘリポート場外グリッドマップ」
ア　主要な道路，鉄道，学校，病院，警察署，消防署及び河川等を標示したものとする。
イ　範囲は，広島ヘリポートの標点から半径約９Ｋｍの円内とする。
（訓練）
第１８条　管理事務所は関係機関の協力のもとに，この緊急計画の実効性を確保するため，次により定期的に訓練を実施する。
⑴　図上訓練　関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練

⑵　部分訓練　各関係機関の役割分担を中心とした訓練
⑶　総合訓練　図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が，それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。
２　訓練を実施した場合は講評を実施する。
（緊急計画に係る協議）
第２０条　緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため，緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について，関係機関において協議する。
（広報業務）
第２１条　職員は，業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を，次項の規定によるほかは，部外者に対し提供してはならない。
２　航空機事故等に関する広報業務は，土木建築局長が指定する者が一元的に行う。
３　前項の広報業務を行う場合において，事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報，推測等は，これを提供してはならない。
４　前項の広報を行う者は，公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は，あらかじめ土木建築局長の承認を受けなければならない。
（その他）
第２２条　法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には，この計画にかかわらず当該法令及び計画等によるものとする。
２　この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は，国土交通省航空局から指示があった場合は，国土交通省航空局の指示を優先する。

附　則

この計画は，平成２４年１１月１５日から施行する。

附　則

この計画は，平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この計画は，平成２７年　４月　１日から施行する。

別紙１

緊急事態等における関係機関

関　係　機　関	構　成
(1) 航空交通機関 （飛行情報を含む。）	・国土交通省 （大阪航空局広島空港事務所を含む。）
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局（広島西消防署）
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部（広島西警察署） ・第六管区海上保安本部（広島海上保安部） ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県，広島市，広島ヘリポート指定管理者
(5) 医療機関	・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・ＮＴＴ西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・マイナミ空港サービス㈱

別紙２

緊急事態等における関係機関の活動分担

関係機関			活　動　分　担
航空交通機関	国土交通省		ア　航空交通規制 イ　その他必要な活動
	(一財)航空機安全運航支援センター		ア　臨時ヘリパッド，ヘリ飛行ルートの選定 イ　その他必要な活動
救難及び消防機関	自衛隊災害派遣部隊		ア　搭乗者の救助 イ　傷病者の輸送 ウ　行方不明者の捜索 エ　その他必要な活動
	消防機関 消火救難業務受託者		ア　消火活動 イ　搭乗者の救助 ウ　救急活動 エ　傷病者搬送活動 オ　その他必要な活動
警察及び警備機関			ア　搭乗者の救助 イ　事故現場付近及び救護地区等の警戒警備 ウ　交通規制 エ　医療救護班輸送車両（医師）の先導 オ　遺体の検視と身元確認 カ　行方不明者の捜索 キ　その他必要な活動
ヘリポート管理関係機関	広島県	広島ヘリポート管理事務所	ア　緊急対策現地本部の設置 イ　消火救難活動（委託により消火救難業務受託者が行う） ウ　搭乗者の救助（委託により消火救難業務受託者が行う） エ　搭乗者待機地区の設置 オ　傷病者救護地区の設置及び医療資器材の配置（ヘリポート内での航空機災害発生の場合） カ　傷病者数及び搭乗者の把握 キ　制限区域内への入場制限 ク　制限区域内の誘導 ケ　航空会社との連絡窓口 コ　現地関係機関との連絡調整 サ　その他必要な活動
		本庁機関	ア　緊急対策本部の設置 イ　本庁関係機関との連絡調整 ウ　自衛隊等への災害派遣要請 エ　その他必要な活動
	広島市		ア　「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動 イ　救護地区の設置（ヘリポート場外陸上での航空機災害発生の場合） ウ　その他必要な活動
医療機関			ア　救護班の派遣 イ　救急医療活動 ウ　その他必要な活動
航空運送事業者等			ア　乗客名簿の作成及び提出 イ　遺体の身元確認 ウ　通訳の配置 エ　放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告 オ　被災者及び関係者の水，食事，衣類等必需品及び一時収容所等の手配 カ　油防除の対策
通信機関			ア　通信手段の確保 イ　その他必要な活動
ヘリポート関係事業者			ア　消火救難隊への参画又は協力 イ　その他必要な活動

別紙３

広島へリポート緊急対策本部及び同現地本部について

１　対策本部等の組織及び業務

「広島へリポート緊急計画」第８条第１項及び同条第２項に定める対策本部及び現地本部（以下「緊急対策本部等」という。）については，原則として次のとおりとする。ただし，災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは，同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

対策本部（土木建築局本部）	名　　称	広島へリポート緊急対策本部
	設置場所	広島県土木建築局内（事務局：空港振興課）
	組　　織	本 部 長　　広島県土木建築局長 副本部長　　広島県空港振興課長 本 部 員　　本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び資料作成 ・現地対策本部への指示 ・関係部局との調整 ・報道対応 ・その他緊急事態等の対策に必要な業務
現地本部（広島へリポート本部）	名　　称	広島へリポート緊急対策現地本部
	設置場所	広島へリポート内（広島へリポート管理事務所教育訓練室）
	組　　織	本 部 長　　広島へリポート管理事務所長 副本部長　　広島へリポート管理事務所副所長 本 部 員　　本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び報告 ・消火救難隊の編成・出動の指示 ・対策本部からの指示等の関係機関への連絡 ・業務処理に応じた班編成等（総務，消火救難，医療，協力等） ・その他緊急事態等の対策に必要な業務

２　設置基準

原則として，緊急事態等が発生時において，関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。（例：被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等，あるいは状況によって，広島県災害対策本部の設置が予測される場合など）

３　連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は，原則として次による。

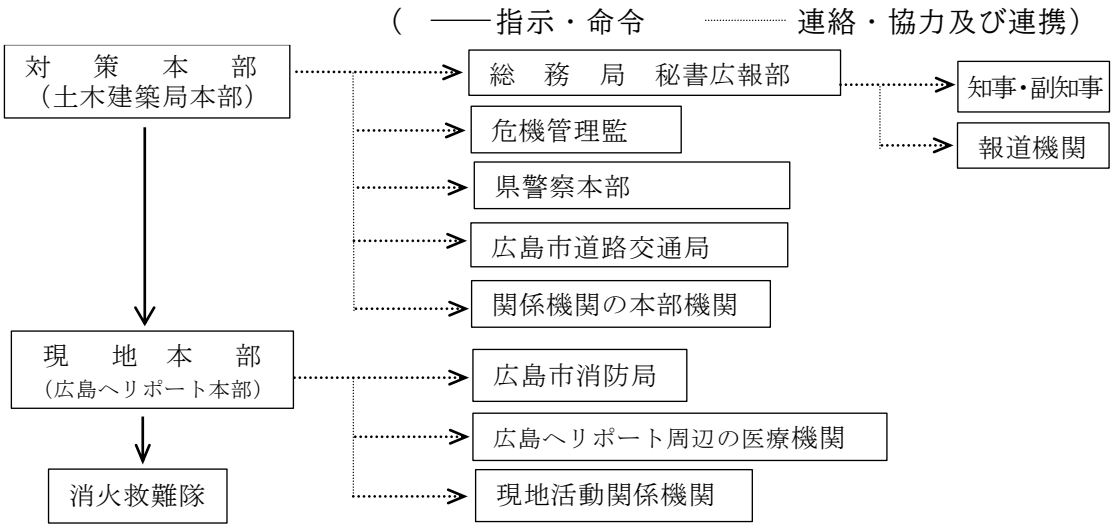

４　緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については，別に定める。

第５節　放送機関

第１　日本放送協会広島放送局

１　非常災害発生時の応急対策

⑴　緊急報道体制の確立

非常災害が発生した場合は、防災関連機関と連絡を密にし、非常災害時における指定公共機関としての役割を遂行するため、災害に関する報道を優先して放送するよう緊急報道体制を早期に確立する。

⑵　放送施設の措置

非常災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア　連絡系確保、非常無線通信の利用

イ　施設の応急対策

ウ　必要機材の借用、調達

エ　その他電波確保に必要な事項

⑶　非常災害関係情報の報道

非常災害関係情報の放送に当たっては、直接的な災害の防止、社会的混乱等二次災害の防止、被災者の援護・復旧に資するため、正確、迅速な情報の提供に努める。

２　災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

⑴　組織

災害対策本部	
本部長　局長 副本部長　副局長 事務局長　経営管理ｾﾝﾀｰ専任部長 本部員　各対策部長	＊ 災害に関する重要事項の審議・決定 ＊ 各部における緊急計画の調整 ＊ 災害対策についての対外折衝 ＊ 災害に関する情報の収集・連絡
放送対策部 コンテンツセンター長	＊ 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 ＊ 関連番組の制作・送出 ＊ データ放送、ライフライン放送の実施 ＊ 災害情報ＨＰの公開
施設・受信対策部 技術専任部長	＊ 放送施設・電波施設の防護 ＊ 電波確保、燃料確保 ＊ 被災施設の応急復旧 ＊ 避難所等での放送受信の確保
視聴者対策部 メディア展開専任部長	＊ 電話応対、視聴者への情報周知 ＊ 来訪者・見学者等への情報周知 ＊ マスコミ対応 ＊ 放送支援の実施
営業対策部 視聴者リレーションセンター長	＊ 視聴者に対する受信の確保 ＊ 委託取次収納員等への支援活動 ＊ 放送支援の実施
管理対策部 経営管理センター専任部長	＊ 局舎管理・ロジ業務 ＊ 職員・家族の安否確認、援護 ＊ 医療、給食、給水、災害用物資確保 ＊ 輸送手段確保、燃料確保 ＊ 放送支援の実施

⑵　職務基準

ア　基本方針策定

イ　各部間緊急計画の調整と情報交換

ウ　部外関係機関との折衝と連絡

エ　部内応援体制の調整

オ　マスコミとの対応

等について審議決定を行う。

⑶　災害時における放送要請に関する協定

広島市との「災害時における放送要請に関する協定書」（昭和 60 年 3 月 1 日締結）に基づき対応することとする。

⑷　部外関係機関との協力

県、市、中国電力、中国電力ネットワーク、広島ガス、ＮＴＴ等関係機関と緊密な連携を保ち、発災後における混乱防止の対策を図る。

第２　株式会社中国放送

１　災害時における関係情報の受信担当

⑴　広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長

⑵　夜間・休日・祝日の場合

報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長

２　災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置

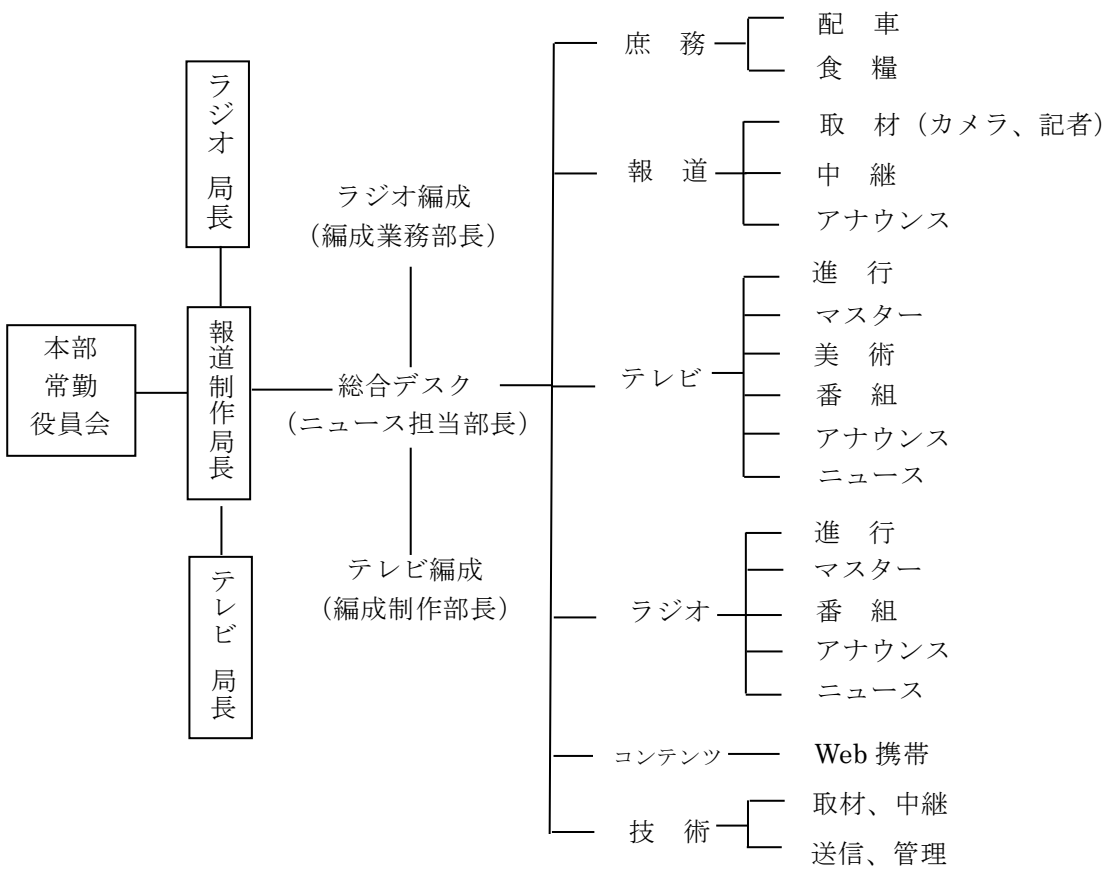

３　災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

第３　広島テレビ放送株式会社

災害・緊急事態における放送対策要綱

１　基本方針

この要綱は災害、並びに緊急事態の発生に際し、「災害対策基本法」、「放送法」等に基づき放送の社会的使命を達成するため、放送及び放送体制の確保に万全を期すことを目的とする。

注）①「災害」とは……災害対策基本法第２条及び放送法第６条の２に基づき暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他による災害。

注）②「緊急事態」とは…災害等の外的事由により平常的な放送及び業務を変更し緊急取材体制を必要とするもの。

注）③この要綱は、災害対策基本法にいう「防災計画」とする。

2　災害・緊急事態の種類

区分	緊急取材放送体制の範囲	防災体制の範囲
Ａ 級	緊急事態のうち最大級のもので、放送の継続が不能又は番組の全面変更を要する場合 イ　地域社会に大影響を及ぼす災害の発生。(広島県、広島市及び隣接県などに発生した大震災、大火など) ロ　国家情勢に大影響を及ぼす関東大震災級の災害。	本社主要社屋に被害が及び、放送に重大な影響を与えるおそれのある場合
Ｂ 級	緊急事態のうちＡ級に次ぐ場合 イ　地域社会に影響を及ぼす災害の発生（エリア内で起った大火、水害、地震、海難、航空機、列車事故など） ロ　新潟地震級の大都市を中心とする大災害	本社主要社屋に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合
Ｃ 級	緊急事態のうち比較的軽度の場合 イ　地域社会における災害、事故の発生（比較的軽度の台風、地震、公共建築物の火災、交通機関の事故など） ロ　国内社会情勢に影響ある事態の発生。（大都市火災、航空機墜落、緊急金融措置など）	本社以外の主要社屋、設備に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合

（注）　国内海外関係の緊急事態についての対策は、キー局との連携が不可分であり、広島テレビ放送としての対策は、キー局との連絡により行う。

3　災害・緊急事態対策本部の設置

災害・緊急事態が発生し、本要綱のＡ級を適用するときは、自動的に対策本部が設置される。Ｂ・Ｃ級の場合も、常勤取締役構成者の判断において、その必要を認めたときは対策本部を設置する。

対策本部は、原則として本社内に設置する。

（対策本部の構成）

対策本部には対策本部長をおく。

対策本部長は、代表取締役の指名した常勤取締役会構成者があたる。

対策本部の構成員は、対策本部長の指名によるものとする。

（対策本部長の機能）

対策本部長は日常の分掌規定、職務権限にかかわらず、番組の決定実施、スポンサー及びネット関係局との折衝において、一切の責任と権限を有する。

4　災害・緊急事態発生の連絡

災害・緊急事態が通常勤務の昼間に発生した場合は、報道部門責任者から常勤取締役会構成者にあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡する。

対策本部の設置決定については、総務部門責任者を通じて社内全部局に通達する。

災害・緊急事態が休日及び夜間に発生した場合は、速やかにあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡し、指示を受ける。

5　災害・緊急事態発生時の組織及び放送体制

⑴　災害・緊急放送体制

A　級　全社員を対象とし非常配置につく。

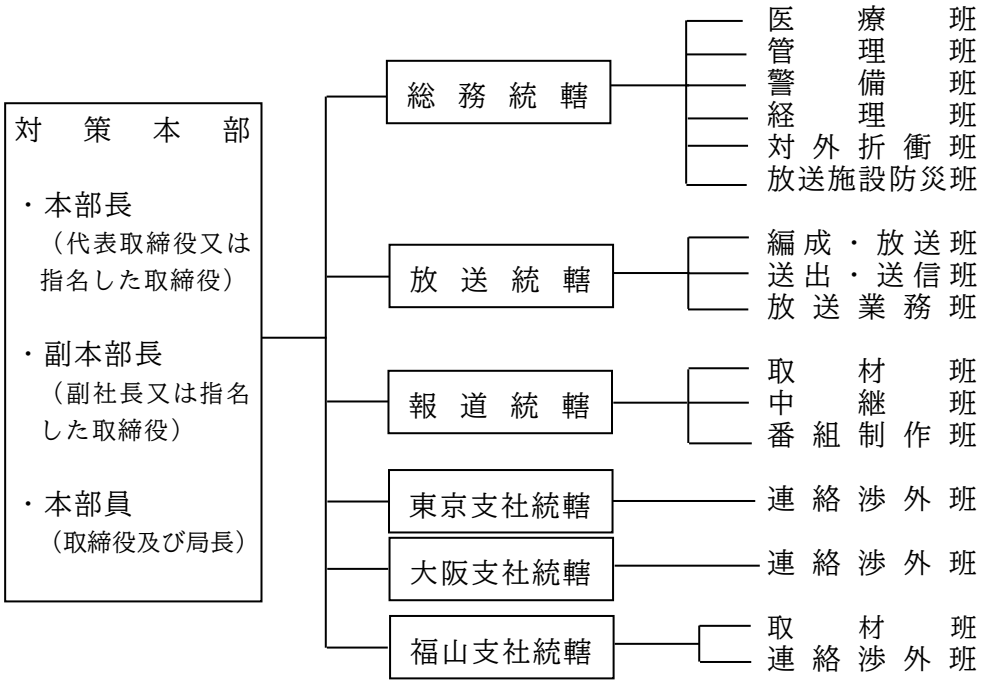

B　級　報道局員を中心に特別編成し、次の配置につく。

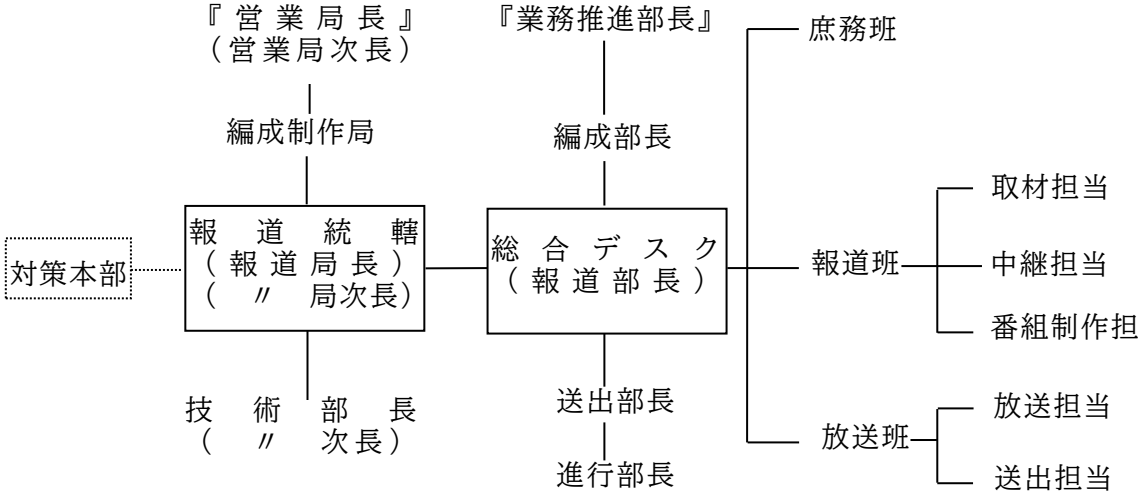

注①　『　』は必要に応じて連絡協議する。

注②　防災体制については、必要に応じて配置する。

C　級　報道局員により次の配置につく。

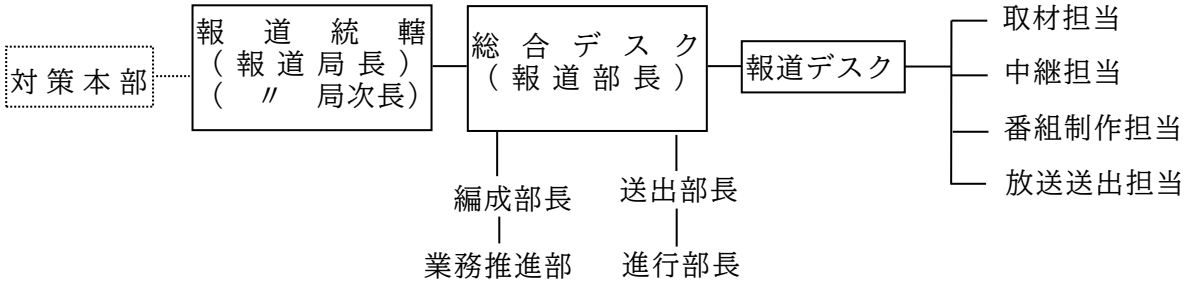

⑵　各班の分担職務内容

（Ａ　級）

医　　療　　班：災害放送体制中のケガ・病気等の医療手配
管　　理　　班：本社社屋の防災管理、対策本部設置に伴う設備、食糧等の手配
警　　備　　班：本社社屋の警備
経　　理　　班：取材・中継費用、輸送資金など臨時資金の確保配分
対 外 折 衝 班：外部からの問い合せ等への対応窓口
編 成 ・ 放 送 班：特別番組の編成、放送の実施、回線の申し込み
送 出 ・ 送 信 班：本社マスターの送出体制の確保、本社及び送信所、中継局の機器の保守管理、電源の確保
放 送 業 務 班：コマーシャルの扱い、放送枠の検討、スポンサー・代理店との折衝及び支社への業務連絡
取　　材　　班：取材、編集、放送に関する業務
中　　継　　班：中継に関する業務
番 組 制 作 班：報道特別番組の取材、制作、放送に関する業務
連 絡 渉 外 班：本社との業務連絡、キー局、スポンサー、代理店との折衝
放送施設防災班：放送設備の防災管理及び本社電源設備の維持管理

（Ｂ　級）

庶　　務　　班：災害・緊急事態における特別編成の庶務全般
報　　道　　班：特別編成の取材、制作、中継等の業務全般
放　　送　　班：特別編成の放送、送出業務全般

⑶　災害・緊急時における連絡ルート

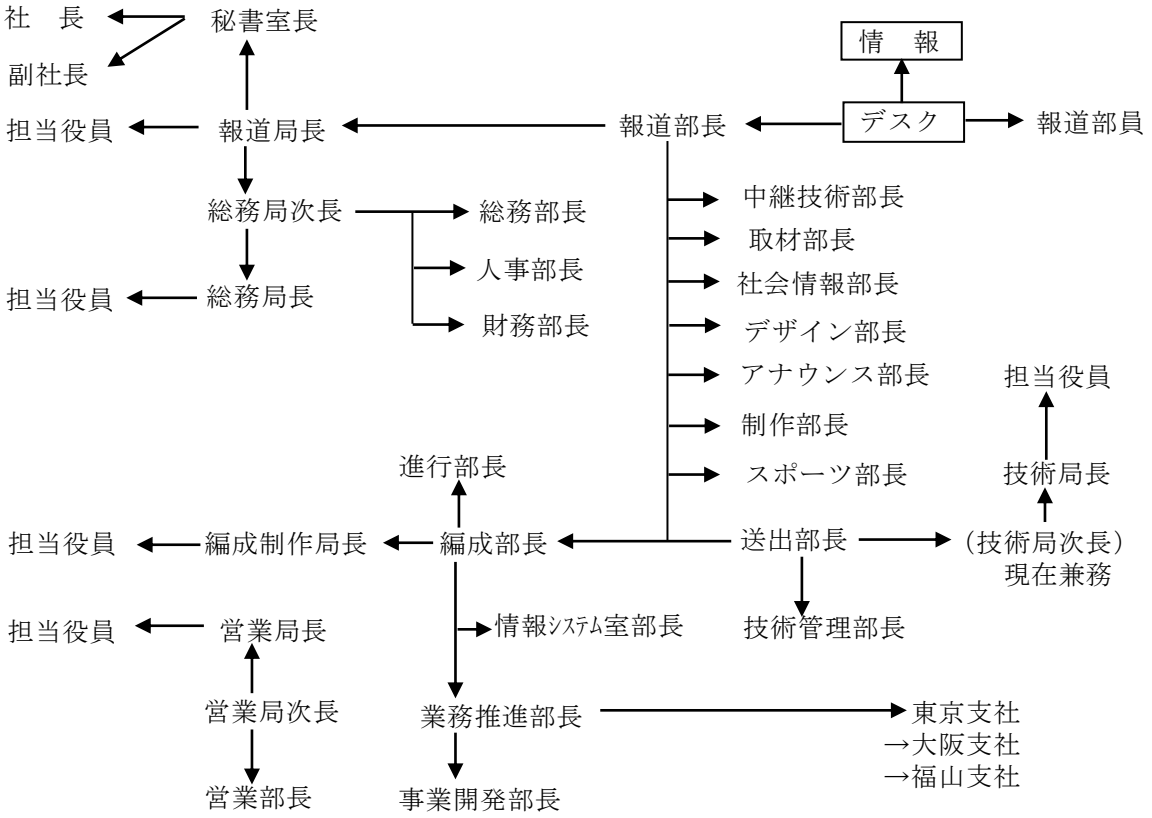

注①　夜間は、報道部宿泊者が報道デスクを代行し、各部署への連絡にあたっては、創出部宿泊者がこれに協力する。

注②　全職員への緊急連絡ルートは、各局にて作成する。

⑷　災害情報の入手体制

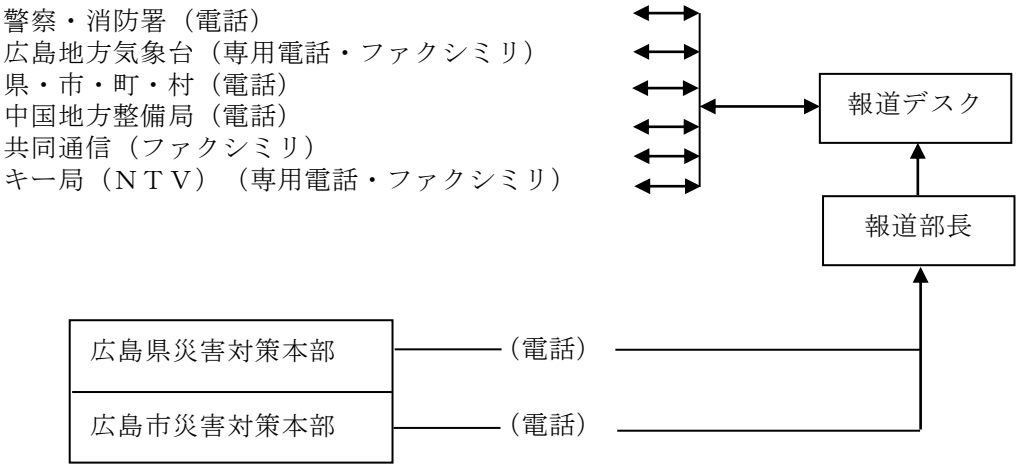

6　災害・緊急事態発生時の特別番組の編成及び緊急警報信号の送出

災害時にあっては、「放送法」と「災害対策基本法」による指定地方公共機関の責務（別紙資料）を遂行するため、災害情報の放送を行う。（緊急警報信号の送出を含む。）

緊急事態下における放送及び番組編成は、公共機関からの連絡、発表事項等を優先して取り扱う。

特に、災害については、被害対策、被害状況、救援対策等の速報にあたり、流言ひ語の類には注意する。

（番組編成措置）

	放　　送　　内　　容
Ａ　級	臨時ニュースの挿入 平常番組の中断 （放送休止時なら直ちに開始準備） レギュラーの枠をはずし、全面特別放送に切り替える。
Ｂ　級	臨時ニュースの挿入 （番組の一時中断も可） レギュラーの枠は一応生かすも、適宜特番を組む。 （事態にふさわしくない内容は中止又は変更する）
Ｃ　級	臨時ニュースの挿入 （ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断も可） レギュラー枠はそのまま生かし、特番あれば枠内で考慮する。

各ランクの適用

発生したる緊急事態の各ランク適用は、常勤役員会構成者の判断（単独若しくは合議）によるものとする。事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

（ＣＭについて）

ＣＭについては、その内容を検討し、挿入、不挿入を決定、緊急事態下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについては、これを削除又は災害見舞い等の内容等に変更することがある。

この場合、スポンサーには可能な限り速やかに了解を求め、やむを得ない場合は、事後了承を求めることとする。但し、Ｃ級の場合は、前後に断りのテロップを挿入する。

7　災害・緊急事態時の放送設備の防災対策

（建物の防災対策）

災害時における火災、水害等から本社及び中継局の建物を守るための必要な措置と体制を確立する。

（放送設備の防災対策）

⑴　電源障害

ア　自家発電装置の点検整備を常時行い、災害時故障なく運転できるようにする。

イ　自家発電装置の燃料、冷却水を確保する。

ウ　電力会社と常時連絡をとり、受電確保策の事前打合せをしておく。

⑵　送信機及び空中線障害

ア　給電線については、災害時に故障なく放送できるよう点検を綿密に行い、予備品等を確保する。

イ　地震により給電線が破損した時は、送信機への被害を最小限にするため、先ず送信電力を低減し、状態を確認した後対策をたてる。

⑶　中継回線確保

ア　西日本電信電話㈱と常時連絡をとり、回線確保の事前打合せをしておく。

イ　ＦＰＵを常時整備し、必要の場合無線中継を行う。

（但し、取材中継との使用順位を考慮する。）

⑷　非常持出

物品、重要書類の搬送について体制を確保する。

⑸　放送運行

ＡＰＣ事故の際、又は頻繁な番組変更のための手動運行態勢をとる。

⑹　暴徒対策

特に送信所など災害便乗の部外者侵入に対する警備を厳重にする。

⑺　サテライト局の障害

監視人、関係業者との連絡を周知、確保する。

⑻　支社、キー局関係、報道機関などの連絡確保

ア　西日本電信電話㈱と常時運絡し、回線確保対策を打合せる。

イ　本社アマチュア無線局を活用する。

（災害時における協力）

⑴　系列局間応援と協力依頼

ア　取材、中継対策。

イ　資材、要員その他の相互協力。

⑵　地域内応援と協力依頼（鉄塔、局舎、設備その他）

8　防災訓練計画

（社内訓練）

災害・緊急事態発生時には、社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行できるよう、次の計画により防災訓練を行う。

⑴　個別訓練

組織動員、情報連絡、放送運行、取材中継、放送施設防災、局舎防災、輸送、宿泊、給食給水、避難救助、非常持出し及び医療救護の各対策について個別に訓練を実施する。

⑵　総合訓練

個別訓練事項の全部について、総合的に訓練を実施する。

（関係機関との共同訓練）

地方公共団体等の主催する防災訓練、防災研究会等に積極的に参加する。

第４　株式会社広島ホームテレビ

広島ホームテレビ非常事態緊急体制

〈目　　的〉

非常事態の発生に際し、放送の公共性に鑑み、被害を最小限に止め、放送設備の確保に務め、住民に正確な情報を迅速に伝え地域社会の安全に寄与するとともに、会社機能の円滑な運営を図ることを目的とする。

〈組　　織〉

社長は非常災害が発生したときは、災害の規模および状況に応じて災害対策本部を設置する。

社長不在の時は、あらかじめ定める順序に従い代行する。

設置場所　本社本館２階総務局

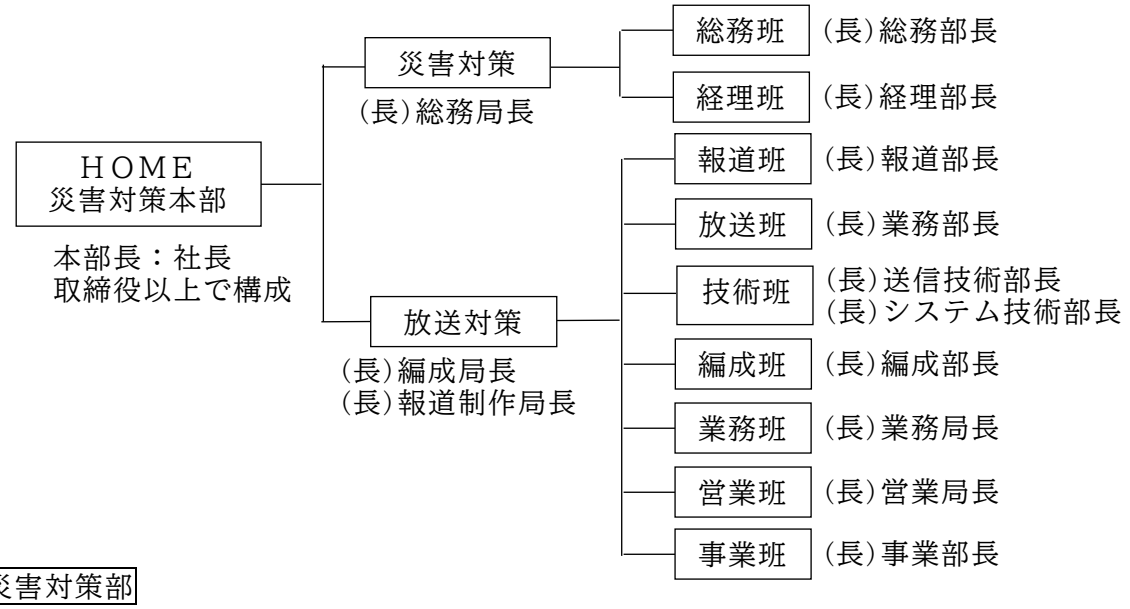

災害対策部

従業員の安全と本社施設を確保し、放送対策部を支援する。

放送対策部

放送手段を確保し、災害放送を実施する。

編成班（編成局編成部、放送番組審議会事務局）

・災害特別番組の編成、ネットワーク間の連絡とネットタイムの番組編成。

・視聴者からの問い合わせ対応、情報の収集を行う。

業務班（業務局業務部、東京支社業務部）

・災害特別番組の編成に伴い、営業班に番組、ＣＭの休止や移動の連絡を行う。

営業班（営業局営業部、東京支社営業部、大阪支社営業部、福山支社営業部、福岡支社）

・スポンサーや広告代理店に対し、災害放送実施状況の説明・連絡とスポンサーの被害状況などの情報収集。

報道班（報道制作局、報道部福山支局、アナウンス室、業務局メディア戦略部）

・災害放送を実施、取材活動、情報の社内伝達を行う。

技術班（技術局）

・放送手段を確保し、報道班とともに災害放送を行う。

事業班（営業局事業部）

・業務班と連携し、事業イベントの連絡を行う。

〈任　　務〉

本部長は、全般を統括し、班長を指揮する。

班長は、本部長の指揮に従い、部員に命令する。

部員は、班長の命令に従い、行動する。

〈体　　制〉

一次体制「連絡本部」の設置

非常事態の発生に伴い、第一報を受けた部署が連絡本部となる。

二次体制「対策本部」の設置

社長は非常事態の態様により、必要と認めたときは、「緊急事態対策本部」を設置する。

それまでは、「連絡本部」がその役割を代行する。

1　伝達系統

■緊　急　連　絡　網■

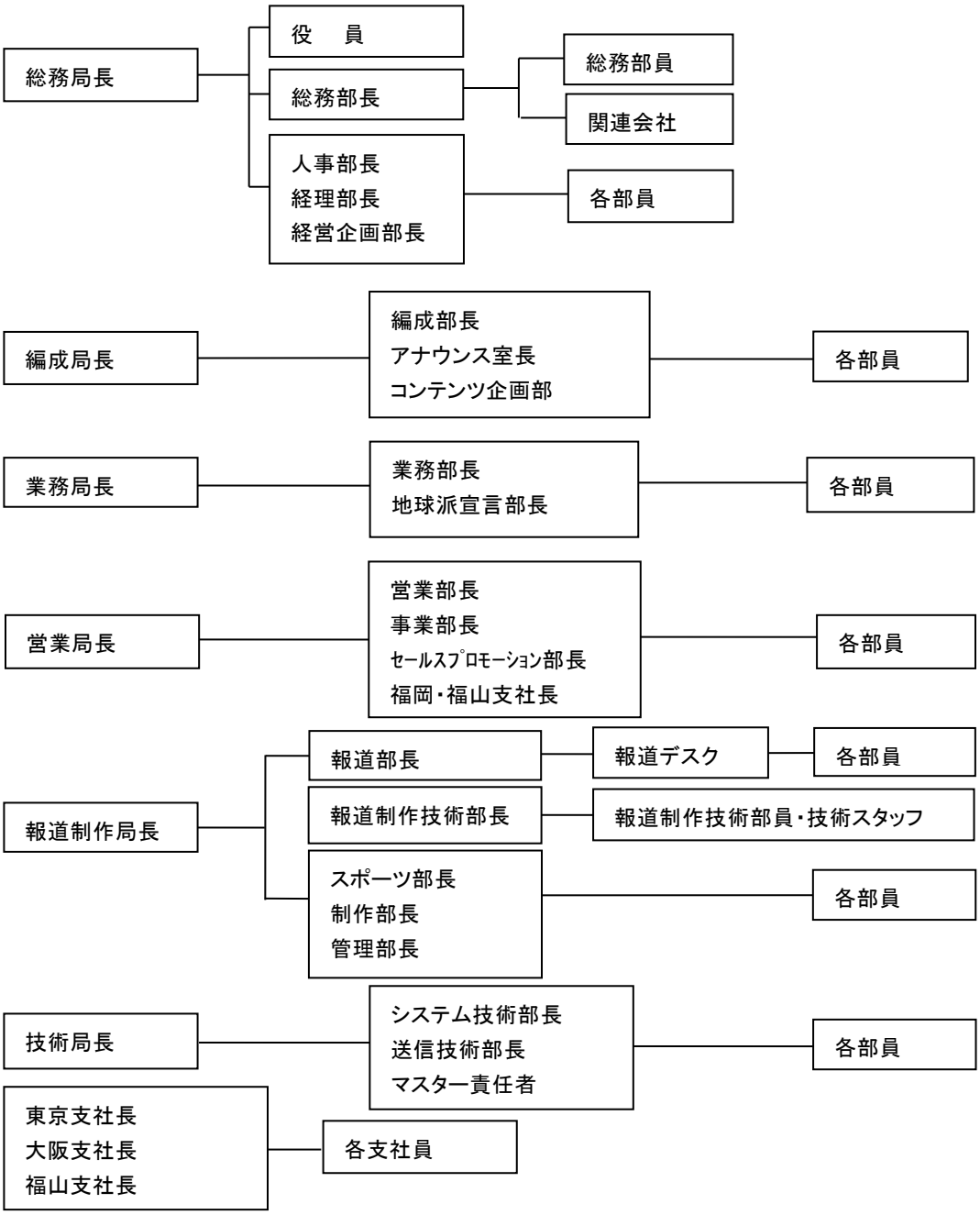

2　取材活動
　報道部を主力とした取材チームが県、県警、消防、自治体等へ出動し取材する。
3　緊急放送の実施
　緊急事態が発生したときは、本部は必要により通常番組を緊急事態番組に切り替えて放送する。放送については、緊急事態における放送番組の編成措置基準に準じる。

〈緊急事態時における放送番組の編成措置基準〉
（緊急事態の区別）
1　非常緊急事態とは、災害等の外的事由により経常的放送実施に変更を要する場合を示し、その事態を次の内容に区分する。
⑴　Ａ　級　　緊急事態のうち最大級のもので、番組の全面変更を要するもの。
　　（放送の継続が不能となった場合を含む。）
⑵　Ｂ　級　　緊急事態がＡ級に次ぐ程度（性質）のもの。
⑶　Ｃ　級　　緊急事態のうち比較的軽度のもの。

（緊急事態下の放送番組編成措置）
2　緊急度の区分に応じて、次のとおり編成する。
⑴　緊急度　Ａ級
　ア　臨時ニュースの挿入
　　発生と同時に通常番組を中断し、臨時ニュースを挿入する。
　イ　特別報道番組を組む
　　以後通常番組を休止し、全面特別番組に切り換える。
　（ＣＭについて）
　　ＣＭはその内容を検討し、挿入、不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うが、やむを得ない場合は、事後連絡をする。
⑵　緊急度　Ｂ級
　ア　臨時ニュースの挿入
　　Ａ級に同じ
　イ　特別報道番組（又はワイドニュース）を組む
　　以後の通常番組は、一応生かすが、適宜特別番組（又はワイドニュース）にする。
　ウ　速報キャンペーンの実施
　　災害等の場合は、被害状況、救助対策の速報、救援キャンペーンを実施する。
　（ＣＭについて）
　　Ａ級に同じ
⑶　緊急度　Ｃ級
　ア　臨時ニュース（又はニュース速報）の挿入
　　ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断する。
　イ　特別番組（又は報道番組）を組む
　　以後の通常番組は、事件の内容に対して不適当な娯楽番組のみ中止し、特別番組（又は報道番組）に切り換える。
　（ＣＭについて）
　　Ａ級に同じ。ただし、この場合、前後に断りのテロップを挿入する。
3　放送番組の編成措置の細目については、各班において事態に応じ所属長の判断により実施する。

第５　株式会社テレビ新広島

災害時放送業務継続計画

非常災害が発生した時は、テレビ放送の公共的使命をふまえて、機器設備の保安を図りながら、全社員一致協力して発災直後から速やかに「災害放送」を行うことを最重要業務とする。

１．非常災害の定義と判定者

⑴　定義

【ランクＡ】

広島県内で発生した震度５強以上の大地震やそれに伴う津波･火災などの大災害のことで、市民生活に重大な影響が生まれたり当社の放送機能が損なわれたり損なわれる恐れがある場合をいう。

【ランクＢ】

広島県内で発生した震度５弱以下の地震でランクＡに次ぐ大規模な災害。判定基準を明確にするため併記する。

⑵　ランクの判定者

報道制作センター長･編成局長･報道統括局長が協議の上、決定する。

⑶　判定基準

	ランクＡ	ランクＢ
災害の程度	重大な災害	Ａに次ぐ災害の規模
震度の目安	震度５強以上	震度５弱以下
津波の目安	大津波警報・津波警報	津波注意報

２．緊急番組制作（初動段階）

⑴　休日・早朝・夜間の場合

通常勤務時間外に災害が発生した場合、総合対策本部が設置されるまでの応急体制として、「緊急放送部」を組織する。

緊急放送部は報道のデスクを長として、情報システム部・技術部・業務部・放送部・編成部・メディア戦略部・報道部・アナウンス部、およびＴＳＳプロダクションの緊急出勤者で構成し、報道部に設置する。

緊急放送部は速やかに状況を判断して緊急災害放送を実施し、関係部署への連絡にあたること。

⑵　就業時の場合

通常業務における業務分掌によって行う。

３．第１報の放送

⑴　内容

① 緊急地震速報
② 地震情報・津波情報
③ 政府・自治体・公共機関からの告知
④ 被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など
⑤ 生活情報～交通情報、ライフライン、食料など

⑵　実施形態

速報スーパー　またはカットインで行う。

⑶　取材先・情報源

広島地方気象台　日本気象協会　広島県警本部　広島県庁
広島市役所　福山市役所　呉市役所
広島市消防局　第六管区海上保安本部　ＪＲ西日本

広島空港　広島港
中国電力　中国電力ネットワーク　広島ガス　ＮＴＴ西日本　ＮＴＴドコモ　など

４．第１報の放送に続く　他の緊急行動

初動の作業にあたる者あるいは緊急放送部は第一報の放送に続き、下記の行動を起こして本社の災害対策体制を整える。

⑴　緊急特別番組の編成・放送

		ランクＡ	ランクＢ
特別番組	編成	ＣＭ中でも番組中でも通常番組枠をカットして速やかに実施	通常番組枠を配慮して実施
	ＣＭ	送出しない（ローカル処理、ネット局には送出）	送出する
	ネット局への配慮	ＴＳＳ報道センターＯＵＴを地上回線またはＦ-ＳＡＴで送出	左に同じ
		ＴＳＳ発ネット枠の場合、当面は通常番組をそのまま送出	左に同じ

⑵　放送機器や設備の点検および要請対応

技術部員は出社後、各設備の緊急点検を行い放送確保に努める。
大災害の場合は、早い段階で系列応援や燃料確保を要請する。

⑶　報道取材の手配

５．総合対策本部の設置（第２段階）

⑴　本社内に総合対策本部設置

初動対応の後、企画総務局長･システム技術局長･編成局長･報道統括局長は、災害の規模について協議･判定し、社長を本部長とする総合対策本部を設置する。
総合対策本部は「放送対策部」「営業対策部」「災害対策部」で構成する。

⑵　組織および役割　　2013/6/24-

総合対策本部　本部長＝社長		
放送対策部	放送手段を確保して、災害特別番組を放送する	
	部長＝メディア本部長	
	(副)＝システム技術局長・編成局長・報道制作局長	
	システム技術局	情報システム部・技術部・映像技術部
	業務推進局	放送部
	東京支社	編成業務部
	編成局	編成部・メディア戦略部
	報道制作局	報道部・制作部・スポーツ部・アナウンス部
災害対策部	本社施設と社員の安全を確保し、放送対策部･営業対策部の活動を支援する	
	部長＝経営推進本部長	
	(副)＝経営企画局長・総務局長	
	経営企画局	経営企画部・経営管理部
	総務局	総務部・人事部
	営業局	事業部
営業対策部	スポンサーや代理店のケアにあたる	
	部長＝営業本部長	
	(副)＝営業局長 東京支社長	
	営業局	業務部・営業開発部・営業部・福山支社・大阪支社
	東京支社	営業部

⑶　要員

全社員を要員とし、平常の社内機構にかわる臨時の機構として災害報道を主とする放送業務を遂行する。

社員は各自の判断で状況を把握し、速やかに持ち場に向かう。但し、家族や自宅に異常がある人は緊急動員から除く。

⑷　指揮命令権者の心得

指揮命令権者は、次の項目に配慮して指揮･命令を行うこと。

・一定位置にとどまり、指令に専念すること。
・各部の社員に業務量の偏りのないよう、業務の配分や人員の配置を適宜に行うこと。
・業務関連に対して、社員に横の連絡をとらせること。

＜組織図＞

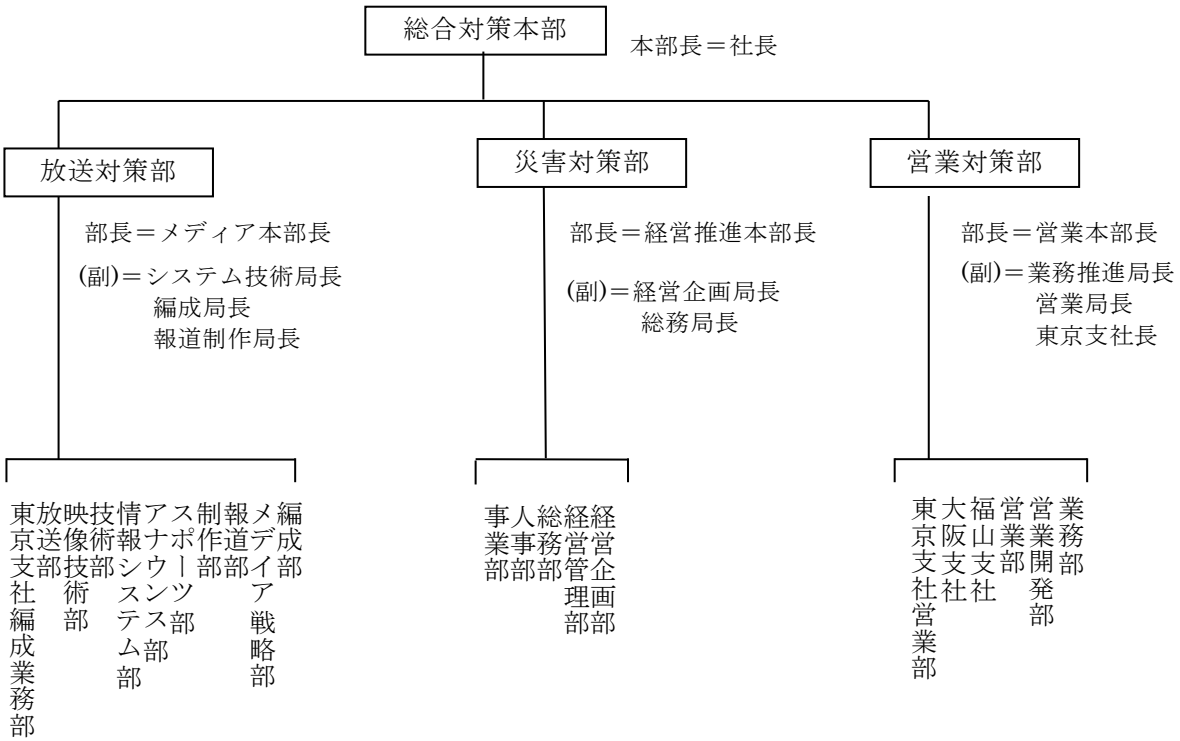

第６　広島エフエム放送株式会社

広島エフエム放送緊急事態対策要綱

第１章　本則

第１条（目的）

この要綱は、緊急事態が発生したときまたは発生するおそれがあるときの対策を定め、わが社の社会的使命を達成することを目的とする。

第２条（定義）

緊急事態とは、災害、事故、その他の事由により、通常の放送および業務の変更を要する場合をいう。

第３条（緊急事態発生の連絡）

緊急事態の発生、または発生のおそれがあることを知った者は、直ちに所属部長にその内容を連絡し、所属部長は直ちに担当常務に連絡する。この場合所属部長、担当常務不在のときは、他の部長、常務に連絡する。連絡を受けた常務は、直ちに社長に連絡すると共に幹部会を召集する。

第４条（緊急事態対策本部の設置）

１　幹部会はその判断により緊急事態対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　本部に本部長をおく。

本部長は社長（社長不在のときは社長の指名した役員）がこれにあたる。

３　本部の構成員は、本部長の指名による。

第５条（本部の機能）

１　本部長は社の業務一般ならびに放送番組の編成、放送の実施およびスポンサー・広告代理店、ネット関係局との折衝において一切の権限と責任をもつ。

２　本部は、緊急事態の状況に応じて、臨時に緊急放送体制と緊急防災体制の組織を編成する。

第６条（社員の行動）

社員はすべて本部の指示のもとに行動し、これを拒んではならない。

第７条（本部の解散）

本部は、本部長の判断により解散する。

第２章　想定事例

第１　緊急事態およびこれに対応する放送及び緊急放送体制を例示すれば次のとおりである。

１　緊急事態

(ｲ)　地域社会に重大な影響をおよぼす災害の発生（広島県および隣接県などに発生した大震災、大火、爆発、水害、および列車、船舶、航空機の大事故など）

(ﾛ)　天皇・皇后および皇位継承者のご死去

(ﾊ)　首相および国内要人の急死

(ﾆ)　わが国に重大な影響を与える戦争、動乱、クーデターの発生など

(ﾎ)　わが国に重大な影響を与える災害の発生

(ﾍ)　わが国に重大な影響を与える政治的・経済的変事の発生

(ﾄ)　社会的不安を惹起する大事件の発生

２　対応放送

(ｲ)　臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組を中断し、臨時ニュースを放送する。

(ﾛ)　特別番組の編成

以後のレギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

(ﾊ)　ワイドニュースの放送

以後のレギュラー枠は一応生かすが、適宜ワイドニュースを放送する。

(ﾆ)　速報

災害時の場合は、被害状況、救護対策を速報する。

3　緊急放送体制

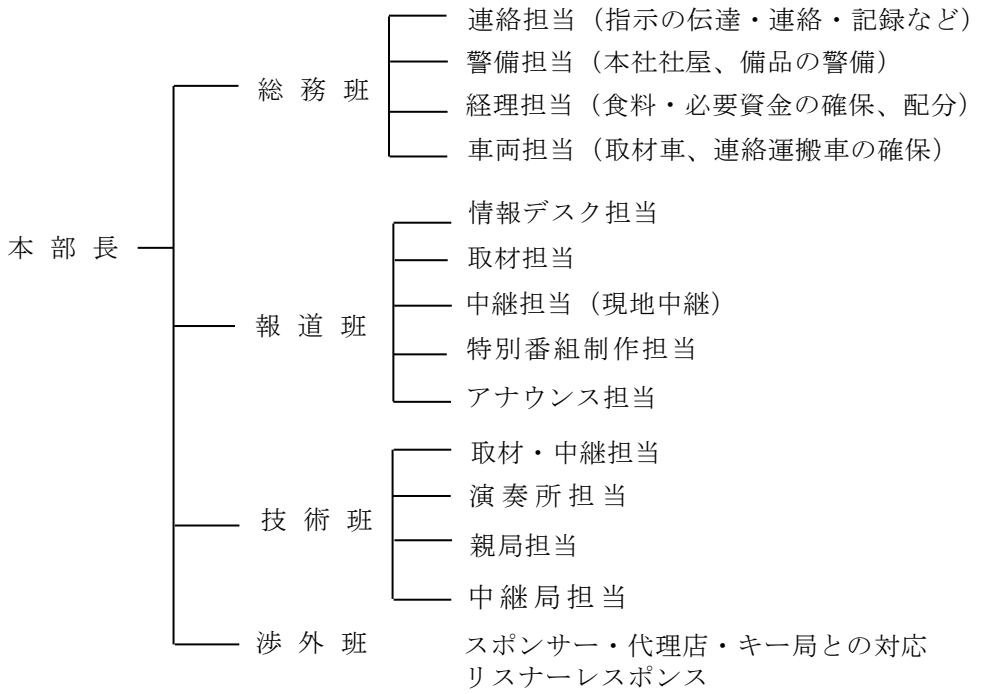

第２　緊急事態及びこれに対応する緊急防災体制を例示すれば次のとおりである。

1　緊急事態

天災または人災などにより本社又は親局若しくは中継局に被害が及び、放送停止の状態が長時間に及んだとき、またはそのおそれのあるとき

2　緊急防災体制

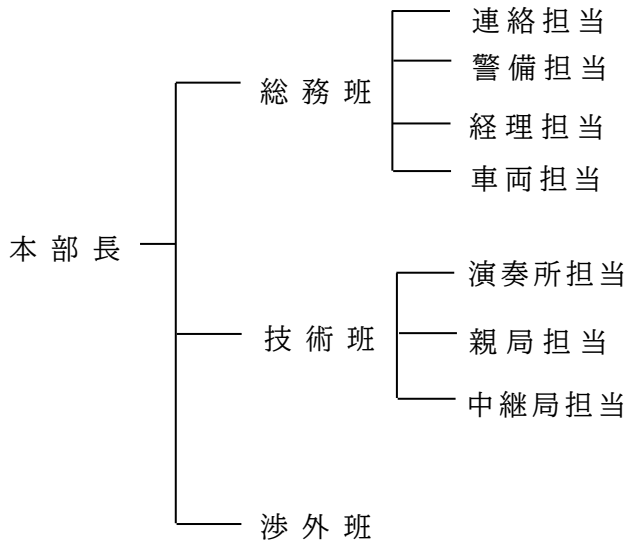

参考　風水害等対策の時系列一覧表

地域防災計画上の項目等		平常時	警戒時	発災時	発災後			復旧・復興	
					6時間	24時間	3日後	1週間	1か月
予防対策	洪水、高潮・津波対策	対応マニュアル作成・訓練実施・各災害対策事業推進等	気象情報収集・施設点検等						
	土砂・宅地災害等対策								
	風害対策								
	震災対策								
応急対策	災害警戒・対策本部の設置		設置						
	職員の配備・動員		配備・動員						
	情報の収集及び連絡		情報収集・連絡						
	災害広報・広聴の実施		広報			広聴			
	避難対策		避難・誘導						
	衣食等生活必需品供給				生活必需品供給				
	給水及び上水道施設応急対策				応急給水				
	停電応急対策				情報収集等				
	消防活動			消防活動					
	水防活動		水防活動						
	救難対策			救難活動					
	医療・救護			医療・救護					
	遺体の捜索、収容及び火葬			捜索～収容～火葬					
	保健衛生					保健衛生			
	清掃			清掃					
	下水道施設応急対策			応急復旧					
	輸送対策			緊急輸送・緊急輸送道路確保					
	警備対策			警備対策					
	住宅等応急対策						一次収容施設供与・仮設住宅建設		
	公共施設等応急対策					応急復旧			
	文教対策		生徒等の避難					応急教育	
	災害救助法の適用			災害救助法適用					
	応援要請及び協力要請			応援・協力要請					
	災害ボランティアとの連携			受入れ					
災害復旧	被災者支援策				メニューの検討・実施				
	生活援護						生活援護		
	企業等援護						企業等援護		
	義援金・救援物資の受入れ、配分				救援物資受入・配分等			義援金配分	
	罹災証明書の発行							罹災証明書発行	
	公共施設災害復旧						公共施設復旧		
公益事業等	電力施設			応急対策					
	ガス施設			応急対策					
	電信電話施設			応急対策					
	交通輸送施設			応急対策					
	放送機関			応急対策					

※　それぞれの範囲については、概ねの着手時期を示す。

第６章　新たな防災気象情報の運用開始後の対応について

第１節　概要

新たな防災気象情報の運用開始後は、基本・風水害対策編に記載されている従前の防災気象情報に関する記述は、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。

※　読替箇所は太字としている。

第２節　読替箇所一覧

<table>
<tr><th>ページ</th><th>運用開始後</th></tr>
<tr><td>77</td><td>第２　勤務時間外における初動体制の確保
《危機管理室、各局等、各区》
２　連絡体制
⑴　危機管理室の連絡体制
危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日２名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、レベル２大雨注意報等が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。</td></tr>
<tr><td>77</td><td>⑶　区の連絡体制
各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名する。指名された職員は、本市にレベル２大雨注意報等が発表された場合、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。
第３　注意体制
《危機管理室災害対策課》
１　設置及び廃止
⑵　設置基準
設置基準
ア　気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき（該当区）。
（ア）　レベル２氾濫注意報（中区、南区、安芸区を除く。）
（イ）　レベル２大雨注意報
（ウ）　レベル２土砂災害注意報
（エ）　大雪警報
（オ）　暴風雪警報
イ　気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。
ウ　気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。
エ　上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。</td></tr>
</table>

ページ	運用開始後
	摘要 ① 下線部は、自動設置とする。 ② ウについては、南海トラフ沿いで発生した地震（一部割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり（ゆっくりすべりケース）の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③ 南海トラフ沿いで発生した地震(半割れケース)から 1 週間を経過した後、さらに1週間（336時間経過した以降の正時までの期間）は、注意体制を基本とする。 ④ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
78	第４ 警戒体制 《危機管理室災害対策課》 1 設置及び廃止 ⑵ 設置基準 設置基準 ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。 （ア） **レベル３氾濫警報以上の警報（中区、南区、安芸区を除く。）** （イ） **レベル３**大雨警報**以上の警報** （ウ） **レベル３土砂災害警報以上の警報** **（エ） レベル２高潮注意報が発表されたとき。** イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。 摘要 ① 下線部は、自動設置とする。 ② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。**（※）** ※ 大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の３通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>運用開始後</th></tr>
<tr><td>80</td><td>第５　災害警戒本部
《危機管理室危機管理課》
１　設置及び廃止
⑵　設置基準
<table><tr><td>設置基準</td><td>ア　レベル３氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。
イ　レベル３大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル３氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。
ウ　河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。
エ　レベル３土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（３時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。
オ　レベル３高潮警報が発表されたとき（該当区）。
カ　市域で震度４の地震を観測したとき。
キ　広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る。）。
ク　上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</td></tr><tr><td>摘要</td><td>①　下線部は、自動設置とする。
②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。
④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。</td></tr></table>※　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、１時間後までに危険警報基準超過、２時間後までに危険警報基準超過、３時間後までに危険警報基準超過、６時間後までに注意報基準超過を区分して表示）</td></tr>
<tr><td>85</td><td>第６　災害対策本部
《危機管理室危機管理課》
１　設置及び廃止
⑵　設置基準</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th colspan="3">運用開始後</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">
<table>
<tr><td>設置基準</td><td colspan="2">ア　レベル４氾濫危険警報以上の警報が発表され、氾濫危険水位（※１）に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。
イ　河川管理者から「レベル４氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。
ウ　河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。
エ　レベル４土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※２）に危険度（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、１時間後までに危険警報基準超過、２時間後までに危険警報基準値超過）が表示されたとき（該当区）。
オ　レベル４高潮危険警報が発表されたとき（該当区）。
カ　レベル４大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険（紫）」が出現したとき。（該当区）
キ　内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。
ク　市域で震度５弱以上の地震を観測したとき。
ケ　市域で長周期地震動階級３の地震を観測したとき。
コ　広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。
サ　前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td>全員体制</td><td colspan="2">コ　市域で震度６弱以上の地震を観測したとき。
サ　市域で長周期地震動階級４の地震を観測したとき。
シ　広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
ス　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="2">①　下線部は、自動設置とする。
②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。
④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。</td></tr>
</table>
※１　氾濫発生水位への到達予測を含む。
※２　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）
</td></tr>
<tr><td>110</td><td colspan="3">
第１　情報の収集・伝達体制
《危機管理室災害対策課》
１　情報の種類
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">気象情報等</td><td>防災気象情報</td><td>広島地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報、注意報、気象解説情報等</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（削除）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>運用開始後</th></tr>
<tr><td>115</td><td>第２　気象情報等の収集及び伝達
１　防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）
【関係法令：気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条、第 13 条の 2、第 15 条の 2、水防法第 10 条第 1 項】
<table>
<tr><th>種類</th><th>概要</th></tr>
<tr><td>気象解説情報</td><td>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表</td></tr>
<tr><td>気象防災速報</td><td>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表</td></tr>
<tr><td>注　意　報</td><td>気象現象により災害が発生するおそれがある場合に発表【表３－３－１】</td></tr>
<tr><td>警　　報</td><td>気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報【表３－３－１】</td></tr>
<tr><td>危険警報</td><td>重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表３－３－１】</td></tr>
<tr><td>特別警報</td><td>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表３－３－１】</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>116</td><td>⑶　気象情報、注意報、警報、危険警報及び特別警報の発表区域
<table>
<tr><td>気象解説情報</td><td>中国地方（山口県を除く。）、広島県</td></tr>
<tr><td>気象防災速報</td><td>広島県</td></tr>
<tr><td>注意報、警報、危険警報、特別警報</td><td>行政区</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>116</td><td>⑷　受信及び伝達
ア　広島地方気象台は、レベル３大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な防災気象情報及び特別警報の発表時には、ホットラインを活用した支援を行う。
イ　広島市は、防災気象情報の収集を行う。レベル３大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。
ウ　防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。
（受信及び伝達経路図の凡例）
━━▶ 注意報・警報・危険警報・特別警報伝達経路
═══▶ 警報・危険警報・特別警報のみ伝達経路
―・▶ 気象情報等伝達経路
◀╌╌▶ ホットライン</td></tr>
<tr><td>116</td><td>⑸　本市での防災気象情報の活用
広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、本市の災害応急組織の編成等に活用する。
（削除）
⑹　住民への伝達等
市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に、警報、危険警報、特別警報等が発表又は解除された場合には、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</td></tr>
</table>

ページ	運用開始後
117～118	表３－３－１　特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概　　要
レベル５特別警報（警戒レベル５に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル５ 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル４危険警報（警戒レベル４に相当）	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル４ 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル３警報（警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル２注意報（警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル２ 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

１　※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。
　　※２　洪水予報河川
２　指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報
　気象業務法第 14 条の２第２項又は第３項の規定により、広島地方気象台は、水防法第 10 条第２項又は第 11 条第１項の規定により指定された河川について、太田川河川事務所又は広島県と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

ページ	運用開始後
	3　レベル２注意報・レベル３警報・レベル４危険警報・レベル５特別警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たなレベル３警報等が発表されるときは、これまで継続中のレベル２注意報等は自動的に解除され新たなレベル３警報等に切り替えられる。 4　流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。 5　地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨及び土砂災害の注意報・警報・危険警報を発表することがある。

表３－３－２　特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概　　要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。

ページ	運用開始後

	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

表３－３－３　水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル３高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>運用開始後</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">水防活動用
洪水警報</td><td>レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報</td><td>大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報</td><td>大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。</td></tr>
<tr><td>レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報</td><td>大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
気象注意報</td><td>レベル２大雨注意報</td><td>大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
高潮注意報</td><td>レベル２高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
洪水注意報</td><td>レベル２氾濫注意報又はレベル２大雨注意報</td><td>大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>134</td><td>５　ダム等の放流に関する情報
⑵　本市での情報の活用
広島地方気象台からレベル２氾濫注意報又はレベル２大雨注意報、レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。
⑶　住民への伝達等
広島地方気象台からレベル２氾濫注意報又はレベル２大雨注意報、レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。</td></tr>
<tr><td>142～
143</td><td>８　土砂災害警戒情報
【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法第 13 条、土砂災害防止法第 27 条】
市区町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市区町を特定して土砂災害の警戒が呼びかけられる情報で、広島県と広島地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。
⑴　発表・通知機関
ア　発表機関
広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が共同発表
イ　通知機関
広島県危機管理監危機管理課
⑵　発表及び解除の基準
ア　発表基準
実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市区町（広島市においては、行政区単位）ごとに発表する。</td></tr>
</table>

ページ	運用開始後
	⑶　受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。 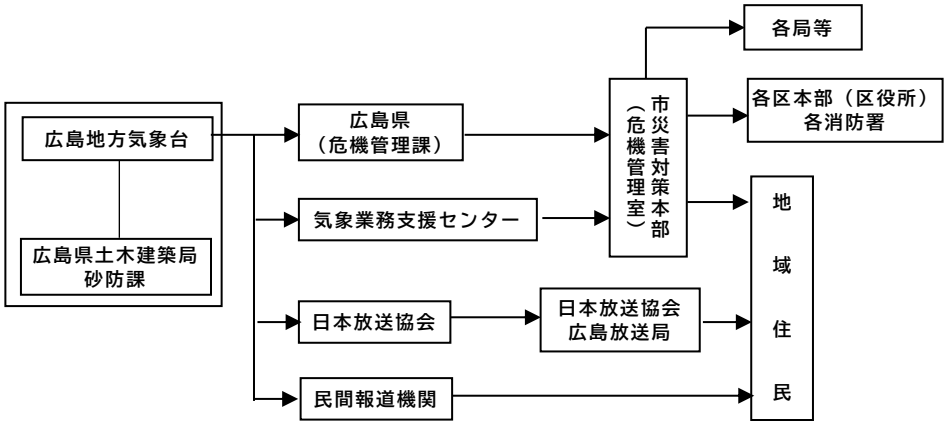
143～144	**「11　竜巻注意情報」に関する記述を削除**